

令和7年

第3回北杜市議会定例会会議録

令和7年9月 2日 開会

令和7年9月30日 閉会

山梨県北杜市議会

令和7年

第3回北杜市議会定例会会議録

9月2日

令和7年第3回北杜市議会定例会（1日目）

令和7年9月2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
日程第4 認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第5 認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第6 認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第7 認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第8 認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第9 認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第10 認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第11 認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第12 認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
日程第13 認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定
日程第14 認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定
日程第15 報告第10号 令和6年度北杜市健全化判断比率報告の件
日程第16 報告第11号 令和6年度北杜市資金不足比率報告の件
日程第17 報告第12号 令和6年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
日程第18 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第19 議案第56号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第57号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第58号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第59号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第24 議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第62号 北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第63号 北杜市ほくともりっこパーク条例の制定について
- 日程第27 議案第64号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第65号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第67号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第68号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第69号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第70号 令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第71号 令和7年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第72号 令和7年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第73号 訴えの提起について（建物明渡し及び滞納賃料の支払い）
- 日程第37 議案第74号 動産の取得について（避難所備蓄品）
- 日程第38 議案第75号 財産の貸付について（旧北杜市立明野学校給食センター）
- 日程第39 質問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第40 質問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第41 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第42 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第43 請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書

2. 出席議員 (20人)

1番	浅川 勝正	2番	大塚 愛
3番	輿石 知宏	4番	飛矢崎雅也
5番	中村 典子	6番	山崎 君江
7番	高見澤伸光	8番	輿水 崇
9番	中山 喜夫	10番	神田 正人
11番	大芝 正和	12番	秋山 真一
13番	進藤 正文	14番	志村 清
15番	齊藤 功文	16番	加藤 紀雄
17番	清水 進	18番	保坂多枝子
19番	内田 俊彦	20番	秋山 俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

17番	清水 進	18番	保坂多枝子
19番	内田 俊彦		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育部長	加藤寿	上下水道局長	田中伸
会計管理者	河手貴	監査委員事務局長	小澤永和
農業委員会事務局長	坂本賢吾	明野総合支所長	皆川賢也
須玉総合支所長	花輪孝	高根総合支所長	白倉充久
長坂総合支所長	日向勝	大泉総合支所長	清水厚司
小淵沢総合支所長	渡辺美津穂	白州総合支所長	山田健二
武川総合支所長	小林晋	政策推進課長	進藤修一
総務課長	津金胤寛	財政課長	城戸潤子
消防防災課長	小池佳生	管財課長	仲山直樹
商工・食農課長	篠原賢	代表監査委員	入江薰

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 進藤聰
議会書記跡部秀之
議会書記鳥原弘達

開会 午前10時00分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

令和7年第3回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位ならびに執行の皆さまには、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、今年は、梅雨明け前から暑い日が続き、先月には、観測史上最高気温を更新する地点も相次ぐなど、今月に入っても、まだまだ猛暑が続いております。

市内の早いところでは、すでに稻刈りも始まっております。米の価格が連日報道されている状況にありますが、猛暑による収穫量や品質等への影響がないことを願っております。

さて、今定例会は令和6年度各会計の歳入歳出決算の認定、また、市民生活に直接影響する、北杜市水道事業給水条例の一部改正など、重要な審議案件が提出されております。

議員各位ならびに執行の皆さまにおかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提出されました諸議案につきまして、慎重かつ公正なご審議をいただくと共に、円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、清水教育長は一身上の都合により、欠席する旨の届け出がありました。

まず、諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は、認定12件、報告4件、議案20件、諮問2件であります。

次に、今定例会において受理した請願は、お手元にありますとおり2件であります。

次に、監査委員から、令和7年6月から8月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元にありますとおり、報告がありました。

次に、8月6日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町において開催され、議員17名が参加をいたしました。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 保坂多枝子議員、報告をお願いいたします。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

令和7年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

朗読をもって報告させていただきます。

峡北広域行政事務組合議会議長 保坂多枝子

令和7年第1回議会臨時会が7月23日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、浅川勝正議員、輿石知宏議員、輿水崇議員、中山喜夫議員、神田正人議員、秋山真一議員、清水進議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

はじめに、報告第1号 令和6年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告がありました。

今回の臨時会に提出された議案は、条例案件2件、契約案件2件の計4案件です。

審議いたしました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第15号 峠北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利活用を推進するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 峠北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

次に、契約案件についてであります。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出されたものであります。

はじめに、議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車II型購入契約の締結については、北杜消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車II型で、指名競争入札により、契約の相手方は、長野ポンプ株式会社東京営業所、契約金額は、6,710万円がありました。

次に、議案第18号 分散型制御システム（ネットワーク）更新機器の購入（明許）契約の締結については、峠北広域環境衛生センターに納入する機器で、随意契約により、契約の相手方は、JFE環境テクノロジー株式会社、契約金額は、5,115万円がありました。

以上4議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年第1回峠北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

17番 清水 進議員

18番 保坂多枝子議員

19番 内田俊彦議員

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（大芝正和）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月30日までの29日間とすることに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第3 認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第38 議案第75号 財産の貸付について（旧北杜市立明野学校給食センター）までの36件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

令和7年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は、これまでに例を見ない記録的な猛暑が続きました。

そのような中にあっても、本市の冷涼な気候を求め、多くの観光客の皆さまにお越しいただき、各地の観光地が大いに賑わったことは、誠に喜ばしいかぎりであります。

一方、この猛暑は、当面続くと予想されており、農産物への影響が懸念されているほか、熱中症対策が引き続き求められております。

市では、本年度から、「北杜市一時避難所省エネルギー設備購入補助金」を創設し、地区公民館等における設備の省エネ化を推進しているところであります。

本補助金を活用し、空調設備を導入することで、災害時の避難所における生活環境の改善はもとより、平時には地域住民の皆さまの憩いと安らぎの場、いわば「涼み処」としての役割を果たすことも期待されます。

本補助金は、来年度までの2カ年にわたる取り組みでありますので、各行政区におかれましては、積極的にご活用いただきたいと考えております。

また、本年7月30日には、カムチャツカ半島付近を震源とする、マグニチュード8.8の巨大地震が発生し、太平洋側を中心とした各地に「津波警報」が発令されました。

本市においても、今後30年以内の「南海トラフ地震」の発生確率は約80%とされております。

現在、「防災週間」でもありますので、市民の皆さまには、日頃からの備えをお願いするとともに、市としても、防災体制の一層の充実に努めてまいります。

具体的には、本年度から要配慮者がいる世帯への「防災ラジオ貸与事業」を開始し、各家庭における情報伝達手段の強化を進めしております。

さらに、本定例会においては、地震発生時における家具等の転倒防止器具の購入を支援するための所要の経費を計上いたしました。

こうした取り組みを通じて、市民の皆さまの尊い命と暮らしを守るべく、災害に強い北杜市の実現を目指してまいります。

次に、「明野廃棄物最終処分場」についてであります。

これまで、県および「山梨県環境整備事業団」において、適切に管理されてきた中、県は、

本年6月の定例県議会において「明野処分場を廃棄物処分法に基づく処分場としては、できる限り早期に廃止する」との方針を表明されたところであります。

県として、県民の負担を考慮し、一定の方向性を示す必要があったものと理解いたしますが、地域住民にとっては、突然のことであり、困惑の声が挙がっております。

このため、先月29日、長崎知事に対し、「明野処分場の今後の在り方については、住民の声をしっかりと聞くこと」、また、「生活環境保全のため安全対策を講ずるとともに、地域振興に取り組むこと」の2点について要望してまいりました。

知事からは、「いったん立ち止まり、地元の皆さまのご意見を丁寧に伺う」とのコメントをいただいたところであります。

今後も、地域住民の方々のご理解が得られるよう、県と協議しながら、市民の皆さまが安心して暮らせる生活環境の実現に尽力してまいります。

さて、先月6日に東京都で行われました「第57回交通安全こども自転車全国大会」の「団体の部」において、「高根東小学校自転車クラブ」が山梨県代表として出場し、7位入賞という優秀な成績を収めました。

長年にわたり学校を挙げて交通安全の知識と、技術の習得に努めてきた成果であり、心より敬意を表すとともに、今後の活躍を期待しております。

また、本年5月、「第28回全国菓子大博覧会」において、「金精軒製菓株式会社」様の「信玄餅」が、最高賞である「名誉総裁賞」ほか、3商品が受賞されました。

数多くの賞を同時に受賞されたことに、衷心よりお祝いを申し上げます。

次に、市政の状況についてご説明申し上げます。

はじめに、水道料金の改定についてであります。

本年第2回定例市議会において、今後の水道料金の在り方については、「北杜市上下水道事業審議会」からの答申内容を、市の方針とすることをご説明申し上げました。

その後、6月27日から市内8地区において、延べ9回の「市民説明会」を開催するとともに、「パブリックコメント」を実施し、幅広いご意見をいただいたところであります。

このような機会を通じて、市民の皆さんには、おむねご理解をいただいたものと受け止め、本定例会に関係条例の改正条例案を提出させていただきました。

水道事業は、市民の生命と暮らしを守るという、極めて重要かつ必要不可欠なライフラインであります。

加えて、自然災害への備えや、老朽化した水道管路の更新、さらに耐震化の推進など、喫緊の課題に対応していく必要があります。

本市水道事業の経営を安定させ、将来にわたり安全・安心な水を市民の皆さんにお届けできるよう、料金統一を含めた料金改定につきまして、議員各位の格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、「本庁舎整備検討委員会」についてであります。

本市の長年の課題であります市役所本庁舎の整備に向けて、その方向性等を検討するため、7月14日に「第1回北杜市本庁舎整備検討委員会」を開催いたしました。

本庁舎については、「合併協定書」において、「事務所の位置については、合併後10年の間に検討する」とこととされたことから、当時、暫定的に、「旧須玉商業高等学校」の校舎等を活用するとともに、不足するスペースを仮設的な建物の増築により補う中で、今日まで業務を行つ

てまいりました。

しかしながら、合併から20年が経過した現在においても、新庁舎の整備は実現しておらず、建物の老朽化や耐震性能の不足など、多くの課題を抱えている状況にあります。

「南海トラフ地震」をはじめとする、大規模自然災害に備えるためには、本市の災害対応の司令塔としての役割を担う本庁舎は、いかなる状況下にあっても、行政サービスを滞らせることがなく、市民の皆さまの安全・安心な暮らしを守り抜く拠点でなければなりません。

そのためには、強固な防災機能を備えた本庁舎の整備が急務であります。

今回、設置した「検討委員会」においては、各分野を代表する委員の皆さまから幅広いご意見を賜るとともに、「アンケート調査」や「市民ワークショップ」、「市民説明会」などを通じて、市民の皆さまの声を幅広く伺いながら、災害に強く、機能性を重視した、本市にふさわしい本庁舎の整備を進めてまいります。

次に、行政組織の見直しについてであります。

私が市長に就任し、早くも9カ月が経過いたしました。

この間、公約に基づく様々な施策の実施に向けて取り組んでいるところでありますが、一方で、組織として業務を進める上で、いくつかの課題や不具合が存在することも実感しているところであります。

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、行政ニーズがますます多様化する中において、市役所には定期的な組織の見直しが不可欠であります。

とりわけ、「市立中学校の再編」や「点から面の観光振興」、「DXの推進」、「上下水道の老朽化対策」など、公約に掲げた重要施策の実現、さらには喫緊の課題解決を着実に進め、本市を力強く前進させるためには、効率的かつ機能的な組織体制の構築が求められております。

このため、来年4月の新たな体制への移行を目指し、現在、組織見直しに向けた準備作業を進めているところであります。

次の市議会定例会において、その概要をお示しするとともに、「北杜市行政組織条例」の改正についてご審議をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市の「こども政策」についてであります。

本市は、「こどもまんなか社会 こどもの未来を拓くまち北杜」を掲げ、これまででも、様々な子育て支援策を推進してまいりました。

しかしながら、社会経済は急速に変化しており、的確に現状を把握する中で、市民の暮らしを最優先とした施策に転換を図るべく、今後の子どもに係る施策の方向性について検討してきたところであります。

安心して子どもを生み育てられる社会の実現には、「子ども・子育て世代」への経済的支援と伴走型の相談支援を両輪とした施策の展開が不可欠であるとの考え方の下、関係事業全般を見直すことといたしました。

その一つとして、まず「保育料の完全無料化」に取り組んでまいります。

若い子育て世帯の就労を支援するとともに、経済的負担を軽減するため、来年4月から、これまで第2子以降を対象としていた保育料無料化を拡充し、0歳から2歳の第1子も含め、子どもの年齢や人数、保護者の所得にかかわらず、全ての園児の保育料を無料といたします。

また、「放課後児童クラブ」においては、児童が安心して過ごせる環境の整備と、保護者のニーズに応えることを目的に、保育料を見直す中で、ICT化の推進や、長期休暇中の受入時間延

長など、利用環境の一層の充実を図ってまいります。

妊娠、出産、子育てに関する施策としては、子どもを持ちたいと願うご夫婦の気持ちに寄り添い、精神的・経済的負担を軽減するため、不妊治療費の一部を助成する制度の創設を検討してまいります。

加えて、地域で子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター事業」については、市の利用料補助を拡充し、必要とするご家庭に適切な支援が届く体制を整えてまいります。

経済的支援に関しては、現在実施している「子育て応援金支給事業」について、出生順位による支給額の違いが公平性に欠けること、また出生数の増加に直結していないことを踏まえ、来年度に向けて見直してまいります。

具体的には、本年度から国施策として見直された「妊娠のための支援給付金」により、妊娠中から出産時期に2回に分けて、10万円が支給されることを踏まえ、本市独自の支援として、小学校入学時の家庭負担軽減に資する給付について検討してまいりたいと考えております。

この他、出会いをサポートする「婚活支援」や、助産師が妊婦を訪問する「マイ助産師事業」、「産後ケア」などの伴走型支援、保育園の副食費および小中学校の給食費の無償化、「子育て応援マイホーム補助金」などの経済的支援などと合わせて、全国でもトップクラスとなる切れ目のない子育て支援を実現してまいります。

また、こうした施策を効果的に発信することで、市民の皆さんに子育ての喜びと安心を実感していただくとともに、移住を希望する皆さんにも選ばれるまちづくりを進めるなど、新たな「こども政策」を力強く展開してまいります。

次に、現在整備を進めています「北杜市保健センター」に隣接する公園についてであります。

本年11月のオープンに先立ち、公園の新たな名称については、公募のほか、市内保育園に通う子どもや、保護者の皆さんによる投票を経て、このたび、名称を「ほくともりっこパーク」に決定いたしました。

「ほくともりっこパーク」の「もりっこ」には、北杜の「杜」と「子どもたち」という意味が込められており、本市を代表する公園にふさわしい、親しみやすく呼びやすい名称であります。

公園内には、市民の皆さんから要望の多かった「大型複合遊具」をはじめ、車イスの方でも楽しく遊べる「インクルーシブ遊具」、さらに外灯や東屋、ベンチなどを整備し、隣接する「子育て支援施設」と一体となり、市の子育て支援の拠点として、また市民の皆さん相互の交流と絆を育む公園として、多くの方にご利用いただけるものと期待しております。

併せて、本公園については、市内の著名なイラストレーターの方から、本市の子どもたちのために、オリジナルのロゴとキャラクターの提供の申し出をいただきました。

今後、これらを有効に活用していくことで、公園の魅力と愛着が一層高まり、さらにより多くの方に親しまれる、笑顔あふれる公園となることを願っております。

次に、「環八ヶ岳連携推進協議会」についてであります。

先月21日に、八ヶ岳周辺の13自治体により、八ヶ岳エリアの魅力発信や地域資源の整備を通じた観光振興などを目的として、「環八ヶ岳連携推進協議会」が設立されました。

山梨県と長野県にまたがる八ヶ岳エリアには、山岳観光をはじめ、多彩な飲食店や温泉など、豊かな観光資源に恵まれており、「八ヶ岳」の名称そのものが高いブランド価値を有しているも

のと認識しております。

本協議会の設立により、従来は各自治体ごとに取り組んでいた施策を、より広域的かつ戦略的に展開することが可能となることで、本市としても「点から面への観光振興」として、更なる八ヶ岳の認知度向上や新たな観光プログラムの創出など、八ヶ岳エリアの活性化に資する取り組みを推進してまいります。

次に、「北杜市ふるさと親善大使」についてであります。

先月6日に、「北川悠仁」様を「北杜市ふるさと親善大使」に委嘱しました。

北川様は、平成8年にフォークデュオ「ゆず」を結成し、「栄光の架橋」など数多くのヒット曲で、日本中の方を勇気づけ、魅了し続けております。

本市においても、これまで歌舞伎をはじめとする、芸術文化に子どもたちが触れる機会の創出や、コンサートを開催していただきいており、誠にありがとうございます。

今後、北川様の活動を通じて、本市の魅力がさらに多くの方に伝わることを期待しております。

次に、国際交流事業についてであります。

夏休み期間中、大韓民国京畿道抱川市から中学生が本市を訪れたほか、本市からはアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡に中学生を派遣し、現地でのホームステイをするなど、国を跨いだ中学生の交流が行われました。

今月16日には、「日韓国交正常化60周年記念事業」として、「ソウル国際親善協会」および、韓国の国会議員で構成する「韓日議員連盟」などにより、ソウル市の国会議員会館において、映画「白磁の人」の特別上映会が開催されることとなり、私も、現地に赴き、その取り組みに敬意を表してまいります。

来月には、私のほか、大芝市議会議長や市内の「御神楽保存会」の皆さんと共に、「抱川市民の日」と題した市民イベントに参加してまいります。

また、14日からは、マディソン郡の代表団が本市を訪問され、市内視察のほか、6年ぶりに開催される「ポール・ラッシュ祭」に参加いたします。

こうした姉妹都市間の文化交流を通じて、絆を一層深め、市民相互の理解と友好を促進してまいります。

次に、補正予算に計上いたしました主な事業についてご説明申し上げます。

はじめに、「中山間地域等直接支払制度集落協定物価高騰対策事業補助金」についてであります。

本市においては、「中山間地域等直接支払制度」を活用し、163協定に5,600人の農業者が加入しており、約2,500ヘクタールの農地を保全しているところであります。

しかしながら、昨今の物価高騰により、共同活動で使用する刈払機のチップソー、混合燃料等の費用が上昇するなど、活動にも影響が及んでおります。

各協定による農地保全は、本市の美しい田園風景や、生物の生息環境を守るといった地域全体の環境保全に資するものでありますので、今回、各協定の活動を支援するため、協定面積10アール当たり1千円を交付する予算を本定例会に計上しております。

次に、「地域活性化起業人制度」の活用についてであります。

このたび、東京都渋谷区に本社があります「株式会社Macbee Planet」様から、

国の「地域活性化企業人制度」を活用した社員派遣の申し出がありました。

市では、この申し出を受け、市内農地の流動化および担い手農業者支援を行っている「公益財団法人 北杜市農業振興公社」において、「農地バンクシステム」の構築による業務効率化の検証や、農産物のブランド化支援等に知見を活かしていただくこととし、所要の経費を本定例会に計上したところであります。

次に、「介護予防のための補聴器購入費補助金交付事業」についてであります。

市では、本年度から「軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金」を創設しておりますが、本年5月に県において「認知機能低下予防補聴器装用推進事業費補助金」が創設されたことを受け、本補助金を活用し、一部の高齢者を対象に補助額を拡大して補聴器購入を促進するため、今回、「介護予防のための補聴器購入費補助金交付事業」として、所要の経費を本定例会に計上しております。

高齢者の補聴器の早期装用を推進することにより、社会参加および地域交流の促進を図り、認知症およびフレイル予防に寄与することを期待するところであります。

次に、「K A I T E K I 住宅普及促進事業」についてであります。

本年度、県において、子育て世代が理想とする子どもの数を実現できる、住環境の整備と、地域の住宅産業の振興および、優良住宅の普及促進を目的として、「やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業」が創設されました。

この事業は、耐震や省エネ、長寿命化といった機能的要件に加え、子育て世代への上乗せ加算や、県産材の使用量に応じた上乗せ加算を行うなど、子育て応援や、県内林業の振興の双方に寄与する、網羅的な制度であります。

市では、これらの基準を満たす住宅を新築・改修、または取得する市民の皆さまに対し、県が定める独自の基準に基づき、補助金を交付するため、本定例会に所要の経費を計上したところであります。

次に、白州総合体育館サンドグラウンドについてであります。

令和元年度に、「白州総合体育館」敷地内に整備しました、「ビーチバレーボールコート」は、市内外の方々に広くご利用いたたいており、県外選手による大会も開催されております。

一方、令和14年度に、山梨県で開催予定の「国民スポーツ大会」において、本施設で「ビーチバレーボール競技」を実施するにあたり、新たに「サンドバレーコート」の設置について検討してまいりました。

今般、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」、いわゆる「第2世代交付金」に申請し、先月29日に国からの内示を受け、採択となったところであります。

今後、予算の調整を行い、本定例会中に追加議案として提出予定であります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、認定案件12件、報告案件4件、条例案件13件、補正予算案件4件、その他案件3件、諮問案件2件、合計38案件であります。

はじめに、認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号 「令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定」から、認定第12号 「令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定」までの12案件につきましては、「地方自治法」第233条第3項および、「地方公営企業法」第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

次に、報告案件についてであります。

報告第10号 「令和6年度北杜市健全化判断比率報告の件」および、報告第11号 「令和6年度北杜市資金不足比率報告の件」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項および、第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第12号 「令和6年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件」につきましては、「地方自治法施行令」の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第13号につきましては、「地方自治法」第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第56号 「北杜市民バス条例の一部を改正する条例について」につきましては、白州・武川エリアの幹線の運行経路を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号 「北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、「公職選挙法施行令」の一部が改正されたことに伴い、選挙運動に係る公費負担額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号 「北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、「国家公務員等の旅費に関する法律」および「山梨県職員旅費条例」の一部が改正されたこと、および国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 「北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について」につきましては、「電気通信事業法」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号 「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」につきましては、「地方自治法」の一部が改正されたことに伴い、「北杜市病院事業の設置等に関する条例」ほか3条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号 「北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」につきましては、放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、適正な受益者負担による持続可能な運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号 「北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、「児童福祉法」の改正に伴い、新たに市町村の認可事業として乳児等通園支援事業が創設されたことから、同事業の設備および運営の基準を定めるものであります。

次に、議案第63号 「北杜市ほくともりっこパーク条例の制定について」につきましては、こどもの居場所づくりとともに、多世代交流の場を確保することを目的として設置する「ほくともりっこパーク」の設置および管理について定めるものであります。

次に、議案第64号 「北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例について」につきましては、建物の有効活用を図るため、同施設の用途を廃止するものであります。

次に、議案第65号 「北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、「気象官署予報業務規則」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので

あります。

次に、議案第66号 「北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」につきましては、水道の料金体系を統一することにより、使用者間の負担の公平性を確保するとともに、将来にわたり安定した水道事業の運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号 「北杜市下水道条例の一部を改正する条例について」につきましては、「標準下水道条例」の一部が改正されたことに鑑み、排水設備等の新設等の工事を行うことができる者の基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 「北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、国の通知である「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について」に鑑み、部分休業制度を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第69号 「令和7年度北杜市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、先ほど主な事業をご説明申し上げましたが、国の「物価高騰対応重点支援交付金」の追加交付を受け、物価高騰等の影響を受ける「中山間地域等農業生産活動」を行う農業者への支援や、私立保育所等への「特別栽培米」購入に係る経費、国や県の補助金を活用した市道や林道などの整備費、庁舎に関する「市民アンケート調査」などの支援業務に係る経費、補聴器や住宅の購入等への支援などの事業費等を計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は2億7,853万2千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ347億6,796万8千円となります。

次に、議案第70号 「令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、国民健康保険税業務に必要なシステム改修に要する経費、および「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」などの事業費確定に伴う、国などへの返還金を計上するものであります。

次に、議案第71号 「令和7年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、後期高齢者医療業務に必要なシステム改修に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第72号 「令和7年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、「介護給付費負担金」および「地域支援事業交付金」の事業費確定に伴う国などへの返還金を計上するものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第73号 「訴えの提起について（建物明渡し及び滞納賃料の支払い）」につきましては、そば処清里「北甲斐亭」および「そば道場」の使用者に対し、本件建物の明渡し及び滞納賃料の支払いを求める訴えを提起するため、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号 「動産の取得について（避難所備蓄品）」につきましては、動産を取得することについて、「地方自治法」ならびに「北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 「財産の貸付について（旧北杜市立明野学校給食センター）」につきましては、市有財産の有効活用と地域の振興、および環境保全を図るため、財産を減額して貸し

付けることについて、「地方自治法」第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大芝正和）

市長の説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第12号までの一般会計および各特別会計の決算の認定12件について、補足説明を求めます。

河手会計管理者。

○会計管理者（河手貴）

それでは、今議会に提出されました令和6年度、各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明を申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づき、処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、令和7年7月1日から7月23日までの間の6日間にわたり実施されました。決算に対する意見書を7月23日付けでいただいたところであります。

今定例会におきまして、認定をいただく案件につきましては、令和6年度の一般会計をはじめ、各特別会計および病院事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計併せて12案件であります。

まず、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の、主なものにつきましては「市税」の77億3千万円余りをはじめ、「地方交付税」111億円余り、「国・県支出金」51億8千万円余り、「ふるさと納税等 寄附金」22億円余り、市債28億6千万円余りなど、歳入合計は、347億5,906万3,542円であります。

また、歳出の主なものにつきましては、「ふるさと納税 推進事業」、「給付金・定額減税一体支援事業」、「白州保育園・西部こども園大規模改修事業」、「北杜市くらし応援商品券事業」、「旧たかね荘解体撤去事業」、「白州小学校大規模改修事業」、「八ヶ岳スケートセンター整備事業」などが実施され、歳出の合計は、331億9,436万3,195円で、歳入歳出差引額は、15億6,470万347円となりました。

次に、認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、国民健康保険税10億8千万円余りをはじめ、県支出金38億3千万円余りなど、合計で54億6,966万3,433円であります。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費の36億8千万円余りなど、合計で54億6,541万9,257円となり、翌年度への繰越額は、424万4,176円となりました。

次に、認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の8億7千万円余りなど、合計で11億2, 585万6, 230円ありました。

歳出の主ものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の11億1千万円余りなど、合計で11億2, 069万3, 284円となり、翌年度への繰越額は516万2, 946円となりました。

次に、認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、介護保険料10億8千万円余り、国庫支出金12億円余りなど合計で53億2, 506万1, 466円ありました。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費の48億円余りなど、合計で52億4, 632万3, 725円となり、翌年度への繰越額は、7, 873万7, 741円となりました。

次に、認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきしましては、サービス収入の1, 500万円余りなど、合計で2, 110万4, 236円ありました。

歳出の主ものにつきましては、総務費1, 284万円余りなどで、合計1, 659万2, 073円となり、翌年度への繰越額は451万2, 163円となりました。

次に、認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、売電収入の1億円余りなど、合計で1億3, 669万366円ありました。

歳出の主ものにつきましては、総務費7, 900万円余りなど、合計で1億2, 484万1, 566円となり、翌年度への繰越額は、1, 184万8, 800円となりました。

次に、認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、診療収入の9, 700万円余りなど、合計で1億624万9, 305円ありました。

歳出の主ものは、総務費7, 800万円余り、医業費の2, 700万円余りなど、合計で1億597万5, 483円となり、翌年度への繰越額は27万3, 822円となりました。

次に、認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、診療収入7, 500万円余りなど、合計で9, 012万2, 418円ありました。

歳出の主ものにつきましては、総務費6, 100万円余り、医業費の2千万円余りなど、合計で8, 919万3, 796円となり、翌年度への繰越額は、92万8, 622円となりました。

次に、認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入の主ものにつきましては、県支出金、財産収入、繰越金など、合計で2億1, 830万9, 439円であり、歳出の主ものにつきましては、各財産区管理会の管理費など、合計で

1億4, 102万3, 059円となり、翌年度への繰越額は、7, 728万6, 380円となりました。

次に、認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額につきましては、36億9, 190万2, 385円、収益的支出の決算額は、40億9, 681万8, 514円で、收支は4億491万6, 129円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は、5億9, 469万2, 176円、資本的支出の決算額は、12億8, 190万2, 077円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、6億8, 720万9, 901円は、損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は、22億5, 678万5, 497円、収益的支出の決算額は、22億2, 838万8, 345円で、收支は2, 839万7, 152円のプラスとなりました。

また、資本的収入の決算額は、9億6, 512万9, 857円、資本的支出の決算額は、9億7, 294万1, 988円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、781万2, 131円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

最後に、認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は、27億5, 087万9, 867円、収益的支出の決算額は、26億2, 766万9, 584円で、收支は1億2, 321万283円のプラスとなりました。

また、資本的収入の決算額は、16億4, 504万3千円、資本的支出の決算額は、24億3, 187万1, 011円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、7億8, 682万8, 011円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金および、当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

以上で、令和6年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、ご説明させていただきました。

よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますよう、お願ひいたします。

○議長（大芝正和）

補足説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第12号までの12件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薰）

北杜市代表監査委員の入江薰でございます。

令和6年度北杜市一般会計・特別会計・事業会計の決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市住宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度北杜市病院事業特別会計決算

令和6年度北杜市水道事業会計決算

令和6年度北杜市下水道事業会計決算

の12会計でございます。

この12会計の決算につきまして、令和7年7月1日から7月23日までの間、北杜市役所において、審査のため提出された決算書類について、早川明美監査委員、齊藤功文監査委員、そして私の3名で、決算審査を実施いたしました。

審査に付された、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、および財産に関する調書について、これらの計数の正確性を検証するため、審査を実施したほか、必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計・特別会計・事業会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況についての決算計数は、正確がありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

令和6年11月に、市民や企業、地域、各種団体などと協力し、「絆」で結ばれる市政運営を基本とする、大柴新市長が就任し、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の理念のもと、「北杜を前へ」をスローガンに各種事業に取り組んでいるところであります。

本市では、東京一極集中が続き行政サービスの地域格差が顕在化する中、都市から地方への流れを加速化させるため、デジタル化ならびに地球温暖化抑止のため脱炭素を含むエネルギー政策の推進を行い、経済社会の在り方がこれまでにない変革を迎える状況下において、国内外の動向も見極めながら、新たな想像力のもと、地域経済の発展と持続可能な行財政運営を力強く推し進めているところであります。

令和6年度の歳入については、国による定額減税の実施により、個人住民税が減額となった一方で、減収分は地方特例交付金により補填されたことにより、総額は横ばいとなりました。

また、物価高騰の影響を受けた市民や市内事業者への支援として「物価高騰対応緊急支援事業」を実施したことにより、まちづくり振興基金繰入金は前年度よりも増額となり、ふるさと納税寄附金は個人や企業から多くの賛同をいただいたことにより、増額となり、弾力的な運用を目的として、ふるさと応援基金を積み立てているところであります。

なお、地方債については、「白州保育園・西部こども園大規模改修事業」や市道の災害防止対策事業などにより前年度よりも増額となりました。

以上のことから、令和6年度全体では、前年度を上回る歳入ありました。

一方、歳出については、人事院勧告による給料月額、期末勤勉手当の支給月数の増や、会計年度任用職員に勤勉手当が新たに支給されたことによる、人件費などの義務的経費の増加に加え、「白州保育園・西部こども園大規模改修事業」「白州小学校大規模改修事業」、市道の災害防止対策事業などの投資的経費や、物価高騰等に直面する市民および市内事業者を支援する「物価高騰対応緊急支援事業」「くらし応援商品券事業」や、ふるさと納税寄附金の返礼品などの経

費、旧たかね荘の解体工事などにより増となっており、全体では前年度と比べ増額となりました。

このような中、本市の令和6年度決算に目を向けてみると、公営企業会計の借り入れ額の返還により残高は減少し、実質交際費比率は、5.3%、将来負担比率は、昨年度に引き続きマイナスのため算出されず、財政健全化に向けた努力が数値に表れております。

このことは、評価に値するところですが、市債残高は、一般会計が約194億円、事業会計などが約243億円、合計で約437億円と、前年度より約13億円の減少となっているものの、依然として多額となっているため、削減に向けた計画的な取り組みが望まれるところであります。

本市では、これまで持続可能な財政運営のため、多くの行財政課題に取り組み、成果を上げてきたところでありますが、令和7年度に合併特例事業債の発行期限が終了し、政策金利が上昇した中で、特に交付税の財源保障を受けない地方債については、慎重な判断の下に借り入れを実施され、かつ基金の更なる運用へ鋭意努力されることを期待します。

経済や社会情勢の先行きを見極め、持続可能な財政運営を確立するため、これまで以上に事業の成果や施策の優先度を厳しく精査し、事業そのものについて思い切った取捨選択を行うとともに、民間の力を最大限活用しての施策展開の検討など、限られた財源の効率的かつ効果的な配分に努め、市の将来を見据えて最小の経費で最大の効果が得られるよう、なお一層の創意、工夫を重ねていくことが望まれるところであります。

引き続き、人件費や扶助費などの義務的経費、公共施設の老朽化による維持補修費、特別会計への繰出金などの増加が見込まれる中、歳出の抑制や自主財源の確保等に取り組み、更なる財政健全性の維持や効果的・効率的な行政運営を望むものであります。

本市の豊富な人材、希少な景観・水資源など地域の宝を、次世代に引き継ぎ、さらに発展させることにより地域の価値の創造につなげ、国や県、民間企業などと連携を図る中で、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市」の実現を期待し、令和6年度決算審査の報告いたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第12号までの12件は決算特別委員会へ、議案第56号から議案第68号までのうち議案第60号、議案第62号、議案第63号および議案第66号を除く9件につきましては所管の各常任委員会へ、議案第66号は北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お詫びいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第12号までの12件につきましては決算特別委員会を、議案第66号につきましては北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第12号までの12件につきましては決算特別委員会を、また、議案第66号につきましては北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会、および北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、それぞれに20人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の全議員を決算特別委員会、および北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会、および北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会の各委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、正・副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

なお、2つの特別委員会は、全員協議会室にて、11時25分から開催といたします。

ここで、昼食も含め暫時休憩といたします。

再開は、13時30分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後 1時29分

○議長（大芝正和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、入江代表監査委員は、一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会、および北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

まず決算特別委員会から、正・副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に進藤正文議員、副委員長に秋山真一議員。

次に、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会から、正・副委員長の氏名が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に秋山俊和議員、副委員長に神田正人議員。

以上のとおり、決算特別委員会および北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会の正・副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第68号までのうち議案第60号、議案第62号、議案第63号および議案第66号を除く9件は、会議規則第37条第1項の規定

により、お手元にあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（大芝正和）

日程第15 報告第10号 令和6年度北杜市健全化判断比率報告の件から日程第18 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの4件について、内容説明を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

報告第10号 令和6年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率についてですが、これは普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。

本市の場合、普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではありませんので、数値は入らず、横線を表示しております。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

これは、普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを示す指標でありますが、こちらも本市の場合、赤字ではないため数値は入らず、同じく横線を表示しております。

次に、実質公債費比率ですが、これは全会計および一部事務組合に係る公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標であります。

本市の令和4年度から令和6年度までの3カ年の平均の数値は5.3%であります。昨年度の5.8%から0.5ポイント減少しておりますが、主な要因は元利償還金が減少したことによるものであります。

なお、実質公債費比率が18%を下回りますと、過疎対策事業債などの一部の公的資金を除き、民間資金債などを発行する場合に、知事への起債協議も不要となる制度となっており、本市では、協議対象となる一部の公的資金債を除き、民間資金などにつきましては、知事への届出のみで起債できることとなっております。

次に、将来負担比率であります。

これは、全会計と一部事務組合および出資法人に関して、返済や支払いが必要となる負担額の合計が一般財源総額に対して、どの程度の割合であるかを表した指標であり、算出されなかつたため数値は入っておりません。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては、上段が早期健全化基準であり、基準の数値以上の場合には、財政健全化計画の策定などが義務づけられ、自主的な改善努力による財政の健全化を図ることとなり、下段が財政再生基準であり、財政再生計画の策定などが義務づけられ、国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

報告第10号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第11号 令和6年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。

本市においては、表にあります北杜市病院事業特別会計ほか3会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入っておりません。

なお、公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、20%以上となった場合には、経営健全化計画の策定などが義務づけられることとなります。

報告第11号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第12号 令和6年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

令和5年度から令和6年度までの2カ年継続事業として予算計上いたしました、スパティオ小淵沢温泉掘削事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき清算報告を行うものであります。

全体計画の年割額の合計1億4,960万円に対し、実績の支出済額の合計は1億4,740万円であり、年割額と支出済額の差は220万円となっております。

報告第12号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

今回、専決処分を行ったものは、公有自動車事故に関するもの1件、道路の管理瑕疵に関するもの1件の合計2案件であります。

2ページをご覧ください。

専決第1号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専 決 処 分 日 令和7年8月5日

損 害 賠 償 の 額 61万3,800円

損害賠償の相手方 北杜市高根町清里3545番地1288

ヴィラージュハケ岳管理組合 理事長 岩井孝であります。

損害賠償の理由 令和6年12月20日午後7時20分頃、北杜市高根町清里3545番地1288のヴィラージュハケ岳において、消防団員が運転する小型動力ポンプ付積載車が、同施設の車寄せに進入したところ、同車両に掲揚した部旗が車寄せの天井に接触し、損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

専決第1号は、以上であります。

○議長（大芝正和）

説明を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

3ページをお開きください。

専決第2号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和7年7月2日

損 害 賠 償 の 額 4万7, 250円

損害賠償の相手方 東京都世田谷区在住 男性

損害賠償の理由 令和7年5月7日午前10時30分頃、北杜市白州町白須8232番地10付近の林道尾白川線において、相手の運転する普通自動車が道路上の穴に落ち込み、車両の右前輪および右後輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支 払 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号から報告第13号までの4件の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

日程第36 議案第73号 訴えの提起について（建物明渡し及び滞納賃料の支払い）を議題といたします。

内容説明を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

議案第73号 訴えの提起について（建物明渡し及び滞納賃料の支払い）について、ご説明を申し上げます。

建物明渡し及び滞納賃料の支払いを求める訴え（和解を含む。）を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 訴えの趣旨

建物明渡し及び滞納賃料の支払い

2 訴えの相手方

住所 山梨県北杜市高根町清里3545-357-B

氏名 T o m o r r o w n e v e r k n o w s 株式会社

代表取締役 三上浩太

3 訴えの対象物件

所在地 山梨県北杜市高根町清里2890番地1

名 称 そば処清里「北甲斐亭」及びそば道場

4 和解事項

滞納賃料の支払いについては、分割納入等により完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれるときにあっては、和解するものとする。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ又は和解
- (2) 控訴、上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為

提案理由

上記記載の者は、本件対象物件を賃貸借契約により使用していたが、市からの再三にわたる連絡に応じることなく、支払うべき賃料を滞納し、また、所有する動産を残したまま、所在不明の状況となった。市は、早期に当該物件の利活用を再開する必要があることから、賃貸借契約における権利義務を確定させるため、建物の明渡し及び滞納賃料の支払いを求める訴訟（和解含む。）を提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、飛矢崎議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

議案第73号 訴えの提起について（建物明渡し及び滞納賃料の支払い）について、質問させていただきます。

当該の訴えの相手方、Tomorrow never knows株式会社に対して、賃料が月額5万円、年額60万円。協議の上、年度末一括支払いを決めたということでしたけれども、今回、こういう事態に至って、その都度、つまり一括払いではなくて月払い、その都度受け取っていたならば、もっと細かく、この賃借人の状況をつかむことも可能であって、こういう、ある意味、最悪の事態を防げたのではないかと思います。

今回はこういうことになってしましましたけれども、今後、契約を結ぶ際には、この一括払いというのではなくて、こういう事例を反省して、なるべくその都度払いということを考えていいく予定というか、考えはあるのかどうか、そのところを質問させていただきたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

飛矢崎雅也議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、今回は年額60万円ですが、月額5万円ということでした。こういう事例を防ぐためにも、やはり四半期あるいは月々納めていただいて状況を確認することは、今後このような案件を防ぐことの鉄則だと思っておりますので、以後そのような形で行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

5番、中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

普通の民間の賃貸借契約ですと、連帯保証人を立てるのが一般的だと思うんですけども、
公的なものでは連帯保証人を立てておくということはできないんでしょうか。教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

市の貸付に関しては、今まで連帯保証人を付けたことがございませんので、今後そのような
ことができるのかは、顧問弁護士と相談をしていきたいと思いますが、今まで事例がござい
ません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

19番、内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

訴えの相手方がお一人ということでございます。つまり、ここに役員とほかの責任者が載っ
ていないということになりますと、この法人はおそらく、責任を取れる方はこの方一人だった
ということだったんではないかと思います。

そういたしますと、今後は、こういった一人役員、一人代表、一人会社の法人につきまして
は、やはりきっちり精査しながら役員を付けてもらうとか、責任者の割合が出るから、そういっ
たことはぜひとも指導しながら、今後はこういった賃貸の契約であっても、私はしていくべき
かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

今回、このような案件となってしまいましたので、ただいま内田議員がおっしゃるように、
そのようなことを模索していきながら、今後は厳しく契約をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第37 議案第74号 動産の取得について（避難所備蓄品）を議題といたします。

内容説明を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

議案第74号 動産の取得について（避難所備蓄品）をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、動産を取得することについて、議会の議決をお願いするものであります。

1 取得する動産 避難所備蓄品(折り畳み式簡易ベッド430式、ワンタッチパーティション215式、災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ65台、災害用

LEDバッテリーライトセット2セット)

2 取得金額 2,766万930円

3 取得目的 災害時に使用する資器材等を備蓄する必要があるため。

4 契約の相手方 山梨県笛吹市御坂町八千歳287番地1

東八防災株式会社

代表取締役 宮本雄一

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番、中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

災害用LEDバッテリーライトセットが2セットなんですけれども、ほかの備蓄品と比べて極端に数が少ないと思ったんですけれども、なぜ2セットだけで大丈夫なんでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

5番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害用LEDバッテリーライトセット2セットにつきましては、本庁消防防災課で管理をしまして、必要に応じて、必要な場所に移動するという使い方をさせていただきます。

本日お願いしましたそのほかの備品につきましては、避難所等に設置しております防災備蓄倉庫へそれぞれ数を分けまして配置するということから、ほかの備品と数が違うという取り扱いになっております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以後、予算に関する質問は予算の段階での質問としてください。

ほかにありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第74号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第38 議案第75号 財産の貸付について（旧北杜市立明野学校給食センター）を議題といたします。

内容説明を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

議案第75号 財産の貸付について（旧北杜市立明野学校給食センター）について、ご説明申し上げます。

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 貸付を行う市有財産

（1）土地

ア 所在地 山梨県北杜市明野町上手字平林南8292番2

面 積 528.89平方メートル

イ 所在地 山梨県北杜市明野町上手字平林南8292番3

面 積 122平方メートル

の2筆であります。

（2）建物

建物区分 紿食センター

構 造 鉄骨その他造平屋建

延床面積 236平方メートル

2 貸付の相手方

山梨県北杜市明野町上手5021番地

明野獣友会会長 五味力

3 貸付の目的

農林業被害の軽減を図るために管理捕獲する野生鳥獣の食肉加工施設として貸し付けることにより、市有財産を有効活用するとともに、地域の振興及び環境の保全を図るためであります。

4 貸付料を減額する理由

借主の安定的かつ継続的な事業展開が期待でき、市有財産の有効活用と地域の活性化に資することができるためであります。

5 貸付料

年額22万6,027円

6 貸付期間

令和7年12月1日から令和17年11月30日までの10年間でございます。

次のページをお願いいたします。

提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を適正な対価なくして貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第39 諒問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件および日

程第40 諒問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

諒問2案件につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、諒問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市長坂町、小尾美香。次に諒問第5号につきましては、北杜市白州町、野崎哲司の推薦につきまして、お手元に配布しております資料のとおり、議会の意見を求めるものであります。

以上、2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号および諮問第5号の2件については、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、諮問第4号および諮問第5号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号および諮問第5号の2件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号および諮問第5号の2件は、原案のとおり推薦することを決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第4 1 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元にありますとおり、唯井久男、名取富雄、名取一彦の3人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました3人を、釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人が、釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（大芝正和）

日程第42 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

18番、保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

朗読をもって請願第2号の趣旨説明をいたします。

請願第2号

2025年8月25日

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA協議会会長 溝口奈緒美

北杜市明野町上手

北巨摩地区公立小中学校長会

会長 古屋啓一

北杜市高根町上黒沢

北巨摩地区公立小中学校教頭会

会長 高瀬有治

甲斐市岩森

山梨県教職員組合北巨摩支部

執行委員長 浅川 学

北杜市大泉町西井出

紹介議員

保坂多枝子

高見澤伸光

内田俊彦

中山喜夫

秋山俊和

浅川勝正

志村 清

中村典子

飛矢崎雅也

北杜市議会議長 大芝正和殿

請願趣旨

（請願事項）

1. 中学校の学級編制基準の引き下げに当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。

1. 教職員の働き方改革はもとより、子どもたちのゆたかな学びの保障のために、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選を行うこと。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や人材不足など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善は不可欠です。2021年の法改正により小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、特色である「原っぱ教育」の推進により、主体的な学び、豊かな感性、思いやりの心、郷土を愛する心を育む教育を積極的に展開していただいております。また、障がいのある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒、不登校・不登校傾向にある児童生徒等、特別な支援を必要とする子どもが増えている中、様々な任用形態による人材確保は、教職員の働き方改革や子どもたちのゆたかな教育の実現に大きく寄与するものであります。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2026年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により、所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（大芝正和）

日程第43 請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番、中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

朗読をもって、請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願について、趣旨説明をさせていただきます。

2025年8月25日

北杜市議会議長 大芝正和様

請願者

生活クラブ生活協同組合（山梨）

理事長 矢崎綾子

山梨県甲府市

紹介議員 中村典子

輿水 崇

（請願の趣旨）

令和6年度の消費者庁による食品表示に関する消費者意向調査報告によると、ゲノム編集技術応用食品について、「どのようなものか知らない」と答えた人が93%に上っている。またゲノム編集技術応用食品について「表示はある方が望ましい（14.1%）」と「必ず表示してほしい（44.3%）」を合わせると58.4%の人が表示を求めている。

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術である。わが国においては、この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「遺伝子組み換え」となり、食品表示基準で表示が義務づけられている。一方、外来遺伝子が残っていない場合は自然界で起こる範囲内の変異を起こしたものとして「ゲノム編集技術応用食品」となり表示義務がない。

日本では2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されており、そのうちのいくつかはすでに市場流通している。

これらの食品は、内閣府食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外となっている。現在、流通等に先立って国への届出をした上で情報が公表されることとなっているが、法的規制がないため情報提供は事業者の任意となっている。

一方、消費者基本法第2条 基本理念に、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、また第3条 国の責務には、基本理念にのつとり、消費者政策を推進するよう国の責務が定められている。以上のことから、国において消費者基本法の理念に沿って、更なる流通実態や諸外国の表示制度の研究等の情報収集を積み重ねること、健康への影響や生態系・環境面への懸念に対し消費者に必要な情報の提供が望まれる。

消費者がゲノム編集食品と認識し自ら消費を選択できるよう、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示の義務化が必要と考えこれを要望する。

(請願事項)

消費者基本法で保証されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、ゲノム編集食品（ゲノム編集技術応用食品）の表示を義務化することを求める意見書を、国に提出することを求めます。

以上です。

○議長（大芝正和）

趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により、所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、9月25日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時17分

令和 7 年

第 3 回北杜市議会定例会會議録

9 月 25 日

令和7年第3回北杜市議会定例会（2日目）

令和7年9月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党	進藤 正文議員
日本共産党	志村 清議員
北杜オール・イン・ワン	山崎君江議員
みらい創生	加藤紀雄議員
ポラリス北杜	大塚 愛議員
北杜クラブ	秋山俊和議員

2. 出席議員（20人）

1番 浅川勝正	2番 大塚 愛
3番 輿石知宏	4番 飛矢崎雅也
5番 中村典子	6番 山崎君江
7番 高見澤伸光	8番 輿水 崇
9番 中山喜夫	10番 神田正人
11番 大芝正和	12番 秋山真一
13番 進藤正文	14番 志村 清
15番 齊藤功文	16番 加藤紀雄
17番 清水進	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（47人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育部長	加藤寿	上下水道局長	田中伸
会計管理者	河手貴	監査委員事務局長	小澤永和
農業委員会事務局長	坂本賢吾	明野総合支所長	皆川賢也
須玉総合支所長	花輪孝	高根総合支所長	白倉充久
長坂総合支所長	日向勝	大泉総合支所長	清水厚司
小淵沢総合支所長	渡辺美津穂	白州総合支所長	山田健二
武川総合支所長	小林晋	政策推進課長	進藤修一
総務課長	津金胤寛	財政課長	城戸潤子
秘書広報課長	佐藤康弘	未来創造課長	土屋雅光
人事課長	木次強	消防防災課長	小池佳生
企画課長	川端下正往	ふるさと納税課長	櫻井義文
市民サービス課長	清水悦子	福祉課長	齊藤栄慶
介護支援課長	松野純一郎	子育て政策課長	土屋直己
こども保育課長	三井智昭	ネウボラ推進課長	坂口美穂
農業振興課長	福田和久	農地整備課長	小林孝至
観光課長	山田真二	教育総務課長	鷹左右紀
生涯学習課長	田丸敬一	上下水道総務課長	坂本幹雄
上下水道施設課長	鈴木敏仁	上下水道維持課長	有賀英敏
ネウボラ推進課保健指導監	小泉敏美		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 進藤聰
議会書記跡部秀之
議会書記鳥原弘達

開議 午前10時00分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、清水教育長は、一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派全てから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜オール・イン・ワン、30分。

4番 みらい創生、60分。5番 ポラリス北杜、60分。6番 北杜クラブ、45分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

最初に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、13番、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

公明党の代表質問を、5項目について質問いたします。

はじめに、北杜市水道事業について、質問いたします。

平成16年11月、北杜市は7町村が合併し誕生しました。その後、小淵沢町が編入し、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本理念として、北杜市は数々の諸課題を解決し、現在に至っております。水道事業は、昭和32年水道法が施行以来、法令ならびに施設の整備が進められてきました。簡易水道の統合事業、上水道の統合、また上下水道局を設置し、企業会計に移行しました。その間、水道料金の統一は、水道企業団からのダム水を水源とする配水池と井戸水、河川の伏流水を水源とする配水池に分かれ、その水源により給水原価はそれぞれ格差があります。

水道法第14条によりますと、「水道事業者は料金や供給条件によって「供給規定」を定める義務があり、水道法施行規則第12条供給規定には、料金が「合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること」とされており、原価の内訳（人件費、修繕費、減価償却費、資産維持費など）を基礎に算定する必要があります。

現在の水道料金体制は、ダム水使用の6町と、それ以外の2町の体系に分かれております。水道企業団には、責任水量制の下、毎年約7億円の支払いをしております。使用率は約70%であり、残り30%は使用していない実情にあります。

料金改定にあたり、以下質問いたします。

- 1 水道法第14条に基づく供給単価の算出定義は。
 - 2 水道法第14条に基づく、武川町、白州町の1立方メートル当たりの供給原価は。
 - 3 水道法第14条に基づくダム水使用の1立方メートル当たりの供給原価は。
- 2と3の「供給原価」を「給水原価」に訂正をお願いいたします。
- 4 水道企業団の責任水量制の見直しの検討は。
 - 5 水道料金改定にあたり、住民の理解はどのようなお考えか、お伺いいたします。
- 2項目めの、令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更について、質問いたします。
- 交付金・補助金・交付税の獲得や、市政推進の目的を達成するため、地方自治体は10ヵ年5ヵ年をめどに基本計画をはじめ各計画を策定、PDCAサイクルの下、決算、予算を毎年度、議会に上程、単年度収支重視の一般会計、勘定元帳を基にした企業会計、それぞれ法定受託事務を除くと、地方自治体の裁量権に委ねられております。

令和8年度予算は、大柴市長が一から手掛ける、初めての予算編成となります。また、計画の変更は市長の施策推進に大きく関与するものであります。国や県、社会情勢の変化に即応し、市民の一人ひとりに寄り添うことも肝要であると鑑みるところであります。

そこで、以下質問いたします。

- 1 基本計画、基本構想の変更見直しについては。
 - 2 福祉・介護における様々な計画の変更策定見直しについては。
 - 3 国土の強靭化を始めとする防災・減災計画の変更見直しについては。
 - 4 子育て支援の更なる充実を目的とする計画の変更見直しについては。
 - 5 学校教育・社会教育における計画の変更見直しについては。
 - 6 地方創生に関わる計画の変更見直しについては。
 - 7 市長の推進する新たな事業計画の策定については。
- 8 令和8年度予算編成にあたり重点政策の統括的な見解については、どのようなお考えか、お伺いいたします。

3項目めの、減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

能登半島地震が発生してから1年7ヵ月が経ちました。本格的な復旧・復興はこれから進められていくことになります。昨年は阪神・淡路大震災から30年を迎える、東日本大震災は本年で14年目となり、復旧・復興には長期にわたる支援が必要となることが、この大きな2つの災害を見ても感じ取れます。

昨年の1月3日、北杜市は、トイレトレーラーと給水車を能登半島の七尾市に、後に珠洲市に派遣となりました。現地で対応にあたっていた職員の方は、トイレの重要性と必要性を感じてきたことと鑑みます。トイレを我慢することで、水分摂取を控えてしまうことが日常化してしまい、災害関連死につながることになります。その原因是、トイレが劣悪な環境に置かれていて、とてもトイレを使用する環境を超えているということです。

一般社団法人「助けあいジャパン」は、本年7月10日、能登半島地震・豪雨への支援完了の報告において、2024年1月2日から2025年6月30日まで、545日間で延べ41台のトイレトレーラー・トイレカーの派遣で、延べ34万5,263人、145万1,805回のトイレの支援があったとの報告がありました。

山梨県では、北杜市と富士吉田市がトイレトレーラーを派遣し、北杜市は七尾市と珠洲市を担当、支援日数は両市を合わせて294日、富士吉田市は輪島市を担当し支援日数は222日

でした。支援する中で、いくつかの課題も報告されています。北杜市は今回の派遣で、給水、点検など多くの経験と実績を残しました。特に給水車を同時派遣することは、重要な取り組みであったこと、給水なくしては衛生的なトイレ環境が整わなかったからです。これまでにトイレネットワークや、他自治体との連携を進めてきたことで、昨年の緊急依頼に対して支援が進められました。

能登半島地震のトイレトレーラーと、給水車の派遣の経験と実績を、今後に生かしていく取り組みを平時から進めていく必要があります。

そこで、以下質問いたします。

1 トイレトレーラーをけん引する免許保有者の訓練状況と、免許保有者同士の日頃からのコミュニケーションの取り組みは。

2 他自治体の交流と情報交換によるネットワークを構築する上で、近隣及び他所有自治体との連携状況は。

3 災害派遣トイレネットワークとの連携状況は。

4 トイレトレーラーと給水車の同時派遣チーム作りは。

5 限られた免許保有者しか運転できないがその取り組みと対策は。

6 トイレトレーラーをイベントの使用時と兼ねて、被災地への派遣の状況をパネルで周知する取り組みは。

7 中型免許取得、AT限定免許の限定解除について資格所有者の人事評価は。

8 本市に受援する体制の構築は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

4項目めの、DXを活用した市民サービス向上の取り組みについて、質問いたします。

国が示すDXの推進は、令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のもと、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化が示されました。また、地方自治体におけるDXの主な目的は、住民サービスの向上と行政の業務効率化、そして地域社会全体のデジタル化を推進することです。これにより、住民の利便性向上、行政コストの削減、地域経済の活性化、そして持続可能な地域社会の実現を目指しています。

公明党は、視察研修に行き、DXの活用が市民サービスの向上に寄与している現状を伺ってきました。当局に対しては、具体的に「公式LINEを活用した道路メンテナンス通報システム」と「書かない窓口」について何度か質問し「公式LINEを活用した道路メンテナンス通報システム」は昨年10月から、「書かない窓口」は本年3月から本格的に運用となりました。

公式LINE通報システムですが、私も活用しましたが、非常に便利だと感じました。修理が終われば「修理完了」と返信も返ってきます。道路を長く維持するには、軽微な穴を早めに発見することで、補修材の量も少なく、作業時間も短縮できることで、安全安心な道路環境が整えられ、経費・行政コスト的にも貢献できます。

また、「書かない窓口」のタブレットが本庁舎に4台、各総合支所に1台が設置され運用が始まりました。本庁舎においては、来庁者も多く、コンシェルジュの方が「書かない窓口」の操作方法について説明ができる体制ができていますが、各総合支所は限られた人数の体制の中で、職員の操作方法が不慣れなこと也有ったことから、「書かない窓口」について市民の方からこのような相談がありました。

「タブレットがあるのですが、紙に書いたほうが早いです」と言われました。せっかく「書

かない窓口」を設置したので、有効的に活用できる環境を整備していただきたいと考えます。

そこで、以下質問いたします。

- 1 公式LINEアプリの「おともだち登録」の状況は。
- 2 市民と連携した公式LINEアプリによる道路メンテナンスの取り組み状況と課題は。
- 3 書かない窓口の活用状況と課題は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

5項目めの、こども誰でも通園制度の取り組みについて、質問いたします。

より良い子育て環境の充実へ、これまで試行的事業を進めてきた、親の就労要件を問わず保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」が2026年度の全国展開に向けて広がりをみせています。

こども家庭庁によると、2023年度時点では保育施設に通っていない3歳未満の子どもの数は、全体の約6割に当たる134万人です。制度の利用により、子どもが同世代と接する機会を得て発育を促すだけではなく、親が保育者と関わることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待されています。

利用者からは「子どもが新しいことに取り組む機会が増えた」「育児の悩みを相談できる人ができた」といった声が寄せられています。「こども誰でも通園制度」は、保育施設に通っていない生後6ヶ月から3歳未満の未就園児が対象になります。2025年度に制度化され、2026年度には全ての自治体で実施されます。2025年度は、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として、2024年度の試行的事業（118自治体の実施）から倍以上となる254自治体で行われる見込みです。

同事業の利用時間は、月10時間までで、利用料金は1時間300円程度を想定しています。施設側には、子どもの年齢に応じて1人900円から1,300円を自治体が支給します。そのうち4分の3を国が補助し、子どもに障がいがある場合などは補助を加算します。これまで保育施設の利用には原則、共働き家庭や、親が病気などの場合に限られてきました。「こども誰でも通園制度」は“保護者の立場からの必要性”に対するものとは異なり、子どもの良質な成育環境をサポートする観点から大きな意義があります。

北杜市としてもファミリーサポートセンターと併せた環境整備が、親や子どもに対して安心して通園できることが負担を軽減する取り組みと鑑みます。

そこで、以下質問いたします。

- 1 「こども誰でも通園制度」の市の考えは。
- 2 受け入れ施設の整備などの課題は。
- 3 保育人材確保の課題は、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道企業団の責任水量制の見直しの検討についてであります。

現在、「1日当たりの契約水量」と「1日最大給水量」が均衡している状況でありますので、

現時点での「責任水量」の見直しは、現実的ではないものと考えております。

「北杜市水道事業地域水道ビジョン」では、令和18年度から20年度頃に「1日当たりの契約水量」が「1日最大給水量」を上回る推計がされていることから、その時点で見直しの検討を行う必要があると考えております。

次に、水道料金改定に対する住民の理解についてであります。

本年6月27日から市内8地区において、延べ9回の「市民説明会」を開催するとともに、「パブリックコメント」を実施し、幅広いご意見をいただいたところであります。

その中で、「市内一体系化」や「ダム受水費」などに関するご意見もありましたが、水道料金の改定については、市民の皆さまにおおむねご理解をいただいたものと考えております。

次に、令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基本計画、基本構想の変更見直しについてであります。

市政運営の「基本方針」となる「総合計画」は、社会状況の変化に応じて、その内容を見直し、施策をより良い形に整える必要があると考えております。

現行計画は、コロナ禍に策定されたことから、社会変容に対応するため、政策を刷新し、「糸を紡ぎ、北杜を前へ」を市政推進の基本に、活力に満ち、市民が豊かさを享受できる成長戦略としてまとめ上げるべく、現在、策定作業を進めているところであります。

策定の考え方としては、近年の急激に変化する社会経済情勢や、飛躍的な進化を遂げる情報技術、大規模化する自然災害に的確に対応するとともに、地域の暮らし、経済、自然、文化を包括した、豊かで持続可能な北杜市の実現を目指すこととしております。

次に、新たな事業計画の策定についてであります。

まず、現行の「行政改革大綱」については、本年度をもって5箇年の計画期間が終了することから、現在、次期大綱の策定作業を進めています。

「組織機能の強化と人材の育成」「持続可能な行財政運営の推進」「多様な主体との協働で推進するまちづくり」の3つを行政改革の柱に据え、新たな市政方針に沿った内容を盛り込んだ大綱とする予定であります。

また、地方への人の流れを創出・拡大し、地域の活性化を図り、「二地域居住」を促進する計画である「特定居住促進計画」についても、法律上の特例措置や「二地域居住」に係る拠点整備への支援など、様々なメリットがあることから、策定を検討してまいります。

その他、小淵沢エリアの高品質化と高付加価値化を図り、世界に通用する魅力的な地へと発展させることを目的として、本年3月に山梨県が「小淵沢エリア振興ビジョン」を策定したところであります。

このビジョンの実現に向けては、市と県が共同で事業を推進することとなっていることから、現在、「推進会議」と「プロジェクト推進チーム」を設置する中で、具体的な取り組み内容と予算について検討を進めているところであります。

次に、令和8年度予算編成における重点政策の統括的な見解についてであります。

「令和8年度当初予算」は、私が市長として編成方針から携わる「通年予算」であり、「糸を紡ぎ、北杜を前へ」進める施策を本格的に展開するための予算であります。

現在、市民の暮らしを最優先に考えながら、持続可能な地域づくりに向けた施策や、「点から面へ」つなぎ、地域の活性化を図る施策など、市民の皆さまが豊かさを実感できる施策を重点

に、予算編成を進めているところであります。

一方で、厳しい財政状況の中、予算編成においては、積極型の予算編成と、財政の健全性の確保を両立させる必要があります。

このため、歳出面において、限られた財源や人的資源を重点的に配分することはもちろんのこと、歳入面では、有利な国の制度を積極的に活用するとともに、新たな収入源の開拓など、歳入確保の取り組みも強化してまいります。

次に、減災力の強いまちづくりにおける、近隣及び他の所有自治体や、災害派遣トイレネットワークとの連携状況についてであります。

本市では、「トイレトレーラー」の有無にかかわらず「災害時の相互応援協定」を締結している「東京都羽村市」や他の自治体などとの「防災訓練」や「峡北消防本部」との合同訓練を通じて連携を深めているところであります。

また、「トイレトレーラー」の活用を通じて、「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参加する35自治体をはじめ、「一般社団法人助けあいジャパン」との『みんな元気になるトイレ』派遣協力等に関する協定に基づく、災害時の派遣要請および設置協力を通じて、支援や連携を図りながら、有事の際にも、地域社会の安全安心を高める取り組みに努めております。

今後も、有事の際に「トイレトレーラー」の派遣支援がスムーズに行えるよう、参加自治体との「派遣要請訓練」も含め、連携を密に図ってまいります。

次に、こども誰でも通園制度の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「こども誰でも通園制度」についてであります。

「全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境の整備と、育児の孤立感を軽減すること」を目的に、「こども誰でも通園制度」が来年4月から全国の自治体で開始される予定となっております。

市としても、家庭では得られない多様な経験を通じて、子どもの興味や関心を広げ、社会性や情緒的な発達を促すことは、大変重要であると考えております。

「市内公立保育園」においては、本年1月から始まる、来年度の入園申し込みを踏まえ、必要となる保育士の配置をする中で、「こども誰でも通園制度」の実施を検討いたします。

また、民間事業者の実施については、本定例会において、私立保育園での「こども誰でも通園制度」を認可するための基準を定める、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を上程させていただいております。

条例制定後は、民間事業者に対し、事業の説明と事業実施の意向を確認してまいります。

「こども誰でも通園制度」の円滑な実施に向けて、人材確保等の諸課題にも取り組みながら、保育を希望する保護者の期待に応えることができるよう、努めてまいります。

次に、「受け入れ施設の整備」及び「保育人材確保」の課題についてであります。

事業の実施方法は、施設の利用定員に満たない人数を受け入れ可能な「余裕活用型」と、専任の「保育士」を配置し、施設面積を確保することで受け入れが可能となる「一般型」に区分されます。

「公立保育園」においては、「余裕活用型」による運用を考えており、施設の整備は必要ないものと捉えております。

保育人材確保については、全国的にも「保育士不足」が課題となっており、市でも同様であることから、職員採用試験の受験者を増やすため、専門試験の廃止と年齢要件の引き上げを行

いました。

現在、「市職員採用試験」の「2次募集」や、年間を通じて「会計年度任用職員」の募集も行っているところであります。

また、先月に開催された「やまなし保育フェア」に参加し、県内大学の学生を対象に本市の保育園の魅力などをPRしてまいりました。

本市のブースにおいては、本年の職員採用試験を受験した学生もあり、計22人の学生の皆さんに訪れていただきました。

今後も、「保育士」の人材確保に努め、受け入れ体制を整えてまいります。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

DXを活用した市民サービス向上の取り組みにおける、公式LINEアプリの登録状況についてであります。

現在、市の「公式LINEアカウント」の登録者数は、7,345人であり、日々増えていく状況であります。

引き続き、広く利用促進を図りながら、効果的な市民サービスを提供できるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更における、国土の強靭化を始めとする防災・減災計画の変更見直しについてであります。

本年3月に「北杜市国土強靭化地域計画」を、新たに策定し、7月には、避難所の機能確保などを追加する改正を行っております。

市では、本計画に基づき、国土強靭化に向けた必要な施策を講じていくこととしております。

併せて、近年、激甚化・頻発化する災害の教訓を踏まえ、国、県の防災・減災計画の改定内容を反映し、地域特性を考慮した中で、「北杜市地域防災計画」の定期的な見直しを行っているところであります。

次に、減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「けん引免許保有者」の訓練状況と、日頃からのコミュニケーションの取り組みについてであります。

市では、現在10名の「けん引免許取得者」があり、災害時の派遣体制を確保しており、本年8月30日の市職員の「防災訓練」では、初めて「トイレトレーラー」の実技訓練を実施したところであります。

「トイレトレーラー」の安全な運行には、免許保有者同士のコミュニケーションが非常に重要なことです。そのため、実技訓練の場を通じて、必要な技術を確認し、指導等も受けながら、操作の精度も高めるとともに、情報交換や意見交換を行い、互いに学び合える機会を創出してまいります。

次に、「トイレトレーラー」と「給水車」の同時派遣と、限られた免許保有者しか運転できないことへの取組と対策についてあります。

昨年1月3日、能登半島地震の被災地の衛生環境を確保するため、市職員も含めた、「トイレトレーラー」および「給水車」の同時派遣を実施したところあります。

派遣には、「けん引免許」を有する職員の確保も必要であることから、市では、「北杜市職員資格取得助成制度」により、受験料等の助成も行っております。

その上で、本年2月には、「同時派遣」や、他の部署に異動した後も災害時に協力できるよう、「職員の被災地派遣に関する要綱」を策定し、派遣する職員の候補者が属する部局の協力を得て、迅速にチームを編成し、派遣できる体制を整えたところであります。

次に、トイレトレーラーをイベントの使用時と兼ねて、被災地派遣の状況をパネルで周知する取組についてあります。

市では、1千人を超える規模のイベントに「トイレトレーラー」を貸し出しているとともに、医療、防災に特化したイベントなどにおいては、「パネル展示」や資料を用いて、職員が被災地での活動実績の周知に努めています。

被災地等においては、トイレの確保が困難な状況であることから、「トイレトレーラー」が、人々の心身の健康と尊厳を守る重要な設備となっていることを踏まえ、今後も、その有効性や必要性について、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、中型免許の取得、AT限定免許の限定解除について資格所得者の人事評価についてであります。

現在、市では、「中型免許」や「AT限定免許の限定解除」の有資格を人事評価には反映しておりません。

しかしながら、有資格は、特殊技術であることから、活動実績も踏まえ、人事評価への反映については、今後、他自治体の動向を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、本市に受援する体制の構築についてであります。

市では、大規模災害に備えた、他自治体などからの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための「受援計画」を策定しております。

また、「みんな元気になるトイレ派遣協力等に関する協定」に基づき、支援を受ける体制を整えております。

今後も、万が一の事態に備え、日頃から「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参加する自治体と連携を密に取るなど、「受援計画」を基に実効性ある体制が築けるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更における、地方創生に関わる計画の変更見直しについてであります。

「地方版総合戦略」である「北杜市総合戦略」については、本年が「第3次総合戦略」の最終年度にあたり、現在、「総合計画」と併せて見直しを進めているところであります。

現在、国は「地方創生2.0」を実現するための「総合戦略」を本年中に策定することとしており、本市としても、国の動向を注視し、必要に応じて「北杜市総合戦略」に反映してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

DXを活用した市民サービス向上の取り組みにおける、書かない窓口の活用状況及び課題についてであります。

本年3月に導入した「総合窓口システム」の利用による「住民異動件数」は、導入開始から先月末日現在まで、1,204件となっており、本庁においては、9割以上の方にご利用いただいているところであります。

しかしながら、本庁に比べ、各総合支所では「総合窓口システム」の利用が進んでいないことから、総合支所での更なる利用促進が課題となっております。

「総合窓口システム」は来庁者の待ち時間の短縮や、記載負担の軽減につながるとともに、職員にとっても事務手続きの軽減に資する、有益なシステムですが、利用者と職員の双方において、その利便性が浸透しきれていないことも原因の一つであると考えており、今後は、職員への実務研修の実施や、市民への声掛けによる案内、掲示物等による視覚的な周知等に努め、住民サービスの向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更における、福祉・介護における計画の変更策定見直しについてであります。

本市の福祉・介護事業における計画としては、「北杜市地域福祉計画」、「北杜市障がい福祉計画・北杜市障がい児福祉計画」および「北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画」があり、これらは現在、計画期間中であることから、現行計画に基づき、来年度予算を編成する予定であります。

一方で、これらの計画については、令和8年度に計画期間の終期を迎えることから、来年度

中に向け、次期計画を策定することとしております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更における、子育て支援の更なる充実を目的とする計画の変更見直しについてであります。

市では、本年3月に「こども基本法」および「子ども・子育て支援法」に基づき、新たに「北杜市こども計画・第3期北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「子どもの未来を拓くまちー北杜ー」を理念として掲げ、推進しているところであります。

今後も国や県の動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

DXを活用した市民サービス向上の取り組みにおける、「公式LINEアプリ」による道路メンテナンスの取組状況及び課題についてであります。

取組状況については、「市公式LINEアカウント」に登録された方から、「道路損傷通報」として、道路状況や写真、場所等が「未来創造課」、「道路管理担当課」及び該当する総合支所の代表メールに通知され、各担当者が内容を確認した後に、現地対応を行っております。

作業後には、「処理完了」の送信機能により、通報者と情報共有を図っているところであります。

なお、「公式LINEアカウント」による通報件数は、昨年度は6件、本年度は先月末現在で9件でありました。

課題としては、通知内容を確認するためには市役所のパソコン上でメールを確認しなければならないため、夜間及び土日に通報された案件については、開庁時の対応となりますので、今後は、即時に確認ができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更における、学校教育・社会教育における計画の変更見直しについてであります。

学校教育においては、本市が有する優れた自然環境や地域、歴史・文化等、地域資源を活かしながら、「夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子ども」の育成を目指す「原っぱ教育」を着実に進めることができるよう、各学校において取り組むべき項目を「北杜市の学校教育」として取りまとめており、教育を取り巻く環境変化に的確に対応できるよう、毎年度見直しを行っております。

また、社会教育においては、生涯学習を通じた「人づくり」「地域づくり」を実現するための中長期的な将来像を示すものとして、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「北杜市生涯学習推進計画」を策定し、取り組みを進めております。

本計画の変更については、社会情勢の変化やニーズを注視し、必要に応じて「北杜市社会教育委員会議」のご意見を伺い、見直しを行ってまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、供給単価の算出定義についてであります。

「水道法」における水道料金は、能率的な経営の下における水の供給に要する、適正な原価を基準に決定するものであり、水道事業全体の原価で決定するものとされています。

本市においては、令和2年4月1日に「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」が施行されていることから、同一の水道事業の給水区域において、ダムの受水の有無により、6地区と2地区で料金体系を分けることは、差別的取扱いに該当するものと考えております。

次に、武川町、白州町及びダム水使用の1立方メートル当たりの給水原価についてであります。

令和2年に「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」が施行され、同一の水道事業を行っている状況であり、「ダム水」の使用に関係なく、町ごとの給水原価を算出することはできません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文議員の再質問を許します。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

それでは、2項目を除き、全てにおいて再質問させていただきます。

1項目めの、北杜市水道事業について再質問いたします。

ダム水の使用と町ごとの給水原価は算出できないと今、答弁がありました。しかし、水道法第14条において、水道事業者は供給規程を定める義務があり、料金は能率的な経営の下における適正原価に照らし、公正妥当なものであることが求められています。住民に対して適正な原価を説

明する必要があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

北杜市水道事業は、令和2年度に北杜市水道事業及び下水道事業等の設置に関する条例が施行された状況下にありまして、水源の違いにより料金体系を分けることは、水道法第14条第2項第4号の規定に合致しないものと考えております。

このため、今回は1つの水道事業として初めて総括原価方式を導入し、適正な原価を算出したものと考えており、市民説明会等でも説明を十分に尽くしたものと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

それでは、再々質問させていただきます。

今、水源地ごとの給水原価が出せないということですけれども、法的には説明責任の不履行や料金の妥当性の欠如として問題視される可能性もあります。

特に水道事業は公益性が高く、料金の算定根拠が明確であることが法律で求められていることにより、そのお考えをもう一度、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、北杜市水道事業は、令和2年度に北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例が施行された状況下にありまして、水源の違いにより料金を分けることは、水道法第14条第2項第4号の規定に合致しないと考えております。

このため、今回は1つの水道事業として、初めて総括原価方式により適正な原価を算出した上で料金算定を行ったものと考えておりまして、ご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

それでは、3項目めの再質問をさせていただきます。

減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

市職員の防災訓練で、初めてトイレトレーラーの実技訓練を行ったというご答弁でした。ちょうど私、そのとき、訓練を見ることができました。トイレトレーラーだけでやっていたので、

何か寂しそうだなという感じもしましたけれども、ちょうど職員の防災訓練ですので、ほかの職員の方もトイレトレーラーがどういうふうに訓練しているかというところも、時間のある方は見ていただくようなアナウンスもして、トイレトレーラーの訓練の見学を行ったらどうでしょうかという提案です。

また、トイレトレーラーをけん引することも非常に重要なことで、防災団体にトイレトレーラーを持っていくのもけん引の訓練にもなりますので、そういうものを兼ねたり、また、トイレトレーラーが集まった防災訓練ですので、そういう自治体との交流や意見交換もある中で、定期的に訓練をしたらどうでしょうかという提案です。

また、トイレトレーラーをイベントの使用時に兼ねて、被災地への派遣の状況をパネルで周知するという取り組みですが、トイレトレーラーの室内に掲示することで、使用中に掲示物を見ることができる、そういうパネルを室内に掲示していくことで見ていただける率も高くなりますので、そういうことを考えたらどうでしょうかという提案です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

はじめに、市職員の実技訓練の見学と定期的な訓練という内容のご質問でございます。

本年度初めて、市職員の防災訓練でトイレトレーラーの実技訓練を行ったことは、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

実は、職員は当日、それぞれの訓練を実施していましたことから見学時間が確保できなかつたものと承知をしているところでございます。

今後は、見学をする機会を確保できるような工夫をしてまいりたいと考えております。

また、定期的な訓練ですけれども、先ほど防災団体というご紹介がありました。今月、新潟県で行われました防災団体に市の職員も参加をしておりまして、そんな活動もしておりますけれども、県内外のイベントなどにトイレトレーラーを派遣する活動の機会を訓練の場と捉えまして、操作技術の向上のための訓練の場の新たな創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、トイレトレーラーの室内へ被災地の状況を伝える資料を掲示、展示をという、ご質問でございます。

トイレトレーラーの活用におきましては、1千人規模のイベントなどを貸与の場としておりますので、議員おっしゃるとおり、大勢の方々に被災地の状況などを広くお知らせする機会としては、大変有用であると考えておりますので、今後、トイレトレーラーの室内への掲示によりまして、被災地への派遣状況を広く周知することを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

では、4項目めのDXを活用した市民サービス向上の取り組みについて、再質問いたします。

公式LINEアプリは、イベントや行政の情報など、使いやすいツールだと私は思います。

メニューの中には、道路の損傷やクマの出没の通報も加わり、市民一人ひとりが活用できるようになりました。

公式LINEアプリの「おともだち登録」ですが、区長会などでも説明したと思いますが、説明のときにその場で「おともだち登録」をやっていただくことはどうでしょうか。

また、私もですが、職員の方もまず家族や友人、無尽などで登録していただき、広げていく取り組みはどうでしょうか。

また、「書かない窓口」の活用については、市民相談もあり、私も総合支所の状況を確認し、質問をさせていただきました。答弁では、職員向けの研修や市民への声かけによる案内、掲示物等による視覚的な周知等により活用していくとのことでしたが、ぜひ計画を立てて進めていただき、有効的に活用できる環境整備を整えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

公式LINEアプリの登録の周知についてであります。

LINEは、双方向にコミュニケーションを図ることができる大変便利なツールでありますので、これまでにも会議等の折に登録の周知を図ってまいりました。

今後は、会議の状況等にもよりますが、議員ご指摘のとおり、説明と併せてその場で登録をいただけるよう、登録のサポートなどもしてまいりたいと考えております。

また、職員につきましても、友人、家族はもとより、地元での地域活動の場におきまして、LINEへの登録や利用を呼びかけてもらえるような周知もしてまいりたいと考えております。
以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

書かない窓口の「総合窓口システム」につきましては、各総合支所の設置状況等も確認をする中で、さらに多くの方にご利用いただけるよう、住民異動等を入力するタブレットの設置場所が市民など来庁者に視覚的にも分かりやすくするよう、案内表示などを工夫し、掲示をするとともに、職員の実務研修につきましても計画的に実施をして、事務手続きの軽減が図られるよう、各総合支所とも協力をしながら利用の促進、利便性の周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○13番議員（進藤正文）

それでは、5項目めのこども誰でも通園制度の取り組みについて、再質問いたします。

よりよい子育て環境の充実に向けて、北杜市は来年度から、こども誰でも通園制度の実現に向けて取り組んでいくとの答弁でした。

そこで、ファミリーサポートセンターと、こども誰でも通園制度のそれぞれの特徴をお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターと、こども誰でも通園制度のそれぞれの特徴についてであります。

ファミリーサポートセンターにつきましては、子育ての援助を受けたい依頼会員と子育ての援助を行う協力会員を市のアドバイザーがマッチングをし、育児を地域で支えるボランティア制度であります。

また、こども誰でも通園制度につきましては、育児の孤立感や不安感を抱える保護者の負担軽減や、こども誰でも通園により他の園児との関わりを通して子どもの成長を促すことを目的としており、保護者の就労の有無や理由を問わず保育施設を利用できる制度となっております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、進藤正文議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

19番、内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

代表質問の関連質問、北杜市水道事業について、令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更について、減災力の強いまちづくりについて、3項目について、1項目ずつ関連質問をさせていただきます。

まず最初の、北杜市水道事業についてでございます。

水道法第14条に基づきますと、料金改定の折には説明をすると、理解を得てくださいということでございます。説明をし、理解を得ることについては、これは法律の規定によっては、それについて特段罰則はございませんが、法律上は原価に基づいた説明をしなさいと、こういうことがあります。

つまり、この料金改定においては、市政の態度、市民に対しての説明のその実情、状況が非常に問われるわけでございまして、その後の住民監査請求や、その後の住民訴訟に至ると、こういうことが懸念されているところでございます。

上下水道につきましては、令和元年に条例が制定され、令和2年から施行されている、こういう状況でございます。そのことが先ほど説明があったわけでございますが、一本算定の根拠、要するに原価を出しているので、それでよろしいと、こういう見解をいただいたところであります。

ます。

しかし、武川町・白州町におきましては、今回の料金改定につきましては、約平均2.24倍の料金改定でございます。そもそもが2倍くらいの現在、格差がある中で、その格差が不公平だと、こういうふうに当局が答えたわけでございます。

しかし、その格差においては、水利権に基づく地域的な実情があるということでございますが、そういう実情は加味しなくて、一本化したからと、こういう説明であります。

しかし、その説明においては、説明会においても多くの反論も出ましたし、そこは丁寧に、これは答えていかなければならないということでございます。

原価につきまして、一本算定だからできないということでございます。私は、特別委員会で質問をさせていただきましたが、しかし、例を言わせてもらうと、武川町につきましては、要するに水源が1つということであれば、配水池は1つ、その電気料はおいくらですかと、そういうふうに聞いたわけでございますが、そのお答えはいただけませんでした。

つまり、やはり原価を示せなくとも原価に相当するものについて、推測されるものについてはきちっと説明を果たさなければ、やはり市民の皆さまから不満が増えると、今後、非常に危惧するところでございます。

また、平成27年度給水原価、供給単価、これは簡水のときのものでございますが、それについて示してくださいということで、特別委員会では示されました。年間、総有収量とか、給水収益とか、基準内繰入、加入負担金、総費用、また建設改良費、地方債償還金、これらを足し算、引き算、割り算いたしますと、平成27年度の給水原価におきましては、明野町から小淵沢町まで、ダム水を使用したところにつきましては、給水原価は1立方メートル当たり236.97円、約237円です。そして、白州町・武川町につきましては、平均値でいきますと106.77円でございます。白州町については140.60円。武川町については68.80円。これが平成27年度の給水単価でございます。

つまり、今ある、過去に出されたこの給水原価に基づいて、現在、例えば、こういう事情があるので給水原価が上がっていますとか、こういう事情がありますので、さらにお金がかかってきますと、そういうふうな説明がされて然るべきと思いましたが、そういう説明が残念ながらなかったということです。

しかし、確認させてもらいますが、市当局は現在、この説明は尽くし、理解も得られたと、こういう認識ということでよろしいでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えをいたします。

単価、原価についての説明につきまして、昨日の特別委員会の答弁、質疑を踏まえてのご質問かと思いますが、まず、昨日の経過といたしましては、平成27年度までは、各町ごとの会計の給水原価を公表していたということでありまして、特別委員会で、この給水原価について公表をしたところでございます。

また、併せて、私どもは、令和2年4月1日から北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例が施行されたわけでございまして、これは市民、そして議会、そしてわれわれ

執行側も、この条例に縛られるものでございますから、いわゆる統一後の原価を出すべきだという、ご説明をいたしました。

そうした中で、説明の中で、原価について、平成27年度までは公表していたので出せるということを説明しなかったことは、事実でございます。私ども、その部分については、市民説明会、そしてこれまでの経過の中においては、当然、一本化した水道事業の原価を、それが正だという見解でおりましたので、そのような説明をしたという状況でございます。

また、特別委員会でもご質問をいただいておりますが、この平成27年の原価については、すでに10年前の原価であります。そちらについては、今後公表するということで答弁をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

10年前の給水原価につきましては、簡水のときの決算資料として出されております。それ以前も、簡水ですから、みんな出ているわけでございます。

やはり、それらというのは一つの推定ができるわけでございまして、特に経営統合は理解できる。しかし、施設統合は、白州町・武川町はまったくしていないわけでございまして、施設的には何ら変わっていないわけであります。そういう中での説明があつて、仮に、確かに給水単価が安いということであっても、やはり市としての考えをきちと説明して、それによつて理解される、理解されないという判断もあるわけでございますが、やはり市の姿勢としては、説明会について説明不足であったというのは、特別委員会の議論を私も聞いていて思いました。

しかし、もう一度伺いますけども、市は住民の理解を得ていると、こういうことでよろしいですか。明快な答弁で結構です。理解を得ているのか、得ていないのかと、こういう問い合わせでございますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

内田俊彦議員の、関連質問の再々質問にお答えをいたします。

市民が理解を得ているか、理解を得ていないのかということでございますと、先ほど答弁をしたとおりでございまして、市民説明会を9回実施したわけでございますが、賛成の意見もあつた、そして追加の説明会の要請もなかつたということ、そしてまた、先ほど内田議員からご指摘があつた平成27年の原価が出されていなかつたという一事をもつてして説明が尽くされていないということにはならないと考えておりますと、私ども市としては、十分説明が果たされていると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

それでは2項目め、令和8年度予算編成を見据えた各計画の策定変更についてでございます。

国の今までの流れを見ますと、補助金ですとか交付金はDXとかGX、またそれに伴う防災や減災、これが3つの柱で、過去、北杜市もそれらの交付金等の獲得に頑張っていたわけでございます。

しかし、ここに至って、地方創生2.0を発表して以来、DXの部分もGXの部分も、そして防災・減災の部分も地方創生2.0の交付金の中に盛り込まれてくるという傾向性が出てまいりました。

それゆえ、本市におきましては、6月に企業版ふるさと納税を活用した中で、この地方創生2.0にチャレンジし、本定例会にもその予算が人件費として、企業参入による人材派遣ということで盛り込まれている。つまり、すでに本市は地方創生2.0に向かったということでございます。

つまり、今後、この地方創生2.0は、今後の財政に大きく寄与するものでございまして、ここには絶対進むべきだと。多くの事業に。実際、白州町のサンドバレーコートも地方創生2.0の交付金なんですよ。そういたしますと、ほかの事業においても実施計画をつくったり、変更も当然ですが、することによって、これは市の営業力にもよりますけども、ここは向かうべきで、あらゆるものが、子育ても福祉も何も、みんなここに向かっているということなんです。

私は、その自覚を職員の皆さんに持っていただきまして、そこを中心に政策を練り上げていきたい、そう考えておりますが、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の関連質問にお答えいたします。

地方創生2.0に取り組む方針でございます。

地方創生2.0は、人口減少を前提とした地域経済の成長を掲げており、若者、女性にも選ばれる地方をつくることを目指しているものと理解しております。

安全・安心で豊かさを実感できる持続可能な北杜市の創出を目指して、地方創生2.0を最大限活用し、国とともに地域の住民や産官学等が一体となって取り組む必要があると考えております。

このため、中長期的な視点による施策が展開できるよう、新設される制度、先ほど議員がおっしゃいました第2世代交付金ですとか予算など、国の政策のうち本市に有利なものを最大限、取り組みまして、全庁体制で取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

19番、内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

再々質問させていただきます。

地方創生2.0においては、全庁体制ということでございます。ぜひともそうしていただき

たいし、すでに北杜市は6月補正、そして9月補正でも交付金等の対応を始めた。今度は12月補正でぜひともやつてもらいたいし、さらに来年の3月定例会、2月定例会ですが、こここの本予算には、その花を咲かせていただきたい。お考えをお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再々質問にお答えいたします。

国のはうで、地方創生2.0につきましては、現在、本年中に戦略を示す予定でございます。

それに基づきまして、国のはうからも予算が付けられると考えておりますので、市としましては、当初予算、補正予算を最大限活用しまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

19番、内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

それでは、減災力の強いまちづくりについて。

中型免許の取得、AT限定免許の限定解除について資格所得者の人事評価についてございますが、落雷によって水源が駄目になったときに、小淵沢町に行ったのは部長であったり、中型免許を持っている方たちでした。

今後、これは進めいかなければならぬ、若手の皆さんに取得してもらわなければならぬと思いますが、そのお考えについていかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えをいたします。

中型免許も含めた職員が積極的に資格取得に向けて取り組むことが必要だという、ご質問でございました。

本市も、これまでの取り組みの中で、答弁でも申し上げましたけれども、北杜市職員資格取得助成金の交付制度を用意してございまして、上限額などは決まっているわけですけれども、様々な活動において、具体的に申し上げますと、中型免許が必要になる場面が今後も出てくると思いますので、これからの方々の職員に向けて、こういった制度を活用しながら免許・資格を有していただく取り組みを、本市としましても職員に周知をしてまいらなければいけないと考えますので、今後取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

上下水道局は非常に困っていると思います。給水車を運転できないわけですから。それは非常に現場として困っていると思いますが、それについてお考えを示していただきたい。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

具体的な、上下水道局の職員における免許取得の部分、大変困っているというところのご質問でございます。

確かに、上下水道局におかれましては、有事の際には給水車を運転する場面があろうかと思っております。また、最近の若い職員は、そういった車の運転免許を有していないということですございます。

人事異動については、このあたりを注視しなければいけませんけれども、今後、特に若い職員には、この資格取得助成金などを使っていただきながら免許の取得を進めていただくよう、上下水道局にも話をしながら、そんな体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時34分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、14番、志村清議員。

志村清議員。

○14番議員（志村清）

日本共産党の代表質問を行います。

市長の政治姿勢・政府の防衛費増額方針への評価を聞きます。

6月議会代表質問で私は、市長の政治課題への見解を聞きましたが、憲法改正、防衛費増額、自衛隊への青年名簿の提出、そして山梨県の富士トラム構想の4点のうち、市長自身の答弁は富士トラムだけでした。その際の再質問でも言いましたが、市政のトップである市長が国の政治、政府の方針にどう向き合い、評価しているのかは市民の関心事でもあり、自らの言葉で語るべきだと私は思います。そのことを踏まえ、6月議会に引き継ぎ、1点のみ、再度見解、政治姿勢を問います。

①今年は戦後80年、被爆80年でもあり、新聞・テレビ等でも多くの特集が組まれ、戦争・

被爆体験者の誰もが「戦争は二度としてはならない」と語り、国民だれしもが同じ思いをかみしめた夏だったと思います。一方、政治の方は「日米同盟最優先」と「台湾有事対応」のもと、例えば8月末に決定した2026年度の防衛関係費概算要求は8兆8千億円と過去最高となるなど、一路「再び戦争をしかねない」道を進んでいるように危惧します。そこで再度、市長に、このような大軍拡路線ともいえる自公政権の歩む道、防衛戦略をどう評価しているのか、見解・評価を改めて求めます。

大きな2点目は、「第4次市総合計画」の策定への議会対応についてです。

市の最上位計画である「総合計画」の第4次案を策定する「審議会」が8月22日に発足したことが、1日に地域紙で報道されました。公募も含む24人の委員が委嘱され、策定方針など意見交換したことです。「第3次総合計画の基本構想」の議会採決は、令和4年3月議会でしたが、その経験からも、最上位計画の検討・策定と市議会の関わりについて、私の考えを述べ、見解を求めたいと思います。

今言った前回（第3次策定）は、計画案がほぼ確定した令和3年12月に初めて市議会に示され、翌年の1月、2月にそれぞれ1回ずつだけ全員協議会で説明と質問がされて、3月議会には「基本構想」部分のみを議会に諮るという経過をたどって、賛成多数で可決されました。

しかし、「総合計画に懸念の声が多数あった」などの理由で「附帯決議」、計画の進捗状況を速やかに議会に報告することなどが書かれた附帯決議です。それは、北杜市の10年、20年先まで決める計画であり、市当局と市民を代表する市議会が両輪となって調査や研究、議論を重ねて「案」を練り上げるという姿勢が当時の上村市政に足りなかった、この表れだと考えるものです。同時に策定された「基本計画（前期）」と、「中学校2校ないし4校」とか、「図書館3館」とか「保育園の民営化」などが初めて明記されたのは「新・行政改革大綱」です。これに至っては、議会に諮る対象ではないとされて、まったく議論の機会は議会になかったのが今でも残念であります。そこで何点か確認したいと思います。

①2日の開会初日の「市長の所信」では、この件について全くふれていませんでしたが、その意図は何でしょうか。

②どのような決意で「第4次」を策定するのか、そのスケジュールなど議会に示すべきではないかと思います。説明を求めたいと思います。また、審議会委員の公募に応募された市民は何人でしょうか。

③市内の中・高校生（8月末まで期限）、市民3千人（7月末まで）から集められたアンケートの内容と、集計結果を教えてほしいと思います。

④「第3次総合計画」を「下支えする」とされて実行してきた中学校2校～4校などの「新・行政改革大綱」も同時に見直すのか。先ほどの答弁では、見直すと言われていました。見直すとすればその内容は、また今回も「議会に諮らない」対応でしょうか。

⑤今後、議会への説明の機会をどのように設定するのか。議会意見の反映の保証について伺います。

大きな3点目は、「8つの中学校を新設2校」、この方針について再考を求め、慎重な検討を求めるものです。

6月議会代表質問に続いて、進められている「甲陵中を除く市内8中学校を新設の2校に」の計画案に同意できず、再考と少なくとも慎重な検討進行を重ねて求めるものです。

8地区ごとの説明会や小中学生へのアンケートなどを経て、市民の間に「2校案」への関心

も高まり、市民有志による「2校案の丁寧な説明と再検討などを求める」署名運動も取り組まれています。聞いたところでは、1ヵ月間で3千を超える署名が寄せられたということです。

そうした中、私も様々な意見に向き合っていますが、まさに「大きな学校で学ばせたい、学びたい。少子化のもとで統合もやむを得ない」という声と「広い北杜市に2校は無理。子ども減少に拍車がかかる。地域に学校は残したい」という声。つまり、2校案をめぐって賛否のせめぎ合いの状況だと、私は判断しています。

また「統合の話、2校案をまったく知らない人とか「もう決まったことではないか」と思っている方々も数多く残されていることも伝わっています。

私たち日本共産党市議団は、先日、「一問一答」形式で①学校統廃合全てに反対ではないが、地域、関係者の同意が大前提だ。②今回の2校案は教育環境の改善より財政問題・行革課題としてスタートしたものだ。③不登校対策や教育条件改善などの点で大きな学校がベストとは考えられない。④登下校における負担増や地域振興など、広い北杜市で2校は生徒、保護者、地域にとってマイナス面がぬぐえないなどの見解を表明したところです。今議会では、市民や当事者の間で議論・理解を深める目的からも何点か質問します。

①「統合やむなし」と考える方でも2校になった場合の通学方法や距離、時間が増えることを心配する声が多くあります。現在、中学校のバス通学は4校だと思います。その通学方法や所要時間など、可能な限り説明を求めます。今どのくらいかけて登下校しているのか。可能であれば学校ごと、集合場所・人数、時間など。これは後日の資料でも結構です。

②かねてから紹介している身延町では、5校あった中学校を1校に統合して10数年経ちました。今、児童・生徒の数は25%も減少したということを紹介してきました。「近くに学校がない」ということは、市の魅力を減少させることにならないのか、見解を求める。

③「新設2校」に関連して、新設の2校だと廃校となる現在の8つの中学校の校舎、体育館はどうなるのか。地域の避難所など重要な役目を果たしているわけですが、その役目はどうなるのか。

④今後の検討と進行スケジュール、最終的な各、現在の中学校配置設置管理条例の廃止とか、新しい2校の制定、実行するとすれば、いつごろを想定しているのか、答弁を求める。

最後、4点目です。介護保険制度の持続へ、市内介護事業所への支援策を求める。

「山梨日日新聞」は8月31日、共同通信社が行った全国の知事、市町村長への介護保険に関するアンケート結果を報じました。見出しだけ紹介すると「介護保険持続に危機感」「(介護)報酬下げ75%理解できず」そして「職員不足の深刻・介護難民続出に懸念」などというものでした。記事の中では、介護保険制度を運営している自治体首長のほとんどが、記事の中では首長、市町村長の97%が懸念していると答えていると紹介がありました。制度の将来を危惧している実態が浮き彫りになったと書いています。

北杜市長がこのアンケートにどう回答したかは公表されていませんが、折しも北杜市議会には、「介護報酬引き下げの撤回を求める請願」が3月議会に出され、残念ながら6月議会で「採択せず」となった経過があります。請願は国に対応を求めてほしいというのですが、今議会では、市長および担当部局に介護保険制度の現状や将来への課題をどう捉えているのか、日々頑張っておられることを承知の上で、問いたいと考え、以下、答弁を2点、求めます。

①市として将来の介護保険制度の現状や課題をどう捉えているのか。「制度の将来を危惧」という97%の答弁があったそうですが、そういう立場か。具体的に何が懸念される課題か、答

弁を求めます。訪問介護報酬引き下げへの対応では、6月議会で私は、独自に減収分とか、ヘルパーさんのガソリン代などを市が補助している新潟県村上市、山形県鶴岡市を紹介して、北杜市でもぜひ実施をと求めましたが、6月議会では「国、県の動向を注視し検討していく」までの答弁でした。市内でヘルパーさんを派遣している事業者の実情、切実な声は6月の質問や、請願審査の紹介議員としての立場から細かく伝えましたが、私はその中で、現実に働いている人の声を聞いた中で最も印象に残ったのは「北杜市の訪問介護は5年後なくなっているかもしれないです」とあちこちから聞かれた現場の意見でした。国が行う「制度見直し」の26年度を待たずに、独自の支援を再度求めますがどうでしょうか。

②そのためにも、新しい市を紹介しますが、岩手県宮古市、17ある市内の訪問介護事業所の実態調査を市が独自に歩いて行って、85%が報酬引き下げの影響が事業にあると、こういう結果を受けて補正予算を6月議会で可決し支援することです。北杜市でも市内事業所の経営状況、報酬引き下げの影響などを詳しく調査、聞き取りを行うべきではないか、調査について見解を求めます。北杜市はご存じのとおり、県内でも3回、介護事業所などへの支援を行っている、県内でも進んだ市ですから、ぜひ続けての支援を求めて、ここでの質問を終わります。

○議長（大芝正和）

事前に通告された事項に基づいて答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

私の政治姿勢・政府の防衛費増額方針への評価についてであります。安全保障は、国的重要な責務であり、それに係る計画や予算については、国民が安全安心に暮らしていくため、国が必要な措置を講じているものと考えております。

次に、「第4次市総合計画」の策定への議会対応について、いくつかご質問をいたたいております。

はじめに、所信についてであります。

「第4次北杜市総合計画」の策定については、「本年第1回北杜市議会定例会」の所信にて述べさせていただいたとおり、本年度において見直しを行うこととしており、現在、策定作業を行っているところであります。

次に、行政改革大綱についてであります。

現行の「新・行政改革大綱」については、5年の計画期間が本年度をもって終了することから、現在、次期大綱の策定作業を進めているところであります。

「組織機能の強化と人材の育成」「持続可能な行財政運営の推進」「多様な主体との協働で推進するまちづくり」の3つを行政改革の柱に据え、新たな市政方針に沿った内容を盛り込んだ大綱とする予定であります。

なお、「行政改革大綱」の策定は、市議会の議決の対象ではありません。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「第4次市総合計画」の策定への議会対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、策定スケジュールと公募委員についてであります。

「総合計画」については、本年6月に「公募型プロポーザル」による策定支援事業者の選定を行い、7月に、計画の基礎資料となる市民への「アンケート調査」を実施したところであります。

現在は、「北杜市総合計画審議会条例」に基づき、「北杜市総合計画審議会」を設置し、諮問を行っているところであります、「審議会」の審議を経て、おおむね11月中頃を目途に素案を作成することとしております。

素案については、来年1月に「パブリックコメント」を実施し、来年第1回定例会において、「基本構想」の上程を予定しております。

最終的には、年度内の策定を目指し、作業を進めているところであります。

また、「公募委員」については、本年6月16日から7月15日までの間、市の広報紙やホームページで募集を行いましたが、応募はありませんでした。

次に、アンケートの内容及び集計結果についてであります。

「市民アンケート」については、「自身に関する設問」、「暮らしの満足度・定住志向に関する設問」、「子育て・教育に関する設問」といった、時系列での変化を把握するため、従前より継続して行っている設問のほか、今回から、国の進めるウェルビーイングの考え方方に則り、幸福度・満足度を測るための設問を新たに加えております。

また、「こども基本法」の趣旨に則り、若者世代の意見も施策の参考とするため、市内中高生に対する調査も併せて行っております。

なお、アンケートの結果については、市のホームページにて公開しております。

次に、議会への説明についてであります。

「第4次北杜市総合計画」の素案については、現在、条例に基づき、「北杜市総合計画審議会」においてご審議いただいているところであります。

素案が完成次第、報告案件として議会にお示しする予定であり、時期としては、本年第4回定例会を予定しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険制度の持続へ、市内介護事業所への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護保険制度の現状及び課題並びに独自支援についてであります。

本市における介護を取り巻く現状は、少子高齢化により現役世代が減少する一方で、介護需要の増加が見込まれており、高齢者数は令和12年から令和17年頃にかけてピークを迎えるものと予測しております。

一方、介護報酬については、現在、国において次期改定に向けて検討しているところでありますので、現時点では、「訪問介護」の基本報酬引き下げに伴う独自支援は考えておりませんが、市内介護事業所の状況や、国や県の動向を注視し、検討してまいります。

次に、市内事業者に対する調査、聞き取りについてであります。

市では、これまで市内の「訪問介護事業所」に対し、経営状況などについて聞き取り等を行なながら、必要な支援を行ってきたところであります。

現在、次期「北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画」策定に向けた作業を進めているところでありますので、引き続き、各介護事業所への調査を行い、実態を把握する中で、今後の施策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「8中学校を新設2校に」の方針について再考、慎重な検討をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学方法、所要時間についてであります。

通学方法としては、徒歩や自転車、スクールバス等、様々な手段がありますが、市で運行しているスクールバスを使用している中学校については、須玉中、高根中、長坂中、泉中学校の4校であります。

須玉中学校は、1路線運行し3名が2カ所の停留所で乗降しており、乗車時間は6分から8分程度であります。

高根中学校は、3路線運行し78名が25カ所の停留所で乗降しており、乗車時間は12分から40分程度であります。

長坂中学校は、3路線運行し68名が28カ所の停留所で乗降しており、乗車時間は5分から32分程度であります。

泉中学校は、1路線運行し27名が8カ所の停留所で乗降しており、乗車時間は5分から15分程度であります。

次に、市の魅力への影響についてであります。

中学校再編の検討にあたっては、「生徒の教育条件の改善」の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現することを目指して、検討を行なってきたところであり、5月に開催した「地域説明会」の資料である「新設市立中学校の目指す姿」を実現できるよう、教育方針や学校生活、時代に即した学校施設・設備を充実させながら、内外に誇れる中学校を作り上げることで、市の魅力をさらに高めることができるものであります。

次に、廃校となる校舎や体育館についてであります。

再編に伴い、閉校となる校舎・体育館等について、現在のところ具体的な活用方法は決定しておりませんが、地域の発展や活性化に繋がるよう、全庁を挙げて検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を1時30分といたします。

休憩 午前1時57分

再開 午後 1時29分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

志村清議員の再質問を許します。

志村清議員。

○14番議員（志村清）

最初に、先ほど、議長から注意を受けましたが、私のまったくのミスで、3番目の質問、中学校のところで、①から③が通告されてあったのに、④も質問してしまいました。パソコン上の手続きの、私のミスで、私しか持っていない通告書で質問してしまいました。申し訳ありませんでした。

それでは、再質問、1項目めの市長の政治姿勢については、今日、答弁をいただいてよかったです。

トランプ大統領からは、GDPで21兆円増やせということを言われたり、今、どんどん、長距離ミサイルが配備されているとかといつて、タモリさんはかつて、こういう状況を「新しい戦前」というふうに表現しましたけど、大変心配しています。答弁は結構です。

2つ目の総合計画について再質問しますが、先ほど答弁、スケジュール的にずっと紹介がありました、これを聞いていると、半年余りで仕上げて、素案を議会に示して、来年3月には総合計画基本構想の部分を決定するということで、これも危惧するんですが、指摘をした、附帯決議まで付く総合計画になりかねないと思います。

答弁を求めたいのは、せめて12月議会、素案ができる前、素案の前の段階で、ぜひ機会を取っていただいて、こういうことを今、検討中だということを示してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それから一緒に、新・行政改革大綱も見直すと。新・新ということになるんでしょうか。それについてもぜひ早めの、できればこの12月議会の前に機会を設けてもらいたいと思いますが、ぜひお願ひします。

もう1点、市民公募がまったくなかったということで、残念なことなんですが、再募集をするとか、そういう努力などはされた結果かどうか、その2点、答弁をお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

総合計画は、子育てや教育、健康福祉など各施策に分かれており、まずはそれぞれの専門分

野の代表者である審議会委員に検討していただき、素案を作成したのちに議会の皆さんに諮る形を取っております。

素案につきましては、11月中頃をめどに策定される予定ですので、素案につきましては、本年の第4回定例会で議会にしっかりとご説明させていただき、ご意見等を反映させていただくことを考えております。

あと、先ほどご質問のありました市民の公募につきましては、すでに審議会のほうも、今度、第2回目を迎えますので、改めて募集することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○14番議員（志村清）

言いたいことはあります、時間もありますので、3点目の中学校の統合の問題です。

先ほど、現在の4つの中学校の通学時間が紹介されましたが、30分、あるいは高根町などは40分かけて、現実、通っている。これが全体で、例えば片側に1校ということになると、須玉町でいうと、今、6分で須玉中学校まで行けるんだけど、今度の新しい中学校に行くまでは、バス停がおそらく作られて、そこまで自転車で通って、自転車を停めて今度はバスで15分、20分かけて行くというような、行き帰りを考えると、とてもクラブ活動どころではないのではないかと、私、受け止めました。また、この議論をぜひ。

質問で言った、今の小学校のバス通学のスタイルが今後、参考になると思います。バス停をどこに置くかとかということで、ぜひ、これも後日でいいんですが、示してもらいたいと思います。

質問は、身延町を紹介したんですけど、市川三郷町が22日ですか、発表しました。私の生まれた町で、頭にすぐ浮かぶんですが、ここは6つの小学校を3つにすると。4つの中学校を1つにしてしまう。私、生まれたところだから頭が浮かびますが、私、六郷なんですが、六郷から市川まで向かうには、例の割石峠を越えていかなければならない。今、本当に地元の人が、早速、電話をよこして「困ったことになった。中学校がなくなってしまうよ」という連絡があつたんですが、質問は、何回も聞くんですが、こうやって近くに中学校がなくなってしまう。2校にすれば。そういうことが子育てをする市として、ほかの町から引っ越してこようという人に選ばれるポイントにならないのではないか、そういうことを危惧して、来なくなってしまうのではないかと思うんですが、判断をお願いしたいと思います。

それから、廃校にすると今の中学校がなくなるわけですが、例の行革で床面積を減らすという点では、中学校を廃校にしないと床面積が大きく減らないから避けられないと思うんですが、今後そうなった場合、体育館だけ残して、そこだけ避難所として維持する、そんなことが実際上、空っぽでいつもいるところが、いざというときに避難所として役割が果たせるかどうか、そこもお願いしたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、最初にご質問をいただきました、近くに学校がなくなることの弊害についてありますけれども、これまでも議会での質問に対する答弁、また本年5月に行われました地域説明会等の質疑の中でも申し上げましたが、今回の、私たちが考えています中学校の再編の大きな目的は、子どもたちの教育環境をしっかりと整えたいということあります。

また、現在の北杜市の中学校が抱える課題、それらの解決をしっかりと取り組みたいということが大きな目的でありまして、そのためには適正な規模の学校ということで、地域説明会でもご説明をいたしました2校案、2校の組み合わせということを市民の皆さんにもご説明をさせていただいたところであります。

そういったことですので、当然、今まで近くにあった学校が遠くなるということは、現実としてあるかと思います。地域説明会の資料の中でも、新設市立中学校の目指す姿ということで、いろいろな形、教育の環境改善、また学校施設の改善等をしっかりと取り組みたいということでありまして、やはり魅力ある学校をつくっていくということが多くの方に選ばれる要素になるのかなと考えておりますので、そのようなことがしっかりと実現できるように取り組みを進めてまいりたいという考え方でございます。

次に、体育館の件ですけれども、私ども、現状の8校の中学校が2校という考え方でおりますので、当然、数とすれば減るということになります。志村議員がご指摘いただいたように、体育館だけ残して避難所機能として、ちゃんと活用ができるかどうかということは、やはり検討の余地があると思っております。全体の配置ですか避難所機能、また近年では一時避難所等についても、整備のための支援を市でも行っております。

やはりどういった形で避難をしていくのかということも、当然、検討の俎上には上がってくると思っておりますので、こうしたことにつきましては、市役所全庁を挙げて検討を進めるべき課題であるという認識でございます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○14番議員（志村清）

もう1点、再々質問ですが、この間、私たちに紹介された小学校と中学校での子どもたちへのアンケート結果、この公表について受け止め、私は、子どもたちが賛否を示す、賛否といつても子どもだから、「賛」のほうは期待の声ですよね。「否」というのは、反対というよりも、心配や不安の声を率直に見ることができてよかったです。

アンケートを公表するということですが、いつ、はっきりしていればできるだけ早くということをこの間、言ったんですが、いつごろ公表されるのか。その中身も、ダブったものを削るのはいいんですが、少数意見も大事ですから、全て公表してほしいということで、この間、私たちに示されたことが、あれがそのまま公表されると思うのですが、その点、確認だけしておきたいんですが。日程と、どんな中身で公表するのか、お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

現在、アンケートのホームページへの公開に向けて作業を行っているところでありますと、できるだけ速やかに公開ができるよう作業を進めたいと考えております。

また、公表の中身につきましては、過日、市議会の全員協議会でもご説明をさせていただきましたとおり、数ある子どもたちの声の中から、同じような内容のものについては、重複せずにまとめる形での公開を考えておりますので、基本は先日、議会にお示しした内容を公開する予定であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員。

○14番議員（志村清）

最後の4点目、介護保険制度の問題です。

私は、全国の知事、市町村長の97%が介護保険制度の将来に危惧を持っているということを紹介して、はつきり答弁では、持続に危機感という言葉は使われなかつたんですが、思いは同じだと受け止めています。

そこで、答弁では、35年、あと10年後に高齢者のピークを迎えるんだという答弁がありましたが、現場の声を言いましたが、現場はもう5年もつかどうか分からないと。ヘルパーさんの高齢化、人材不足で。こういう切実な声があるわけですから、今、応援するということが特に必要だと。途中で、壇上でも言いましたけど、北杜市は県内でも珍しいというか、本当に二度、三度と直接支援をやって応援しているわけですから、ぜひそれを継続してほしいと。

岩手県のある市では、ヘルパーさんが1軒行くだけで1千円、ガソリン代を市から出してくれる。4軒もあれば4千円収入が増える。もし、韮崎市あたりでそんな事業所が出たら、北杜市のヘルパーさんは、みんなそちらへ行ってしまいますよ。

ぜひ、支援制度を実現できないか、検討するということだけでも、最後に答弁をいただきたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

事業者への直接支援というご質問かと思います。

事業所の運営につきましては、介護報酬単価が法令により定められているため、急激な物価高騰等による価格上昇分を転嫁できないことは理解をしておりますが、事業所の運営の市単独の支援につきましては、被保険者の介護保険料の負担も伴いますので、引き続き国の動向を注視しながら、また現場の声を十分聞くよう努めながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を許します。

北杜オール・イン・ワン、6番、山崎君江議員。

山崎君江議員。

○6番議員（山崎君江）

北杜市水道事業の独立採算制。

今回の水道問題については、多くの市民の納得と理解がされていない状態で押し進められています。北杜市の水道料金を上げる問題と、料金を同一にする問題を同時に遂行されようとした結果、市民は困惑しています。市民は料金を上げる問題と同一にする問題は一緒に議論されるべきではない。別にして議論してほしいと市民は訴えています。

北杜市全体では現行料金の約25%の値上げですが、白州、武川は2倍以上の値上げです。物価高で食費や光熱費の負担が増大しています。企業にとっても水道料金値上げは深刻な問題です。上水道が値上げされれば下水道も値上げされることになります。低所得者世帯や年金暮らしの方のこととも考えての今回の水道料金の値上げでしょうか。市民の生活がまだ物価高に追いついていない今、独立採算制に移行し、市民の水道料金を上げることが正しいのか、もう一度お考えいただきたいです。

そこで質問をいたします。

1つ目に、このような状況の中、水道料金を上げることを市長はどうのようにお考えなのか、お答えをお願いします。

2つ目に、7月の広報ほくとで市民は初めて水道料金を知ることになりました。ここから時間をかけて市民の意見を聞くことが重要だと考えますが市民の意見を聞くための意見交換会は開催されますか。

3つ目に、パブリックコメントは何件集まったのか。

その内、白州武川の占めている割合は。

同一料金に納得と理解をされていない住民の割合は。

今回それはどのように生かされたのか。

続きまして、料金収入だけで傷んだ管路の補修が全てできるのかお聞きします。

水道事業は原則、独立採算制であることは承知しています。税金に頼らず、水道料金の収入によって事業に必要な経費をすべて賄うという経営が原則です。現在、日本中の自治体が管路の更新費用を捻出するのに苦戦しています。人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他の営業費用の合計額、支払い利息、資産維持費などを水道料金で全て賄うことになります。

北杜市は1,353キロの水道管を持ち、これは東京駅から鹿児島中央駅に相当します。水道施設の数271カ所と施設数も多く維持管理費、更新対象数が多いのが北杜市の特徴です。

料金の値上げに関して上限を設けなければ歯止めのない値上げになります。

北杜市の財政は改善されて基金も積み上がっています。また、ふるさと納税も伸びています。こういう財政を積極的に管路の改修や施設の更新に投入し、市民の利用料を抑えるべきではないでしょうか。水道は北杜市民、約4万5千人が必ず使っているものです。ここで市の財政を投入することは平等だと言えるのではないのでしょうか。

私たち北杜市民は水を北杜市からしか買うことができず、他の水道事業者を選ぶことはできません。今年の1月の埼玉県八潮市の陥没事故を受けて国の方針にも変化が見られます。どのぐらいの税金を投入し改善費用はいくらを見込むのか、新たな税金を投入した経営基本計画の見直しが必要なではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

4つ目に、管路の更新、施設の維持費にふるさと納税や市の税金を投入されることを考えていただけないでしょうか。

5つ目に、今年の8月25日の山梨日日新聞に、八潮市の陥没事故を受けて2026年に自治体への補助を拡充する記事がありましたが、それは経営基本計画にも反映されているのですか。

続きまして、大項目2項目の市のホームページについて（市長への手紙とその回答）について。

市のホームページに「水道料金市内統一にしてください」という題名の文章が掲載されています。更新日が2025年4月17日になっています。それをそのまま読みます。

1月24日に武川町・白州町選出の市議会議員が市長に水道料金についての要望書を出されたとのこと。水道料金が市内統一になると困ると身勝手なことをおっしゃっている市民がいらっしゃるとのことで驚いております。複数の町が合併して北杜市が誕生し、北杜市として統合したことによる諸々のおいしい部分は享受するが、今回のように北杜市統一料金になるのは困るというのは、誠に身勝手な甘えたロジックです。水道審議会としての「市内統一をし、料金を一体系にする方針」案のまま、水道料金は市内統一にしてください。だだをこねる子どもみたいなことを言わないので、「今まで安くてラッキーだったけど、これから統一料金になるのは当たり前だよね」と思えるくらい市民には大人になっていただきたいものです。

と書かれていました。

これを読んだ市民から連絡があり、このようなことを書かれていることが、悲しく残念な気持ちでいっぱいであるとのことでした。

そこで質問をいたします。

この文章を削除していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

北杜市水道事業の独立採算制における、水道料金の引き上げについてであります。

水道事業は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、市民の生命と暮らしを守るという、極めて重要な役割を担っております。

今回の水道料金の統一を含む料金改定は、持続可能な水道事業の運営につながるものと考えております。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

市のホームページについてであります。

市民からいただいたご質問やご意見については、個人情報等を除き、加工することなく掲載しておりますので、削除することはありません。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

北杜市水道事業の独立採算制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、意見交換会の開催についてであります。

すでに「市民説明会」および「パブリックコメント」を実施したところであり、「意見交換会」の開催は考えておりません。

次に、パブリックコメントについてであります。

提出者は49人、このうち、白州・武川地区の割合は、40人で81%、同一料金に納得されていないご意見の割合は、43人で88%であります。

また、市内一体系化やダム受水費などに関するご意見もありましたが、市民の皆さんには、水道料金の改定について、おおむねご理解をいただいたものと理解をしております。

次に、ふるさと納税や市税の投入についてであります。

「公営企業会計」は、「独立採算制」を原則としております。

「北杜市水道事業」は、「一般会計」から県内最大となる「基準外繰入金」により補填されている状況であり、今以上の税金等の投入については考えておりません。

次に、国の補助拡充方針についてであります。

今回の国庫補助の拡充は、主に大口径の管路の更新を対象とするものであります。

本市においては、大口径の管路が埋設されていないことから、「北杜市上下水道事業経営基本計画」への反映については考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

山崎君江議員の再質問を許します。

山崎君江議員。

○6番議員（山崎君江）

大項目1の2、そして大項目2について再質問をさせていただきます。

再質問1、市長は市民生活を守るとおっしゃっていましたが、物価高の中、2倍もの値上げをされたら市民生活が立ち行かなくなる方が相当出るかと思いますが、この状況の中でも水道料金の値上げを決断するべきなのか、もう一度見解をお聞きします。

再質問2、県内最大の基準外繰入金を補填されているとおっしゃいましたが、北杜市は1,353キロの管路を持ち、水道施設も271カ所と多いので、県内最大の繰入金は当然のことだと思います。さらに、ふるさと納税や国からの財政支援がなければ、利用料は際限なくなることになるのではないかとお答えをいたしました。

再質問3、北杜市は令和2年に簡易水道事業を統合し、北杜市水道事業を創設しましたが、北海道の鹿部町は令和4年度に上水道事業から簡易水道事業に移行しました。私も鹿部町に電話をしましたが、上水道事業は国からの補助金制度が少なく、単独の予算で経営を行うのに対し、簡易水道事業は国からの補助金制度が豊富であったため、補助金を活用した経営を行うことが可能であったとのお答えをいただきました。

北杜市も簡易水道事業を復活させることで、事業に有利な補助金を得ることも可能なのではないでしょうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の再質問にお答えをいたします。

はじめに、物価高の状況で値上げを決断すべきなのかという質問ですが、水道事業は独立採算制でございます。北杜市水道事業は、令和9年度に資金が枯渇してしまうため、料金改定はやむを得ないものと考えております。

次に、2番目ですが、ふるさと納税の活用という質問かと思いますが、やはり公営企業会計で、独立採算制で水道事業は行っております。北杜市水道事業は、県内最大の基準外繰入金を現在投入いただいておりまして、今以上の税金等の投入については考えていないということございます。

そして3点目、最後でございますが、簡易水道事業を復活させてはいかがかというご質問かと思いますけれども、北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を議会において全会一致で可決され、現在の北杜市水道事業があるわけでございまして、簡易水道事業の復活ということについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山崎君江議員。

○6番議員（山崎君江）

ご答弁ありがとうございます。大項目2について、再質問をさせていただきます。

なぜ、この文章を削除すべきなのかというと、ネットで見ると、北杜市のホームページ上に「水道および下水道使用料の納付について」という公式サイトが出てきます。ここには山梨県

北杜市公式サイトと記載されています。

そして内容を見ると、先ほど質問で述べた内容だけが出てきます。そして、これが市長への手紙なのか、パブリックコメントなのか大変、分かりにくくなっています。また、市の答弁もこの内容にかみ合っていません。

そこで質問をいたします。

今までに市長への手紙で載せなかつたものがありますか。また、その理由を教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの再質問にお答えいたします。

掲載していない件数、またその内容についてであります。

これまで掲載しないというものはございませんが、同一の差出人から同一の質問が繰り返しある場合には掲載を控えております。また、匿名で差し出されたものについても掲載を行っておりません。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山崎君江議員。

○6番議員（山崎君江）

ご答弁ありがとうございます。

大項目2について、再々質問をさせていただきます。

市長への手紙にも一定のルールを設けて、ホームページに掲載していただくことは可能でしょうか。

市民の声や意見を寄せていただくにあたっては、どの自治体も一定の要綱を設けています。例えば、特定の個人や団体を誹謗中傷・非難するのはもちろんのこと、個人情報を含むものは載せないとか、事実と相違し、または事実と確認できないもの、第三者に誤解を与えるものは公表しないとか、また市が回答できないものとしては、国や県の所管するものや事実関係が困難なもの、施策への反映が困難な感想、所感、雑感等のものは市が回答できないということがホームページに書かれています。

このように一定のルールがホームページに書かれているのですが、北杜市の市長への手紙には決まりがなく、これでは送られてきたものを何でも掲載されることになります。

今回、市長への手紙の内容は、第三者に誤解を与えるものであり、事実関係が不明瞭な個人の所感であり、施策への反映が困難な感想、所感、雑感に振り分けられると思われます。

現在もSNSの投稿の名誉毀損や侮辱罪が問題となっており、誤った情報や不快な表現、意図しない情報拡散、著名性による配慮の欠如、情報の真意確認の困難さがあります。

したがって、一定の要綱を作成し、ホームページ上に掲載することは、市民からの誤解を防ぐことにもつながります。

今回、私が挙げた市民の声は、市側の水道についての説明を一方的に受けて投稿したものであり、悪気はなかったと思います。

しかしながら、今回のように水道問題についての個人の所感は、北杜市を二分するような問題になりかねず、ホームページ上で公開すべきではないと考えます。

したがって、ルールを掲載するのと同時に、今回の市民の声を削除すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

山崎君江議員の、北杜オール・イン・ワンの再々質問にお答えいたします。

規則等を定めること、またルールを明示することについてであります。

個人情報や誹謗中傷、公序良俗に反するものなどを公表することは、常識的にはあり得ないところであると考えております。

規則の制定やホームページ等に掲載することについては、先ほど議員からもご指摘いただきましたが、ホームページの中で分かりにくいところがあるという内容、そこの確認、また他市の状況なども確認する中で、そういうものを整理し、研究をしてまいりたいと考えております。

なお、今回の案件につきましては、削除をするという考えには至っておりませんので、削除する考えはございません。

以上であります。

○議長（大芝正和）

山崎君江議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

中山喜夫議員。

○9番議員（中山喜夫）

関連質問をさせていただきます。

事前通告してしまっている質問趣旨に従って、関連質問をさせていただきます。

最終的な市の方針の決定にあたっては、特に大幅に料金が上がる・・・。

○議長（大芝正和）

質問する項目を言ってください。

○9番議員（中山喜夫）

1番目です。

1番目の内容について、再質問させていただきます。

事前通告してしまっている質問趣旨に従って、再質問させていただきます。

最終的な市の方針の決定にあたっては、特に大幅に料金が上がる2町において、広く多くの住民を対象とした住民投票、またはヒアリングの集約など、時間をかけて丁寧に最終的な方針の決定に対して、理解と納得の伴う民主的手続きを踏む必要性があったのではないかでしょうか。

昨日の水道事業給水条例にかかる特別委員会最終日までの具体的な経緯を振り返り、そうしたこれまでの市内同一料金方針の市の押し進め方について、最後に最終的な執行権者である大柴市長ご自身の言葉で、ぜひお伺いしたいです。

拙速に市内同一料金方針を推し進めるのではなく、いま一度、原点に立ち返った再考を強く

願います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

中山喜夫議員の、北杜オール・イン・ワンの関連質問にお答えをいたします。

北杜市上下水道事業は、令和9年度に資金が枯渇するという最大の問題があるわけでございます。また、今回の料金改定につきましては、市民負担の公平性というところを大きなテーマとして扱ってまいりました。その1つが総括原価方式の導入であり、もう1つが市内料金の1体系化でございます。

令和2年に北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例が施行された以降は、やはり同じ給水主体のもと、1つの会計で1つの事業を行っているわけでございますから、これは料金を統一すべきだという考え方でございます。

したがって、再考については考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を終結いたします。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、16番、加藤紀雄議員。

加藤紀雄議員。

○16番議員（加藤紀雄）

みらい創生を代表して、2項目について、大柴市長に質問をさせていただきます。

まず、1項目めでありますが、大柴市政10ヶ月の成果と、それらを踏まえての今後の方向性についてお伺いいたします。

将来へ向かっての潜在能力の高い北杜市、その北杜市を安定した市政のもとに、市民の皆さま方が安全で安心して日常生活が送れる北杜市を、このような多くの市民の皆さまの期待を背負い、大柴市政がスタートし、10ヶ月になろうとしております。

10ヶ月が短いのか長いのか、見方はいろいろあると思いますが、市長の任期4年からすると、すでにその4分の1が過ぎようとしているわけであります。

大柴市長は、この間において多くの重要な課題、その中には合併以来の課題も含まれておりますが、それらに民間企業での長年の経験、また県議会議員としての経験と実績、加えて国や県等の幅広く多彩な人脈を駆使し、迅速かつ全力で取り組んできたことだと思います。

その中で主なものをいくつか挙げてみると、市役所本庁舎と支所をどうするのか、このことは全ての市民の皆さまが日常生活に直接影響するとともに、まちづくりの基本となる重要な事業であるため、急ぐ必要があったにもかかわらず、今まで手がつけられませんでした。

この課題に対し、本年7月14日に本庁舎整備検討委員会を設置し、現庁舎の現状、課題および新庁舎整備の必要性について具体的に検討するため、スタートを切りました。

課題はたくさんありますが、将来の北杜市の方向性を左右することとなる重要な事業であるため、推進に大いに期待をするところであります。

また、北杜市に限らず、全国的に子どもの数が減少する中で、学校の中学校の再編は喫緊の課題であります。

北杜市が誕生以来、中学校の再編は重要課題として位置づけられ、長い期間をかけて検討をされてきました。

今年の3月に中学校再編検討委員会で、現在の8校を2校に統合する、併せて学区の組み合わせを2案とするということで意見が集約されております。

このことを受け、8地区への説明会や関係者等への説明、加えて直接影響を受ける小学生や中学生からのアンケート等、市民の皆さまからの意見集約を図ってきたことと思います。

今年の6月議会、前回の議会でみらい創生、私たちの会派の神田議員の代表質問に対し、大柴市長から新設校2校の場所の選定については、今年中を目途に決めていきたいとの答弁がありました。

いろいろな意見や要望等があることは当然でありますが、中学校統合の機を逸するがあつてはならないと思います。

十分な時間をかけ、慎重に検討してきた再編検討委員会の方針を尊重し、住民の皆さまの意見や要望等にも十分配慮し、夢と希望を持ち、未来へ向かって羽ばたこうとしている子どもたちのために、中学校の統合の早期実現に期待するところであります。

水道事業の料金改定、料金の統一についてであります。

水道事業給水条例の一部を改正する条例が今議会に提出され、特別委員会で慎重かつ十分なる審査の結果、条例は特別委員会で可決されました。

30日の本会議の採決を待つわけですが、料金の改定については、市民の皆さまの負担となるため、もろ手を挙げて賛成するものではありませんが、将来の厳しい経営予測、施設の老朽化による改修等に多額の費用が必要である。そして、水道事業の安定かつ継続性から料金改定はやむを得ないと判断せざるを得ません。

また、今までの2料金体制を1料金への統一は、合併の基本である公平性、平等性、統一性を考慮すると、過去の経過等に十分配慮しても、20年が過ぎた今、6町と2町の、この料金は統一する必要があると思います。

また、これから社会情勢が大きく変遷していく中で、行政の期待と要望等は、今までにも増して拡大し、また専門性が求められてくることが想定されます。

それらに対応するため、大柴市長は国や県との連携はもとより、民間企業の知識等を導入するため、多くの将来ある企業等との連携協定や企業版ふるさと納税の増大を図る等、豊富なネットワークを十分活用し、民間企業との関係性構築に大変努力をしてきたと思います。

このように、大柴市政の10ヶ月は、北杜市の未来への期待、希望、発展性を予感させる期間、すなわち黎明期であったと思います。

市政2年目を目の前にし、これからは黎明期から成長期へ移行する、言ってみれば施策や事業等の実行実現の時期に進んでいくことになるわけであります。

市民の皆さんも、大柴市長のその手腕に大いに期待をしていると思います。

しかし、多くの重要な施策や事業等の推進には、職員の皆さまへの負担も課題となることが想定されます。

事務事業等の効率的、効果的、能率的な推進のため、現在の社会情勢に合わなくなつたもの、また効果が薄くなつたと思われる事務事業等の縮小や、廃止等にも思い切つた決断と実行が必要であると考えます。

組織は、トップ、もちろん北杜市においては大柴市長、その考え方、発言や行動により、その職場環境は良くも悪くもなると思います。

市役所内部において、職員同士が、また上司と部下が信頼関係のもとに一丸となり、目的を共有し、相互の意見や要望等に真摯に耳を傾ける風通しの良い職場環境であることが大切であると思います。

また、施策や事業が重要であればあるほど、市民の皆さまへの影響が大きくなることから、市民が主役、いわゆる市民ファーストの民主的市政推進のため、市民の皆さまへの丁寧な説明と意見や要望等の集約が求められます。

大柴市長の市政運営に期待しながら、以下4点についてお伺いをいたします。

まず、1点目でありますが、施策・事業の推進のためには、職員の皆様が、市長の方針を理解し、市長と職員が信頼関係のもとに、心を一つにし、職務に熱意をもって積極的に取り組むことが重要であると思います。就任後10ヶ月の間で、職場環境や待遇の改善等に取り組んできた、具体的な方策等について、お聞きします。またその方策等に対する手応えと、今後の進め方について、お伺いをいたします。

2点目でありますが、市長は今年の6月議会で、「BPR」即ち「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」の手法を用い、より効率的かつ効果的な業務への転換を図るべく、本年度から「BPR推進プロジェクトチーム」を設置したと、所信表明で述べられておりました。

推進に期待するところでありますが、事業の推進をするうえで、事前の調査等に多大な労力を要すると聞いております。

対象事業は多いと思いますが、具体的にどのような事業から手を付けていくのか。また、将来的には対象が全ての事業に及ぶのか。実施に向けては相当の労力を要すると想定されますが、実施によって得るメリットは何か。

また、事務局となる担当課は、この事業を進めるうえで、「BPR」に対する知識と実施に当たってのノウハウ等が必要になると思いますが、職員のレベルアップのための方策、また専門性等で職員では足りない部分が当然あると思いますが、それらをどのように補っていくのか。そして推進スケジュールについて、お伺いをいたします。

3点目でありますが、職員組合は、「組合員が働きやすい、そして成果を実感できる職場環境の形成」を目的に、将来の北杜市を担う若い職員で構成される組織であります。

この構成員である多くの若手職員が、日々積極的かつ熱意をもって職務に取組むことによる、その成果が、市民の皆様の、公共の福祉の向上につながっていくことだと思います。

その職員組合から職場環境や職務の改善について、多くの要望が提出されていると思いますが、それらの要望に対する対応と、職員組合との関係性の構築についてお伺いをいたします。

4点目でありますが、市長の方針の「北杜を前へ」のスローガンのもと、市民の皆様との絆を結集し、活力に満ちた、市民が豊かさを享受できる北杜市を築くことを目的に、民主的市政を進めるうえで、施策や事業等の実施にあたっては、市民の皆様への丁寧な説明と意見や要望等の集約は必要不可欠であると思います。

就任後、市民主体、所謂「市民ファースト」の市政を進めるうえで、具体的に取り組んでき

た方策等、また、それらに対する手応えと、今後の推進の基本的な考え方について、以上4点についてお伺いいたします。

次に、2項目め、観光振興についてであります。

北杜市は、首都圏や中部圏等から、JRや高速道路等の利用による交通の利便性、また、市内には日本百名山が5座あり、周囲は富士山をはじめとする、多くの3千メートル級の山々に囲まれております。この雄大な自然環境は、他の地域では得ることのできない、北杜市の大きな特徴であると思います。

このような素晴らしい自然環境の中、春の新緑や桜をはじめとする花々から秋の紅葉は目を見張るばかりであります。

今年も暑い夏がありました。地球温暖化はますます進むことが想定されます。その中で、高原の冷涼さは、北杜市で生活するうえでも、また、リゾート地としても、他に代えがたいものがあります。

市内には、美術館や体験施設等の文化施設が点在しており、また乗馬、ゴルフ、登山、スキー やスケート等のスポーツ施設、宿泊や飲食等の観光施設等が整備されており、将来へ向かっての発展・拡大の可能性を秘めている、潜在能力の高い滞在型リゾート地であります。

2019年の観光入込客は367万人と右肩上がりであった観光客も、コロナウイルス感染症の蔓延により、一時的に減少しましたが、現在は、コロナ禍前の入込客数に戻りつつあり、今後、年々観光客は増加していくことが想定されます。

観光の目的は、美しい景観を眺める。温泉で体を癒す。歴史的建造物を見て歴史を感じたい。美味しい食べ物やお酒に出会える。新たな出会いや体験等、観光客の目的は様々であると思います。北杜市は、これら観光で訪れる皆様が、この目的の多くを満たすことのできる、ポテンシャルの高い地域であると、私は思っております。

大柴市長は、観光を北杜市の主要産業として位置づけ、北杜の魅力をアピールする“点から面の観光”へと基本方針を定め、北杜市を訪れた人々が多様な楽しみ方ができる、リゾート地域の形成を目指すとの方針のもとに、市長に就任し10ヶ月、積極的に推進を図ってきたと思います。

その結果に期待しつつ、以下2点についてお伺いをいたします。

1点目ですが、基本方針として掲げた「点から面への観光」について、就任後10ヶ月間で取り組んできた施策事業等について、また、それらを踏まえて観光振興に対する今後の進め方について、お伺いをいたします。

2点目ですが、令和6年度に山梨県が主体となり「小淵沢エリア振興検討委員会」を設置し、検討・策定した「小淵沢エリア振興ビジョン」のその内容と、今後の“ビジョン”的事業化へ向けての推進体制と、そのスケジュールについてお伺いをいたします。

以上2項目について、答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

ただいま、みらい創生の加藤紀雄議員から、私のこれまでの経験や実績、人脈に基づき、これから市政推進への心強いご期待と激励のお言葉をいただきました。

また、市役所本庁舎の整備や中学校の再編、水道料金の改定など、本市の重要課題の解決に向けた取り組みを後押ししていただく、ありがたいお言葉もいただきました。

私の任期は、まだまだこれからでありますので、本市の合併以来の様々な課題に正面から向き合い、結果を形にしながら、本市をしっかりと前に進めてまいりたいと改めて決意を強くしましたところであります。

それでは、加藤紀雄議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

私の市政10ヶ月の成果と今後の方向性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職場環境や職務改善等の取組についてであります。

私は、市長に就任する前から、市職員に対する市民からの激しいクレームや、市議会での厳しい「やり取り」などについて、様々な方面から話を伺い、非常に危惧しておりました。

その後、市長に就任させていただくこととなり、私なりに、市役所全体を注意深く観察いたしましたが、やはり、市の職員には元気がなく、職場全体に活気がないことを肌で感じ取り、「絶対にこのままではいけない」「私が何とかしなければ」との思いを強くしたところであります。

このため、なるべく多くの職員に声を掛けて話を聞くなど、問題の原因を探るとともに、公約として掲げた「ハラスメント防止」に関する条例を一刻も早く制定し、この状況を打破しなければならないとの強い思いで、市長就任から3カ月余りで「北杜市ハラスメント撲滅宣言条例」の制定を成し遂げたところであります。

当初は、本条例に罰則等がないことから、実効性を疑問視する声もありましたが、市全体で「ハラスメント」は絶対に許されないものであるとの意識を共有する中で、市役所内における「ハラスメント事案」が目に見えて減少し、今では、ほとんど耳に入らない状況にまで改善するなど、非常に大きな効果をもたらしました。

一方で、職員に対し、「あいさつ」「おもてなし」「ほうれんそう」の徹底などを強く呼び掛けてしまいました。

職員同士が笑顔で元気よく「あいさつ」を交わすよう、庁議等を通じて繰り返し呼び掛けるとともに、来庁者に対し、「おもてなし」の心を持って親切、丁寧な対応に心がけること、また、上司と部下が常に情報を共有し、業務が円滑に進められるよう、報告、連絡、相談の「ほうれんそう」を徹底することも、機会あるごとに呼び掛けてまいりました。

これらの取り組みが徐々に浸透してきた結果、最近では、職員の笑顔が増え、来庁者からも、職員の対応の良さにお褒めをいただく機会が増えるなど、職場全体が活気を取り戻しつつあるものと感じております。

今後は、私がこれまでに築いてきた国や県とのパイプを最大限に生かしていただく中で、職員には、スムーズかつスピーディーに、気持ちよく仕事に励んでいただければと考えております。

次に、「市民ファースト」の市政推進についてであります。

私は、各種施策や事業の推進には、市民や企業、団体の皆さまのご理解とご協力が不可欠であると考え、市長に就任して以来、数多くの方々の声に耳を傾けてまいりました。

各種会議やイベント、催し物に出向くとともに、「未来を語る集い」の開催や、私自ら、市内の3つの高等学校、および小学校を訪問して、「若者と市長とのタウンミーティング」を開催するなど、あらゆる機会を逃すことなく、幅広い世代の市民の皆さまの思いや考えを的確に把握

しているところであります。

また、「市政報告会」においても、市議会定例会閉会後に、予算や条例等の内容をお伝えし、加えて時の話題に関わる講演会も開催する中で、私が目指す「絆」による、市民が主役のまちづくりの思いが浸透してきていると、日々手ごたえを感じております。

一方、「中部横断自動車道北部区間」の早期着工に向けては、国や県、長野、山梨両県の関係する市町村などに私自らが出向き、積極的に働き掛けを行う中で、一刻も早い全線開通に向けての考えが一致したところであります。

さらに、合併時からの長年の懸案でありました、「中学校再編整備」や「水道料金の見直し」についても、本年5月から、各町において説明会を開催し、市民や関係者の皆さまに対して、丁寧な説明に努める中で、将来の北杜市の方向性を左右する重要な案件の推進に向けて、全力で取り組んでいるところであります。

今後とも、市政の推進においては、SNSをはじめ、各種媒体をフルに活用し、きめ細かく情報発信を行うとともに、あらゆる機会において、市民からの多種多様なご意見を真摯に伺いながら、様々な方々との絆を深め、より多くの皆さまのお力添えを賜ることで、この広大な北杜市を力強く前進させてまいります。

次に、観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「点から面の観光」についてであります。

観光振興策については、「点から面」への周遊観光の推進を基本方針として、ターゲットを絞る中で、「中部横断自動車道」開通の効果を活かした静岡方面へのPRや、SNSを活用した市内観光地を巡るモデルコースに関する情報発信を積極的に行っております。

夏の最大イベントである「明野サンフラワーフェス2025」においては、来場者数が前年比103%の、約11万3千人を記録し、ヒマワリとともに市内の観光地を楽しんでいただいたところであります。

地域の夏のイベントについても、各地域委員の皆さまのご尽力により、盛況のうちに開催され、三世代の交流が図られたものと考えております。

また、「インバウンド誘客」については、タイ、ベトナム、および台湾を対象国として、現地におけるセールス活動の実施や、本年度設置した、「海外デスク・エージェント」による、本市の認知度の向上のための観光誘客を図っております。

新たな「点から面」へ周遊観光の動きとして、先月、本市を含む八ヶ岳周辺13自治体により、八ヶ岳エリアの魅力発信や地域資源の整備を通じた観光振興などを目的とした、「環八ヶ岳連携推進協議会」が設立されました。

これまで各自治体で取り組んでいた施策が、本協議会を通じて広域的かつ戦略的に展開することが可能となりますので、他自治体と連携した「点から面への観光振興」として、八ヶ岳エリアの活性化に資する取り組みを進めてまいります。

併せて、先月、「JR東日本八王子支社」に出向いた際に、市内イベント開催時など、特急の停車や改札時の対応など受け入れ体制の強化への支援について申し入れ、了解を得たところであります。

今後も、国や県、関係する企業などに積極的に働き掛けるとともに、本市のポテンシャルの高さを活かすため、観光資源をさらに磨き上げ、本市への誘客促進に資する来訪者の利便性向上の推進など、魅力的な「滞在型観光リゾート地」の実現を目指して、取り組んでまいります。

次に、小淵沢エリア振興ビジョンについてであります。

本ビジョンは、山梨県における新たな価値の創出と持続的な発展につなげるため、「小淵沢エリア」の高品質化、高付加価値化を図り、世界に誇る魅力的な地へと発展させ、地域の事業者、住民等による持続的な地域振興を実現することを目的としております。

計画期間である令和16年度までに、馬を核とした「小淵沢ブランド」と、八ヶ岳南麓で過ごす「小淵沢スタイル」を確立し、品格と安らぎを感じるリゾート地を目指すこととしており、そのロードマップとして、各種施策における事業イメージや実施時期、実施主体が示されております。

市では、先月18日に、ビジョン推進の母体となる、「北杜市小淵沢エリア振興ビジョン推進会議」を立ち上げ、また、観光、道路、景観、馬関連などの分野ごとに「プロジェクト推進チーム」を設置する中で、具体的な施策の検討を進めているところであります。

一方、民間等でも、ビジョンに沿った取り組みが始まっています。エリア内の乗馬クラブ関係者を中心とした団体では、馬に関するルールづくりなどの検討が進められているほか、地域住民の暮らしの向上に資する施設として、事業者からスーパーマーケット建設に向けたご提案もいただいております。

スーパーマーケットの誘致については、かねてから地元の強い要望を受けてきたところであります。市では現在、事業者との協議を重ねているところであります。

加えて、「公益社団法人やまなし観光推進機構」からは、本年度冬季の誘客キャンペーンにおける小淵沢エリアでの取り組み支援について、ご提案もいただいているところであります。

こうした民間事業者や地域の皆さんと連携し、実施可能な事業から順次着手するとともに、来年度以降の事業計画についても検討してまいります。

本ビジョンは、県の主体的な関与のもとで施策を推進する、これまでにない取り組みでありますので、小淵沢エリアの活性化を確実に実現し、市内や県全体へと、その成果を波及させるよう、地域の皆さんと共に取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

加藤紀雄議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

大柴市政10ヶ月の成果と今後の方向性における、BPRの推進についてであります。

本年度、「BPR推進プロジェクトチーム」を設置し、DXに関する専門的な知識やノウハウを共有しながら、試行的にBPRを進めております。

その中で、先月、全庁を対象とした業務量調査を実施し、全ての業務の棚卸を行ったところであります。

市職員には、一時的な負担増となったところでありますが、今回の調査は、市全体の業務を把握する上で、必要な調査でありましたので、協力をお願いし、調査を実施いたしました。

業務改革を成功させるためには、優良事例を積み重ねていくことと、人材育成を実施していくことが重要であります。

今回の調査結果を分析した上で、来年度、効果が見込める業務を選定し、「BPR推進プロジェ

クトチーム」が伴走支援しながら、優良事例を生み出し続け、全庁的に広げるとともに、有効なデジタルツールの導入やアウトソーシングについても検討してまいりたいと考えております。

また、専門的な知識を有する人材や、「業務を改善したい」、「こうしたらもっと業務が良くなるのではないか」といったマインドを持った、いわゆる「DX人材」を育成し、BPRを継続して推進していくための、「土壤づくり」も進めてまいります。

具体的には、管理職向けのBPRを用いたマネジメントや、一般職員に向けた体験型の研修、デジタルツール等の活用講座などを実施しDX人材を育成してまいります。

業務改革には、一時的に労力が必要となります、伴走支援により、その労力を最小限に抑えながら、業務量を削減することで、職員の働き方が見直されるとともに、他の業務に専念する時間が生み出されることで、市民サービスの向上につなげてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

加藤紀雄議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

大柴市政10ヶ月の成果と今後の方向性における、職員組合からの要望に対する対応と、職員組合との関係性についてであります。

「北杜市職員組合」から、いくつか要望をいただく中で、特に要望が強いものとして、主に「カスタマーハラスメント対策」と「窓口受付時間の見直し」の2つの要望が挙げられております。

1つ目の「カスタマーハラスメント対策」の要望については、現在、「北杜市行政対象暴力防止対策委員会」でのご意見を踏まえ、職員向けの「対応マニュアル」を作成しているところであります。

来月上旬に、職員へ周知し、来月下旬には、職員研修を実施することとしております。

2つ目の「窓口受付時間の見直し」の要望については、現在、来年度からの実施に向けて、庁内で検討を進めているところであります。

今後は、「庁内アンケート」の結果を踏まえ、実施時期、窓口受付時間などの具体的な事項を検討し、次回の市議会定例会において、その概要をお示ししてまいりたいと考えております。

なお、「職員組合」との関係性の構築においては、「職員組合」は、組織にとって重要なパートナーであり、「職員組合」との良好な関係は、職員のエンゲージメントの向上や、組織全体の発展につながるものと考えております。

今後も、「組合員」の声を、処遇や職場改善などの貴重な意見として受け止め、信頼関係を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時58分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄議員の再質問を許します。

加藤紀雄議員。

○16番議員（加藤紀雄）

質問させていただきました2項目とも、前向きで丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

1項目めの、大柴市政10ヶ月の成果と今後の方向性についての中の1点、職場環境や職務の改善等の取り組みについて、この1つだけについて再質問をさせていただきます。

大柴市長は、就任前から職員や市役所、職場内のことと一緒にかけ、そして問題意識を持ち、就任後速やかに、先ほどの答弁にもありましたように、強い意志を持ってハラスメント撲滅宣言条例の制定と職場環境の改善に具体的に取り組んできていただいたと思います。

その成果として、答弁の中で述べられておりるように、職場内に職員の笑顔が増えてきた、このことは私も庁舎内を歩いて、職員の皆さまの笑顔が増えてきた、また職場内が明るくなつた、こんなことを感じております。

また、市民の皆さま方と話をする中で、市民の皆さまからもそのような声を聞く機会が増えています。成果が出ていると思います。

就任10ヶ月、市長の考え方、努力によって職場の雰囲気は変わっていく、このことを職員も実感していると思いますし、また私たちもそれは感じております。

今後、一層、それらが発展されていくことを期待しているところであります。

私は、大柴市長のSNSを日々拝見し、その都度、市長からの投稿に「いいね！」を押しながら、毎日、市長が市内はもとより国や県等と広く活動をしていることを目にしますが、ぜひ北杜市の発展のために一層のご活躍、ご尽力をお願いしたいと思います。

しかし、忙しいゆえに職員の皆さまとの触れ合いや意見交換等の時間があるのか、心配もあります。職場環境の改善について、市長の発想と職員の皆さまの努力によって、10ヶ月でだいぶ改善されてきております。

しかし、まだまだ初期段階であります。今後、市長にも努力いただき、また職員の皆さまの協力のもとに一層の充実を図り、市民の皆さまから信頼の得られる行政を進めていくためには、これからも継続していくことが重要であると思います。

今、来年度へ向けて機構改革を進めていると聞いておりますが、職員が仕事をしやすく、その成果が実感できる機能的、効率的な組織の構築も職場環境の改善の大きな要素となると思います。

そのためには、今、進められている機構改革にあたっては、現場をよく知っている職員、理解している職員の皆さまの意見や要望等をよくお聞きし、職員が働きやすい組織とすることが求められると思います。

市長さんもお忙しい中であるかと思いますが、それぞれの職員の方向を向き、市長としての

考え方を職員に伝え、また職員の意見や要望等を聞く。そして、上司と部下が気軽に意見交換のできる、笑顔の絶えない明るい雰囲気の職場環境の構築にぜひご尽力をいただきたいと重ねて思うところであります。

しかし、これは容易なことではないと思います。しかし、大柴市政10ヶ月の取り組みで、その手応えを実感していると思います。職場環境の改善を継続し、充実していくことが住民サービスの向上は当然でありますが、市政の安定のためにも重要でありますので、しつこいよう申し訳ありませんが、市長の覚悟のほどを再度あえてお聞きしたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

加藤紀雄議員の、みらい創生の再質問にお答えをいたします。

職場環境の改善に向けて、私の覚悟についてということですけれども、覚悟という、大それたものではございませんけれども、私も今まで、本当に一生懸命、いろいろな書類を私のところへ持ってきてたり、いろいろな相談をしてくるたびに、そればかりではなくて、普段、何か悩んでいることはあるかとか、今、職場はどうなのかという形で、ちょっと声を掛けることによって、ちょっとした回答が返ってきたり、いろいろなコミュニケーションが取れる、そんな感じを持っております。

そしてまた、市長室も、皆さんも分かっているとおり、いつも開いておりますので、いつでも入ってきていいよというような形で、部長会議、また協議等の場でも話をしております。

そしてまた、とにかく、私みずからが出向いて、これも支所、また施設等にも、できる限り時間があったら出向いて、少しでも顔を出して、「ご苦労さま」の一言だけでも言ってくるような形を取っていきたいと思っておりますし、今、実際、少しずつでも行っているところでございます。

そして、本庁舎では、私は、歩くたびに、できるだけ「おはようございます」「こんにちは」ということも、職員にも言っているつもりでありますし、また来庁者の皆さん方にもしっかりとお話をしているつもりでありますし、ぜひそういうところから、細かいところですけれども、そういうところからぜひ職員とのコミュニケーション、そしてまた市民の皆さんとのいろいろな絆をつないでいきながら、私は職場を今よりも明るく、そして市民の皆さんとも連携を取って、とにかく北杜市を元気にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

加藤紀雄議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

次に、ポラリス北杜の会派代表質問を許します。

ポラリス北杜、2番、大塚愛議員。

大塚愛議員。

○2番議員（大塚愛）

ポラリス北杜の代表質問をさせていただきます。

本日は3つの大項目につきまして、1つ目に本市の新「こども政策」について、2つ目に子どもを帶同する二地域居住について、3つ目に三世代交流スペースについてとなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1つ目の、本市の新「こども政策」についてです。

先日の市長の所信表明で、今後「こども政策」が転換されるとお話をありました。これまでポラリス北杜として質問・要望してきた内容につきまして多く盛り込まれていること、また私たち自身が子育て中の身であることからも、大変注目をしております。それらにつきまして、詳細をお伺いしたく、こちらでは6点、質問いたします。

まず1点目、「保育料の完全無料化」についてです。

保育料の完全無料化というお話が所信表明でありましたけれども、こちらは現在、国の無償化対象となっていない、0～2歳児の保育料を無料とするという認識で合っていますでしょうか。また、無料化の対象となる園は、北杜市立の公立保育園のみなのか、あるいは他の保育施設、私立保育園や認定こども園、家庭的保育施設、事業所内保育施設は含まれるのかなど、どのような範囲になるのか教えてください。

次に、2点目です。「保育園の副食費無料化」についてです。

こちらは、新たに保育料無料化となる0～2歳児にも適用されるのかどうか教えてください。

3点目、「放課後児童クラブ」の保育料についてです。

北杜市内の学童、放課後児童クラブは、現在月額1,500円という、なかなか他の自治体では見られないような保育料で利用ができるのですが、所信表明によると、保育料の見直しをされるということでした。こちらの見直しは、具体的にはいつからどのようにされるのでしょうか。また、現在は申請によって保育料の減免措置がありますけれども、保育料の見直し後も減免措置は継続されるのでしょうか。

この2点について、教えてください。

次に4点目です。同じく「放課後児童クラブ」の受け入れ時間について質問いたします。

所信表明では、「長期休暇中の受け入れ時間延長」とおっしゃっていましたが、具体的にどのような時間延長をお考えでしょうか。

次に5点目です。「不妊治療費の一部を助成する制度の創設」についてです。

不妊治療費の助成では、他の自治体ですと主に43歳未満ですか年齢制限が設けられていますが、本市でもそのような年齢制限ですか、回数制限、金額、または所得制限などを設けられる予定はおありでしょうか。現時点で検討されている内容はどのようなものか、可能な範囲で教えてください。

最後、6点目、新聞報道でもありました「子育て応援金支給事業」についてです。

来年度に向けて制度の見直しをされると所信表明でもおっしゃっていましたけれども、来年度とは令和8年4月1日から新制度への切り替えになるということでしょうか。また、「小学校入学時の家庭負担軽減に資する給付」ともおっしゃっていましたが、検討されている内容はどのようなものでしょうか。

こちらも決まっている範囲で結構ですので教えてください。

続きまして、大項目の2つ目、子どもを帯同する二地域居住について、お伺いいたします。

市長の所信表明で「移住を希望する皆様にも選ばれるまちづくりを進めるなど、新たな『こども政策』を力強く展開」されるとお話がありました。現在、国として二地域居住を推進しており、また本市の第3次北杜市総合計画にも「二地域居住（二拠点居住）の推進」との記載があります。完全移住する前のお試し移住として、二地域居住を経た上で北杜市への完全移住を決定したり、あるいは二地域居住を継続しながらメインとなる拠点を北杜市と選ぶなど、「関係人口創出」に加えて「住民を増やす」という意味でも二地域居住は有効であると考えます。

一方で、家族、主に子どもを帯同しての二地域居住はいくつか困難を伴います。リモートワークが可能な大人としてはインターネット環境さえあれば問題ないのですが、日中の子どもの居場所・学校などが大きな課題となります。そこで、本市の二地域居住についての取り組みやお考えについて、以下7点お伺いいたします。

まず1点目、北杜市で現在行っている二地域居住のための施策は、どのようなものがあるのか教えてください。

次に2点目です。現在の移住の状況についてお伺いいたします。

北杜市へ移住してきた方々はどの自治体からが多いのでしょうか。近年の実績を教えてください。また、移住者の年代などはどうなっているのか、こちらも分かりましたらお願ひいたします。

続いて3つ目に、移住定住と子育て環境を併せたPRについてのお考えをお伺いいたします。

移住定住施策と組み合わせて、本市の豊かな子育て環境をアピールすることによって、子どもの人口を増やすことに直結すると考えています。本市の移住定住ポータルサイト「ほっとするまち北杜市」から、同じく本市の子育て情報サイト「やまねっと」へはリンクが貼られているものの、より子育て世帯にアピールしていくと、より良いものになるのではと考えます。今後、移住定住施策と子育て環境の両方を併せてPRしていくことによって、二地域居住や移住者を呼び込むお考えはおありでしょうか、お聞かせください。

4つ目です。「特定居住促進計画」について、お伺いいたします。

現在、本市には「特定居住促進計画」がないようですけれども、午前中の進藤議員の質問に対する答弁で、少し市長が触れられていたところです。こちらの計画は、二地域居住について、国の様々な補助金や事業に自治体や事業者が応募する際に、当該自治体が「特定居住促進計画」を策定しているということが必要な場合があるというものになります。関係人口創出や二地域居住促進のために、今後、市として「特定居住促進計画」を策定する考えはおありでしょうか、お聞かせください。

5つ目、観光客向けの移住相談窓口設置について、お伺いいたします。

お隣の長野県の富士見町は、移住に大変積極的な印象を受けます。JRの富士見駅に設置されている「富士見ウツリスムステーション」のように、本市でも、例えば特急「あずさ」で来られる観光客向けに、小淵沢駅など特急が停車するアクセスしやすい場所に移住相談窓口を設置することはできないでしょうか。ウツリスムステーションは平日のみの営業となっていますが、土日に気軽に立ち寄ることのできる窓口があると良いなと考えますが、ご検討いただければと思います。

次、6点目です。「移住定住お試し住宅」について、お伺いいたします。

現在本市では、移住定住お試し住宅として、須玉町のみさき団地の一室が提供されています。

無料で7泊8日まで利用できるため、本格的に移住を決意された方がお住まいを探す際に大変好評ということも伺っています。ただ、集合住宅のため、小さなこどもを帯同している場合に「階下の方に子どもの足音で迷惑をかけるのではと気になった」というような声がいくつか寄せられています。

お試し住宅を、都会と同じような集合住宅だけにするのではなくて、騒音の気にならない戸建てなどでも用意することができれば、北杜の広々とした自然環境、そして子育て環境を実感できるのではと考えます。先述の富士見町のお試し住宅である古民家の「夢想庵」というのがあるんですけども、こちらは有料になっておりますが、戸建てとなっています。そういう戸建ての物件であれば、子育て中の家庭が移住をより積極的に検討しやすいのではないかなと思います。このお試し住宅につきまして、移住希望者の多い地域に戸建てなどで用意していただくことは検討可能でしょうか。お願いいいたします。

最後、7点目としまして、二地域居住時の子どもの保育・教育について、お伺いいたします。

二地域居住地にリモート勤務が可能な大人は、先ほども申しましたように、インターネット環境さえあれば仕事としては事足りるのですが、就労時の子どもの預け先、保育園や幼稚園、学校などが大きな問題となります。国としては、区域外就学などの制度を利用して現地での通学を勧めており、自治体によってはデュアルスクールなどの制度を設けるところもあります。

お試し移住の期間に子どもを預けたり、園や学校に通うことができれば、親子共々北杜の暮らしを体験でき、より移住につながりやすくなるのではと考えます。そのような環境を今後市として調べていかれるお考えはおありか、お聞かせください。

最後、大項目3つ目、三世代交流スペースについてお伺いいたします。

三世代交流スペースにつきましては、これまで、私のほうで3回連続で質問させていただいているんですけども、8月6日に武川の甲斐駒センターせせらぎ、および小淵沢の生涯学習センターこぶらさわにオープンいたしました。三世代交流スペースは、このように説明されております。「新生児・乳幼児を含むこども世代と、その付き添いとして訪れた親世代、祖父母世代が、『子育て』という共通の話題を通じて互いに交流を深めることのできる環境整備」というふうになっております。市として子育てを支援していくという姿勢が見て、子育て中の親として、とてもうれしく思っております。しかし、それと同時に、三世代交流スペースにつきまして、いくつか改善していくべき課題も見えてきたかなと思っております。この三世代交流スペースについて、4点お伺いいたします。

まず1点目、利用状況について、2つお伺いいたします。

8月6日のオープンから本日まで、まだ2ヶ月足らずではありますけれども、2箇所のこれまでの利用状況はいかがでしょうか。また、スペース内にQRコードが掲示されていまして、そこから利用者の声を募集されているんですけども、現時点で寄せられているような声がありましたら、ご紹介ください。

次に2つ目、場所、用途の再検討について、お伺いいたします。

武川の甲斐駒センターせせらぎに設置されたスペースは、壁を隔てたところが図書館の席となっていて、また廊下を隔てると会議室が並んでいるというような場所にあります。そのため、先日お話を伺った図書館の職員さんが、交流スペースが騒がしくなってしまうと、「『ちょっと静かにしてください』と言いたくないけれども言いに行かなくてはならないんです」というふうに、ちょっと心苦しそうにおっしゃっていました。

一方、広報ほくと9月号にも掲載されて、市長も訪問されて話題となっていましたけれども、最近、甲陵高校の生徒さんたちが長坂駅付近に「くるぐる」というスペースをつくられました。このように、実は中高生の居場所も不足しているという状況です。

現在のせせらぎにスペースが設置されている場所は、もしかすると中高生がグループワークですか、そういうお勉強でも使用できるような席にするほうが適しているのかもしれませんというふうに考えてはいます。については、現在設置されている場所の使用用途の変更ですか、三世代交流スペースの設置場所について再検討されたりする可能性はありますか、お聞かせください。

続いて、3つ目です。他の子育て施設への起点としてのお考えをお伺いいたします。

生涯学習センターこぶちさわには放課後児童クラブ、甲斐駒センターせせらぎには児童館および放課後児童クラブが併設されています。いわば保育のプロがスペースの身边にいらっしゃるということで、スペース内に「放課後児童クラブや児童館が施設内にあります」というような案内の掲示を出していただければ、利用者にとって有益かなと考えます。そこで、三世代交流スペースを入り口としまして、児童館ですとか、その他つどいの広場など、他の子育て施設へと繋げるお考えはありますか、お聞かせください。

最後です。4の部局横断的なビジョンの共有とミーティングについてのお考えをお伺いいたします。

三世代交流スペースのオープンまで、こども政策部の方が主体となって取り組んでくださったかと思うんですけれども、その他生涯学習課ですか総合支所、図書館、放課後児童クラブや児童館など、同じ施設で関係する箇所との連携は十分に取れているでしょうか。ビジョンが部局横断的に共有されていないと、せっかくの施設がうまく活かされない恐れがあるなと感じています。非常にスピーディーなオープンだったため調整が困難だったのではと推察しますが、今後、スペースを活かすために、部局横断的に何か取り組まれる予定はありますか。三世代交流スペースについてのビジョンの共有ですか、今後を考える部局横断的なミーティング等の機会を持っていただくことを希望いたしますが、お考えをお聞かせください。

ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

本市の新「こども政策」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「保育料の完全無料化」についてであります。

幸せに、そして安心して子どもを生み育てられる環境を整えるためには、「子育て世代」への「経済的支援」と「伴走型の相談支援」を両輪とした施策の展開が不可欠であり、保育料の完全無料化は、その「経済的支援」の一つとして、「子育て環境」の充実を図る上で重要な施策であると考えております。

来年度から開始する「保育料無料化」の対象は、認可保育園である、「公立保育園」、「私立保育園」、「認定こども園」、「家庭的保育施設」、および「事業所内保育施設」に通う、市内に在住する0歳から2歳児の第1子であります。

また、「企業主導型保育事業所」、および「認可外保育施設」に通う子どもで、保育の必要性が認められる0歳から2歳児についても、無料化の対象としてまいります。

次に、「保育園の副食費無料化」についてあります。

現在、0歳から2歳児の副食費については、保育料に含まれておりますので、今回の保育料を無料化することで、副食費も併せて無料となります。

次に、「放課後児童クラブ」の保育料についてあります。

「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等の場合、放課後の時間帯に安心して過ごせる場所を提供するものであり、全国的に利用者が増加していることから、国においても、小学校と同様に施設の充実を推進しております。

本市でも、小学校の生活環境の充実やICT化などの整備が進む中、「放課後児童クラブ」においても、同様に施設の充実について、保護者の皆さまは期待されているところであります。

来年4月の入所から保育料を、月3千円、長期休み期間は2千円を加算する見直しを行い、利用者の皆さまにご負担をお願いする中で、保護者の要望でもあるICT化や、長期休み中のイベント、施設の充実などを図り、持続的な運営を行ってまいりたいと考えております。

また、減免措置については、同一世帯で2人以上の利用がある場合は、2人目が半額、3人目以上は全額免除となるほか、「ひとり親」などの「非課税世帯」についても、これまでどおり全額免除となる措置を講じてまいります。

次に、「放課後児童クラブ」の受け入れ時間についてあります。

「放課後児童クラブ」を利用する小学生の保護者から、特に「夏休み」や「冬休み」といった「長期休業」中の朝の受け入れ時間について、延長を求める要望が多かったことから、現在、長期休み中の朝8時としている受け入れ時間を、30分繰り上げ、7時30分からの受け入れが可能となるよう見直しを行います。

受け入れ時間を早めることで、保育園と同じ入所時間となり、送迎による保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に、「不妊治療費の一部を助成する制度の創設」についてあります。

不妊治療は、保険適用に伴い、以前より身近なものとなっておりますが、その治療期間は長期化する傾向にあります。

本市にも、治療に伴う経済的・精神的な負担が大きいとの声が寄せられていることから、年齢や所得を問わず、不妊治療に要した治療費自己負担分の2分の1を助成し、年度ごとの上限額を10万円、最長3年度分まで支援する制度を創設し、不妊治療に係る負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

こうした妊娠前からの経済的な支援や、伴走型の相談支援を合わせて実施することで、子どもを持ちたいと願う夫婦の気持ちに寄り添う施策となるよう、検討を進めてまいります。

次に、「子育て応援金支給事業」についてあります。

子育て応援金支給事業については、これまでに、「出生順位による支給は公平性に欠けている」、「出生数増加に直結していない」などのご意見をいただいております。

こうしたご意見に対応するため、本事業を含め、こども政策全般を見直してまいりました。

新制度では、子育てに対して不安や孤独などを特に感じやすい、妊娠・出産から子どもの小学校入学までの支援を手厚くする中で、「子育て応援金支給事業」に替わる事業として、小学校入学のお祝いと、進学による家庭の経済的負担の軽減を目的に、小学校入学時に応援金を支給

する事業を令和8年4月1日からの実施を目指し、準備を進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

子どもを帯同する二地域居住について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、二地域居住のための施策についてであります。

まず、移住前に、本市の魅力を体感していただくとともに、コミュニティ形成のきっかけづくりのため、先輩移住者や地域住民との交流の場である「ほくと交流会」を開催し、「二地域居住」を含めた、移住を後押しする取り組みを行っております。

また、昨年度、「ほくとファンクラブ」を立ち上げ、若い世代、特に女性に向けた情報発信を行うことで、継続的かつ安定的に市の認知度向上を図るとともに、交流人口や関係人口の創出、「二地域居住」や移住の促進を図る取り組みなどを行っており、移住者の増加などに寄与しているものと考えております。

次に、移住元の自治体、年代についてであります。

昨年度、1,721人が本市に転入しております。

転入元の主な内訳は、県外では、東京都443人、神奈川県235人、長野県111人、県内では、甲府市119人、韮崎市100人、甲斐市71人であり、転職、転勤等を含む移住者の多い自治体は、ここ数年同様に推移しております。

年代別では20歳代が最も多く、次いで60歳代以上、30歳代の順になっております。

次に、移住定住と子育て環境を併せたPRについてであります。

移住定住促進のため、子育て世帯へのアピールは重要と考えており、移住定住ガイドブック「ほっとするまち北杜市」および「北杜市子育てガイドブック」では、それぞれ子育て環境と移住定住施策をPRしており、効果的な情報発信に努めています。

今後、子育て情報サイト「やまねっと」のリニューアルの際には、移住定住に係る有益な情報を効果的に発信できるよう改善を図り、「二地域居住」や、移住を希望する子育て世代の方を積極的に受け入れてまいります。

次に、「特定居住促進計画」についてであります。

「特定居住促進計画」は、地方への人の流れを創出・拡大し、地域の活性化を図り、「二地域居住」を促進する計画であり、様々なメリットがあるものと認識しております。

このため、国、県の動向や、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動への官民連携の取り組みなども踏まえ、策定について検討してまいります。

次に、観光客向けの移住相談窓口設置についてであります。

現在、移住定住に関する総合窓口を本庁舎に設置し、様々な相談を受けるとともに、仕事に係る相談窓口である「ほくとハッピーワーク」や、就農相談など、関係各課と連携等を図り、住まいと仕事を同じ建物で相談を受けられる体制を整備し、移住定住希望者の移動負担の軽減を図っております。

また、土曜日については、事前予約の上で、「長坂コワーキングスペース」で移住定住相談に

対応しております。

なお、「小淵沢駅観光案内所」では、移住に興味を持っていただいている方への情報提供を行うとともに、「道の駅こぶちさわ」では、簡易な移住相談に対応しております。

一方で、更なる移住定住の促進のため、土日に利用者が気軽に立ち寄れるなど、利便性の向上に向けた環境改善を図る必要もあると考えておりますので、本庁舎以外への「移住定住相談窓口」の開設についても、利用者の声を聞きながら研究してまいります。

次に、子ども帶同時の「移住定住お試し住宅」についてであります。

「お試し住宅」は、「市営団地」を活用し、移住前に実際に市の暮らしを体験できる制度であります。

コロナ禍の休止期間以降は、毎年順調に利用者数が増加し、年末年始などを除き年間を通して利用されております。

利用者が増加している状況を受け、今後増設を検討しているところでありますが、戸建て住宅については、利用者のニーズを把握するとともに、先進自治体の事例を研究してまいります。

次に、二地域居住時の子どもの保育・教育についてであります。

本市において、「二地域居住」を進めるにあたり、お試し移住の際に、子どもを保育園、学校などに通学、通園させることについては、学校の教育進度や、保育園の距離・場所など、子どもにとっての教育、保育上の影響等を第一に考慮する中で、各担当部局と協議しながら研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

三世代交流スペースについて、いくつかご質問をいただきております。

はじめに、利用状況についてであります。

「三世代交流スペース」は、先月から運用を開始したところであります。

誰もが利用できる自由な交流スペースであることから、正確な人数把握は困難ですが、連日の利用があり、週末は複数の子育て世代や中高生、高齢者など幅広い世代にご利用いただいております。

利用者の声については、「図書館などの利用の際、おもちゃのブロックで遊ばせることができて良かった」、「靴を脱いで過ごすことができる素敵なスペース」などの他に、他の施設への設置を要望する声もいただいているところであります。

次に、場所や用途の再検討、他の子育て施設への起点、及び部局横断的なビジョンの共有等についてであります。

「三世代交流スペース」については、小中学生の夏休みが終えたところでもあり、今後は、未就学児などの利用増加を見込んでいるところであります。

未就学児の利用の際には、併設する子育て支援の保育専門の職員により、「三世代交流スペース」との相互利用を促し、支援施設を知つてもらうとともに、施設内を所管する関係部局が連携イベントを検討するなど、必要に応じてミーティングを実施し、利用者が利用しやすい環

境を整えてまいりたいと考えております。

まずは、交流スペースの周知を継続し、利用者の声を聞く中で、用途や場所についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

大塚愛議員の再質問を許します。

大塚愛議員。

○2番議員（大塚愛）

ご答弁ありがとうございました。大項目全てにつきまして、再質問させていただきます。

まず、1項目めの新「こども政策」につきまして、1つ目と3つ目と5つ目と6つ目について、再質問いたします。

まず、①保育料の完全無料化につきまして、未満児の保育料も無料になるということで、大変助かる制度かと思っております。

無料化ということなんですか？も、こちらは保育料のみが無料となるのでしょうか。例えば給食費ですか？あと施設費などが別途加算されるような園の場合は、対象外となるのかということについて教えてください。

次に、③の放課後児童クラブの保育料について、お伺いいたします。

現在、ひと月1,500円のところが倍額の存在になってしまふということなんですか？も、長期休みの加算2千円ということなど、ちょっとややこしい点がありましたので、もう一度、保育料がどうなるのかの詳細を教えていただけたらと思います。

また、ICT化や長期休み中のイベント、施設の充実化をされるということでしたけれども、具体的にそれらで何が行われるようになるのか教えてください。

続きまして、5つ目の不妊治療費の一部助成について、お伺いいたします。

3年度分の助成ということなんですか？も、例えば、不妊治療を経て出産した場合、次の子どものために再度、改めて助成を受けることは可能なのかということについて、教えてください。

最後、6番の子育て応援金支給事業につきまして、令和8年4月1日からの切り替えということでした。国による妊婦のための支援事業はありますけれども、現行の出産時の子育て応援金がなくなるということかと思います。

そこで質問なんですか？も、現行の応援金の場合、3月31日までに出産が完了していないと受け取れないのか、あるいは3月31日時点で出産間近という方もいらっしゃるかなと思いますので、例えばそれまでに母子手帳をお持ちですか？何か母子手帳の受け取り予約が完了しているですか？そういった方の場合は、現行の応援金を受け取ることを可能とするなど、柔軟な対応をご検討いただきたいんですけれども、可能でしょうか。

以上、大項目1についての再質問となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず1点目が、保育料の無料化の件でありました。

このたび、無料化の対象となるのは保育料のみでございます。

次に、放課後児童クラブの保育料とICT化などで、何が行えるようになるかというご質問がありました。

放課後児童クラブの保育料につきましては、来年度より3千円を予定しております。

また、長期休みとなる夏休み・冬休みにつきましては、これまで追加料金はいただいておりませんでしたけれども、長期休みに1回2千円を加算いたします。これにより、夏休み・冬休みの利用を希望する場合につきましては、合計で5千円の保育料となり、8月と1月の2回、月の保育料と合わせて徴収する予定でございます。

次に、施設の充実によって何が行われるかについてでございます。

保護者からの要望を受けた中で、Wi-Fi環境やパソコンなどの施設全体のICT化の推進を考えております。これにより小学校で貸与するタブレット端末の利用が可能となるほか、保護者との連絡方法も一新し、保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

また、長期休み中には、オンラインを活用した新たな学習プログラムなどを考えており、児童が一日を充実した環境で過ごせるよう検討を進めてまいります。

そのほか、古くなったエアコンや防災備品の整備など、施設の充実を図ることを予定しております。

次に、不妊治療の一部を助成する内容でございます。

不妊治療に要した治療費、自己負担分の2分の1を助成し、年度ごとの上限額を10万円、最長で3年度分まで助成をしてまいります。

なお、不妊治療を受けたあとに、また出産をした場合につきましては、助成については一回りセットをして、再度助成を受けることができます。

それから、応援金の支給事業についてであります。

こちらにつきましては、出生時、第3子の3歳到達時、それから第3子の7歳到達時の子育て応援金につきましては令和7年度で終了し、令和8年度からは、小学校進学に伴う家庭の経済的負担を軽減するための支援を行うことを考えております。

なお、現行の子育て応援金支給事業のうち、出生時の支給につきましては、令和8年3月31日時点で、妊娠が確認できる方につきましては、出生時に応援金を受け取ることができるよう、経過措置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○2番議員（大塚愛）

ありがとうございます。柔軟なご対応を検討いただけるということで、ママやパパになられる方々も喜ばれるかと思います。

さて、3番の放課後児童クラブの保育料についてのみ、2点、再々質問させていただきます。

1点目、ICT化によって連絡方法も一新されるということだったんですけれども、現在、

学童保育の欠席時は電話連絡をしていたんですけども、こちらが例えばＩＣＴ化ということであれば、保育園で使用されているコドモンのようなものが使用されるようなイメージでよろしいんでしょうか。

2点目としましては、長期休み中にオンラインを活用した学習プログラムが検討されているということですが、こちらは映像を視聴するようなイメージなのかということをお伺いしたいと思います。

以上、2点につきまして、現時点でご検討されている範囲でお聞かせください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問の再々質問にお答えいたします。

まず、連絡方法についてでございます。

保護者との連絡方法につきましては、これまでやはり電話とか、ファクスなどによるものでしたが、連絡用アプリの導入の検討を進めているところであります。

これによりまして、保護者はアプリでの連絡が可能となり、急な欠席、緊急時、それから災害時などにもアプリによって、一斉連絡が可能となる仕組みを検討していきたいと考えております。

2つ目の、オンラインによるプログラムについてのご質問でございます。

長期休み中のオンラインプログラムについては、実際の講師がオンラインの画面上で複数の放課後児童クラブが一斉にプログラムを実施する形態を検討しております。映像を映すものだけでなく、児童がオンライン画面を見ながら充実した時間を過ごせる内容を検討しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○2番議員（大塚愛）

ありがとうございます。施設や内容が充実するようで、子どもたちがより楽しく過ごせるような環境になるかと思います。とはいって、保育料倍額になってしましますので、困っている方々への減免措置、これからも続けていただければと思います。

続きまして、大項目の2つ目、子どもを帯同する二地域居住につきまして、①と②の2点につきまして、再質問させていただきます。

①二地域居住のための施策についてご紹介いただきまして、ありがとうございました。先ほどおっしゃっていました、ほくと交流会、それとほくとファンクラブの具体的な内容ですか、発信の媒体はどういったものになっていますでしょうか。

また、それらを通じて実際の移住につながった件数ですか、二地域居住に対する効果というのはどのくらいあるのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

続いて、②移住元の自治体と年代について、お伺いいたします。

20代の方が転入において最も多いということで、ちょっと正直驚いたんですけども、再質問としましては、移住先の市内の町とか地区に傾向は見られるのかということです。

また、私の周囲においても移住者が多い一方で、たまに出て行ってしまわれる方もいらっしゃいます。そこで、転出にはどのような傾向が見られていて、現状、どのような課題があると市としては認識されているのか、こちらの2点につきまして、お考えをお聞かせください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えいたします。

はじめに、ほくと交流会、ほくとファンクラブの具体的な内容と発信の媒体、また実際の移住件数や二地域居住の効果についてでございます。

ほくと交流会は、年間6回程度、農業体験、お花見交流会などを通じて、先輩移住者だけでなく地元市民とのコミュニティ形成の機会を提供しており、発信の媒体は市の広報紙やフェイスブックでございます。

移住実績につきましては、平成27年度から昨年度までで74人でございます。

また、交流により18のコミュニティが形成され、先輩移住者や二地域居住者、移住希望者などの間でも横のつながりができているものと考えております。

ほくとファンクラブでは、市内外において市の魅力を発信するトークイベントや星空観察会、市内周遊イベントなどを行っており、発信の媒体はホームページやインスタグラムでございます。

移住実績は、昨年10月から本年3月までの半年間で3人でございます。

次に、本市への移住の傾向、転出の傾向と課題についてでございます。

本市への移住の傾向としましては、県の移住者実態把握アンケート結果によると、小淵沢町、高根町、大泉町、長坂町の順で多く、八ヶ岳南麓の標高の高い地域に移住者が多い状況であります。

転出入の状況は、昨年度は転入1,721人に対して、転出は1,288人で、433人の転入超過となっております。

転出の傾向としましては、20代のみ転入420人に対して転出が486人で、66人の転出超過となっておりますが、この状況は年々減少傾向にあり、市内就職者やテレワークによる就業、Uターン等の増加が要因であると考えております。

課題としては、20代の若者の更なる転出抑制が必要であり、より効果的な定住対策が必要であると認識しております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○2番議員（大塚愛）

ご答弁ありがとうございました。最近、ニュースで住み続けたいまちとか、あと幸福度の高いまちとして、本市は県内1位を獲得していましたので、そのことからも若年層に、よりアピールする施策を加速させるべきだなと思いました。引き続き、移住定住政策についてお願いいた

します。

最後は、大項目の3つ目の三世代交流スペースにつきまして、①と④の2点につきまして、再質問をさせていただきます。

まず、①の利用状況についてですけれども、先ほどご答弁の中で、他施設への設置の要望が利用者の声として寄せられたとあったんですけども、こちらはどういった要望だったのか、お聞かせいただければと思います。

次に、④の部局横断的なビジョンの共有とミーティングにつきまして、やはり同じ施設の方々同士でビジョンを共有するということは大切かと思っております。

そこで質問なんですけれども、部長、課長などの管理職の方々のみならず、現場の職員の方々を交えたような、交流スペースだけではなくて、施設自体を、全体を良くしていくようなミーティングを、部局をまたいで持っていたらいいというのは可能でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

大塚愛議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、どこへの施設の要望があるかというご質問でございます。

アンケートの内容につきましては、具体的な場所ではなく、他のエリアへ、こういった施設を設置してほしいという要望がございました。

また、次の職員を交えたミーティングの実施でございますが、施設設置オープン後、職員同士で連絡を取り合い、交流スペースの運用について把握しているところでございます。

今後、利用状況も含め、必要に応じて現場の職員を含めてミーティング等の実施を考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、大塚愛議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

輿水崇議員。

○8番議員（輿水崇）

子どもを帯同する二地域居住についてのみ、関連質問を何点か、させていただきたいと思います。

この中で、まず移住定住お試し住宅について触れられておりました。その中で、ニーズ調査を今後、考えていくということですけれども、この調査は具体的にどのような調査を考えているのか。場所ですとか、戸建てが必要とか、期間なのか、聞き方によってニーズ調査も様々だと思いますけれども、具体的な内容のお考えがあれば、お伺いいたします。

これについて、2点目、ニーズ調査以外に先進事例を調査・研究というお言葉をいただきましたけれども、どのような課題を持って、この調査・研究に臨む予定なのか、お考えをお伺いいたします。

2つ目、やまねっとのリニューアル関係について触れられておりました。

ご紹介もいただきました、「ほっとするまち北杜市」、「北杜市子育てガイドブック」、また、今後はやまねっとのリニューアル等も含めて、子どもの子育て情報、移住定住の促進に努めるということです。これはホームページ上だけではなくて、冊子も同時に配られていることも承知しております。

そこで質問なんですかけれども、まず子育てガイドブック、やまねっと内に格納されているということなんですかけれども、このやまねっと内から入っていくと、なかなか検索の中で、どこにあるのかが、検索がかなりしづらくなっています。私も頑張ったんですけれども、見つけられず、職員さんにお伺いして、やっと分かったということでした。

このようにリニューアルに至るまでにも、まだまだ改善できる点があると思いますけれども、そういう点については取り組む必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

あと、リニューアルを検討ということで、現行のホームページ、これについての課題ですか、どのようなリニューアル内容を検討されているのか、お考えがあればお伺いをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問の関連質問にお答えいたします。

移住定住お試し住宅について、2点ご質問いただきました。

まず、移住定住お試し住宅のニーズ調査の内容についてでございます。

現在、移住定住お試し住宅利用者に、退去時に滞在期間中の訪問箇所などを記載していただく北杜市滞在実績報告書の提出をお願いしております。

今後は、移住希望者のニーズを把握するため、実績報告書に加えて、市内の移住希望場所、戸建てや集合住宅など、希望するお試し住宅の種類、希望するお試し住宅の利用期間等に係るアンケートをお願いすることを想定しております。

2点目、ニーズ調査以外の先進事例を調査・研究についての課題についてでございます。

ほかの先進自治体では、戸建てのお試し住宅について、設置主体が様々であり、運営方法や設置にかかる経費、設置場所もそれぞれ異なることから、それぞれのメリット・デメリットを調査・研究し、本市にとって導入が可能かどうか研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の関連質問にお答えをいたします。

やまねっとのリニューアルで、現行のホームページの課題とリニューアルの内容についてというご質問でございました。

現在のやまねっとホームページにつきましては、これまでにスマートフォン対応のためにリニューアルしたもの、基本設計は10年以上前のものとなります。情報については、十分網

羅しているものの、時代に即した見やすさが必要だと考えております。

また、先ほど議員ご指摘の子育てガイドブックにつきましては、やはり見やすさも必要と考えておりますので、こういった、現行ホームページでも修正が可能であれば、すぐに対応をして、ガイドブックがやまねつとのホームページの中から見られるように修正をかけていきたいと考えております。

また、今後のリニューアルに向けましては、現行ホームページのアクセス情報などを分析し、市内だけでなく移住者などを含む市外からのアクセス状況等も把握しながら、内容について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○8番議員（輿水崇）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

やまねつとのリニューアルについて、北杜市子育てガイドブックは非常に見やすくて、いろいろな情報が本当に網羅されております。多くの子育て中の方ですとか、若年世代の方にも見ていただけすると、北杜市というものがより一層魅力的に感じると思いますので、ぜひ検討を重ねていただきたいと思います。

再々質問になりますけれども、移住定住お試し住宅のニーズ調査についてであります。

先進事例ということでご紹介の中でも、隣町でもあります富士見町ですとか原村、韮崎市でもお試しハウスという形で戸建てをやっております。

その中で、やはり北杜市についても、先ほど移住者実態把握アンケート等につきましても、八ヶ岳南麓の標高の高い地域ですとか、やはり人気の地域ということもございます。移住される方々も、私の感想ですけれども、集合住宅よりもやはり戸建てというところで、そういう地域の、現在、道を通ってもかなり建設ですか建築が進んでおります。

そういう中で、ぜひ取り組みを進めていただきたいんですけれども、課題の中でもありました、やはり費用ですとか運営、運用というところは本当に大きな課題だと思いますけれども、そういうエリアにかかわらず、空き家等も北杜市は一つの大きな課題として挙げられていると思います。

ぜひ、こういった移住定住お試し住宅の活用についても、空き家バンク協力会ですか、民間の不動産取扱業者等も含めまして、情報共有をしながら取り組むことが重要だと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

功刀企画部長。

○企画部長（功刀智之）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の関連質問の再質問にお答えいたします。

空き家を活用したお試し住宅の検討でございます。

空き家に係る問題が様々あり、空き家対策としての利活用につきましても重要な課題と捉えております。このため、北杜市空き家バンク協力会等と連携した中で、移住希望者のニーズ調

査の結果をもとに、空き家物件の提供が可能かどうかを含め研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

ほかに関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ポラリス北杜の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時15分といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時14分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

なお、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、20番、秋山俊和議員。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

北杜クラブの代表質問を4項目にわたってさせていただきます。

まず最初に、市役所本庁舎の整備検討について。

市長は、本議会初日の所信表明において、7月14日に開催した第1回市役所本庁舎整備検討委員会について触れました。現在の本庁舎は、暫定的な庁舎であることから、防災機能や耐震性能、建物の分散、市民の相談スペースの不足、デジタル化対応、セキュリティ対策、環境対応など、様々な面での多くの課題を抱えていると。

合併時の協定では、合併後10年間のうちに本庁舎の方向性を決めるとしていたが、20年経過した現在も、その方向性を決定できていないという現実がございます。

本庁舎を利用する市民のためにも、また、日々働いている職員のためにも、早急に検討を進める必要があると考えます。

そこで、以下お伺いします。

①検討委員会の人数、メンバー構成をお伺いします。

②委員会の検討スケジュールはどのようにになりますか、お伺いします。

③市民の意見の聴取方法はどのようにしますか、お伺いします。

④整備する庁舎のイメージ（位置、規模等）はどのようになるか、お伺いします。

⑤現本庁舎の職員採用への影響はどのようになるのか、お伺いします。

⑥市民アンケートはどのような内容なのかをお伺いいたします。

続いて、2番になります。「氏名の振り仮名」を戸籍の記載事項とする改正戸籍法について。

「氏名の振り仮名」を戸籍の記載事項とする改正戸籍法が本年5月26日に施行され、戸籍の氏名に「振り仮名」が追加されることとなりました。

本籍地のある市区町村より「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が筆頭者等宛に発送され、

各自の氏名の振り仮名に誤りがないか確認することとなっており、本市においても先月（8月）に発送がされました。届いた「戸籍に記載される振り仮名の通知書」で氏名の振り仮名に誤りがある場合はオンライン、または郵送か窓口で届け出ることになっており、誤りがなければ、自動的に令和8年5月26日以降に振り仮名が追加されることになっていることは承知しております。

そこで以下お伺いします。

- ①戸籍の氏名に振り仮名を振る理由（メリット）をお伺いします。
- ②本市における対応状況はいかがですか、お伺いします。
- ③本市における届出状況はいかがですか、お伺いします。
- ④届出を忘れ、誤った振り仮名が振られてしまうケースもあると考えられますが、その対処方法はいかがですか、お伺いいたします。

3番といたしまして、北杜市の今後の農業施策について。

今年も厳しい暑さが続き本市においてもコメの収穫量や品質について危惧されるところですが、豊作であることを切に願うものであります。

昨年から続くコメの不足や価格の高騰に伴い、政府は8月5日、減反政策と指摘されてきた従来のコメ政策を見直し「コメを作るな」ではなく「生産性向上に取り組む農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換する」増産方針を打ち出しました。

増産により需給の変動に柔軟に対応できるようにし、耕作放棄地の拡大抑制や、輸出拡大などに取り組む。増産のため、先端技術を活用するスマート農業の推進や農地の集積など経営の大規模化、法人化による生産性向上を図る。また、大規模化が難しい中山間地を支援する新たな制度も設ける予定であり、来年度予算案の概算要求で関連する予算を計上する見通しであると表明されました。

本市は条件不利地の中山間地ですが、コメは基幹産業であり良質な水や肥沃な土地に恵まれ消費者からも非常に人気の高いブランド米として認知されているところであります。

反面、農業は現状高齢化が進み離農者も増えており、支えていただいている農家の方も大多数が兼業農家であることを鑑み、10年先を見据えた「地域計画」を遂行するためにも国や県の施策ばかりではなく、市においても独自に思い切った支援を行うことが重要であると考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

- ①生産性向上や環境整備を目的とした「土地改良事業」を進め農業者の皆様の経済的負担を軽減することは、農業の持続において重要であり市長の公約のとおり本年4月1日より要綱改正を行い農業用水路や農道の工事費分担金を5%に軽減していただき農業者の評判も良好との話を伺いました。

誠にありがとうございます。

本市では、圃場整備を行ってから大部分の圃場が20年以上経過しており、現状農業用水路や農道といった農業用施設の維持管理については、高齢化などに伴い労力や経費負担において受益農業者にとってまだまだ厳しい状況であると考えております。

せっかく軽減措置をしていただいたところではありますが、農業用施設の維持補修等に係る受益者負担金の更なる軽減を図ることにより、土地改良事業の推進が図られ地域の営農が継続できるものと考えられるがいかがですか、お伺いします。

②農業を行う上で深刻な問題として鳥獣被害の対策があります。

農作物の被害だけでなく、生活圏にも影響が大きいことから、被害を防止するためには、地域ぐるみの取り組みも必要ですが、効果的な対策としては防護柵や電気柵の設置が重要であると考えております。

しかし、その設置には高額の費用が掛かり受益者に大きな負担を強いているところであることから、この件についても更なる支援策が必要と考えられるがいかがですか、お伺いいたします。

最後になりますが、中山間地域の農業支援について。

令和の米騒動とも言われている現在、米不足や価格上昇によって、市民生活は苦境に立たされています。その他の農産物も燃料や資材の高騰の影響で、軒並み値上がりしている状況となっています。高値で取引されている農産物ですが、生産者にはその恩恵は少なく、依然儲かる職業とは言えない状況が続いています。

今回の補正予算にて、国の支援を活用し中山間地域等農業活動物価高騰支援給付金給付事業を予定されています。北杜市の農業従事者を下支えする重要な事業であり、予算化していただいた大柴市長に感謝いたします。

そこで、以下お伺いします。

①対象者の認定はどのようにされるのでしょうか。

②給付額が10アールにつき1千円となっていますが、設定根拠はどのようにになっていますか。

③給付開始はいつ頃を予定しているのでしょうか。

④北杜市の基幹産業の一つである農業を継続して強化していく必要があると考えます。今回は給付金という形ですが、今後どのような支援策を強化していくお考えでしょうか、お伺いします。

以上4項目について、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市役所本庁舎の整備検討について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、委員会の検討スケジュールについてあります。

本年度は、「現庁舎」の現状と課題、「新庁舎」の整備に向けた基本的な考え方などを整理し、来年度には、「基本構想」を策定する中で、「新庁舎」の位置を決定してまいりたいと考えております。

また、令和9年度から11年度にかけて「基本計画」の策定と、「基本設計」、「実施設計」を行い、その後、建設工事に着手できるよう計画しているところであります。

次に、整備する庁舎のイメージについてであります。

「市役所本庁舎」は、大規模災害等の発生時には、「災害対策本部」を設置するなど、災害対応の司令塔として非常に重要な役割を果たすことになります。

このため、耐震性能や浸水対策はもちろんのこと、市民をはじめとする来庁者や、職員の安

全確保、電力や通信機能の維持、非常用電源の確保、「防災行政無線」などの防災システムの運用、水道水の供給、資機材等の備蓄、行政情報や個人情報のバックアップなど、いかなる状況下にあっても、行政サービスを滞らせることなく、市民の皆さまの安全安心な暮らしを守り抜く拠点として、強固な防災機能を備えた本庁舎を整備しなければならないと考えております。

位置については、「合併協定書」や「地方自治法」の規定に基づき、交通の事情、他の公共機関との関係など市民の利便性を重視しながら、市有地など用地確保が容易な場所を中心に選定する方針であります。また、「市民アンケート」や「ワークショップ」、「市民説明会」等でのご意見を参考にしながら、「検討委員会」の中で方向性を決定していただき、これを尊重する中で、市として方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、現本庁舎の職員採用への影響についてであります。

少子化がますます進む中で、今後、民間企業等との人材の獲得競争が激しくなり、職員の安定的な確保が難しくなることが予想されます。

学生を対象にした民間会社の調査では、就職先を選ぶ際に、オフィス環境を重視する傾向が強いことが分かっており、また、最近、本庁舎を新築した他市においても、職員採用試験の受験者数が急増したとの報道がされております。

この点では、きれいで安全性が高く、また、デジタル化への対応などが進んだ本市の新しい本庁舎を整備することは、地方公務員を目指す若者にとっての魅力につながるものと考えております。

次に、北杜市の今後の農業施策における、受益者分担金の更なる軽減についてであります。

本市の「土地改良事業」においては、大部分の農地で圃場整備が実施されてから長い年月が経過しているため、現在は、農業用施設の老朽化に対応する改修事業が中心となっております。

高齢化が進む中、受益農業者の皆さまが懸命に農業用施設の管理を続けておられますが、老朽化が著しい施設については、適切な時期に更新を行っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本年度から「土地改良事業分担金徴収条例施行規則」の一部を改正するとともに、新たな運用基準を設け、農道・水路などの農業用施設整備に伴う、受益者分担金の軽減に取り組んでいるところであります。

また、本市が直面する高齢化に伴う農業人口の減少や、スマート農業の推進、生産コストの削減は重要な課題であり、そのような課題解決には、農地の大区画化も有効であると考えております。

しかしながら、その実現には多額の工事費を要するため、農業者の皆さまにも大きな負担となります。

こうしたことから、更なる分担金の軽減は、地域農業の持続的な発展に資する重要な施策でありますので、今後も、国の新たな制度などを注視しながら、農業者の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、中山間地域の農業支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「中山間地域等農業生産活動物価高騰支援給付金給付事業」についてであります。

対象者の認定については、本年度から始まりました「中山間地域等直接支払制度」の第6期対策に加入される「集落協定」等を交付対象者として考えており、補助金交付申請書が提出された後、内容を審査の上、交付決定してまいります。

給付額の設定根拠については、共同作業で使用する燃料や資材の高騰に鑑み、本年5月末に

追加交付が決定した国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、本制度の対象農用地約2,500ヘクタールに対して、予算の範囲内で均等に充当を行えるよう、10アル当たり千円と設定したものです。

これにより、中山間地域の農業や農地を守っていただいている農業者に対し、広範囲、かつ公平に交付金が配分できるものと考えております。

給付の開始時期については、「集落協定」等の対象農用地が確定する来月1日以降、速やかに給付できるよう準備を整えてまいります。

次に、今後の支援策についてであります。

国では、令和9年度に向けて「水田農業政策」を抜本的に見直す検討を進めており、農地の再圃場整備による大区画化や、「スマート農業」などに対する支援を行う方針であるとの一部報道もあることから、本市においても積極的に活用できるよう、国や県の動向を注視してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市役所本庁舎の整備検討について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検討委員会の人数、メンバー構成についてであります。

「本庁舎整備検討委員会」は、大学教授など学識経験者2名、「代表区長会会長」、「地域委員会連絡協議会会长」など関係団体を代表する者10名、公募による市民3名の合計15名で構成しております。

次に、意見の聴取方法及び市民アンケートの内容についてであります。

本年度中に、「市民アンケート」を実施するほか、来年度と令和9年度には、「基本構想」と「基本計画」の策定に合わせて、「ワークショップ」と「市民説明会」を開催し、さらに、「パブリックコメント」も実施する中で、市民の皆さまのご意見を幅広く伺う計画であります。

なお、「市民アンケート」については、市民の約1割に当たる4,500人を対象に、年齢や居住地、本庁舎の利用状況、本庁舎整備の方向性、位置、本庁舎に求める機能など伺う予定であります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

「氏名の振り仮名」を戸籍の記載事項とする改正戸籍法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、振り仮名を振る理由についてであります。

本年5月26日の「改正戸籍法」の施行により、氏名の「振り仮名」が「戸籍記載事項」と

なって公証されることは、本人確認情報としての正確性が確保され、行政サービスのデジタル化の促進における各種システムでの検索や管理等の正確性、効率化に資することになります。

また、「振り仮名」の記載により、各種規制の潜脱行為の防止にもつながることが期待されています。

次に、本市における対応状況及び届出状況についてであります。

市では、先月15日に、本市に本籍のある方の住所地へ2万8,420通の「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を発送いたしました。

通知の到着後、1週間程度は、1日約50件のお問い合わせがありましたが、現在では、ほとんどない状況であります。

また、「振り仮名」の届出状況については、先月31日までに、マイナポータルなどを通じての届出が238件あり、届出順に随時、戸籍への振り仮名の記載を行っているところであります。

次に、届出忘れ及び誤った振り仮名が振られた際の対処方法についてであります。

氏名の「振り仮名」に誤りがあった場合には、来年5月25日までに届出をする必要があり、届出のない方については、通知された「振り仮名」が戸籍に記載されることになります。

本人からの届出がないまま記載された「振り仮名」の変更は、1回に限り「家庭裁判所」の許可を得ることなく届出することが可能ですが、一度、届出をされた後の「振り仮名」の変更は、「家庭裁判所」の許可を得て、届出なければならないとされております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の今後の農業施策における、鳥獣被害の対策についてであります。

鳥獣害対策には、環境整備、侵入防止、捕獲の3つの柱を軸に、地域ぐるみで総合的に取り組むことが必要であります。

そのうち、「侵入防止対策」としては、「防護柵」や「電気柵」などを設置することも有効な方法の一つであります。

市としては、各種補助事業の活用を周知しておりますが、更なる支援策として「土地改良事業」による「防護柵」等の設置が可能であり、「県営土地改良事業」により、来年度以降、武川町の宮脇地区、および中山地区、白州町の台ヶ原地区に「防護柵」の設置を予定しております。

鳥獣被害の対策については、地域の実情に合ったそれぞれの対策が求められておりますので、地域住民の皆さまと連携し、負担軽減も踏まえながら、地域にとって最善の対策となるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和議員の再質問を許します。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

それでは、1、2、3項目まで再質問をさせていただきます。

まず、庁舎の関係ですが、市役所本庁舎の整備検討について伺うわけですが、強固な防災機能を備えた本庁舎の整備を検討しているということですが、規模はどの程度のものをお考えなのでしょうか、お伺いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えをいたします。

本庁舎の規模についてということですけれども、昨年の3月ですか、作成した北杜市役所本庁舎の建設に係る事前検討資料におきまして、国の基準を参考にさせていただいて、本庁舎に必要な延べ床面積が約1万1千平方メートルと算定をしております。

この試算データを参考にするとともに、他市の本庁舎の整備事例などを参考にさせていただいて、そしてまた職員数の推移なども検討させていただきながら決めていきたいと思っております。

今はまだ確実なところではございませんので、すみません、そのような答弁しかできませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

再々質問をさせていただきますが、例えば、今後は、本市においては統合中学校の整備も予定されているところでございますが、そういったことになると、財源はどのようにお考えか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再々質問にお答えをいたします。

財源ということですけれども、今まで庁舎のための積立金約136億円、そしてまた今年度等も合わせますと約40億円等が、現在あるような形になっております。

他にも公共施設の基金の積み立てもあるわけですけれども、先ほど議員も言われましたように、防災新館を兼ね備えたものにすることによって、国の有利な補助金をしっかりと受け入れることもできます。そしてまた、脱炭素に関わる国の財源の活用も可能でございます。そしてまた、できる限り民間資金の活用などもしっかりと財源を取るようにして、なるべく財政負担が少なくなるように工夫をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

丁寧な答弁ありがとうございました。よろしくお願ひします。

続いて、「氏名の振り仮名」の関係でございますが、これまでに届け出のあったものの多くはどのようなものですか、お伺いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

氏名の「振り仮名」の届出で多かったものにつきましては、氏名に「きょう」や「しゅう」「じゅん」など、拗音といった小さい文字が入っている場合の届出で、通知書には大文字で表記されている事例があり、小文字に変更する届が多くあったところです。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

どうもありがとうございました。

それでは、続いて3項目めでございますが、今後の農業施策についていくつか課題がある中で、土地改良事業による農地の大区画化も有効な課題解決策であることが分かりました。

そこで、今後、土地改良事業による農地の大区画化の推進について、どのように検討されているのか、お伺いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

本年4月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画では、農地の大区画化を推進するとともに、圃場周りの草刈りや水管理等の管理作業の省力化に資する整備等を推進することとしております。

本市は中山間地ですので、中山間地に適した大区画化の圃場整備を行うことで、管理作業の省力化やスマート農業技術の導入が図れることから、担い手への農地の集積化が進み、営農が将来にわたり継続が可能となります。

このことからも、圃場整備の重要性を鑑み、国の事業を活用する中で、県と連携し、受益者分担金をさらに抑え、管理作業の省力化が図れるモデル事業を検討しております。圃場整備事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和）

ご答弁ありがとうございました。

ぜひそういうことで頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大芝正和）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

以上で、秋山俊和議員の質問が終わりました。

関連質問はございますか。

15番、齊藤功文議員。

○15番議員（齊藤功文）

北杜クラブの関連質問、再質問を行います。

中山間地域の農業支援についての項目のみ行います。よろしくお願ひいたします。

まず、中山間地域等直接支払制度というのは、本年度から第6期対策が始まるということで、各地域において、次の5年を見据えて農業生産活動を継続するべく、集落等を単位として協定締結を行っているわけであります。

この制度が始まって25年が経過しましたが、本市のような中山間地域で生産条件が不利な地域における農業生産活動の支援を行う制度として、非常に有効であったと私は認識しております。

各地域で組織された協定により行われている農道や水路の維持管理や草刈り、圃場の法面の除草や農地の芝焼きなど、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった地域全体に効果をもたらすものだと思います。

また、集落で行う共同作業は、幅広い年代が参加するため、地域住民の絆を深める貴重な機会ともなっております。

しかし一方で、組織の高齢化が進むばかりで世代交代がされず、役員のなり手がないことや共同作業出労者の減少など、第6期対策協定への取り組みを躊躇しているという協定もあると伺っております。

そこで、現状、市内の協定締結状況はどのような状況か、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

齊藤功文議員の、北杜クラブの関連質問にお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度第6期対策の集落協定は、現在、最終確認を行っております。

課題として、役員のなり手がないことや、農地保全のための人員不足のため継続を行わない協定もあると確認しております。

厳しい現状ではありますが、各地域において協定の合併や、事務について北杜市農業振興公社に委託することで負担軽減を図るなど、協定の継続に向けて努力していただいております。

今のところ、第5期対策では163協定でしたが、第6期対策では153協定が締結する予定となっております。面積にしますと、約150ヘクタールの減となっております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

齊藤功文議員。

○15番議員（齊藤功文）

関連質問の再々質問を行います。

1つ目は、すでにご存じのように、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は、農振地域内かつ地域計画区域内の農用地ということになっております。この地域計画については、農水省が9月9日公表のデータによりますと、10年後の耕作者を確保できていない農地の割合は全国平均で31.7%、山梨県では23.5%となっております。また、10年後の耕作者に集約化が進む見通しの地域が全国の11%にとどまることが分かっております。ほぼ現状維持を見通す地区が45%で最も多く、また、農地の受け手がない地域が4割を超えております。農地の維持に向けた深刻な状況が改めて浮き彫りになっているところでございます。

そこで、北杜市の地域計画から分かる現状はどのようなものでしょうか。

2つ目は、中山間地域等直接支払制度の集落協定の事務を、先ほどのご答弁で農業振興公社へ委託を図るなどとの答弁がありましたが、そこで委託料を含めた委託の具体的な内容は、どのようなものになっているのか。また、実際に委託されている集落協定がありますか。委託の現状をお伺いいたします。

3つ目は、今まで国でも議論されてきました米作り問題や水田の5年水張り要件の撤廃など、2027年度の水田政策の見直し、新水田政策について、国においては本格的な議論が始まっていると聞きます。

新たな水田政策の具体的な政策、情報収集など地元農家への周知を図ることなど期待するところですが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

齊藤功文議員の、北杜クラブの関連質問の再々質問にお答えいたします。

本市の地域計画では、耕作者を確保できない農地の割合は約9%、また約23%の農地が担い手へ集約化される見込みとなっております。全国平均よりは良いデータとなっておりますが、高齢化や物価高騰などの課題もあり、厳しい状況下にあると認識しております。

引き続き、関係機関と連携を図り、経営規模の拡大を計画している農業者などへの支援を行い、集約化を推進してまいります。

次に、委託の具体的な内容としましては、市に提出する実績報告書、収支報告書等の作成業務であります。

委託料は協定の面積で変動しますが、1協定8万7千円から12万円の範囲であります。

また、委託の件数は10協定が契約済みとなっており、現在も複数の集落協定者と協議中とお聞きしております。

最後に、令和9年度からの水田政策の見直しについては、国の政策を注視する中で、内容が

分かり次第、関係機関と連携し、速やかに農家の皆さんに周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、明日、9月26日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時54分

令和 7 年

第 3 回北杜市議会定例会會議録

9 月 26 日

令和7年第3回北杜市議会定例会（3日目）

令和7年9月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

17番	清水 進議員
9番	中山 喜夫議員
18番	保坂多枝子議員
10番	神田 正人議員
7番	高見澤伸光議員
8番	輿水 崇議員
3番	輿石 知宏議員
12番	秋山 真一議員
1番	浅川 勝正議員
4番	飛矢崎雅也議員
5番	中村 典子議員

2. 出席議員 (20人)

1番	浅川 勝正	2番	大塚 愛
3番	輿石 知宏	4番	飛矢崎雅也
5番	中村 典子	6番	山崎 君江
7番	高見澤伸光	8番	輿水 崇
9番	中山 喜夫	10番	神田 正人
11番	大芝 正和	12番	秋山 真一
13番	進藤 正文	14番	志村 清
15番	齊藤 功文	16番	加藤 紀雄
17番	清水 進	18番	保坂多枝子
19番	内田 俊彦	20番	秋山 俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（46人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育育長	清水徳生	教育部長	加藤寿
上下水道局長	田中伸	会計管理者	河手貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	未来創造課長	土屋雅光
人事課長	木次強	消防防災課長	小池佳生
企画課長	川端下正往	ふるさと納税課長	櫻井義文
環境課長	末木陽一	福祉課長	齊藤栄慶
介護支援課長	松野純一郎	健康増進課長	向井幹裕
国保年金課長	小泉直紀	子育て政策課長	土屋直己
ネウボラ推進課長	坂口美穂	農業振興課長	福田和久
観光課長	山田真二	林政課長	中山由郷
教育総務課長	鷹左右紀	上下水道施設課長	鈴木敏仁
上下水道維持課長	有賀英敏	ネウボラ推進課保健指導監	小泉敏美

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 進藤聰
議会書記 戸栗真知子
議会書記 鳥原弘達

1 1 0

開議 午前10時00分

○議長（大芝正和）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これから本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、11人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、9分。次に北杜オール・イン・ワン、17分。次にみらい創生、35分。次にポラリス北杜、36分。次に北杜クラブ、29分。次に無会派、浅川勝正議員、15分。次に無会派、飛矢崎雅也議員、15分。最後に無会派、中村典子議員、15分となります。

また、申し合わせにより一般質問での関連質問はできません。

なお、残り時間を表示板で表示いたしますが、残りの時間が1分前になりましたらベルを1回、30秒前に2回、10秒前に3回鳴らし、残り時間をお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、17番、清水進議員。

清水進議員。

○17番議員（清水進）

最初に、一人暮らし高齢者、配食・見守り等の充実で、安心して過ごすことができる市の実現は、見解を伺います。

1、特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集では、特定健康診査等の財源については、基本的に保険料収入により賄っていただくことになる。なお、一般会計からの繰り入れ等については、各市町村による判断において行われるものであり、国としてさまたげるものではない。北杜市の自己負担は2,090円ですが、県内、無料が甲斐市・韮崎市、そして1千円が富士吉田市などあります。北杜市でも、国保基金を活用し無料にすることは。

2、厚生労働省「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」2019年2月で、急速な高齢化の進展により、地域の在宅高齢者等が医療・介護関連施設以外でも健康・栄養状態を適切に保つことができ、かつ口から食べる楽しみも十分得られるような食環境整備、とりわけ良質な配食事業を求める声は、今後ますます高くなることが予想されると作成されています。

各自治体では、「生活支援型食事サービス」「食の自立支援事業」として、一人暮らしの方などに栄養状態の維持、安否確認という面も兼ねて取り組まれております。北杜市では、お楽しみ給食がありますが、高齢者の自立を助ける、このことを考えると抜本的に改革する必要があります。「週5日配食弁当を届ける、費用の一部を負担する」この事業の早期実施を求めます。

3, 緊急通報システム利用申し込みでは、緊急時に対応してくれる近隣の協力員2名以上の方を依頼し、了解を得ることが要件になっています。協力員が見つからずに、断念する方もおります。県内でもモバイル緊急通報事業が導入され、昨年4月時点で10市町村でサービスが開始されています。高齢者が手持ちのスマートフォン、携帯電話により利用が可能であります。このモバイル緊急通報事業に、市として参加することは。

4, 医療機関へのデマンドバスを利用しやすくすること等は。

(1) 市のデマンドバスの当日予約ができないなど、すぐにでも改善を求める声が出されていますが、具体的な検討を求めます。

(2) 特に2つの病院への通院には、エリア内運行をなくし、どこからでも利用できるように改善を求めます。

(3) デマンドバス利用者を増加することで委託費を増やす検討は。

(4) 高齢者が医療機関受診の際、停留所まで行くことが大変で、自宅まで来てもらえるタクシーを利用したい、その時に「割引タクシー券」を発行してほしいとの要望がありますが、導入の検討は。

第2に、学校における補助教材の保護者負担軽減、学童保育長期休業中の食事提供は。

「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」、この通知があります。文部科学省からの今年6月25日、現下の物価高騰により、影響を受ける家計の負担軽減が一層重要になっているとしています。

具体的には、保護者負担となっている算数セット、彫刻刀、裁縫セットなどを学校備品として整備することが、例として示されております。

こども家庭庁は昨年、放課後児童クラブにおける小学校長期休業中の食事提供について、通知を出しております。食事提供を妨げないことから、昼に弁当を提供する自治体があります。

夏場は食材が傷みやすく、こうした理由も挙げられております。

1, 算数セット、彫刻刀、裁縫セットを市の備品にすることは。

2, 修学旅行費用への援助を行うことは。

3, 学童保育長期休業中の食事提供の実施は。

第3に、市の提案する水道料金1体系についてであります。

1, 市が運営する水道事業は「水道法」により、日本水道協会作成の「水道料金算定要領」に基づき水道事業が複数あれば個別の水道事業の「総括原価」を算出して、水道料金を決めることが規定されております。「水道料金は、使用者間に不当な差別的扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に客観的に公平が確保できるのである。」大泉町住民が起こした水道判決で、「総括原価」を出して水道料金を決める市は必要だと認めた上で、当時、町ごとの施設台帳がなく「総括原価」が算出できないと主張をいたしました。資産台帳が整備された今、旧町の「総括原価」を算出することは可能ですが、市は、一貫してダムの浄水を利用する6町と2町のデータを明らかにしていません。原価を示し、水道料金を決めることが規定されていますが、この規定に反しているのではないか、見解を伺います。

2, 今回の料金は、全体で25%の値上げになると説明されていますが、武川・白州地区では、現行より2.26倍の引き上げとなります。この引き上げも7月の広報で知らせ、市民説

明会を開催したのみであります。説明会では、市民から「ダムがあるからの問題点」、「実態は以前のまま、現行の2体系を残して」、「ダム水の責任水量制の変更を」など多くの意見が出され、武川・白州地区市民の理解が得られたというより、再考を求める意見が多数を占めております。

市民説明会・パブコメ意見をどのように受け止めているのか、見解を伺います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

17番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

学校における補助教材の保護者負担軽減、学童保育長期休業中の食事提供は、における、算数セット、彫刻刀、裁縫セットを市の備品にすること及び修学旅行の援助についてであります。

「算数セット」については、主に小学校1、2年生で使用するため、ほとんどの学校で、学校の備品として用意し、授業で使用しております。

彫刻刀や裁縫セットについては、小学校で購入したものを中学校での授業や、家庭での学習、生活の中で使用することもありますので、個人での購入としており、市の備品とすることは考えておりません。

また、修学旅行については、旅行費用の積立額や日程、宿泊場所、見学場所、食事など旅行内容が各学校様々であり、費用にばらつきがあることなど、各学校の状況が一律ではないため、市から援助を行うことは難しいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

17番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

一人暮らし高齢者、配食・見守り等の充実で、安心して過ごすことができる市の実現は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバスの当日予約に関する検討についてであります。

当日予約については、「北杜市地域公共交通活性化協議会」をはじめ、「北杜市地域公共交通運営委員会」、担い手である「交通事業者」などのご意見も取り入れながら慎重に進めてまいります。

次に、デマンドバスでの通院のための改善についてであります。

広大な面積を有する本市において、「デマンドバス」は、エリア内の移動を確保する支線として位置付け、幹線と支線を組み合わせることで、できるだけ多くの居住地をカバーできるよう、運行しているところであります。

このことから、現行の「デマンドバス」の運行区域をなくすことは考えておりません。

次に、デマンドバス利用者の増加により委託費を増やす検討についてであります。

本市の「デマンドバス」については、年間の予定運行日数に基づき、車両とドライバーの拘束時間から、委託費を算出しておりますが、予約が入らない日数分は、減額をしております。

委託料を年額とすることで、担い手である「交通事業者」は、利用者数の多い少ないにかかわらず、運行に必要なリソースを割り当てることができ、持続可能な「デマンドバス」運行に寄与していることから、利用者数に応じた委託費の増額については考えておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

17番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

一人暮らし高齢者、配食・見守り等の充実で、安心して過ごすことができる市の実現はについて、いくつかご質問をいたたいております。

はじめに、基金の活用についてであります。

「国民健康保険財政調整基金」については、「国民健康保険税」の減収や、医療費、および納付金の増大に備え、健全かつ安定した本市の国保財政運営のために活用してまいりたいと考えておりますので、「国保基金」を活用し、「特定健康診査」の自己負担を無料にすることは考えおりません。

次に、週5日の配食及び費用の一部負担についてであります。

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守りを目的とした「お楽しみ給食サービス事業」を展開しており、「北杜市社会福祉協議会」への委託事業として、「民生委員・児童委員協議会」の協力の下、80歳以上の一人暮らしの高齢者に対して、弁当や飲料を年5回配布し、一人暮らしの高齢者の孤独感や不安の解消等につなげる取り組みを行っております。

本事業は、一人暮らしの高齢者の見守りを主な目的としたものであり、配食サービスについては、現時点では考えておりません。

なお、弁当の「配食サービス」については、市内の民間の事業者においても行っていることから、民間のサービスを利用していただきたいと考えております。

次に、モバイル緊急通報事業への参加についてであります。

市で実施している「緊急通報体制整備事業ふれあいペンドント」は、申請時に2名の協力員をあらかじめ登録していただき、利用者から緊急通報があった際には、「NPO法人山梨県見守りセンター」を通じて協力員に連絡される仕組みとなっております。

協力員は、携帯電話を利用した「モバイル版サービス」であっても、2名の登録が必要となります。

なお近年、携帯電話を利用する高齢の方が多い傾向であることなどから、「モバイル版サービス」の導入については、他市の状況等を踏まえ、本市においても検討を行っているところであります。

次に、「割引タクシー券」の発行についてであります。

本市では、「外出支援サービス事業」として、公共交通機関を利用することが困難であり、低所得で虚弱な高齢者世帯に対し、医療機関を受診するため、初乗り分の「タクシー券」を、1月あたり2枚配布する事業をすでに実施しているところであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

17番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

学校における補助教材の保護者負担軽減、学童保育長期休業中の食事提供は、についてあります。

市では、これまで放課後児童クラブでの長期休業中の食事提供を検討してまいりました。

しかしながら、実際に食事提供を導入する場合には、「アレルギーへの配慮や食中毒の発生防止など安全かつ効率的な運用が必要となること」や、「夏休みなど長期休業中のみ食事提供が可能な事業者がいないこと」など、多くの課題があることから、引き続き、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

17番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

市の提案する水道料金1体系について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道料金の決定についてであります。

「北杜市水道事業」は、一つの事業であり、一つの「総括原価」しか存在しないため、「水道料金算定要領」に基づき算定した、適正な「総括原価」であると考えております。

次に、市民説明会・パブリックコメントでの意見についてであります。

市内8地区での「市民説明会」や、「パブリックコメント」等において、幅広いご意見をいたいたところでありますが、水道料金の改定については、おおむねご理解をいただいたものと捉えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

なお、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしましたのでご了承願います。

清水進議員の再質問を許します。

清水進議員。

○17番議員（清水進）

残り時間が少ないので、3項目め、1項目めを再質問させていただきます。

最初に3項目め、今回、給水原価、供給単価の資料を私は添付しています。議会質問で、前回、令和4年6月議会においても同じ資料を添付し、見解を伺いました。

2015年度の給水原価、供給単価の資料を審議会で配布し、料金改定はここから出発すべきです。その上で、2020年度の町ごとの給水原価と供給単価の公開を求めるましたが、審議会ではこうした資料は公開されてまいりませんでした。市にとり、都合の悪い資料は

隠されていた、これが事実ではありませんか。見解を求める。

もう1点、市民の声はについて、おおよそ理解をいただいていると発言されていますが、大幅に引き上がる、武川・白州地区市民の個別世帯のアンケートなど実施せず、感覚での思いに違和感を思います。

時間をかけた市民への説明が必要と考えますが、再度、見解を求める。

○議長（大芝正和）

答弁を求める。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

17番、清水進議員の再質問にお答えをいたします。

まずははじめに、特別委員会で公表いたしました町ごとの給水原価のお話ですが、特別委員会で公表した資料につきましては、平成27年度の数値でございます。これは、令和2年4月1日に北杜市簡易水道事業設置条例が廃止になっているわけですが、この廃止されたもの、10年前の資料でございます。市民説明会において、また議会においても同様でございますが、現時点での給水原価が出せないとの説明もしております。

したがいまして、私どもといたしましては、この市民説明会、議会、またあらゆる場面においての説明において、現状の給水原価について議論をしていたものでございまして、これまでの説明に何ら問題はないと考えております。

それから、2点目でございますが、市民への合意形成というか、同意というか、根拠かと思いますけれども、こちらにつきましては、市内8カ所で延べ9回の市民説明会を実施いたしました。その中で、武川町においては追加の説明会を要請されましたので、追加の説明会を実施いたしました。

しかしながら、そこでは質問、意見が全て尽き、そして追加の説明会の要請もなかったということ、そして市民説明会の中では賛成する方の意見もあったということ、これらを総合的に判断いたしまして、私どもといたしましては、おおむねご理解がいただけたのではないかと捉えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員。

○17番議員（清水進）

それでは、1項目めに移ります。

昨年作成された第7次ほくとゆうゆうふれあい計画では、65歳以上高齢者的人口比率は2030年に44.7%、2035年47.5%、2040年には50.6%と推移をします。

介護が必要になった場合、どのようなサービスが必要か。第1位、61.3%で医師や看護師の訪問看護。第2位が51.4%で、排せつや食事等の世話をを行う訪問介護。第5位が40.9%、同率で配食サービスと病院や外出などのための移送サービスであります。

市では、地域で支える生活支援や見守りの仕組みづくりで、多様な主体による生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築が求められると課題に挙げております。

配食サービスについても、昨年、質問しましたが、昨年は事業の拡大は考えていない、今回

は民間の事業者においても行っているあります。地域の中で配食サービスを市の支援のもとで検討したい、こうした考え方方がいます。

こうした地域で安心して過ごせる支援体制構築、このことについて再度お伺いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

17番、清水進議員の再質問にお答えをいたします。

配食サービスに対しての再質問かと思います。

先ほども申し上げましたが、本市においては、給食サービスは、あくまでも市では一人暮らしの高齢者の見守りを行う事業としております。

繰り返しになりますが、配食サービスについては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、17番、清水進議員の一般質問を終わります。

次に、北杜オール・イン・ワン、9番、中山喜夫議員。

中山喜夫議員。

○9番議員（中山喜夫）

今回も水道一択、一本に絞って質問させていただきます。

残り時間も限られておりますので、質問前の本文は大幅なカットをし、その分、質問意図がしっかりと伝わるよう途中補いもしつつ、多少早口になるかもしれません、ご理解、ご容赦のほどをよろしくお願い申します。

それでは大項目1つ目、将来に禍根を残さない住民の理解と納得が伴う説明責任を願って。

はじめに、この度「市が最終的方針」として示した市内同一水道料金の方針に関する市の説明と法解釈には大きな疑義があるため、以下順を追って質問いたします。

本市は、旧町村単位で構築された簡易水道事業が令和2年度に統合され、現在は「一会計・一事業」で運営されております。

そこで市は、料金体系を一本化することが「合理的」であり、「法的にも当然の流れ」と主張していますが、この解釈にはいくつもの問題があると考えます。

(質問①)

「地方公営企業法」および「水道法」の趣旨に鑑み、【現行の2体系料金を維持することは、法に反するものではなく、むしろ「自治体の判断」による合理的措置】であるということについて。

前回6月定例会での水道に関する我々会派の代表質問に対する答弁において、市は以下のように複数回にわたり答弁されました。

「令和2年度の公営企業法の適用以降は、同一の給水主体のもと、一つの会計で一つの事業を行っていることから、2つの料金体系が存在することは合理性がないと考えるため、料金統一とすべきである。」

しかし、公営企業法は料金体系の統一を義務づけておりません。

公営企業法とは、地方公営企業の運営において、経営の独立性や会計の適正性を担保するための法律であり、水道料金の具体的設定方法まで定めるものではありません。

「公営企業法第17条」には「経営の能率化」や「資産及び費用の適正な管理」等、「公営企業法第21条」では、「料金は公正妥当であり、能率的経営の下、適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保できるものでなければならない」と記されております。「料金体系の統一を求める規定」は存在しません。

水道料金の設定は「地方自治法第223条」に基づき、議会の議決を経て自治体が定める「供給規定」によるものであり、これはあくまで【自治体の裁量】です。それにもかかわらず、なぜ「法的強制力があるかのような答弁」をされたのか、その意図について納得のいく説明を市長に求めます。

また市の主張は、「事業が一本化されたから料金も一本化すべき」という【経営上の都合を、あたかも「法の縛りによる必然」であるかのように正当化する姿勢】であり、これは住民の納得を得るうえで極めて不誠実であると言わざるを得ません。

以上の各点について、具体的な説明と、多くの市民が納得できる理由について、その真意と意図に基づいた真摯かつ丁寧な答弁を市長に強く求めます。

(質問②)

6月定例会の代表質問で山崎議員が、「2体系の料金設定を統一しなければならないような法的効力を持つ根拠があるのか」と問うた際、市は、「水道法第14条第2項により、差別的取扱いを禁止し、公平なサービスの提供が義務づけられており、法律上にも根拠がある」との答弁をされました。

しかし、この解釈は【水道法14条の平等原則の誤用】です。

この条文は、「同一のサービスに対して不当な差別的取扱いをしてはならない」という趣旨であり、「すべての料金を一律にしなければならない」という意味ではありません。

ここでいう「差別的取扱い」とは、例えばこの住民、この企業にはこの料金、あの住民、あの企業にはあの料金でのよう、【市同一地域・同一条件の利用者に対して、恣意的な、市の都合的な差別を行うことを禁じたもの】であり、【歴史的経緯・地理的条件・水源の違い・維持費・コストの差異など合理的理由があれば、料金差を設けることは認められる】というのが「法の建付け」であります。

この点を認識した上で、説明会や答弁が行われていたのでしょうか。

実際、「総務省の通知やガイドライン」でも、水道料金における地域差は、【歴史的経緯・地理的条件・水源の違い・施設の維持費・コストなど、一定の合理性があれば容認される】と明記されており、「国の水道政策」においても、「画一的な料金体系を強制するものではない」とされております。にもかかわらず、市は広報や説明会、答弁で繰り返し、「水道法第14条第2項の平等原則により、差別的取扱いを禁止し、公平なサービスの提供が義務づけられており、法律上に根拠がある」との説明を続けており、これは明らかに【法の恣意的、市の都合的解釈】であり【平等原則の誤用】です。

これでは、【市民への真っ当な説明責任】が果たされているとは言えません。

以上の各点について、具体的な説明と、多くの市民が納得できる理由について、その真意と意図に基づいた丁寧かつ真摯な答弁を市長に強く求めます。

(質問③)

武川・白州2町の多くの住民は、「歴史的に納得と合意の上で築かれた2体系水道料金体制の堅持」を強く願っております。

市民説明会を終えた今でも、理解と納得が伴わない住民の方々からは、【「市の都合による一方的な法解釈や合理化」によって、市民の生活基盤を揺るがすような変更がなされてよいはずがない】【行政として市民への真っ当な説明責任が果たされていない】など数々の遺憾のお声をいただいております。

市長はこのような市民の声をどのように受け止めておられるのか、大柴市長にお伺いいたします。

次の質問趣旨に移ります。

次に、現在、北杜市では平成29年から、武川・白州2町とその他6町で異なる2体系水道料金を導入しております。

この制度は合併当時、【町単位でのダム受水の有無】による実コスト差を背景に、合併協定に基づいた「町単位での地域的な統一」により成立したものです。

しかし現在、市は「市内全域の統一料金」へ向けた検討を進めており、その理由として【公平性の確保】を挙げています。

そこで、以下、市長に質問させていただきます。

(質問④)

【市がいう「公平性」の定義と根拠の明確化について】

市は「同一のサービスを提供していることから料金格差に合理性はない」と説明していますが、これは「給水結果」にのみ注目した考えに過ぎません。

水道料金とは「使用者が負担するインフラ維持の対価」であり、「給水コストや設備投資額」なども価格形成に影響するのは当然です。

現時点で、武川・白州2町とダム受水地域とで、供給原価や水道維持にかかる実コストにどれほどの差があるのでしょうか。

仮に「その差が現状の2体系料金の差額を打ち消すほど小さい」という事実があるのであれば、武川・白州2町の住民に今回の2.26倍の値上げを課す方針にも、理解の余地があるかもしれません。

しかし、先の6月議会での私の代表質問に対し、市は明確に、今後51年間にかかる水道管路や施設などを含めた市内全体の維持費総額1,073億円のうち、「町単位で自己水源のみの武川・白州2町の維持費の割合は合計で約9% (=1割未満)」、「ダム水の恩恵を受けているその他6町の割合は約91% (=9割以上)」との答弁をされました。

このように、「自己水源のみの武川・白州2町の今後の維持コスト」と、「ダム受水6町の維持コスト」の間に【9倍以上の差】があるのであれば、水道料金に差があるのは当然と考えるのが妥当です。

また、先日9月24日の水道事業給水条例にかかわる特別委員会最終日の採決直前の質疑が終結される直前になって、市からようやく現在の2体系料金体制の妥当性を証明する一番の肝となる当時の町ごとの給水原価の資料が提示され、やはり特段に安価であったのが市内自己水源地域の武川であり、現在の給水原価も金額的に大きな乖離はないであろうことを、市はようやく議場で明言し、お認めになりました。

しかし、この事実については、市民説明会でも開示要求が多く上がっていましたが、いまだ大多数の市民には知らされぬまま、周知の観点からも説明責任が果たされているとは言い難い状況の中、来週9月30日の定例会最終日にて最終議決を迎えるとしております。

以上、述べてきた今までの経緯と合わせて、実際の国の方針でも、総務省の通知やガイドラインでは、水道料金における地域差は、「歴史的経緯」「地理的条件」「水源の違い」「施設の維持費コスト」など、一定の合理性があれば容認されているとされており、本市にとっては、統一料金ではなく、市内自己水源エリアとダム水の2体系料金こそ、最も妥当性と公平性が高いあるべき体系と考えます。

最終的な執行権をお持ちである大柴市長のお考えは、いかがでしょうか。

次の質問趣旨の説明に移ります。

7月に行われた武川町・白州町での計3回の市民説明会では、市内同一料金に対し、多くの市民から明確な反対意見が寄せられました。

また、7月末まで実施されたパブリックコメントについては、本質問通告期日である9月4日時点で未公開であり、内容を確認することはできませんでしたが、多くの市民から様々なご意見が寄せられ、全体の88%、約9割は「市の方針に理解と納得がいかない」との驚くべき、看過できない集計結果が先の特別委員会、昨日の会派代表質問にて初めて示されました。

本来であれば、このように市民説明会やパブリックコメントに寄せられた多くの市民の声はもちろん、議会での議論なども精査・検討したうえで「市の方針」を決定し、議会に上程するのが望ましいと考えます。

しかし、説明会やパブリックコメントの実施前である6月議会の段階で、「維持費の割合、これまでの歴史、水源の違い、地域の実情等があっても、答申内容を尊重し、料金の統一を図るべき」という、市からは強硬姿勢の答弁がなされており、すでに市の方針が決定づけられていました。

これは、9月2日の本定例会初日に行われた市長の所信表明にて、「第2回6月定例会において、審議会からの答申内容を市の方針とすることをご説明申し上げました」とキッパリ明言されており、審議会の答申を尊重し、市の方針を市民説明会とパブコメ後に決めていく方針でなかったことを明確に表明しております。市長所信の6ページに書いてあります。

私たちも今まで議場における数々の市の発言からも、市長所信の言葉どおり、すでに結論ありきの、崩さぬ市の方針の説明と誰もが感じていたことでしょう。私たちもその認識を前提として今に至っています。

以上述べてきた点について、市民から寄せられた具体的な声をもとに、以下の(1)から(8)までの各項目について、大柴市長の見解を伺います。

(質問⑤)

(1) 他の意見を一切受け付けない姿勢と受け取られるこの答弁は市民に対してあまりに不誠実ではないか。

(2) 【①審議会の答申②市民説明会(答申の説明と意見聴取)③パブリックコメント実施(意見聴取)④市の方針決定】

このようなプロセスが本来あるべき姿ではないのか。明らかな手続き的民主主義の逸脱。

(3) 審議会の答申はあくまで「政策決定の材料の一つ」に過ぎないのに「住民の声を聴く前に」事実上の方針とされ、市民からの信頼や説明責任が崩壊したものと同然に感じる。

(4) 審議会の答申後、市民の声を反映する機会は一体どこにあったのか。

(5) 市がすでに結論ありきの状態で説明会やパブリックコメントを行っても、市の見解を押しつける場に過ぎず、市民の声は届かない。結果、何も変わらないと感じた。

(6) 初めてパブリックコメントを出そうとしたが、用紙には市の説明資料の「該当ページ」と「その内容への意見」しか記入欄がなく、「その他」も存在しない。市民の声や意見を聞く姿勢が見えず、非常に残念だった。

(7) パブリックコメントは7月末に締切られたが、生活に直結する重要な問題にも関わらず、意見内容も公開されず、市民間でもどんな意見があったのか、何が反映されたのかも分からぬまま、パブコメ結果の公開前に「市の最終の方針」として議案が提出された。

少なくともパブリックコメントの集計を終え、結果を公表し、一定期間を設けてから方針決定をすべきではないのか。

(8) 説明会後もなお納得していない、あるいは逆に不信を強めている市民が多くいる。これで説明責任を果たしたと言えるのか。

以上、各お声について市長はいかがお考えか。住民の納得する答弁を求めます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

9番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

将来に禍根を残さない住民の理解と納得が伴う説明責任を願って、における市民の声についてであります。

「市民説明会」や「パブリックコメント」による、白州・武川地区の使用者の皆さまからいただいた、現行料金体系の維持を求める声があることについては、承知しております。

一方で、水道事業は、特定の地域だけではなく、市内全域に安全安心な水を安定的に供給する責任があり、将来にわたり安定した水道事業の運営を行う必要があることから、「市民説明会」や「パブリックコメント」をはじめ、市広報紙、「週刊ほくとニュース」などを通じて、料金改定の必要性について、可能な限り、丁寧な説明をさせていただいたと考えております。

その他につきましては、担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

9番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

将来に禍根を残さない住民の理解と納得が伴う説明責任を願ってについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、料金体系の統一に関する説明についてであります。

「令和2年度の地方公営企業法の適用以降」とした答弁については、あくまでも、「北杜市水道事業」が上水道事業として設置された時点を示したものであります。

料金統一の根拠法令は、「水道法」第14条第2項第4号の差別的取扱いの禁止に基づくもの

であり、「水道料金の改定に向けた市民説明会」等でもご説明したとおりであります。

次に、公平なサービスの提供についてであります。

現在は、「北杜市水道事業」として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に給水サービスを提供しており、提供するサービスに地域格差はないと考えております。

一つの給水主体が、単に水源が違うという理由だけで異なる料金を課し続けることは、「水道法」第14条第2項第4号が禁じる「不当な差別的取扱い」に該当するものと考えております。

次に、2体系料金についてであります。

市が掲げる「公平性」とは、「水道法」第14条第2項第4号の「不当な差別的取扱いをしない」という平等原則に基づくものであり、一つの会計で一つの事業を行っている状況下においては、同一サービスを同一料金で提供することが最も公平であり、妥当であると判断しております。

次に、方針決定のプロセスについてであります。

本年第2回市議会定例会で申し上げましたのは、本年4月に「北杜市上下水道事業審議会」からいただいた答申を尊重するという方針であり、最終決定ではありません。

市は、この答申を基に方針案を作成し、市民の皆さまからのご意見を伺うため、「市民説明会」や「パブリックコメント」を前倒しして実施したほか、「代表区長会」、「地域委員会連絡協議会」での説明も行ったところであります。

さらに、「市長への手紙」や、市ホームページ上の「市総合お問い合わせ」に加え、「広報ほくと」での水道事業や料金に関するシリーズ掲載や、「週刊ほくとニュース」で2週間にわたる放映など、様々な機会を通じて、市民の皆さまのご意見を伺うとともに、本市の水道事業の現状についての周知にも努めてまいりました。

寄せられましたご意見については、一つひとつ丁寧に回答し、市の考え方を公表することで、説明責任を果たしているものと考えております。

こうした過程を経て、最終的な市の方針として、本定例会に「北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を上程したところであります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中山喜夫議員の再質問を許します。

中山喜夫議員。

○9番議員（中山喜夫）

それでは、大項目1つ目について再質問させていただきます。

先ほどのパブリックコメントの件もありましたけれども、ぜひ市長の所信表明の6ページをご覧になっていただきたいと思います。

それでは、再質問の1つ目、水道法第14条の趣旨を鑑みて、明確な維持費や実コスト、地域特性の差があり、住民の反対の声が多く上がっているような状況においても、料金格差を一切認めないという法的解釈が、市長は本当に妥当であるとお考えなのですか。

その明確な法的根拠や国の見解、通知、判例等が存在するのかどうか、具体的にお示しください。

再質問2、次に、手続き上の重大な問題についてであります。

6月議会の時点で、すでに市は料金統一を図ると明言しており、そのあとに行われた市民説明会やパブリックコメントは、市の方針を補強するための形式的なプロセスに過ぎなかつたのではないかと無念の声が市民の間で広がっております。

説明会、パブリックコメント、実質的な意見聴取と政策修正の機会として、明確に保障する必要があると考えます。大柴市長の考えを伺います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

9番、中山喜夫議員の一般質問の再質問にお答えをいたします。

はじめに、水道法第14条の法的解釈、または判例等があるのかというご質問ですけれども、市民説明会の資料でもお示ししているとおり、水道法第14条第2項第4号の差別的取扱いに該当しないものとして、3つございます。

その1つが用途別料金の区分、そしてもう1つが口径別の料金区分、そして最後に重量料金の遙増料金でございます。

このため、その他の水源の違い、維持コストの違い、また歴史的背景は差別的取扱いに該当するものと考えております。

次に、市民説明会とパブリックコメントの意義というご質問かと思いますけれども、市の最終的な方針と言いますのは、今回議会に提出いたしました条例案でございます。それまでに市民説明会やパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を伺う機会は十分に設けたと考えております。

このため、政策形成過程において、この一連のプロセスについては問題がないと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中山喜夫議員。

○9番議員（中山喜夫）

それでは、再々質問をさせていただきます。

いにしえから「無理が通れば道理引っ込む」ということわざがあります。北杜市合併当初の故初代白倉市長がよくおっしゃっていたというお言葉の一つ。煮詰まったときこそ原点に立ち返ること、原点回帰の精神、それこそが今、肝要であると私は考えます。

8町の市民全体の多くの理解と納得が伴う今後の市政を願い、後世に深い禍根を残さないよう、このたびの市内統一料金方針をいま一度、踏みとどまって再考していただきたいです。お願いします。

○議長（大芝正和）

再考について、答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

9番、中山喜夫議員の再々質問にお答えをいたします。

昨日の関連質問でもお答えしましたが、今回の料金改定は市民負担の公平性というところで、総括原価方式の導入、そして料金の市内1体系化ということを申し上げました。

その上で、水道料金の統一につきましては、水道法第14条第2項第4号の差別的取扱いの禁止により実施するものでございまして、北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例が施行された、令和2年4月1日以降については、同一の給水主体のもと、一つの会計で一つの事業を行っているという状況でございますので、これは料金についても1体系にすべきと考えております。

したがって、改めてこの方針案、または市の方針等について改めて考えていくということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、9番、中山喜夫議員の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、18番、保坂多枝子議員。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

北杜市消防団本部女性消防隊の充実について、稲作農家への支援と鳥獣害対策について、2項目について質問いたします。

本市の女性消防隊は、女性ならではの視点を生かし、地域住民の防災・防火意識の向上や女性にしかできない応急手当の啓発活動、地域防災活動への女性の参加促進を目指して、2017年4月1日に発足し、8年が経過しました。

8町に各2名の16人を定数としていますが、明野、須玉、白州には隊員がなく、現在、高根町4名、大泉町3名、小淵沢町と武川町にそれぞれ1名ずつ、合計9名が所属していて、居住地が偏っている状況です。

有事の際には素早い対応が必要であり、様々な不安がある中、各町の地理に明るい地域の団員がいることは、救命救急活動には大きな要因となります。

この女性消防隊は全国でも充実していく傾向にあり、隊員を増やすために女性消防隊員自身も声かけや啓蒙啓発を行っているところですが、本市にとっても大切な組織であり、市としても、もっと積極的に隊員の募集に取り組んで増員に努めることが必要です。

女性消防隊の活動は、有事の際の後方支援や啓蒙活動等で、通常の活動としては規律訓練や操法訓練、子どもたちを対象にした防災教室や地域のイベントなどに参加して啓蒙啓発を図っています。

しかし、後方支援については、隊としての役割が明確ではなく、具体的に行動しにくい面があります。

こうした中で、平日に実施の要望が多い地域や学校等の要請に応ずるには、女性隊員が職業を持っている場合には、休暇を取るための職場への申請も必要となってきます。啓発活動は、消火活動とは異なり、緊急と認識してもらいにくく、職場や周囲の環境が整わず、休みを取りにくい状況にあります。こうしたことから、市から職場への派遣の要請をしていくなど、休暇

や休業を取りやすい工夫が必要かと考えます。

また、障がいを持った方やお年寄りには、女性の持つ特性が活かされて実績を上げている例があり、住民に防災意識や知識を高めるためにも女性消防隊の存在は、大きなものがあり、拡充を図ることが大切です。

以下、質問します。

- ①女性消防隊員の拡充について市の考えは。
- ②有事の際の女性消防隊の役割をどのように考えていますか。
- ③講師や講習などに派遣される場合の手続きについての考えは。

④また、連携することにより、情報の共有化、問題点の発見、今後の活動の指針ともなり得るため、他市や他の組織、例えば日赤奉仕団だとか民生委員、愛育会など、そういった組織との連携についての考えについて伺います。

次に、稻作農家への支援と鳥獣害対策について伺います。

昨今の米不足により、国は備蓄米を入札や随時契約で市場に売り渡しました。政府備蓄米は、これは通告時点ですが、令和7年3月の96万トンから15万トンになると見込まれていました。

今年の夏は異常に暑い日が続き、稲の生育に高温障害や水不足による収穫量の減産も懸念されていましたが、実りの秋を迎えて、稻刈りも始まりました。

本年は、米の仮渡し価格もJA梨北では30キロ約1万5千円から1万6千円台を示し、大幅な引き上げとなっています。

米不足や米価の高騰に、政府はこれまでの減反政策から米の増産へと方向転換を図っているところです。

農家にとって適正な米価は必要ですが、高齢化が進むとともに、肥料や農薬、燃料の高騰に加え、農業用機械も高騰しているのが現状です。

今後、本市の基幹産業である稻作を継続性のある安定した米づくりとして推進するためには、稻作農家への支援は急務であります。

特に専業農家や農業組合法人等への支援は、農地を保全するために早急に対応する必要があります。法人等からは、トラクターや田植え機、コンバイン等農業用機械への助成の追加、稼働時間外での整備費用の補助、さらには中山間地域の農地では草刈りが最大の課題となっているため、草刈り機への補助を求める声が上がっています。

また、野生鳥獣による被害が増加傾向にあることから、野菜農家や自家用として野菜を栽培している方々の中には、栽培を諦めてしまうところもある状況です。被害を及ぼす動物としては、サル・シカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマなどによるものが主で、市にその対策を求める要望は増加しています。

市では、防護柵や電気柵への補助や猟銃やわな猟の免許取得補助などを行っていますが、担い手である猟友会の高齢化や人材が不足しているのが現状です。野生鳥獣による被害対策として、サルによる被害が主な地域と、サル以外の被害が多い地域を区分して、その地域に合った被害対策を農家に指導していくことが必要です。

以下、質問します。

- ①農業機械のメンテナンス費用への補助をするお考えは。
- ②法面草刈り機、ブームモア、ラジコン草刈り機などの購入に補助をするお考えは。

③野生鳥獣による被害状況と課題、そして今後の市の対策方針について伺います。

以上です。

○議長（大芝正和）

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時18分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

北杜市消防団本部女性消防隊の充実における、女性消防隊員の拡充と有事の際の女性消防隊の役割についてであります。

「女性消防団員」は、女性の持つ特性や視点を活かした地域防災力の強化のため、重要な役割を担っていただいております。

また、有事の際には、避難所などにおける「避難者支援」や「後方支援」に従事していただくこととしております。

一方で、団員の確保が難しいという課題があることから、多くの市民が参加する「夏祭り」をはじめとする、地域イベントにおいて、「女性消防隊」の啓発活動を行うとともに、その魅力についても伝えていただいているところであります。

今後も、様々な機会を通じた啓発活動を継続するとともに、SNSを活用した情報発信を強化し、「女性消防隊」への理解をさらに広め、団員確保につなげてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

北杜市消防団本部女性消防隊の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、講師や講習などに派遣される場合の手続きについてであります。

現在、「女性消防隊員」を講師や講習などに派遣する際の手続きについては、「女性消防隊長」が窓口となり、市内の小中学校や「放課後児童クラブ」などからの「派遣要請」に対して、隊員を派遣しております。

その一方で、平日の派遣においては、隊員の確保や人選の偏りなどの対応に苦慮していることから、今後は、「女性消防隊」の活動が活発かつ円滑に行えるよう、市としても積極的に協力してまいります。

次に、他市や他組織との連携についてであります。

「女性消防隊」は、「全国女性消防団員活性化大会」などのイベントに参加し、日頃の活動の成果発表や意見交換等を行うことにより、情報の共有に努めています。

地域を越えた連携は、活動をより一層活性化させ、地域コミュニティの安全・安心を守るためにも重要であると捉えております。

このため、災害時を想定した「災害弱者」への支援活動として、市の「赤十字奉仕団」や、「民生委員児童委員」、「母子愛育会」などといった様々な団体と災害時における「応急手当の普及」や「避難所運営の支援」、「炊き出し支援」などでの連携について、関係機関と協議をしてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

稲作農家への支援と鳥獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業機械のメンテナンス費用への補助についてであります。

「農林水産省」の「農業物価指数」によると、農機具価格は5年前に比べ12.3%上昇しております、部品交換や修理に掛かる費用なども増加しております。

現在、農業用機械のメンテナンスに係る費用への助成制度はありませんが、昨今コメの価格が高値となっていることは、大規模農家や法人の収入面においては好材料であり、収支バランスは維持されているものと考えております。

農業用機械のメンテナンスは、機械の長寿命化を図り、将来の負担を軽減するために適切に行うことが重要であることから、今後も、農業者の負担軽減、経営安定を図るため、国の中山間地域に対する補助事業の動向を注視してまいります。

次に、法面草刈り機、ブームモア、ラジコン草刈り機などの購入補助についてであります。

中山間地域において、農地の保全管理は重要な役割とされておりますが、法面等の除草は農業者の負担となっております。

このため、市では令和2年度から県の「未来をひらく山梨農業応援事業」を活用し、担い手組織や農業法人などに「ラジコン草刈り機」等の導入に対する助成を行ってまいりました。

個人への機械購入補助は行っておりませんが、「中山間地域等直接支払制度」の共同活動費を活用して共同機械としての導入を検討している組合もあると伺っております。

本年度から始まる「中山間地域等直接支払制度」の第6期対策では、協定の取り組みで「ラジコン草刈り機」の導入に対して、「スマート農業加算」として10アール当たり5千円が上乗せされる制度もあるため、市内各集落協定組合などに活用していただけるよう、周知を行っております。

次に、野生鳥獣による被害状況、課題及び今後の市の対策方針についてであります。

県が毎年実施する「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」における、昨年度の市の報告内容は、カラスなどの鳥類による被害面積は118アール、被害金額は99万円、イノシシ、シカ、サルなど獣類による被害面積は1,278アール、被害金額は2,200万円であり、近年の被害状況は、ほぼ横ばいとなっております。

今後、耕作を放棄する農地が増加し、さらに鳥獣被害が拡大すると、農業の被害だけにとどまらず、一般市民の生活にも甚大な影響を及ぼすことが想定されます。

鳥獣害対策は、市や、行政区、地域住民、獣友会など関係者が一体となり、根気よく地道に被害を減らす取り組みが重要であると考えております。

現在、サルによる被害が主な地域と、それ以外の地域では被害状況が異なることから、主な生息地の把握に努めており、農業者などから被害報告があった場合には、その地域に適した対応を速やかに行えるよう、引き続き、「獣友会」とも連携を図りながら、状況に応じた指導を行ってまいります。

今後も、鳥獣害対策に係る費用の一部に対する補助金の交付や、「大型捕獲檻」および「電気柵」の設置費用への支援などを継続的に行うことで、人の活動エリアと野生動物の生息地との間の緩衝地帯の整備を推進するなど、鳥獣被害の削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子議員の再質問を許します。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

女性消防隊の充実と、それから稲作農家への支援と鳥獣害対策の2項目について、再質問をさせていただきます。

まず、女性消防隊ですが、被災された女性のケアというのは、やはり女性同士、女性でなければ分からぬこと、そして女性でなければ言えないこと、できないことなど、非常にデリケートなことがあります。女性のための女性による支援というのが非常に大切になってくると思います。

そこで、再質問の1番なんですが、有事の際の役割について、後方支援とかというようなお話をありがとうございましたが、女性消防隊員の仕事として、避難者への支援、それから後方支援とありますが、具体的な役割が明確でない、そこに行って何をしていいのか分からないというような、戸惑うという場面もございます。

実際の現場で困惑していて、うまく活動ができないというのは非常に問題が出てくると思いますが、分担される仕事の内容というのが具体的に示されるでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

有事の際の女性消防隊の役割についてでございます。

有事の際の女性消防隊の後方支援においての具体的な役割が現在、明確化されていないところでございます。

今後、市消防団の幹部役員会などにおきまして、女性消防隊とともに、このあたり協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

ありがとうございます。ぜひそのところを進めていただきまして、有効かつ、うまく活動ができますようにお願いをしたいと思います。

では、派遣するときの手続きなどについてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁の中では、市としては積極的に協力していただけるというご答弁だったと思います。

この派遣につきましては、女性の消防隊長が窓口になっているというところで、この派遣がスムーズに行えることが大事だと思うんです。先ほどお話ししたように、休みが取りにくいとか、休業が取りにくいというのは、やはり緊急性とか公務というような意味合いがなかなか、捉えていただけないということがございますので、そのところもぜひ加味していただいた上で、女性消防隊員では足りないようなことがあって、人材だと、それから資機材、また今お話ししたような職場への働きかけですね、派遣をするために要請の手続きを市のほうでちょっと手伝っていただけるというか、そのへんで、理解していただけるような申請をしていただくというような、協力ということで捉えてよろしいでしょうか。お伺いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

派遣の際の協力体制についてのご質問であったと思います。

先ほど、議員がおっしゃられました職場への働きかけなどを含めまして、女性消防隊と、このあたり、今後相談をさせていただきながら、隊の活動が円滑に、また活発に行えるように積極的な協力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。非常に大切なことだと思いますので、お願いいたします。

では、稲作農家への支援と鳥獣害対策について、お伺いいたしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、農業用機械のメンテナンスへの助成や、それから個人への機械の購入補助はないというお話をでしたが、このメンテナンスを密に行うことによって、この機械の長寿化も図られることだと思います。

法人とか組織とかでないと、個々への対応というのが難しいということも承知はしておりますけれど、この米づくり、農業というのは市の基幹産業でもあります、また国策としても今、

非常に大切な政策になっています。農業に関わる方々が継続していくような、また国や県への働きかけ、また制度の上手な活用をお願いしたいと思っています。

では、質問させていただきます。

猟友会についてになりますが、先ほどの答弁の中でありましたが、鳥獣害の被害は増加する傾向にあって、いろいろと市でも考えていただいているようですが、猟友会の役割は非常に大きなものがあって、期待がかけられていると思います。

猟友会のメンバーの高齢化や人材不足というのが懸念されていますが、若い世代への働きかけだと、それから人材不足への対応はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

市内猟友会の会員数は、令和7年4月1日を基準日として、全体で242名により構成されております。

一番多い年齢層は70歳から79歳の57名であり、高齢化が懸念されるところであります。2番目には40歳から49歳の53名であり、30歳から39歳が25名、20歳から29歳が9名、20歳未満が1名、在籍しております。若者の猟友会への加入が図られています。ありがたいことに、かなりバランスの良い構成であると思います。

若い世代への働きかけと人材不足への対応であります。首都圏では狩猟免許試験事前講習会および新規鉄砲所持許可取得者の射撃教習への受講の周知と、これらの受講料に対して補助金を交付し、猟友会への加入促進を図っております。

また、市では、有害鳥獣捕獲報償金および有害鳥獣捕獲活動費支援交付金交付要綱に基づき、農林産物等への被害防止に日々ご尽力いただいている猟友会へ補償金や活動支援交付金を交付し、猟友会活動をサポートすることで、新規会員の加入を推進しております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○18番議員（保坂多枝子）

ありがとうございました。今現在の様子ですと、ちょっと安心できることがあります。ぜひこれが継続して、猟友会のメンバーが増えていく、そして充実した活動ができますように取り組みをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大芝正和）

以上で質問を打ち切ります。

これで、18番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、10番、神田正人議員。

神田正人議員。

○10番議員（神田正人）

一般質問3項目につき、させていただきます。

1項目め、特定妊婦ケアについて。

若年妊娠や予期せぬ妊娠、貧困といった事情があり、出産前から支援を必要とする妊婦が特定妊婦と言われております。例えば、すでにきょうだいの養育において問題が生じている妊婦、支援者がいない妊婦、妊娠の自覚がない、知識がない、出産の準備をしていない妊婦、望まない妊娠をした妊婦、若年妊娠、経済的に困窮している妊婦、こころの問題がある、知的な課題がある、アルコール依存・薬物依存などがある妊婦、いろんな妊婦さんがいます。また、受診回数が少ない妊婦等であります。

保健機関においては、妊娠届時の機会を利用してことで、市町村における全数の妊婦を把握することができます。支援を必要とする妊婦を見極め、医療機関や関係機関と連携した支援を行っているのが現状です。

最も重要な時期は、母子健康手帳発行時面接であると言われております。

このように、あらゆる状況下から特定妊婦を把握し、特定妊婦へのケアが今後より一層支援が必要と考えられます。

山梨県内でも特定妊婦は2022年に要保護児童対策地域協議会に登録された人数は127人で、5年で4倍以上に増加しております。全国では8千人を超え、飛び込み分娩や専門家が立ち会わない自宅での孤立出産、乳児遺棄に至るまで支援につながらない場合も多く、「氷山の一角とされる」妊娠過程において心に傷を負い、つらい時期を過ごす場合もあります。安心できる整った環境で過ごし、親になる準備をするには時間とケアが必要と考えられます。

そこで以下質問いたします。

①本市の現状、また、いる場合のケアはどうしているのでしょうか。

②将来的に生活・子育てを考える伴走型支援への市の考えは。

2項目め、障がい者施設の商品優先調達について。

障がい者就労施設では、一般企業など働くことが難しい方々が、施設で生活しながら、または、自宅から施設に通いながら社会参加・自立を目指して働いております。そこでは、食品、縫製品、工芸品、実用品等を製造するほか、企業や行政から請負作業・委託業務に取り組んでおります。その中で、自治体が自ら率先して障がい者就労施設等から物品等の調達を推進することで、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する市全体の需要の増進を図ることをもって、障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする障がい者優先調達推進法というのがあります。

厚生労働省のまとめによると、県内27市町村が2023年度に障がい者就労施設などから調達した金額は合計3,883万8千円で、残念なことに全国最下位であります。山梨県庁の調達額は2,211万4千円で、都道府県においても41位と下位のほうになっております。

そこで、以下質問いたします。

①本市の現状はどうでしょうか。

②また、今後の取り組みに対する考えはいかがなものでしょうか。

質問させていただきます。

3項目め、防災教育・避難訓練について、質問させていただきます。

防災教育は年齢にかかわらず重要ですが、年代ごとに理解度や思考力が変わるために、発達の

段階に応じた防災教育が重要視されております。小さいときに防災の危険性を理解し、安全な行動をとることの重要性を知ることは、その後の土台となると思います。子ども自身の防災対策としても、地域の防災活動の担い手を守り、育成するという観点からも、防災教育は重要なといえます。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって、防災について適切な意思決定ができるようすることをねらいとする側面があります。また、一方で当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もあります。

防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる必要があります。

防災教育では、「自助」「共助」の精神を持つことが求められるため、家庭・学校・自治体など幅広い防災の取り組みによって、それらの意識を育むことが重要であると思います。

そこで、以下質問いたします。

①防災教育の重要性について、その認識と、小学校・中学校で行われている防災教育や防災訓練の状況はどうでしょうか。

②風水害や大きな地震等の災害から子どもたちの安全を守るためにには、学校だけでなく家庭や地域との連携を含めた、より実践的な防災訓練や防災教育へ充実させていくことが重要だと考えますが、市の認識としてはどうでしょうか。

③市内の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設における、避難確保計画の作成や避難訓練の実施、地域との連携の状況はどのようにになっているでしょうか。

以上3項目、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

10番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

特定妊婦ケアについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状及びケアについてであります。

「母子健康手帳」の交付は母子保健の入口となるものであるため、交付時には「保健師」、「助産師」または「栄養士」が顔を合わせて面談を実施しております。

妊婦の心身の状況や家庭環境について聞き取りを行い、妊婦の抱える課題やニーズを整理し、保健師をはじめ、「助産師」や「栄養士」、「公認心理師」など専門分野の職員により会議を行い、昨年度には、妊婦129名のうち、22名を「特定妊婦」と判定したところであります。

継続した支援が必要なケースについては、医療機関や関係機関とも連携しながら、定期的な訪問や受診結果の聞き取りなどを行っております。

次に、伴走型支援についてであります。

「伴走型支援」として、「母子健康手帳」交付時の面接やアンケートに加え、妊娠6カ月頃にも心身の状況についてアンケート調査を行い、訪問等による面談を実施しております。

また、妊娠期から出産後の生活や過ごし方、必要となる各種手続き、支援サービスなどを妊

婦と一緒に確認するなど、気軽に相談できる体制を整えているところであります。

出産後は家庭訪問を行い、新生児および産婦の心身の状況や家庭環境を把握し、継続した支援が必要なケースについては、プランを作成し、専門職による効果的な支援を実施しております。

妊娠期を健やかに過ごし、安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き、母子に寄り添った支援を行ってまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

10番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

防災教育・避難訓練における、小学校・中学校で行われている防災教育や防災訓練の状況についてであります。

児童生徒が自助・共助の重要性を理解し、実践するためには防災教育が大変重要であると考えております。

小学校では、4年生の社会科で、過去の震災や水害などの災害を知り、家庭や学校、地域での取組や備え等について学んでおります。

また、中学校の社会科でも、「自然災害に対する備え」として、「防災・減災の取り組み」や「災害発生時の対応」等について学習を行っております。

他にも、「学習指導要領」の中では、理科や保健体育等の学習において、防災教育として扱う項目が位置付けられているところであります。

なお、各学校で行われている災害時の避難訓練においては、実際に災害が起きたことを想定して訓練を行っております。

それぞれの災害に対して、自分の身をどのように守るかを児童生徒が考え、自主的に判断し行動ができるよう、事前や事後にしっかりと指導を行うとともに、抜き打ちの訓練を実施するなどの工夫も行っております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

10番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

防災教育・避難訓練について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、家庭や地域との連携も含めた防災訓練や防災教育の充実についてであります。

家庭や地域との連携の強化や、子どもたちの安全安心に向けた家庭、地域、学校の一体化による「より強固な防災体制」を築くためにも、家庭や地域との連携を含めた、「防災訓練」や「防災教育」は、重要であると考えております。

このため、「地区自主防災組織」が実施する「防災訓練」に市担当職員が積極的に参加するとともに、「地域減災リーダー」等と連携し、「避難行動要支援者制度」の周知をはじめとした、

多様な取り組みを推進し、防災教育や避難訓練の充実に努めてまいります。

次に、市内の社会福祉施設における、避難確保計画の作成や避難訓練の実施、地域との連携の状況についてであります。

現在、市では、「要配慮者利用施設」として「市内社会福祉施設」に、「避難確保計画」の作成とともに、「避難訓練」の実施などを促しておりますが、地域と連携した実践的な訓練については、まだ十分とは言えない状況にあると捉えております。

こうした状況を踏まえ、関係施設には、地域と連携した訓練の重要性や、現状の課題の改善に向けた取り組みを行っていただけるよう、更なる周知に努めるなど、「社会福祉施設」と地域が一体化した、「災害に強いコミュニティ」の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

10番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

障がい者施設の商品優先調達について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状についてであります。

市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市役所などで調達する物品等について、「障害者就労施設」等から優先的に購入するよう努めているところであり、昨年度においては、市立保育園で提供する「おやつ」のほか、庁舎や各施設のトイレットペーパーなど、173件について調達をしたところであります。

次に、今後の取組についてであります。

市としては、法律の定めに基づき、「障害者就労施設」等からの物品調達などを優先的に購入することで、「障害者就労施設」で就労する障がい者や、「在宅就業障害者」等の活動支援と自立促進につながると考えておりますので、「障害者就労施設」等からの物品調達については、引き続き、職員に周知を図りながら市役所全体で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

神田正人議員の再質問を許します。

神田正人議員。

○10番議員（神田正人）

答弁ありがとうございました。

2項目めにつきましては、市議会の中でもその件についてはかなり意識が高く、私も休憩のときにクッキーをいただきまして、非常に議員の中でも意識が高まっているということを理解していただき、市の職員の方もそれに向けて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1項目めと3項目めについて、質問させていただきます。

まず1項目め、特定妊婦ケアについてですけれども、2点、質問させてください。

具体的に特定妊婦が受けられる支援や使えるサービスにはどのようなものがあるか、お教え

ください。

そして、2つ目ですけれども、特定妊婦が、先ほど市長の答弁の中に、129名のうち22名いると言われました。私の感覚としてはちょっと多く感じるんですけども、22名という人数は、129のうち22名、特定妊婦が北杜市にはいるということで、その多く感じる、理由について教えてください。お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

10番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

最初に、特定妊婦が使えるサービスがどのようなものかというご質問でございます。

妊娠中には、保健師、助産師などが妊娠にかかる不安や悩みに寄り添う伴走型相談支援、また、必要に応じて公認心理師による個別相談、家事や育児の援助を行う養育支援訪問事業も行っています。

このほか、妊婦さん同士の交流を図るマタニティカフェや、自身の体のメンテナンスを行うセルフケア教室がございます。

出産後は、保健師等が家庭訪問を行う新生児訪問事業、専門職による診察や相談を行う健診事業、必要に応じて市内の助産師が妊婦を訪問するマイ助産師訪問事業や宿泊型の産後ケア事業など、支援やサービスを使っていただくことができます。

次に、129人中22人が特定妊婦ということで、多いというご質問でございます。

市では、母子健康手帳交付時に、妊婦の心身の状況や家庭環境について聞き取りを行い、妊婦の抱える課題やニーズを整理し、特定妊婦の判定を行っております。

現在は、通院していないなくても、学生時代や職場での悩みにより、過去に心療内科や精神科の受診歴がある妊婦につきましても特定妊婦とし、幅広く支援をしているため、割合が多くなっています。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○10番議員（神田正人）

ありがとうございます。特定妊婦の支援先というか、甲府市にもそういった施設があるということを聞いております。そういう施設をうまく利用しながら、北杜市でもそういった妊婦のサポートをしていただきたいと思います。

特定妊婦について、今、サービスがいろいろ、るる説明ありましたけれども、その中で特定妊婦以外にも、この中でサービスが受けられるものがあるかどうかということを再々質問として質問させてください。お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

10番、神田正人議員の再々質問にお答えいたします。

特定妊婦以外の妊婦さんでも使えるサービスがあるかというご質問でございます。

妊娠にかかる不安とか悩みは、特定妊婦以外の妊婦さんでも抱えておりますので、支援やサービスについては全ての妊婦さんにご利用をいただいております。

妊娠期を健やかに過ごし、安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き母子に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○10番議員（神田正人）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

それでは、3項目めについて質問させていただきます。

防災教育というのは、世代や職種を超えた地域の人づくりへつながります。災害での教訓は、自助、共助力の強化です。地域と密着しながら行動を起こすことが非常に重要だと考えております。

コロナの影響で、地域とのリアルな交流も何年も途絶えてしまっております。防災の根底は、人への思いやりや人を助けたいという気持ちであります。防災教育は人材教育でもあります。防災を軸にした活動は、地域に様々なプラスの効果があると考えております。世代を超えた交流が高齢化した地域を活性化させ、若者たちが地元への愛着を込めるきっかけにもなると思います。

そこで、再質問につきまして、①の学校における避難訓練の詳しい内容と、学校の防災教育と市の取り組みとの関わりについて、どのような状態であるか、再質問させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

10番、神田正人議員の再質問にお答えをいたします。

学校における訓練内容の詳細ということですが、まず答弁でも触れさせていただきました抜き打ち訓練について、いくつかの学校で行っているわけですが、これにつきましては、例えば休み時間に訓練を実施するなどを行っておりまして、そのときに自分がいる場所での避難方法について考え、行動することができるような機会として、抜き打ちの訓練を行っております。

次に、各学校で行っている訓練について、いくつかご紹介をしたいと思いますが、まず、泉小学校におきましては、避難をする際にケガをした児童がいるという想定で、実際にケガ人役の児童が避難するときに、教職員や児童がどのような行動をすればよいのかを判断しながらの訓練を行っております。

また、高根中学校でありますが、火災から避難する訓練を行った後に、起震車や煙ハウス、消火器体験などを3年に1回行うことで、中学校に在籍している間に全ての生徒に体験ができ

るような計画を行い、実施をしております。

また、武川中学校の例でありますと、学校の近くに川があるということで、水害が想定される地域でありますので、大雨による川の水位の上昇により避難指示が出たという想定で、川から離れている武川小学校に、武川中学校の生徒も含め、全校生徒、教職員が避難をするというような訓練を行うなど、実践的な訓練を行っているという状況であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

10番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

学校の防災教育と市の取り組みとの関わりでのご質問をいただいたところであります。

学校の防災教育の充実を図るために、毎年、市の消防防災課の職員を小学校に派遣しまして、子どもたちの学ぶ機会とした探究学習の授業などで、自然災害におけるハザードマップの見方ですとか、段ボールベッドの組み立て方、また水消火器の体験など、様々な訓練を実施しております。

今後も、災害時に子どもたちが安全安心な避難行動ですとか、災害への備えが図られるように、地域、学校と協力をしまして、取り組みを今後も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、10番、神田正人議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を1時30分といたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後 1時28分

○議長（大芝正和）

再開をいたします。

次に、ポラリス北杜、7番、高見澤伸光議員。

高見澤伸光議員。

○7番議員（高見澤伸光）

私からは、4つの大項目について一般質問をいたします。

1つ目の大項目、庁舎内の空間の使い方や職員の働き方改革による市民サービスの向上について、質問をいたします。

先月、中野区役所にてDXや庁舎内の空間の活用による職員の働き方改革について学ばせていただいたのですが、共用窓口化により、たらい回しなどが改善し、市民サービスの向上と効率化や、ICTを活用して固定電話の廃止や自席を持たないフリーアドレス化を行うことで、課を跨いだ横断的な連携の強化や場所に縛られない働き方の取り組みなどを実施し、その結果、

残業時間が18%削減されたなど、市民サービスの向上と併せて職員の働き方の改善につながっているとのことでした。

北杜市役所は現在、仮庁舎なので限られたスペースではありますが、固定概念にとらわれない新しい働き方や市民サービスの向上が、やり方次第で可能だと考えますのでそれらを踏まえて質問いたします。

①今、北杜市では、職員一人ひとりにノートパソコンが整備されていますので、各課を跨いだチャットでのやり取りや、スマートフォンやタブレットを活用した通話機能を整えることで、場所に縛られない、柔軟な働き方ができるようになり、席を固定化しないフリーアドレス化ができるのではないかと思いますので、まずは一部の課で試験的に席のフリーアドレス化や固定電話を転送できる仕組みを導入して見てはどうかだと思いますが、市の見解を教えてください。

②現在、本庁舎は仮庁舎のまま利用し続けているため、会議室や窓口周辺の相談スペースに限りがあるのが現状であります。例えば、生活保護や家庭の問題など、センシティブな相談をするときに、会議室が空いていない時もあり、安心して相談できる環境ではありません。

配置換えなどで空間をうまく活用することで、窓口を訪れた市民がセンシティブな内容でも安心して相談できる個室のような相談スペースを設けることが可能ではないかと思うのですが、市の見解を教えてください。

次に、2つ目の大項目、交通弱者の緩和について。

前回に引き続き、質問をいたします。

①前回の6月議会での質問の中で、バス待ち環境の改善について質問いたしましたが、他の市の事例を調べる中で、公共物と一体化した折りたたみの椅子が設置されている自治体があり、バス待ち環境の改善に関しては、やり方次第で、可能ではないかと感じました。バス停がある場所付近に椅子が置けないかを一度洗い出しをして、コンパクトに利便性も考えた椅子の設置も場所によっては、模索していただきたいと思いますが、市の見解を教えてください。

②交通弱者はお年寄りだけでなく、子どもも同じく交通弱者であり、土日に親が、仕事や用事があり、送り迎えができない時は出かける事をあきらめないとならない場合も出てきます。そういった時にバスを利用できれば良いのですが、なかなかバスに意識が向かない現状もあります。他の自治体では、子どもの意識をバスに向かせ、利用につながるようにバスの見た目のラッピングのデザインを募集して小さい子どもでも親しみがもてる見た目にされたり、市でPRしたい事をバスにラッピングして、目的を明確化したPRの取り組みがされたりしています。

北杜市でも、ミズクマくんがラッピングされている車両もありますが、子どもが親しみを持ちやすいように、他の車両に広げてはどうかと思いますが、市の見解を教えてください。

③登録や予約、バスの乗り降りや支払いなどの一連の流れが分かる簡単なショート動画を作成し、知る機会を増やすことで、最初にバスに乗る入り口のハードルを下げることができるのではないかと思うのですが、市の見解を教えてください。

次に、3つ目の大項目、香りの害、香害の全国調査の結果を踏まえた北杜市の対策について、質問をいたします。

①昨年行われた、小中学生を対象にした子どもの香害と環境過敏症に関する全国調査にて、北杜市内では、『香りによる体調不良があった』という子どもたちが一定数いるということが調査結果にて分かりました。調査結果について、教育委員会としての市の受け止めと見解。学校現場としての今後の対策を教えてください。

②公共施設の無添加、無香料のハンドソープの配慮について過去、何度か質問いたしましたが、令和5年第4回定例会の12月20日の質問の中で、香害と化学物質過敏症に関する質問での答弁では、『市が「GHSマーク」のある製品を使用しなくて済むことは、健康・環境の両面から望ましいことだと考えておりますので、学校等や、市役所内において「GHSマーク」が記載された品目を確認し、使用変更ができるところから取り組んでまいります。』と答弁をされていますが、GHSマークの表示品目に指定されている成分が使用されているハンドソープを現在、市で使用されているように見受けられ、答弁にあった、健康・環境にとって望ましいとは決して言えないのではないかと感じています。合成界面活性剤不使用の、無香料の石鹼やハンドソープに変更してほしいと思いますが、市の見解を教えてください。

③昨年度までは、化学物質過敏症の専用窓口があったのが、年度が変わる前にその窓口がなくなりました。

専用の窓口がなくなった経緯と、今後そういった方々への対応をどのようにしていくのか市の考え方を教えてください。

次に、4つ目の大項目、フィルムコミッショナーや市内での撮影を最大限活用した市のPRの必要性について、質問いたします。

北杜市では、数多くの映画やテレビやPVなどの撮影が行われております。しかし、撮影が終了した後に、市としてPR素材として活用する取り組みが十分ではなく、また民間同士でのやりとりで撮影が進む場合は市に情報が入らず、市として把握ができていないケースも多く見受けられます。

北杜市内で行われた撮影を市の魅力発信として積極的に活用することは、観光誘客やシティプロモーションに直結する大きなチャンスだと考えますので、それらを踏まえて質問をいたします。

①現在のフィルムコミッショナーや撮影件数等の現状や増減の要因について市の見解を教えてください。

②民間同士で行われている撮影について、なるべく市として情報を把握する仕組みを整える必要があると思いますが、市の見解を教えてください。

③撮影終了後に、市のPRにつなげていく方策が必要だと思いますが、市の見解を教えてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

7番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

庁舎内の空間の使い方や職員の働き方改革による市民サービスの向上における、「フリーアドレス化」、「相談スペース」の確保等についてであります。

「フリーアドレス」は、オフィスの中で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイルのことで、全国の自治体においても少しづつ導入が進んでおります。

本市においても、「職員提案制度」による提案を採用したことから、試験的に導入することを

決定しており、関係課による「ワーキンググループ」を設置し、民間企業や先進自治体のオフィスを視察するなど、課題の整理や研究を進めてきたところであります。

まずは、来月から、「政策推進課」と「未来創造課」の「執務スペース」において導入するため、先月、内線や外線電話が可能なスマートフォン、いわゆる「クラウドPBX」を試験導入しており、現在は、具体的なレイアウトや、書類、備品等の管理方法、運用ルールを検討しているところであります。

「フリーアドレス」には、庁内のDX化、ペーパーレス化、備品の簡素化、オフィス環境の美化、コミュニケーションの活性化など、多くのメリットがあるとされております。

中でも、オフィスの省スペース化は、特に大きなメリットとされており、これにより、市民の「相談スペース」などを生み出すことも可能になると考えております。

今回の試験導入の成果を見ながら、来年度以降も導入箇所を増やすよう、取り組んでまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

7番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

香害の全国調査の結果を踏まえた北杜市の対策における、調査結果及び学校現場での対策についてであります。

昨年度、「新潟県立看護大学」が実施した『子どもの「香害」および環境過敏症状に関する実態調査』の結果から、全国に対する北杜市の回答率は高くないものの、「香害」に苦慮している児童生徒もいることと考えられます。

実際に学校に申し出ている数は、ごくわずかではありますが、潜在的に香りに対する苦しみを声に出せない児童生徒がいることも想定されますので、これまで以上に児童生徒の様子をきめ細かく把握しなければならないと認識を新たにしたところであります。

現在、児童生徒に対して、校内に香害に関するポスター掲示による周知や、無香料のハンドソープの使用など、各校で取り組みを行っております。

また、給食着については、柔軟剤等の香りが気になる場合には個人のエプロンや別の給食着を使用することで対応しております。

今後も、「香害」について周知を行う中で、香りが気になる児童生徒については、これまでの取組を継続しながら、対応してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

7番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者の緩和について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バス停付近への椅子の設置についてであります。

現在、通院・買い物便として運行している、「南循環線」、「東西線」、「北線」および「西線」については、計87カ所に停留所を設置しております。

そのうち、すでにベンチが設置されている停留所が25カ所、「北の杜バスサポート施設」に登録いただき、バスの待ち時間に休憩場所を提供していただいている停留所が13カ所であります。

また、道路敷が狭く、安全な間隔を十分確保できないため、設置が困難な箇所は42カ所であります。

市内には歩道がない道路が多く、道路敷の限られたスペースを歩行者が通行している状況であり、このような状況下にベンチ等を設置した場合、ベンチの利用者が歩行の妨げになり、歩行者が車道を通行せざるを得ないといった、危険な状況を作り出すおそれがあることから、設置は困難であると考えております。

残りの7カ所についても、一日当たりの停留所利用者が平均で0.49人といった状況でありますので、設置については、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、バスのラッピングについてであります。

「市民バス」は、お年寄りに限らず、子どもの移動手段としてのニーズもあると考えており、子どもだけでなくその親に対するPRが効果的であると考えております。

一方で、「市民バス幹線」において採用している、路線ごとに車両を色分けし、「号車番号」を大きく表示する現在の方式は、「乗るべきバスが分かりやすく、乗り違えの心配がない」と多くの利用者から好評をいただいているところでもあります。

このため、市民バスへのラッピングについては、「北杜市地域公共交通活性化協議会」や「北杜市地域公共交通運営委員会」などに諮りながら、慎重に検討してまいります。

次に、ショート動画の作成についてであります。

動画による周知については、分かりやすい上、不特定多数に幅広くアピールできるといった利点があると考えております。

一方で、「マイカー普及率」の高い本市においては、「市民バス」の利用は、高齢者や学生など、あくまで市内に居住する、「交通弱者」がメインであると承知しておりますので、そういう方々に対する更なる効果的な周知について、幅広く検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

7番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

香害の全国調査の結果を踏まえた北杜市の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合成界面活性剤不使用、無香料の石鹼ハンドソープへの変更についてであります。

市では、昨年12月の市議会定例会において答弁したとおり、令和5年から公共施設内トイレに設置する「ハンドソープ」を可能な限り、「無香料タイプ」に取り替えを進めております。

「合成界面活性剤不使用」の「ハンドソープ」については、対象商品が限られるなどの状況ではありますが、販売状況等を確認する中で、まずは本庁舎内トイレへの設置に向けて検討を

進めてまいります。

次に、化学物質過敏症相談窓口についてであります。

市民からの健康相談の内容は、特定の疾病等にかかわらず、多岐にわたっており、市では、幅広く健康相談を受けております。

窓口において、特定の疾病等に特化した表示をすることで、他の内容で相談に来庁した市民の心情に与える影響などを考慮する中で、表示については撤去することといたしましたが、これまでどおり、市民一人ひとりに寄り添った健康相談に努めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤産業観光部長。

○産業観光部長（加藤郷志）

7番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

フィルムコミッショングや市内での撮影を最大限活用した市のPRの必要性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、フィルムコミッショングの撮影件数等の現状及び増減の要因についてであります。

直近3年間の撮影実績として、「フィルムコミッショング」への問い合わせが、毎年約70件ある中で、実際に撮影された件数は、令和4年度31件、令和5年度35件、令和6年度41件であります。

都心から近い立地の良さもあることから多くのテレビ番組やコマーシャルなどに使用されており、本市の風光明媚な自然環境などの魅力が発信されているものと考えております。

次に、情報把握の仕組の整備についてであります。

「フィルムコミッショング」を通さない個々の撮影案件の把握については難しい面もありますが、市内には、「一般社団法人北杜市観光協会」、「特定非営利活動法人清里観光振興会」および民間観光施設の支配人で構成される組織などがあり、市と観光面における連携を常時図っております。

市内での撮影情報についても同様に、情報共有における連携が図れるよう情報把握の仕組みの構築について関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、撮影終了後に市のPRにつなげる方策についてであります。

撮影された映像などについては、市の魅力発信に利用することは、有用であることから、撮影者や撮影先の施設の管理者等との承諾が得られた際には、市役所内におけるポスター掲示による告知や、市のホームページ、SNS等により撮影場所などに関する情報を発信してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

高見澤伸光議員の再質問を許します。

高見澤伸光議員。

○7番議員（高見澤伸光）

各項目、お答えいただき、ありがとうございます。

大項目2の、交通弱者に関するのみ再質問いたします。4点、質問いたします。

1点目、まず①バス待ち環境についてですが、前回、6月にバス停周辺の施設の待機場所の拡大とその場所の周知ということで質問をしているのですが、この7月、8月、9月と、やはり熱中症アラートが出る季節で外は暑かったので、答弁にもあったサポート施設の拡大とか、また周知が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

2点目、道路幅の事情に関しては、多様なので、全てが同じ条件ではないと思うので、ほかの市の事例では、狭い空間でも邪魔にならない工夫などを凝らした取り組みもありますし、また、今の北杜市の現状は、夏場は暑くて日陰や腰掛けられるところがない。そして暑い。冬場は日が沈むのが早いので、17時以降に到着するバス停付近とかに、もし灯りがなければ真っ暗であり、いま一度、利用者目線に立って考えていただき、そうすることで、バス待ち環境が改善されるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そして3点目、バスのラッピングについてですが、利用者から分かりやすいと言われている色と番号を見やすく表示するという部分はベースとして残しつつ、他市でも行っているような、小中学生にバスのデザインを募集して、そのデザインにするというのは、「愛着」とか、「親しみ」「子どもの関心」「教育的効果」を高めると思いますし、地域ぐるみでバスに対する応援のムードづくりにもなると思いますので、いかがでしょうか。

そして4点目、ショート動画についてですが、マイカー普及率が高いと言っても北杜市は高齢者率が高く、今、運転している方々も、いつまで運転できるか分からぬといいうのが現実であるということ、そして家族が車で移動してあげられないときに、公共交通に頼るか、出かけるのを諦めるかのどちらかということになってしまいますが、このことは、子どもだけでなく、ご高齢の方々も同じで、その家族がバスについて調べるときに、動画があれば、理解や説明も分かりやすくなると思いますし、SNSや市のホームページ、お祭りやイベント会場にあるバスのPRブースで流すということもできますので、知るきっかけにはなるのかと思います。

また、このショート動画の効果は、市民だけではなく、運転免許証を持たない市外、県外の方で北杜市を電車などで訪れる観光客にとっても事前に利用のイメージが持てるので、安心感につながり、多方面で効果的な情報発信になると思いますし、ショート動画は、インスタとかYouTubeとかで、簡単にクオリティの高い映像が作れますので、試験的に一本、作ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

7番、高見澤伸光議員の再質問にお答えいたします。

まず、北の杜バスサポート施設の拡大と周知についてでございます。

本年の夏のように猛暑が長く続いたこともあります。バス停周辺の店舗にもご協力いただくことで、バス待ち環境の改善に取り組むことが重要だと考えております。

市では、地域全体で市民バスの利用を促進するため、利用者への待合スペースの提供など、サポートしていただける店舗や事業所を北の杜バスサポート施設として募集しており、現在、郵便局を中心に37カ所、登録しております。

今後も停留所近辺の店舗等に対して登録を促進し、バス待ち環境の充実を目指してまいります。

す。

また、周知につきましても、市のホームページに加え、バス停での掲示などを行い、周知に努めてまいります。

次に、バス停へのベンチの設置など、バス待ち環境の改善につきましては、住民、交通事業者、市で構成する各エリアの地域公共交通運営委員会などで、利用者からの要望等を確認するなど、課題の整理を行い、課題解決に向けた改善に取り組んでまいります。

次に、ラッピングバスにつきましては、費用対効果なども含めて先進自治体の事例を研究してまいります。

次に、ショート動画による広報でございますが、市民の皆さんにとって分かりやすい広報、また利用の仕方などを周知することは重要と考えておりますので、動画を含めて更なる効果的な手法について検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、7番、高見澤伸光議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、8番、輿水崇議員。

輿水崇議員。

○8番議員（輿水崇）

通告に従い、4つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、市道の仮復旧場所のスムーズな本復旧に向けて。

以前このような趣旨のメールを市民の方からいただきました。

「住居建設に伴う水道の引き込みをして、半年後に舗装の復旧をしました。しかし、周りを見ると、復旧しているところ、していないところがあります。これは不公平ではないのか。市としてどのように対応しているのか。また今後は対応するのか。」

現在、本市では、市敷水道管から敷地内への水道の引き込み工事完了後の舗装の復旧は、工事終了時の仮復旧。半年後の本復旧が必要とされております。申請書には、本復旧の契約等が必須となっているわけではなく、仮復旧後の本復旧は半年後以降の施工予定日のみ記載となっております。

様々な聞き取りを経て、本市ではこのように本復旧がされていない箇所が多くあることが確認できました。

理由としては、

・申請時には本復旧がなされる見込みとなる資料や契約がないことで、住民や業者によってはないがしろにされている可能性。

・他市と比べてその復旧範囲が広く費用が高いことを起因として、住宅建設などの際には本復旧の費用があえて計上されていないケースもあり、後の費用負担額に驚き、住民の方も二の足を踏んでしまう。

・復旧開始まで最低半年という期間が故に、住民の方も忘れてしまっている。

などが調査の中で分かってきております。

近隣他市の例ですと、本復旧も即日施工であったり、1カ月程度であったり、その復旧範囲

も本市より狭い自治体も多くあります。

市の道路が適切な状態にあることが第一と考えた上で、以下質問をいたします。

①住民が市内市道から水道管の引き込み等による工事に伴い、舗装の仮復旧はされているが、本復旧がされていない箇所。今年度も市として対応していると伺っておりますが、具体的な対応内容をお伺いいたします。

②他市の状況を踏まえて、今後、申請時に必要な書類、本復旧までの期間や範囲等の見直しが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2つ目の項目、移転となった北杜消防署高根分署から国道141号へ至る導線の改善について、お伺いいたします。

北杜消防署高根分署が移転して数ヶ月が経ちました。旧高根分署から程ない距離に移転され、消防力や管轄範囲においては以前と変わらぬ安心感も住民にはあるかと思います。

しかし、分署に接続している道路事情が変わったことによる懸念点が生まれ始めております。分署から出動した車両は目的地別にまず東西に分かれます。西のハケ岳広域農道、東の国道141号。特に国道141号までは道幅の狭い区間が数百メートル続き、場所によってはすれ違いも困難な箇所もあります。道を利用する住民からも緊急車両なのは分かっているが、すれ違う場所次第では危険を感じる。との声をいただきしております。

そこで管轄である峡北広域行政事務組合に状況確認などをさせていただきました。

運用開始から8月27日時点で、高根分署の出動は火災・救急等302件で、うち92件が国道方面へ向かったと考えられるということです。

また、数人の署員さんに口頭で聞き取りをしたところ、

「出動してすぐに道幅が狭い区間が続くので過度な緊張感はある」

「出動=1分1秒を争う事態が常に想定されるので、分署周辺の道路環境はもう少し整備していただきたい」

「対向車の運転技術により、すれ違いにかなり時間を要し時間のロスが生じたケースもある」

当初、市では、高根分署の周辺の道路環境には、懸念点はあまりない趣旨の考えであったかと思いますが、現状は少し違うことがこれらからも見て取れます。緊急車両が常用する道という認識をしていただいた上で、今後この道路の改善が必要と考えます。そこで、以下質問をさせていただきます。

①事故こそまだ起こっていない所ではありますが、道路拡幅、またはすれ違いの為の待避所の設置などが急務と考えますが、見解をお伺いいたします。

大項目3つ目、スマート農業推進並びに公共インフラとしてRTK基地局の必要性について。

大柴市長におかれましては、重点施策にスマート農業推進を掲げ、自動操舵等の機械補助を推し進めていると存じております。自動制御で機械が作業を行うには、GPSからの位置情報だけでは30センチから40センチの誤差が生じ、2センチから3センチの誤差に留めるには、GNSS補正データ（全地球航法衛星システム）が必要となり、RTK基地局を含めた環境整備が必要不可欠なことはご承知かと思っております。

現在市内ではロボット田植え機と後付けの自動操舵が活躍しており、導入農家から話を聞いたところ、「機械導入は補助などにより進んでおりますが、インフラ整備の点で課題があることが浮き彫りになった。」とお話を伺いました。

その具体的な課題内容は

・機械導入農家が自前基地局を整備するには作業効率に課題が残ることや、個人で設置すると不必要に乱立する懸念がある。

・また、導入している機械メーカーの基地局が市内高根町に一局ありますが、機械の選択が一択になってしまふため、新たな機会損失や機械の選択肢の幅が極端に狭まる。

一方他県の状況を見ると、自治体、農協、農済などで基地局を整備しており、広く住民が活用できるインフラの提供が始まっています。

また、このRTK基地局の有効性やメリットを調べると、災害時における迅速な現状把握・正確な位置情報取得（ドローンの活用）、林業における伐採運搬経路の確保、野生生物の個体位置情報、公共事業におけるICT機器活用等、今後の社会における必須インフラとして見て取れますし、固定基地局の能力としては、直径20キロメートルまでカバーできますので、投資効果は非常に高いものだと考えます。

そこで、以下質問をいたします。

①公共インフラとして本市の状況を踏まえると、今後において市の主導、または民間との連携によるRTK基地局の設置が必要と考えるが、見解をお伺いいたします。

4つ目、職員の地域貢献やキャリア形成について、お伺いいたします。

地方公務員の副業について、本市については営利企業従事許可申請書により認められることで従事が可能となっております。しかし、その範囲や基準に明確なものがないことが、他市同様、本市の実情でもありました。この基準を明確にし、多様な知識や地域との深い絆を持つ公務員の活躍の場を広げること、強いては地域課題の解決の一助になることが重要視され始め、研究や取り組みが地方だけではなく国でも始まり、私もこの議場において質疑、提案をしてまいりました。

そして、本市においては、令和7年4月より、「北杜市職員地域貢献活動応援制度」が示され、対象活動や要件等が明記されることによって、従事できるか否かの基準が明確化され、職員の皆さんの中の選択肢が分かりやすくなつたことと思っております。

目的にもある、地域経済の発展や担い手不足などの地域課題解決だけではなく、自己成長や多様なキャリアプラン形成にも期待ができる新たな制度が始まったことをうれしく思います。

また、キャリア形成においては資格取得に関わる補助制度がありますが、この制度を利用し営利企業に従事する上で、資格が必要とされるケースも想定されます。これらが総合的に相乗効果となることが重要と考えます。

そこで、以下質問いたします。

①本年度の営利企業等従事許可申請の件数、職種等を伺います。

②職員の皆さんの活躍の場がより広がればよいと思いますが、そのための課題はどのように考えておりますでしょうか。

③職員の資格取得に関わる補助制度の活用状況をお伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

8番、輿水崇議員のご質問にお答えをいたします。

職員の地域貢献やキャリア形成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、営利企業等従事許可申請の本年度の申請件数及び職種等についてであります。

本年度における先月までの申請件数は、11件で、申請者の延べ人数は、286名であります。

具体的な内容は、「恩賜県有財産保護組合の書記」、「放課後児童クラブの学習支援」、「農業団体の庶務」、「福祉団体の評議員」、「ファミリーサポートセンターの協力会員」、「実用英語技能検定の面接官」、「国勢調査の指導員及び調査員」、「医師の連携病院での診療」であります。

次に、当該制度の活用を広げていくための課題についてであります。

副業が広がらない主な要因としては、職員や市民の皆さまの中に、公務員の副業が原則禁止されているという意識が、いまだ根強く残っていることが要因ではないかと考えております。

このため、本年4月に施行した「北杜市職員地域貢献活動応援制度」の趣旨を職場や、地域に浸透させ、制度を利用しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

次に、資格取得助成制度の活用状況についてであります。

昨年度は、合計で8件の申請があり、内訳としては、大型特殊などの運転免許が2件、給水装置「工事主任技術者」などの工事に関する資格が4件、「ITパスポート」などの情報に関する資格が1件、その他の資格が1件がありました。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

8番、輿水崇議員のご質問にお答えいたします。

スマート農業推進並びに公共インフラとしてRTK基地局の必要性についてであります。

国の「農業農村における情報通信環境整備のガイドライン」において、「RTK基地局」は、「スマート農業」の推進のほか、地域の安全対策や災害対策などにも資する「情報通信インフラ」として位置付けられており、今後、精密な位置情報が必要な場面で、導入が図られていくものと認識しているところであります。

本市は、豊かな自然環境を活かした、農業や観光が主要な産業でありますので、「スマート農業」のみならず、位置情報を活用した観光サービスの向上など、観光振興などへの活用も将来的には想定されるところであります。

しかしながら、「RTK基地局」の設置には、高額な初期コストや維持管理コストを伴いますので、まずは的確に需要を把握するとともに、費用対効果なども含めて、慎重に判断する必要があります。

現時点において、市が主導して設置する考えはありませんが、需要動向等も把握しながら、県や周辺の自治体、また、民間企業との共同設置など、広域連携の可能性や費用負担を軽減できるような収益化の可能性も含めて、研究してまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

8番、輿水崇議員のご質問にお答えいたします。

市道の仮復旧場所のスムーズな本復旧に向けてについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本復旧が完了していない箇所への対応についてであります。

本復旧が未施工の業者に対し、本年5月に本復旧施工の依頼通知を発送しました。

その後、施工業者による本復旧も行われましたが、一部の案件については、本復旧の工事費は、住宅の建築主との契約に含まれていないというケースもありましたので、年内には調査を完了し、建築主に本復旧の依頼をする予定であります。

次に、見直しについてであります。

現在、山梨県および他市の上下水道引き込み工事に伴う舗装本復旧の施工範囲や自然転圧期間の状況等を確認しておりますが、各自治体において対応が様々であります。

本市としては、道路管理および通過交通の安全を踏まえ、多角的に検討してまいりたいと考えております。

次に、移転となった北杜消防署高根分署から国道141号へ至る動線の改善について、ご質問をいただいております。

「北杜消防署新高根分署」の運用開始から5カ月が経過し、緊急車両の出動状況や一般車両とのすれ違い状況も確認する中で、狭小な幅員箇所においては、待避所を設けることなど、何らかの対策が必要であります。

特に、生命に直結する緊急車両においては、安全な通行は道路管理者として確保しなければならないと考えており、「北杜消防署」および地域の方々と協議し、早急に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員の再質問を許します。

輿水崇議員。

○8番議員（輿水崇）

ご答弁いただき、ありがとうございました。

1項目のみ再質問をさせていただきます。他の項目につきましては、スピード一かつ慎重な検討または研究をお願いいたします。

再質問、4項目め、職員の地域貢献やキャリア形成について、お伺いいたします。

昨年までの実績に比べて、本年度、より多様な職への申請があったことで、この制度が有意義な制度になっていることと現在ではお伺いしております。

しかし、職員の皆さま数名に伺ったところ、まだまだ制度の周知ですとかの課題、知らないという方が数名いらっしゃいました。

今後、この制度を利用しやすい環境整備ということを市もおっしゃっております。本年度申

請があつた職種なども踏まえて、今後の周知や環境整備に生かすことが重要だと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

また、2つ目、利用しやすい環境整備を整えるためには、やはり職種選択や、その幅の観点において資格取得も重要になると思っております。こちらも併せて周知することが重要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

8番、輿水崇議員の再質問にお答えをいたします。

地域貢献活動応援制度の更なる制度の活用のための職員への周知ということについてですけれども、周知につきましては、これまで、この制度の開始前の3月、そして4月にスタートしまして、その後の6月に府内の会議を通じまして職員へ周知をしてまいりましたが、今後につきましては、具体的な活動例などを明記したQ&Aといったものを示しまして、職員が安心して、この制度を利用できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

併せまして、資格取得助成金制度の周知についてでございます。

職員が副業を行う場合には、専門的な資格が必要になるといった場面も考えられます。その場合は、公務遂行上、有用と認められるような資格であれば、この制度をぜひ活用していただきたいと考えますので、この資格取得助成金の制度につきましても、議員おっしゃるように、相乗効果を生むように、職員への周知に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、8番、輿水崇議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、3番、輿石知宏議員。

輿石知宏議員。

○3番議員（輿石知宏）

私からは4項目、質問させていただきます。

1つ目、これから防災体制について。

先日8月31日に各地区で防災訓練が行われました。自主防災組織を中心として、各地区的消防団の協力を得ながら有事の際の訓練が行われたものと思います。

現在、北杜市では、災害等の緊急情報伝達体制を確保するため、防災行政無線を整備しており、防災行政無線の難聴地域においては、補完システムとして防災行政無線電話応答サービスや防災ラジオ、市の公式LINEや北杜ほっとメールなどでも情報の伝達を行っております。

また、本年度より利用者制限はありますが、防災ラジオの無償貸与事業も始まっており、災害に強いまちづくりが徐々にではあります、進んでいるものと認識しております。

しかしながら、地域を回っていると、防災行政無線が聞こえないという声や、逆に聞こえすぎてしまうさいなどの声も散見されます。昔に比べて、熱中症などの懸念から、自宅の窓を閉め切ってエアコンの効いた部屋で過ごす時間も多くなっていたり、家の気密性も高くなっている

ことから外部の音が聞き取りづらいという状況もあるのではないかと考えています。

そこで、以下質問です。

1. 防災行政無線が聞こえないという声が多いが、これについての現状の対応を教えてください。

2. 北杜市の防災ラジオは、防災行政無線を聞くことのできる仕様になっているか教えてください。

3. 防災行政無線が聞こえないときの対応として、市の公式LINEに文字情報として送信することになっていますが、音声で送信することも今後検討する予定があるか教えてください。

4. 有害鳥獣の目撃情報を出来るだけリアルタイムに防災行政無線や市の公式LINEなどでも発信することが望まれますが、今後何か検討していることがあれば教えてください。

大項目の2つ目、難病者支援についてになります。

令和7年第1回定例会にて難病者雇用枠の創設の考えについて答弁をいただきました。早ければ令和8年度の採用に向けて研究をしていくとのことで、非常に前向きな答弁であり、難病者もしくはそれに類する方たちの力になったのではないかと思います。他の自治体ではありますが、難病者支援に取り組む方たちから反響があり、北杜市として他の自治体に良い影響を与える一歩になったと認識しております。

しかし、一概に難病と言っても個人によって置かれている状況は違います。指定難病なのか、障がい者手帳を取得できているのか、車は運転できるのか、どの程度働くのかなど状況は様々です。十分な支援というのは難しいですが、少しでも難病者や障がい者に住みよい環境を作つていけたらと考えています。

そこで以下質問です。

1. 北杜市内に難病者の方、もしくはそれに類する方が何人いるか、また障がい者の方、もしくはそれに類する方が何人いるか把握していれば教えてください。

2. 難病者、障がい者、妊婦、けが人などの手助けをするためのきっかけとなるヘルプカード、ヘルプマークについて、本市での配布枚数を教えてください。

3. 平成30年に防災訓練の中でも周知していきたいと答弁がありました、どのような取り組みとなっているか結果を教えてください。

4. 本市での配布枚数と今までの取り組み結果を踏まえ、周知は十分に出来ていると考えているか教えてください。

5. 難病者支援に関して、市としての補助にはどのようなメニューがあるか教えてください。

大項目3つ目に移ります。北杜市の水を皆で守り皆で支える取り組みについてになります。

水道料金改定に向けた市民説明会が7月末までに計9回行われました。市民生活に直結する水道料金の改定について、多くの市民の皆さまから不安や不満の声が寄せられています。負担増として受け止められる課題ですが、水道管の更新や施設の老朽化、そして水源の確保や保全といったことを考えると、何かしらの手立てが必要です。

北杜市は「世界に誇る水の山」として知られ、清らかな水は市民生活の基盤であり、地域の誇りでもあります。しかし、現在の水道事業は、水源の違いとエリアの違いを加味して料金体系が2つに分かれています。市民の中には「水源が違うのだから料金も別々であるべきだ」という声も少なくありません。これは、自分たちの地域の水源に対する愛着の表れであり、その感情も軽んじることはできないと考えます。

そこで、今回の料金値上げを「水の価値を北杜市内で共有する取り組み」のきっかけとして位置づけてはどうかと考えております。まずは、「北杜市の水を、皆で守り、皆で支える」という理念を、市民にしっかりと伝えることが必要です。

その上で、市民の主体的な参加を得るために、

①教育の場では「水を学ぶプログラム」を充実させ、次世代に水の大切さを伝える。

②家庭としては、トイレの流し水や庭の散水などは、飲み水を使わずにすむような仕組みを促進させたり、環境保全のための取り組みを促したりする。

③地域では市民参加型の水源林や里山を守る保全活動を実施する。

④北杜市の水が現状どのように守られているかを伝える。

⑤市の広報やSNSを通じて「水を守ることが未来を守ること」というメッセージを広める。というようなことも必要ではないかと考えます。

こうした取り組みを料金改定と並行して進めれば、市民は“負担を強いられるだけの変化”ではなく、“未来の水と一緒に守る仲間”として位置づけられ、納得感を高められると思います。

そこで以下質問です。

1. 料金改定を契機に「北杜市の水を、皆で守り、皆で支える」という意識を醸成する取り組みを進める考えはありますでしょうか。

2. 水を大切に使うための仕組み、また災害時の生活用水の確保の観点から、例えば雨水タンクなどを購入する費用を助成したりする考えはありますでしょうか。

3. 下水道未接続世帯に対して、これを機に下水道に繋げるような機運を醸成するきっかけを作る考えはありますでしょうか。

4. 市の広報やSNSを通じて日々の水道施設管理や点検作業、水道管更新作業などを発信する考えはありますでしょうか。

今回の水道料金値上げ統一を、負担だけではなくよりよい未来への転換点となるよう、積極的な取り組みを期待いたします。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

3番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

これからの中防災体制における、防災行政無線難聴地域に対する現状の対応についてであります。

市では、「防災行政無線」の難聴地域に対しては、拡声装置の出力量や、指向性の調整等を行うことで、解消に向けた改善を随時行っております。

また、「やまなしきらしねっと一斉メール」や「市公式LINEアカウント」からも情報配信を行うことで、「防災行政無線」を補完する対応を取っているところであります。

現在、「防災行政無線」の見直しに着手しており、来年度から難聴地域の改善を計画的に実施していくこととしております。

次に、北杜市の水を皆で守り皆で支える取り組みにおける、意識醸成の取組についてであります。

持続可能な「水道事業」とするためには、市民が相互に支え合っていくことが必要であり、「水道水」に対する意識醸成も大変重要であると考えております。

こうした中、市の広報紙やホームページなどを活用し、「水道事業」の現状をお知らせしているほか、本年の「成人式」では、「上下水道局」のマスコットキャラクター「ほくすい」のメッセージカードとともに、水道水ができるまでの過程等を記載したチラシを配布し、「水道事業」に興味を持っていただく取り組みを実施したところであります。

また、本市では水源地である森の保全や水の大切さを伝えるため、「サントリー」様のご協力により、小中学生を対象とした「水育」の「出張授業」を実施するとともに、市職員についても「森と水の学校」に参加するなど、意識醸成にも取り組んでいるところであります。

今後は、より多くの市民の皆さんに「水道事業」をはじめとする水の大切さを、身近に感じてもらうため、「北杜市子ども環境フェスタ」等への出展など、新たな取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

3番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

これから防災体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災ラジオについてであります。

「防災ラジオ」については、「緊急時における緊急割込放送に関する協定」の締結により、「エフエム八ヶ岳」の周波数を利用し、災害時における緊急割込放送として避難勧告、指示等の避難情報を放送するものであり、平時の「防災行政無線」の放送を聞くことができる仕様とはなっておりません。

次に、防災行政無線の難聴対応として、「市公式LINE」における音声配信の今後の活用予定についてであります。

防災行政無線の放送に対しては、「音声が聞き取りづらい」といった市民の声をいただいているので、防災行政無線と連動した「市公式LINE」による文字配信を行っております。

「市公式LINE」による文字配信は防災行政無線で聞き逃した情報も後から確認できるなど、正確な情報伝達に非常に有用であり、登録者数も増加している状況であります。

今後は、「市公式LINE」により配信された文字情報を読み上げるといった、スマートフォンの活用方法についても検討してまいります。

次に、有害鳥獣等の目撃情報をリアルタイムに「防災行政無線」や「市公式LINE」で発信するための今後の考えについてであります。

現在、市では、有害鳥獣であるクマの目撃情報については、事実確認ができ次第、速やかに当該地域に「防災行政無線」を活用して、注意喚起を行っております。

一方で、「市公式LINE」の文字配信は、当該地域だけでなく、不特定多数へ情報配信されることも踏まえ、不安感などを与えてしまう恐れがあることから活用しておりません。

こうしたことから、今後、これまでの方法に加えて「防災行政無線屋外子局」において直接放送することなども含め、対象となる地域の皆さんに、迅速に情報発信ができるよう、研究し

てまいります。

次に、北杜市の水を皆で守り皆で支える取り組みにおける、雨水タンクなどを購入する費用の助成についてであります。

災害に備えた、生活用水確保のための、「雨水タンク」の設置に対する助成制度を導入している自治体があることは承知しております。

しかしながら、水質の問題や災害時の安全性などといった諸課題もあることから、今後も、他自治体の状況や情報なども含め、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

3番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

難病者支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、難病者や障がい者、それに類する方の人数についてであります。

「指定難病者」は、県において、「特定医療費（指定難病）」および「特定疾患医療」の受給者数を公表しており、本市においては、令和4年度末時点で279人となっております。

一方、障がい者については、本年3月末時点で身体障害者手帳保持者が1,710人、療育手帳保持者が327人、精神障害者保健福祉手帳保持者が429人であります。

次に、ヘルプカード、ヘルプマークの配布枚数についてであります。

本市では、平成30年度から「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」の配布を行っております。

令和6年度末までの配布枚数は、累計で「ヘルプカード」が716枚、「ヘルプマーク」が856枚であり、多くの方にご利用いただいているものと考えております。

次に、防災訓練中の周知についてであります。

市では、平成30年度に実施した「総合防災訓練」において、ヘルプカードとヘルプマークの紹介、および利用方法などを、参加した市民に周知したところであります。

併せて、市のホームページや広報紙、新聞等に掲載を行ったほか、障がい者が参加する市のイベントなどにおいて周知を図っております。

次に、配布枚数と現在までの取組結果による周知効果についてであります。

「ヘルプカード・ヘルプマーク」は、これまで累計で1,500枚以上を配布しております。

これは、多くの方に知っていただくため、これまで取り組んできた結果であると考えております。

今後も、市の広報紙やホームページ、および窓口などにおいて、「ヘルプカード・ヘルプマーク」の周知に努めてまいります。

次に、難病者支援に関する補助についてであります。

難病患者に対する支援については、山梨県において、難病医療費の助成を行っているほか、県が設置する「山梨県難病相談・支援センター」において、各種相談や情報提供などの支援を行っていることから、現在、市単独での補助は行っておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

3番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の水を皆で守り皆で支える取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、下水道未接続世帯に対する機運醸成の取組についてであります。

下水道の普及は、生活環境の改善だけでなく、河川の水質保全にも大きく貢献するほか、下水道への接続は、家庭からの排水を適切に処理し、地域の水環境を守る上で不可欠であります。

市としては、下水道接続の必要性とメリットを市民の皆さんに深くご理解いただくため、広報紙において定期的に加入を促しております。

今後は、「上下水道お客様センター」と連携し、「水道検針」の際にチラシの配布や訪問など、接続促進に向けた新たな取り組みを行い、接続率向上に向けた機運醸成に努めてまいります。

次に、市広報やSNSを通じた情報発信についてであります。

水道事業は、地中の作業や夜間作業などが多く、市民の目には触れにくいことから、市民の皆さんにご理解いただくため、情報発信をより積極的に行っていく必要があると考えております。

このため、「広報ほくと11月号」から、特集記事として、夜間の漏水調査や、水道管の耐震化工事の内容などを掲載するほか、市ホームページも活用し、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時54分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

輿石知宏議員の再質問を許します。

輿石知宏議員。

○3番議員（輿石知宏）

全ての項目について、再質問をさせていただきます。

まず、これから防災体制についてになります。

現在の防災ラジオは、防災行政無線の避難情報などの緊急放送のみ聞こえる仕様となるということを理解いたしました。

県内では、富士吉田市が防災行政無線を家庭内で聞くことのできる仕様のラジオを市内全世界へ配備し、これに合わせて防災行政無線を廃止していると聞いています。

このラジオは、災害時に重要な避難情報や災害情報を迅速かつ確実に伝え、停電時でも乾電池で起動するため、有事の際の情報源としても役に立ち、これに加えて富士吉田市では市の公式防災アプリも活用して両輪で行っているということでした。

本市では、防災ラジオの無償貸与事業も始まっておりまして、かつ市の公式LINEの登録者数も7,345人と増加していると聞いている中、令和6年度の決算資料を確認すると、防災行政無線の維持管理費に約3千万円、また、新しく屋外拡声子局を増設すると新規で約1千万円が計上されております。

防災ラジオの仕様を仮に変更することができれば、他市のような防災体制というところも検討することが可能となるかと考えております。

そこで、2点、再質問させてください。

1. 防災ラジオの仕様変更をしていく考えがあるかどうかを教えてください。

2. 防災行政無線の仕様変更が実現した場合、市の公式LINEを使った情報の取得と防災ラジオの無償貸与事業の拡大というところを併用することで、市民が情報を取得しやすい環境を選べるようになります。

また、今後の防災行政無線の維持費や更新費用と比較して、防災行政無線の設備縮小というところも検討の余地に入ってくるかと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

3番、輿石知宏議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の防災ラジオの仕様変更の考え方についてであります、防災ラジオから平時の防災行政無線を聞くためには、新たな機器整備に加えまして、エフエム八ヶ岳との放送枠の調整などが必要になってまいります。現時点では、これらの仕様の変更は考えておりません。

今後、議員がおっしゃった富士吉田市の例もございます。他の自治体の状況も調査・研究してまいりたいと考えております。

もう1つのご質問、防災行政無線をいろいろな工夫によって設備の縮小になるのではというご質問でございます。

平時の防災行政無線、防災ラジオからの放送と市の公式LINEの配信が併用となった場合でも、防災行政無線の屋外子局は、屋外において防災行政無線を聞くための手段として必要なものだと考えておることから、現時点、設備縮小にはならないと、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○3番議員（輿石知宏）

ご答弁ありがとうございます。

続きまして、難病者支援についての再質問をさせていただきます。

難病者、障がい者の方のできる限りの数の調査、ありがとうございました。ただ、指定難病で、かつそれによる医療費を受給している方の数であったり、手帳保持者であったりするなど、こういった数字はある基準の中でしか把握ができず、難病者に関しては、支援の網から漏れている潜在的な層が多くいるはずです。そういった方たちにとっても、少しでも住みよい環境に近づく一つの手段がヘルプカード・ヘルプマークや自治体独自の支援ではないかと考えております。

そこで2点、再質問させていただきます。

ヘルプカード・ヘルプマークは、それを必要な人が持っているだけでは意味がなく、周囲の人がいかに知っているかというところが重要であると考えます。

有事の際の集中避難所などで声をかけてあげられるきっかけになるためには、各種自主防災組織や各地区で行われている防災訓練の際に改めて周知をしてもらうというところを継続的に行うことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、例えば医師の診断書などを証明に、タクシー利用料金の助成やガソリン代補助、もしくは医療費自己負担分の助成など、県の助成への上乗せや市独自の補助というところを検討していくお考えはありますでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

3番、輿石知宏議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目につきましては、ヘルプカード・ヘルプマークの周知の工夫というご質問かと思います。

議員おっしゃるとおり、ヘルプカード・ヘルプマークの周知については、日ごろから多くの方、利用する方、また周りにヘルプマークがどんなものかというものを知っていただくという取り組みというのは、非常に重要なと思っております。

先ほど申し上げましたが、ホームページや広報などでは周知等を行っておるわけですけれども、これについては継続的な周知とともに、防災訓練も含め、自主防災組織などのチラシ等の配布などの取り組みにつきましては、防災担当部局とも連携を図りながら対応を検討してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、難病の支援者について助成の上乗せ、市独自の補助の考え方というご質問かと思います。

まず、難病の支援につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきまして、医療費の助成が行われているほか、身体障害者手帳、療育手帳などをお持ちになるなど、一定の条件を満たす障がい者に該当する場合につきましては、障害者支援法に基づいた障害福祉サービスを利用できるほか、県等におきましても、ガソリン代の補助制度や普通自動車税の補助などの支援がされております。

難病に対するものについては、いわゆる国の法律に基づいて行っているものであり、また、県で独自な支援も行っているという状況もあることですから、現在のところ市独自の補助としては考えておりません。

ただ、他の自治体の状況を踏まえつつ、国・県の動向を注視しながら研究を行う必要はあるかと思っています。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○3番議員（輿石知宏）

ありがとうございました。

最後に、北杜市の水を皆で守り皆で支える取り組みについての再質問を1点させていただきます。

取り組みについての前向きなご答弁をありがとうございました。

雨水タンクについて、1点、再質問をさせていただきたいと思います。

雨水を散水やトイレ洗浄などの生活用水に活用することで上水道の使用量を削減できます。

これにより、水道の取水、浄水、送水というところなどのために必要なエネルギーの削減にもつながり、個人宅に加えて学校や公共施設での導入が進むと、環境教育の観点からも非常に有用だと考えております。

雨水タンク購入の助成検討につきましては、温暖化対策や資源循環、環境教育といった地域防災力向上の側面とは違った、環境保全や循環型社会をつくることにもつながると考えておりますので、環境にやさしい取り組みの一つとして検討をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

3番、輿石知宏議員の再質問にお答えいたします。

雨水タンクにつきましては、気候変動に伴い頻発・激甚化する災害等への対応としての流域治水としての考え方ですか、また、植物の水やりなどの雑用水として、天然資源の活用により省エネにつながるものと承知しております。

一方で、日常の飲用水としては、雨水の貯水期間を考慮しながら、適切なろ過、煮沸、消毒処理を行うことで利用が可能となります、衛生面で十分に留意していただく必要があるかと思います。

市としましては、天然資源の活用の重要性を認識しておりますが、本市の地勢などの現状、水環境、また安全な飲用水の利用等も踏まえ、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、3番、輿石知宏議員の一般質問を終わります。

次に、北杜クラブ、12番、秋山真一議員。

秋山真一議員。

○12番議員（秋山真一）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

今回は、環境整備関連の質問を3項目、お伺いいたします。

はじめに、道路管理における支障木の対応について。

今年の夏も異常と言えるほど猛暑が続き、北杜市でも熱中症警戒アラートも頻繁に出される状態となっています。人にとっては生活しにくい日々も続きましたが、植物にとってはより強く成長したものもあります。市内の道路では、成長した植物が張り出し交通の妨げになっているところもあります。道路の管理者である市としては、安全な交通を確保するため交通の障害となる枝葉の撤去を進めるべきと考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

①道路管理における支障木の撤去にかかった金額は前年度どのくらいだったのでしょうか。

②歩道や路側帯にはみ出す草木への対応は。

③大型車の屋根にかかるような高所の枝などの対応は。

④市への要望は行政区からが基本となると思いますが、行政区以外からの要望への対応は。

⑤要望の全てを即座に対応できるわけではないと思います。危険度などで優先順位を決めているかとは思いますが判断基準は。

⑥行政の処置が追いつかない場合には地域住民の協力も必要だと思います。土地所有者とのトラブルを避けるための介入、事故や保証などへの対応ができるのであれば、より多くの協力が得られると思いますがそのような体制構築への考えは。

次に、リチウムイオン電池の回収方法について。

8月21日に起きた富士吉田市の環境美化センターの火災は、ゴミの中に捨てられたリチウムイオン電池から出火した可能性があるとの報道がありました。同様の混入物による火災は全国各地で報告されています。処理施設で火災が起これば作業員の安全確保、多額の修繕費、修理期間中のゴミの処分など多くの負担が市にかかります。このような危険性を少しでも少なくするためにには、ゴミの分別の重要性、危険物の処理方法の周知が必要と考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

①問題となっているリチウムイオン電池の回収方法は。

②行政機関各所に専用の回収ボックスを設置する考えは。

③ゴミと混合した場合の危険性などへの周知は。

④現状、処理業者との協議の中で上がっている課題は。

最後に、地球温暖化に関するアンケートについて、お伺いします。

地域脱炭素地方公共団体実行計画を進めるに当たり、区域施策編の計画策定の一環として市内事業所に向け、地球温暖化についてのアンケート調査が行われています。また、市内在住の個人向けにも同時にアンケートが行われています。温暖化対策と言われると難しい一面はあるかと思いますが、市内の状況を見るいい機会だと思います。今回は企業向けアンケートを中心にお伺いします。

①集計はいつ頃まとまるのか。また、公表はするのか。

②バイオマス発電システム、バイオマスピイラーシステム、BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）などの設問があり、大企業に向けた質問内容が多いと感じられます。しかし大企業は会社全体で対応しており、北杜市にある部署だけというわけにはいかないと思いま

す。こちらの要望だけでは進まない大企業に対しどのようにアプローチしていくのか。

③市内企業のほとんどは中小企業です。今回の調査において中小企業のどのような部分を調べたいのか。

④資金面や体制面において、リスクを背負わず何をどう進めるべきかが、わからないのが中小企業の現状であると考えます。市として中小企業に対しどのようにアプローチしていくのか。

以上、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

12番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池の回収方法における、行政機関各所への専用回収ボックスの設置及びゴミと混合した場合の危険性の周知についてであります。

「リチウムイオン電池」は技術的に安定した構造である一方で、衝撃や圧迫の影響により、発火のリスクが生じる場合があります。

加えて、「電気用品安全法」に適合していない製品も市場に流通していることから、安全面の担保が難しい状況もあるものと考えております。

廃棄物として排出するにあたり、絶縁処理を施すことや、「可燃・不燃ごみ」等に混入して排出しないことが何より重要であります。

今後、「リチウムイオン電池」を内蔵した機器の普及に伴い、廃棄される電池の排出量の増加も見込まれることから、これらへの対応として、市ホームページにおいて、「リチウムイオン電池」排出に関する項目の追加や、「ごみ・資源物排出日程表」への記載など、排出方法に関し、より市民の皆さまの目に届きやすくするとともに、各総合支所に密閉可能な専用容器を設置し、適切に排出できる環境を整えてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

12番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池の回収方法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、回収方法についてであります。

「リチウムイオン電池」については、「特定ごみ」に分類され、乾電池と同様の方法で回収を行っております。

「特定ごみ」の収集日に、各地区等の「資源物排出場所」へ排出していただくようお願いしております、排出された電池は、「収集運搬業者」が回収の上、各総合支所において一時保管を行い、一定量溜まったところで、専門業者による運搬、処分を行っております。

次に、処理業者との協議があがっている課題についてであります。

市が回収している「リチウムイオン電池」は、「特定ごみ」として北海道にある処理場に搬送され、中間処理、リサイクル処理および最終処分が行われております。

しかしながら、「可燃ごみ」や「不燃ごみ」として誤って排出されてしまうと、処理ルートが異なる施設に送られてしまい、発火等の事故につながるおそれがあることが課題として挙げられます。

排出にあたっては、電池を取り外すことなく原状のまま排出が可能なもののや、電池を取り外した上で、絶縁処理が必要なものなど機器等によって態様が異なりますが、市民の皆さんには、「特定ごみ」として適切に排出していただけるよう周知してまいります。

次に、地球温暖化に関するアンケートについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケートの集計についてあります。

「アンケート調査」については、「北杜市地球温暖化対策実行計画区域施策編」の策定にあたり、市民、事業者のご意見を反映させるために実施しているものであり、任意に抽出した市民、事業者に対し、先月12日から順次発送し、回答期限の今月5日以降、委託業者において集計を行っております。

回答については来月中にまとめ、来年1月策定予定の計画内において集計結果として公表いたします。

次に、アンケートの調査項目、大企業及び中小企業へのアプローチについてあります。

市内には、中小企業が多いことは承知しておりますが、中小企業、大企業と分けることなく「アンケート調査」を実施させていただきました。

項目においては、大企業向けと考えられるような設問もありますが、省エネルギー・再生可能エネルギー導入への取り組みの現状、その意向などを確認させていただくものであります。

また、アプローチに関し、大企業に対しては、「アンケート調査」のみでは確認することが難しい、企業独自の取り組み状況や、地球温暖化対策に対する考え方などの詳細を伺うため、直接のヒアリングを予定しております。

中小企業に対しては、「アンケート調査」において、中小企業の皆さまが取り組めることや、取り組みが難しいことを把握し、具体的には、「二酸化炭素排出量の見える化ツール」の利用により、まずは企業の皆さまが自らの現状を把握していただくことを検討しております。

市内企業、そして市民の皆さまからの「アンケート調査」によるご協力をいただく中で計画を策定し、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、地球温暖化対策への意識、取り組みへのより一層の深化を図り、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

12番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

道路管理における支障木の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、支障木撤去費用についてありますが、昨年度の支障木伐採及び処分費用は、約1,200万円であります。

次に、歩道や道路にはみ出す草木及び高所の枝への対応についてであります。

民地側から、はみ出した草木については、所有者に対応をお願いしております。

道路敷内の草木については、道路維持費の、「支障木伐採業務」、「景観・機能向上業務」及び

「公益社団法人峡北広域シルバー人材センター」への委託業務により対応しており、高所の枝については、職員により撤去が可能な場合は、直接対応し、それ以外の場合は、業者へ委託しております。

なお、沿道の地権者の皆さまには、市の広報紙及びホームページを通じて、道路上に張り出している樹木のせん定・伐採について、適切に管理していただくよう周知を図っております。

次に、行政区以外からの要望の対応についてであります。通過交通の安全を守るため、行政区以外からの要望にも、現地を確認した上で対応しております。

次に、優先順位の判断基準についてであります。車道及び歩道の建築限界内の通行障害部に張り出した草木を優先して対応しております。

次に、地域住民との協力体制の構築についてであります。

地域住民の協力により、道路環境の整備に取り組んでいる自治会もございます。

地域で活動する際に、ご不明な点やご心配な点がありましたら、事前に相談していただきたいと考えております。

また、事故等の保証については、「自治会活動保険」の対象となりますので、これらの周知も含めて体制構築を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一議員の再質問を許します。

秋山真一議員。

○12番議員（秋山真一）

ご答弁ありがとうございました。3項目全て、項目ごとに再質問いたします。

はじめに、道路管理における支障木の対応について再質問いたします。

県内一の面積を持つ北杜市ですから、管理する道路の長さも膨大な長さであることは理解していますが、支障木を避けるため、対向車線にはみ出すなど事故を誘発するような場所は一刻でも早く対処していただきたいと思います。

特に一般車両には影響もない高所の部分については、地権者も手が出しにくく、対処が遅れる傾向があると思います。

その点も踏まえ、3点お伺いいたします。

1点目ですが、高所の枝は業者委託もしているということですが、費用は地権者に請求されているのでしょうか。

また、毎年のように苦情が寄せられる箇所については、道路境界よりセットバックした部分まで原因の木を伐採していただく、そのような相談はされているのでしょうか。

2点目ですが、優先順位について想定される事故の大きさ、スムーズに走行できないことでの経済的損失などを考えると、大型車両が頻繁に往来する幹線道路や交通量の多い道路こそ確実な安全管理が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、空き家が増える中、敷地の維持管理も放置されてしまうケースもあります。そのような場合に備え、状況によって境界までは自治会などが自由に撤去できるような取り決めがあれば、トラブルになることもなく、安全な道路環境が確保できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

12番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、高所の枝の伐採についてでございます。

令和5年4月1日に施行の民法改正によりまして、条件付きではありますけれども、越境された土地の所有者は枝を自ら切ることができることとなっております。

伐採費用について記載はございませんけれども、道路の機能維持の確保のため、伐採については、市が管理上必要な行為として緊急対応として行っているため、枝木の所有者への請求は行っておりません。

また、セットバックに相当する部分にある木の伐採等につきましては、引き続き草木の枝が境界を越境するということもございますので、敷地内で適正に管理していただくよう周知を行っているところでございます。

次に、優先順位についてでございます。

優先順位につきましては、現状として交通量の多い主要幹線道路や通学路を優先して対応に努めているところでございます。

本年度も、景観機能向上業務の委託等で、交通量の多い幹線道路をメインに対策を講じているところであり、引き続き地権者の理解と地域の協力をいただきながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

3番目といたしまして、自治会などとの取り決めについてであります。

自治会との取り決めにつきましては、地域性も考慮しながら、出来る限り協力できるように対応してまいりたいと考えておりますが、地域の生活道路における草木の枝の越境については、地域で行われる環境美化活動の範囲の中で、地域の皆さまのご理解をいただく中で実施いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○12番議員（秋山真一）

ありがとうございました。大きな住民トラブルに発展してしまうと、移住を考えている方のブレーキにもなってしまうこともありますので、細かな相談にも乗っていただきたいと希望いたします。

再々質問はせずに、次のリチウムイオン電池の回収方法について、再質問いたします。

1点目として、リチウムイオン電池の排出について、早期に決断・対応していただきありがとうございます。市長の環境施策に対する意欲的な姿勢の表れだと思います。

市に来訪された方など多くの方に活用していただきたいと思いますが、専用容器の設置時期とPRなどはどのようにお考えでしょうか。

2点目として、適切な回収と処理は、リサイクルの推進や環境問題への意識向上につながると思います。

小さな施策の積み重ねこそ、大きな課題克服の第一歩と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

12番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

専用容器の設置時期とPRということですけれども、設置時期につきましては、来月、10月中旬にしっかりと対応したいと考えております。

また、PRにつきましては、市ホームページや窓口等でしっかりと説明をさせていただきて、安全な排出環境が整えられるように努力をしてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

12番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

質問の2つ目になりますけれども、小さな施策の積み重ねこそが課題克服の第一歩と考えるがというご質問ですが、環境問題につきましては、市民の皆さんに取り組んでいただくこと、実施していただくことが非常に重要であると考えておりますので、市といたしましても、無理なく取り組み、対応できるところから実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○12番議員（秋山真一）

ありがとうございました。今後も環境創造都市の名に沿った施策展開に期待しております。

再々質問はせずに、地球温暖化に関するアンケートについて、再質問いたします。

集計結果につきましては、適切な時期に掲載していただくなど公表をよろしくお願いします。

また、事業規模を分けずにアンケートを行った点も理解いたしました。

その点も踏まえ、2点お伺いいたします。

まず1点ですが、大企業に関してはさらにヒアリングを行うということでしたが、どのような点に関して行う予定でしょうか。

2点目として、現状把握はとても重要なことだと思います。二酸化炭素排出量の見える化ツールもアンケートに記載されていましたので、私も挑戦してみましたが、記入事項も意外と多く、データ管理の苦手な私には、少しハードルが高いように感じました。

今後、このようなツールをどのように活用していくのがよいとお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

平井市民環境部長。

○市民環境部長（平井ひろ江）

12番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず、大企業に対するヒアリングにつきましては、地球温暖化に関するアンケートの内容にある項目の確認をはじめとしまして、企業で取り組まれていることの詳細や今後の考え方、また、大企業が地球温暖化対策を進めるにあたって行政に求めることについてなど、ヒアリングをさせていただきたいと考えております。

なお、ヒアリングの実施につきましては、来月下旬を予定しております。

次に、二酸化炭素排出量の見える化ツールにつきましてですけれども、エネルギーの利用は物価変動の影響も大いに受け、エネルギー利用に多くの費用を要することから、省エネにより持続可能な地域産業や経済を目指していくためにも重要であると考えております。

見える化ツールは、最初、データの入力に少し手間はかかりますが、有効なツールでありますので、ご利用いただけるよう、市といたしましても相談を受けたり、伴走支援できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、12番、秋山真一議員の一般質問を終わります。

次に、無会派、1番、浅川勝正議員。

浅川勝正議員。

○1番議員（浅川勝正）

一般質問、3項目にわたって行います。

まずははじめに、「未来と次期世代への補助金」の導入について。

魅力ある北杜市に、移住定住する人は他の市と比べてダントツ上位に位置し、「魅力ある北杜」というネーミングを、ここ何年か広くアピールし知名度を上げていることは喜ばしいことあります。「魅力ある北杜」というキーワード化も定着しつつあることは確かです。

また、都会にはない自然との共存が身近に感じられ、締め付けられない生活を過ごす新しいライフスタイルも主流となり多少の不便が生じても、それは「それでいい」と承知していて、生活と仕事との変化がコロナ禍から明らかに変化して見えてきています。

この現状を維持するためには、まず北杜市民が豊かでなければなりません。例えば20歳から30歳までの世代に生活補助（北杜市に住民票があり、大学や仕事に通っている）、65歳以上の高齢者の生活補助、交通空白解消補助、さらに働きざかり世代にも独自な補助金を導入し、子育て世代だけでなく幅広い世代にも効果が期待できる補助金の支援は大切だと考えます。

このチャンスを逃さないために、市民の誰もが喜ばれる未来につなぐ補助金の提案は、有効と考えます。

そこで以下、質問いたします。

1. 若者への補助金は。

2. 高齢者への補助金は。

3. 働きざかり世代への補助金は。

次に、「職員（防災専門監）の人材確保」について。

災害は、突然やってくる。その言葉のとおり、7月30日にロシア カムチャッカ半島で起きた地震は、日本にも津波の影響がありました。最近のDX情報などの普及で、ある程度は予想可能だが、まだまだ予期できないことがあります。私たちは、日常から災害に対して準備をすることで災害を回避することを、2011年3月11日に発生した東日本大震災以降に多くを学び、感じている市民は多いと思います。

市民は災害が起きた際、はじめに市役所や、警察、消防に連絡を入れて助けを求めてくることは容易に予測ができます。市役所への連絡は中でも一番多いと考えられます。その際、指示を出す消防防災課では、市民を守るために常日頃から大規模な防災訓練や地域密着型の訓練などが重要です。専門知識を習得している職員（人命救急法、危険防止講習）が実施することで更なる意識改革が起こることが予測できます。

また、公務員は異動をする。「専門知識を習得しても」本領發揮をすることができない仕舞であるならば、常時専門知識を有している職員の設置は、災害時などは統一見解を示せる。専門職の雇用で災害対策に強い北杜市になると考えます。

そこで以下、質問します。

1. 大規模な防災訓練や地域密着型の訓練の実施予定は。
2. 消防署や警察署のOBの方を専門職として採用することは。
3. 女性職員の配置は。

最後に、中部横断自動車道全線開通について、伺います。

中部横断自動車道は昭和62年の第4次全国総合開発計画から高規格道路として構想され、北杜市合併以前から建設促進に多くの皆さまの思いと願いが込められ、これまでに多くの方が尽力されています。私自身も（長坂～八千穂間）の早期完成を願う一人であります。

すでに清水ジャンクションから双葉ジャンクションの開通により沿線自治体では、整備効果ならびにストック効果が現れ、北杜市においても、その期待は大きく一日も早い実現を願うものであります。

北杜市の、少子高齢化、人口減少、行政の効率化、安全・安心、産業の創出をはじめ、あらゆる課題解決やグランドデザインを描くため、欠かせない高規格道路であると考えております。

そこで以下、質問いたします。

1. 中部横断自動車道全線開通の実現に向けて、北杜市独自の住民への周知や情報発信などは。
2. 開通を実現している両県（静岡県、長野県）と北杜市が、観光イベント事業を通してのコミュニティ構築（健康・医療・福祉・食・物販）や機運醸成の計画は。
3. 早期開通する事による、市道などのインフラ整備の軽減計画について伺います。

以上、3項目に分けて伺います。

どうぞ、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

1番、浅川勝正議員のご質問にお答えをいたします。

「職員（防災専門監）の人材確保」における、大規模な防災訓練や地域密着型の訓練の実施

の予定についてであります。

市では、平成30年度まで、国や自治体による「公助」の力を高め、広域的な災害に対応するための組織的な能力の強化につなげることを目的とした「大規模な防災訓練」を実施しておりました。

令和2年度からは、より防災力を高めるため、8月30日から9月5日までの「防災週間」において、地域住民による、「自助」と「共助」の構築や、災害意識の向上と地域の防災力を高めるため、地域密着型の「自主避難訓練」を実施していただいているところであります。

しかしながら、災害に日頃から備えるためには、「公助力」を高める防災訓練と、「自助」や「共助」による地域の防災力を向上させる訓練の双方が重要であることから、今後は、新たに、これらを組み合わせた上で、「応急救急訓練」、「煙体験訓練」、「派遣要請訓練」など、内容を充実させながら、山梨県や警察署、消防署等と連携した市民参加型の大規模な「市総合防災訓練」の実施を予定しており、「災害に強いまちづくり」の実現を目指してまいります。

次に、中部横断自動車道全線開通について、いくつかご質問をいただきております。

はじめに、市独自の住民への周知及び情報発信についてであります。

日本海と太平洋を結ぶ沿線の市であります、新潟県上越市、長野県佐久市、山梨県南アルプス市、静岡県静岡市及び北杜市の構成団体において、毎年「ルート日本海太平洋促進大会」を開催し、新聞紙上やSNS等を通じて情報発信を行っております。

なお、本年は来月22日に、本市において促進大会を開催いたしますので、住民への更なる情報発信へとつなげてまいります。

また、山梨県3市、長野県7市町村で構成される「中部横断自動車道北部区間広域連携懇話会」のそれぞれの市町村長を訪問させていただき、今後の更なる連携強化を図っていくことも確認してまいりました。

さらに、「中部横断自動車道建設促進佐久地域議員連盟」の会長であります、長野県議会の依田明善議長にも、今後の県を跨いでの連携強化のご協力をいただいたところでもあります。

市独自の住民への周知として、国、県の「都市計画原案住民説明会」や「説明コーナー」開催に加え、昨年9月には、本市主催の「地区別説明会」を高根町、長坂町、大泉町において、事業への一層の理解を深めていただくよう開催しております。

こうした流れの中、昨年12月に、山梨県主催の都市計画原案の公聴会も開催されたことは、更なる前進であり、本市としても住民への周知や情報発信に、一層力を入れてまいりたいと考えております。

次に、静岡県、長野県との観光イベント事業を通してのコミュニティ構築や機運醸成の計画についてであります。

令和4年に、「ルート日本海太平洋整備・利用促進事業運営委員会」で構成する、上越市、佐久市、南アルプス市、静岡市及び本市において、早期全線開通並びに沿線地域の振興及び発展を促すことを目的として、「ルート日本海太平洋パートナーシップ協定」を締結しており、観光振興や誘客に向けた地域の情報発信を5市の広報紙を通じて行っております。

また、ふるさと納税においても、「中部横断自動車道5自治体連携特集」として、特設ページを設け、各自治体のイベント紹介や観光及び地域の produkts を紹介し、全線開通に向け、関連自治体との連携を図っているところであります。

今後も各分野において、更なる機運醸成に努めてまいります。

次に、早期開通によるインフラ整備の軽減計画についてであります。

「中部横断自動車道」が開通することにより、隣接の国道、県道及び市道の交通量は減少するものと考えております。

「国土交通省関東地方整備局」によりますと、令和3年の南部区間の開通により、並行する国道52号の交通量は約2割減になったと報告されております。

また、北部区間の開通による経済効果を試算しました、「山梨大学地域防災マネジメント研究センター」によると、全線開通することにより、貨物交通量は約2割、旅客交通量は約3割増加すると予想されており、「中部横断自動車道」の利用は高まるものと期待されています。

本市においても、経済効果の創出に留まらず、自治体の道路インフラ整備の軽減にも期待できることから、今後の維持や整備に反映させてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

1番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

「職員（防災専門監）の人材確保」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消防署や警察署のOBの方を専門職として採用することについてであります。

現在、消防防災課に5名の職員を配置し、東京の「消防大学校」での自主防災組織育成の教育訓練や、県内で開催されている「防災スペシャリスト養成研修」、「防災士」へのステップとなる「防災リーダー養成講座」などを積極的に受講し、スキルアップに励んでおります。

また、常日頃から消防署や警察署とは、連携をしっかりとれる体制を整えていることから、現時点では、消防署や警察署OBの専門職等の採用は考えておりません。

次に、女性職員の配置についてであります。

職員の配置については、本人の希望や適性を踏まえ、全体の中で決定しているところであります。

現在、本市では防災部局に女性職員は配置されておりませんが、女性の視点からの多様なニーズに配慮した備えや、質の高い災害対応において、その必要性は認識しておりますので、今後、職員の意向を把握する中で、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

1番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

「未来と次期世代への補助金」の導入についてであります。

本市には、様々な補助制度がありますが、移住定住促進に関するものとしては、年代を問わず、東京圏から本市に移住し、就業または起業した方に対して移住費用への支援を行う、「移住支援金交付事業費補助金」、35歳未満の市内に定住し、就業している方に対して奨学金の返還支援を行う、「奨学金返還支援事業助成金」、東京圏にある大学等を卒業・修了し、本市に移住

する方に対して就職活動に要する交通費や市内への移転費の支援を行う、「地方就職学生支援事業費補助金」、市内に居住し県外の大学等へ鉄道を利用して通学する方に対して定期代の支援を行う、「鉄道利用通学者支援事業費補助金」により、若者、高齢者、働きざかり世代等への支援を行っているところであります。

今後も、これらの制度により移住定住を促進するとともに、地域で生まれ・育った市民の皆さま、若者、高齢者、働きざかり世代にとっても、豊かさを享受できる施策を、先進自治体の取り組みなどを参考に研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

浅川勝正議員の再質問を許します。

浅川勝正議員。

○1番議員（浅川勝正）

ご答弁いただき、ありがとうございました。大項目1と2について、再質問させていただきます。

まずははじめに、大項目1の「未来と次期世代への補助金」について、再質問させていただきます。

具体的に、働きざかり世代への補助金は何があるかお伺いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

1番、浅川勝正議員の再質問にお答えいたします。

働きざかり世代への補助金ですけれども、現在、市独自による補助制度はございません。

一方で、働きざかり世代が豊かさを享受できる施策は必要だと考えておりますので、県と連携しながら、賃上げにつながる施策などを研究し、魅力ある北杜を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

浅川勝正議員。

○1番議員（浅川勝正）

ご答弁いただき、ありがとうございました。現状ないということで、ぜひとも豊かさを享受できるように、働きざかり世代への補助金も今後、検討していただければと思います。

再々質問はせずに、2項目めの「職員（防災専門監）の人材確保」について、再質問させていただきます。

令和8年度から総合防災訓練が実施されるとありますが、被災時に一番困るのは避難所生活だと考えます。総合防災訓練の中で、避難所の疑似体験なども予定しているか伺います。

もう1点、南海トラフ地震が今後30年以内に70%から80%の確率で起きるというのが政府から発表されていますが、被災時の頼みの綱となるのが避難所です。避難所整備にも多角

的な見解が必要であると考えます。

その点、女性の視点は待ったなしで必要だと私は考えますが、それを踏まえてもこれから検討ということなのか伺います。

よろしくご答弁のほどをお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

1番、浅川勝正議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、今後予定する新たな市の防災訓練で、避難所の疑似体験ができる訓練の考えはについてですけれども、先ほど市長から答弁させていただきました、いくつかの訓練に加えまして、議員の今おっしゃられました避難所の設営からの訓練ですとか、関係機関と連携した訓練なども予定してまいりたいと考えております。

もう1つ、災害に備えて、女性の視点からの職員配置というご質問ですけれども、現在、先ほど申しましたように女性職員は配置されておりませんけれども、女性の視点という、多様なニーズに配慮した備え、また質の高い部分が、当然、重要であると捉えております。

今後、配置にあたりましては、職員の意向をしつかり踏まえる中で、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、1番、浅川勝正議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時10分といたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時09分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

なお、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

次に、無会派、4番、飛矢崎雅也議員。

飛矢崎雅也議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

2つの大項目について、質問させていただきます。

1. 地域実情に応じた市立中学校の統合の検討について。

北杜市では、少子化に伴い中学校の統合が検討されています。教育委員会は、財政効率や教員配置の充実を理由に2校統合案を提示しています。しかしこの議論には、通学負担、そして地域の歴史・文化の整合性といった、教育的・社会的な視点が十分に盛り込まれていません。

平成26年の統合計画案でも、通学距離や手段の問題、「中学校がなくなると地域が衰退する

のではないか」という不安、こうした声が多数寄せられ、最終的に合意は得られませんでした。その結果、4校案の推進は困難であると市議会に報告された経緯があります。この教訓を私たちは今、活かさなければなりません。

現行案は「規模拡大による教育効果」を前提としています。しかし、小規模校が持つきめ細やかな教育、そして自治的な活動の価値が損なわれる懸念があります。教育学、心理学の知見からも、規模拡大が必ずしも教育効果を高めるとは言えません。むしろ小規模校での成功事例は全国で数多く報告されています。

さらに懸念されるのが養護教諭の配置です。不登校や心身の不調に対応する保健室の役割は、コロナ禍を経た今、これまで以上に重要です。中学生の段階でこそ、子どもの声を受け止める支援体制が不可欠ですが、現行案にはその視点が不十分です。

また、感染症への備えも課題です。これまで新型コロナやインフルエンザで、学級閉鎖が繰り返されてきました。学校規模が拡大すれば、感染リスクはさらに高まります。感染症対策と教育活動の両立、将来起こりうる新たな感染症への備えを計画に明確に位置づける必要があります。

共通して言えるのは、現場教職員や地域住民の声が十分に反映されていないことです。教育委員会は標準規格に固執していますが、地域の特性や教育環境の特色を生かした柔軟な配置案は、ほとんど検討されていません。審議会答申では、「地域の歴史や文化を考慮し、納得度の高い立地案をつくることが求められる」と明記されました。にもかかわらず、その実践は不十分です。

以上を踏まえ、私は次の点を伺います。

1. 2校統合による通学・学習環境への影響をどう評価していますか。
2. 2校統合が地域教育力に与える影響をどう考えていますか。
3. 地域実情を踏まえた柔軟な統合案を再検討する方針はありますか。
4. 感染症対策と教育活動両立の課題をなぜ検討委員会は扱わなかったのですか。
5. 市民・保護者・子ども・教職員の声をどのように反映させますか。

北杜市の中学校統合問題は、単に規模や財政効率の問題ではありません。子どもの発達、教育の質、地域文化や歴史の継承、そして地域社会の持続性がかかる重要な課題です。

市長には、教育委員会が示す2校統合案を見直し、地域実情に即した柔軟な統合方針の再検討を強く求めます。

以上です。

続いて、大項目2、買い物弱者・ゴミ出し困難者を支援する団体への補助拡充について。

北杜市は高齢化が急速に進んでおります。現在の高齢化率はおよそ40%、さらに2030年には45%を超えると予測され、全国平均を大きく上回っています。このような中で、日常生活の課題も深刻化しています。

その一つが、ゴミ出しや買い物が困難な高齢者の増加です。筋力の低下や持病によりゴミ袋をステーションまで運ぶことが難しい、転倒や骨折の危険を抱えている方が少なくありません。かつては家族や近隣住民が自然に助け合っていました。しかし、核家族化、地域のつながりの希薄化により、従来のような支援を得にくい状況となっています。

都市部では、「戸別収集」や「ふれあい収集」といった制度が整備されつつあります。しかし、本市のように市域が広く、起伏や勾配も多い地域では、そのまま導入することは困難です。だ

からこそ、住民主体のボランティア団体による支援が重要なのです。

ところが、現行の補助金制度には課題があります。北杜市住民主体型介護サービス支援事業運営費補助金は、補助額が広大な市域での活動に見合っておらず、申請団体はごくわずかです。例えば、ガソリン代の高騰、長い移動時間、これらが大きな負担となり、補助金だけでは賄えません。さらに、申請や実績報告の手続きも活動団体にとっては大きな障壁です。

こうした課題を解決するため、私は2つの提案をいたします。第一に、補助金額を引き上げ、広域で活動する団体の負担を軽減すること。第二に、申請や報告の作業を簡略化し、より多くの団体が活用できる環境を整備すること。

これにより、ゴミ出し困難者や買い物弱者への訪問型支援を拡充し、生活支援の充実と安全確保につなげることができます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすること、これは介護予防や地域福祉の推進に直結します。本市が直面する課題に対し、実効性ある支援体制を整備することが今まさに求められています。

以上を踏まえ、質問いたします。

1. 北杜市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付要綱を改正し、家事援助等の利用者1人あたり1日500円、1か月2千円の上限を引き上げる考えはありますか。
2. 補助金申請や実績報告作成の作業を簡略化する方策を検討していますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

4番、飛矢崎雅也議員のご質問にお答えいたします。

地域実情に応じた市立中学校の統合の検討について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、通学・学習環境への影響についてであります。

通学については、居住地域により通学時間が長くなる場合には、生徒の負担増となる場合も考えられる一方、スクールバスでの通学の時間を有意義に活用できることも考えられます。

学習環境については、学校の規模が大きくなることに伴い、配置される教職員数も増えることで、きめ細かな指導も可能となることや、常勤の教員により、授業以外の時間でも生徒への指導ができるようになることなど、学びの機会の広がりが学習環境に良い影響を与えるものと考えております。

次に、地域教育力に与える影響についてであります。

同じ北杜市という共通の風土、地域性の中で学び合う仲間の広がり、地域の広がりは、中学生に新たな関わりや学びの環境を与えることになり、その可能性を広げることになります。

また、地域はこれまでの我が町の意識を広げ、我が市の視点で学校と関わり、学校とつながる意識を持つことにより、地域同士の関わりやつながりもこれまで以上に発展し、強くなっていくものであると考えております。

次に、統合案の再検討についてであります。

平成26年に市内中学校の小規模化に伴う課題解決を目指し、生徒数に重点を置いた中学校再編に関する検討を開始いたしました。

その中で、市民の皆さま、PTA関係者、教育に関する有識者、学校関係者等、それぞれの

代表者からご意見やご助言、ご指導等いただく中で、「新設市立中学校の目指す姿」、「学区及び設置場所」について意見集約されたところあります。

このように、平成26年から11年もの長きに渡り、十分に検討を重ねてきたことから統合案の再検討は考えておりません。

次に、感染症対策と教育活動両立の課題についてであります。

感染症対策は、基本的な方針を基に、各施設の実情に応じて柔軟に対応すべきものであり、統合により学校規模が大きくなることで、感染リスクが高まるとは、直ちには言えないものと考えております。

のことから、感染症拡大と教育活動両立は、統合に伴う課題との認識はなく、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」においても課題としてはおりません。

次に、市民・保護者・子ども・教職員の声の反映についてであります。

本年5月に開催した地域説明会および7月から8月に実施した小中学生へのアンケートでは、通学への不安などのご意見が寄せられた一方、再編後の教育環境の充実などを期待する声も多くいただきました。

今後は、不安を少しでも解消し、期待にしっかりと応えられるよう、児童生徒、保護者、教職員、関係者などの声を聞きながら協議を重ね、統合に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

4番、飛矢崎雅也議員のご質問にお答えいたします。

買い物弱者・ゴミ出し困難者を支援する団体への補助拡充について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補助金の上限引き上げについてであります。

住民主体による市内の買い物・ゴミ出しのための移動・付き添いを行う活動への補助については、ガソリン代等の実費相当分を補助しておりますので、現時点において「北杜市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付要綱」を改正する考えはありません。

次に、補助金申請や実績報告作成作業の簡略化についてであります。

申請書や実績報告書の作成は「北杜市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付要綱」に基づく手続きであり、適正な補助金交付事務を行う上で必要であることから、簡略化はできないと考えております。

しかしながら、活動団体が申請を控えることがないよう、引き続き、相談段階から手続き方法や実績報告の作成などについて、より分かりやすい丁寧な説明を行ってまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

飛矢崎雅也議員の再質問を許します。

飛矢崎雅也議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

ご答弁ありがとうございました。それぞれの大項目について再質問させていただきます。

まず、大項目1について、5点全てについて再質問いたします。

1. 通学・学習環境について。

ご答弁では、スクールバスの時間を有意義に活用できるとのことでした。しかし、答申では、通学時間の増加が児童生徒に大きな負担になる可能性が指摘されています。

そこで伺います。

統合による平均最大通学時間は、具体的にどの程度増加するのか。その影響が学習活動や部活動に及ぶ評価は、どのように行ったのか。抽象的な活用の可能性ではなく、定量的なシミュレーション結果をお答えください。

2. 地域教育力について。

ご答弁では、地域同士の関わりが発展するとされていました。しかし、中学校統合計画案では、学校消失が地域教育力の低下や地域活力喪失を招く懸念が示されています。

伺います。

学校がなくなることが、地域コミュニティや子育て世代の定着にどのように影響するか、具体的な検証を行ったのか。未検証であれば、いつ、どのように調査するのか。審議会答申の地域性への配慮との整合性についても明確にしてください。

3. 柔軟な統合案の再検討について。

ご答弁では、平成26年以来、十分に検討したとのことでした。しかし、答申は、地域の歴史や文化を考慮し、納得度の高い立地案をつくることを求めていました。

伺います。

平成26年の統合計画で地域合意が得られなかった教訓をどのように反映したのか。十分に検討したとは、どの案をどの理由で除外したのか。資料や議事録をもとに具体的に示してください。

4. 感染症対策について。

ご答弁では、統合による課題とは認識していないとされていました。しかし、今年9月、全国各地でインフルエンザの流行が例年より早く始まり、学級閉鎖が相次ぐ異例の事態となっています。9月上旬の時点で、青森、長野、福岡、沖縄、鹿児島など全国各地で学級閉鎖や学年閉鎖が報告されています。規模拡大は感染リスクを高める可能性があります。

伺います。

統合校で感染症流行時の学級閉鎖、学年閉鎖の影響を最小化する体制は、どのように確保するのか。また、答申で課題として明記されながら、検討委員会で十分議論されなかった理由は何か、議事録等をもとに説明をお願いします。

5. 市民・保護者・子ども・教職員の声の反映について。

ご答弁では、説明会やアンケートの実施が紹介されました。しかし、答申が強調するのは単なる意見聴取ではなく、計画への具体的な反映です。

伺います。

寄せられた意見を統合案にどのように反映したのか。意見、検討項目、最終判断を対応させた一覧表の提出を求めます。不採用理由も含めて明示してください。今後の計画変更や条件整備で意見を確実に反映させる仕組み、P D C Aサイクルや追跡調査体制は整備されているのか、

具体的にお答えください。

以上5点について、改めて伺います。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

4番、飛矢崎雅也議員の再質問にお答えをいたします。

まず、通学・学習環境についてであります。

まだ、新設の市立中学校の場所が決定していない状況であります。過日行われました地域説明会におきましても、たびたび説明はさせていただきましたが、現時点において通学時間について確定したものはございません。

しかしながら、文部科学省、国が目安として示しております通学時間、おおむね1時間程度というものについては、しっかりと意識をしながら、通学時間についての検討は進める予定であります。

また、学習活動や部活動につきましても同様であります。通学方法の詳細の検討を今後行いますが、その検討と併せて、生徒への、特にマイナスの影響を最小限とできるように検討を進めてまいります。

次に、地域との関わりについてのご質問ですけれども、こちらも再三申し上げておりますが、これまでの中学校再編における検討というものは、中学校の小規模化に伴い顕在化している課題の解決のために進めてきたものであります。

統合をすることによりまして、当然、現状が変わることであるため、地域との関わりも含め様々な状況変化は生じるものであります。また、統合によりまして、学区が広がりまして、生徒にとって地域が広がりを持つということにもなります。

本市の原っぱ教育は、地域資源を活用したしっかりと活動を行うことで、地域との関わりにつきましては、引き続き密接な連携を取るというものであります。

ご質問にありました地域との関わりの影響についての検証については、予定はありませんが、現在の学校運営協議会、コミュニティ・スクールの取り組みを引き続き進めることで、より一層充実できるよう取り組みを進めてまいります。

3つ目の統合案の再検討の件で、いわゆる4校案からのお話ですけれども、平成26年の4校案につきましては、既存学校施設の活用を前提に、組み合わせによる生徒数の推移と統合による生徒学級数の増に対応できる学校と時期を考慮したものでありますて、統合の組み合わせを教育委員会が示し、それに対する地域のご意見を伺ったものであります。

令和4年に出されました適正規模等審議会の答申につきましても、この4校案の轍を踏まない前提の上、取りまとめたものであると記載がございます。

また、その後に設置しました中学校再編整備検討委員会におきましても、丁寧に議論、検討し、特に令和4年度の会議では、審議会答申で示された選択肢について、しっかりと議論をした中で、本市の状況では水平統合が望ましいという方向に意見集約されたものでありますて、これらにつきましては、市のホームページをご覧になれば分かるかと思っております。

次に、感染症対策の件ですけれども、答弁でもありますが、感染症対策につきましては、学校規模の大小にかかわらず適切に対応すべきものでありますて、このことが直ちに適正規模の

議論のテーマになるものではないと考えております。

なお、審議会の答申におきまして触れられた部分については、これは国レベルで言及されている学校教育の課題の一つとして示されたものであるということで、私どもは理解をしております。

最後に、意見の反映についてであります。

意見について、反映させたのかというご質問でありますけれども、現在、過日行いました地域説明会でのご意見、また児童生徒へのアンケートで寄せられた意見等につきましては、今後の新しい中学校の運営のため、参考とすべく活用したいと考えております。

また、今後におきましても、必要に応じてご意見等を伺いながら、教育委員会事務局において、また内容によって、市全体で検討を反映できるものにつきましては対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢崎雅也議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

全ての再答弁に対して再々質問いたします。

1. 通学・学習環境について。

再答弁は、学校場所が決まっていないのに数値は示せないというものでした。しかし、これは保護者、地域住民の最大の関心に答えていないのと同じです。

伺います。

学校場所が決まった段階で、通学時間の試算と学習部活動への影響評価を速やかに公表し、説明会で住民意見を聞いた上で計画に反映する、その考えはあるのか、明確にお答えください。

2. 地域教育力について。

学区が広がれば地域も広がるとの答弁でした。しかし、中学生の行動範囲は限られ、広域的な関わりがそのまま教育効果につながるとは言えません。

伺います。

第1に、地域コミュニティへの影響を検証しない姿勢を改め、調査する考えはないのか。

第2に、地域学校協働本部を伴わないコミュニティ・スクールでは限界がある。その補い方をどう考えるのか。

3. 柔軟な統合案の再検討について。

検討委員会で議論済みとのことでしたが、市ホームページ公開の方向性には、垂直統合と水平統合の比較検討の記録がありません。実際、保護者から何度も指摘があり、当時の教育長もあり得ると発言しています。

伺います。

垂直統合を外した具体的な経過と理由、いつ、どの会議、どの資料に基づいたのか、明確にご説明ください。

4. 感染症対策について。

規模の大小にかかわらず対応すべきとの一般論にとどまっています。しかし、審議会答申は規模や配置に関連する課題には、十分留意すべきと明記しています。

伺います。

なぜ、学校規模拡大による感染症リスクを検討委員会で扱わなかつたのか。議事録や経緯をもとに科学的で整合性ある説明を求めます。

5．市民・保護者・子ども・教職員の声の反映について。

意見を参考にするとの答弁でした。しかし、私は具体的にどう反映したかを問いました。これは明らかな答弁漏れです。

改めて伺います。

意見を検討項目と判断内容に対応付けた一覧表として整理・公表する考えはあるのか。また、今後の計画変更において、意見を確実に反映するためのP D C Aサイクルや追跡体制を設ける意思はあるのか。

以上5点について、具体的なご答弁を求めます。

○議長（大芝正和）

答弁を求める。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿）

4番、飛矢崎雅也議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、最初の通学・学習環境の件ですけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、学校の設置場所が決定した後、通学手段、特にスクールバスの運行につきましては、こちらから案を示しながら、対象となる地域の保護者の皆さまからのご意見、ご要望を伺いながら、協議・調整をしていく予定であります。

また、学習活動等への影響につきましても、通学時間とも関連していることから、併せて検討を進めてまいります。

次に、地域コミュニティ、コミュニティ・スクールの限界ということであります。

地域との関わりの検証につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、検証の予定はありません。

また、議員からはコミュニティ・スクールの限界というご発言がございましたが、コミュニティ・スクールにつきましても、いろんな形があると。文科省のほうでも複数の学校を1つのコミュニティ・スクールで運営するということで、広い広がりを持たせるコミュニティ・スクールという方策もあるという例示がございます。

こうしたことからも、コミュニティ・スクールの充実につきましても、地域の状況に合わせた様々な方策が考えられると思います。しっかりと検討を進めてまいります。

また、統合案の再検討という部分ですが、垂直統合を除外した部分であります。令和4年度に開催された会議におきまして、会議録等をご覧いただければ分かるかと思いますが、こちらにも垂直統合、水平統合のそれぞれのメリット・デメリットについての議論をしております。こうした上で、水平統合を望む委員の方々の意見が多かったという状況であります。

なお、資料につきましては、再編整備検討委員会で使用しました資料を使用しております。

また、感染症対策ですけれども、繰り返しになりますが、感染症対策というものは、学校の規模にかかわらず当然に行わなければいけないものであります。こうしたことから、感染症対策が再編整備を検討する上で、その方向性を大きく左右するものではないと、私どもは考えております。

こうしたことから、再編整備検討委員会の会議におきましても、議題としては取り扱わなかつたものでありますと、また委員の皆さまからの課題の提起等もございませんでした。

最後ですが、子どもや市民、保護者等の意見の反映につきましてですが、過日行われました説明会、また小中学生のアンケートの状況につきましては、市民説明会の部分につきましては、すでに市ホームページで公開しておりますと、小中学生のアンケートにつきましては、近日中に公開をしたいと考えております。これらにつきましては、今後、統合準備の参考とする予定であります。

また、今後寄せられる意見等につきましても、特別な体制を構築せずとも必要なものは反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢崎雅也議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

では、次の大項目2の再質問に移らせていただきます。

第1に、補助額の実態適合性についてです。

交付要綱の別表には、訪問型サービス活動BおよびDの補助基本額として、利用者一人当たり1日500円、1ヶ月2千円までと明記されています。しかし、この額は制度制定当初から据え置かれており、近年のガソリン代高騰や市域の広さによる移動コストをまったく反映していません。利用団体数がごくわずかにとどまっている事実こそ、現行の補助額が実情に合っていない証左ではないでしょうか。

そこで改めて伺います。

現状の補助額で団体活動が持続可能と市は本当に考えているのか。額の引き上げを検討しない理由を具体的なデータをもって示していただきたい。

第2に、申請実績報告の簡略化についてです。

要綱第6条では、交付申請時に実施計画書、従事者名簿、収支計画書など複数の書類添付を義務付けています。さらに、第10条では、事業報告書、収支計算書、支出を証する書類など詳細な提出を求めています。こうした煩雑さが団体の申請を妨げているのは明らかです。他自治体では、入力様式の簡素化や包括的報告様式の導入が進んでいます。

伺います。

契約だから難しいと片付けるのではなく、他自治体の事例を参考にしながら、要綱の見直しや様式簡素化によって団体の負担を軽減する工夫を市として検討すべきではないか。

第3に、制度の目的の実効性についてです。

市民からのニーズは確実に増えているにもかかわらず、利用団体が限られている現状は、制度が機能していないことを意味しています。

高齢化率40%という現状に対して、この制度が十分に役割を果たしていると本当にお考えでしょうか。市としては、なぜ利用が増えないのかを検証し、制度設計そのものを見直すべきではないでしょうか。

以上、3点についてお答えを求める所。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

4番、飛矢崎雅也議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、補助額の実態適合性についてでございます。

生活援助であるサービスBの利用団体は、議員おっしゃるとおり、令和6年度は活動団体がございませんでした。ただ、令和7年度より4団体が補助制度を利用されることになったところであります。

また、直近では、新たに4つの団体より相談を受けているところであります、現行の補助額をご案内し、ご理解をいただきながら活動していただいているものと考えております、今後、更なる拡充、充実も期待されているところであります。

こうしたことから、利用団体が増加しない原因は、必ずしも補助金だけではなく、サービスの内容の周知や提供体制なども要因であると分析しております。この点は、今後、利用希望者や運営団体とも聞き取り調査を行うなど、実情の詳細把握を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の申請、実績報告等の簡略化についてかと思います。

本制度に限らず、補助金の交付申請や実績に係る提出書類、これらの書類については、補助金制度の透明性を確保し、公正かつ適正な交付のために必要不可欠なものとして定められております。

ただ、一方では、申請者の手続きの負担を軽減し、制度の利用促進につなげること、これも大変重要であると、必要もあると考えておりますので、その方策について研究をしてまいりたいと考えております。

3点目、制度の目的の実効性かと思います。

制度設計の一つとして、補助額の増額などは、いわゆる被保険者である介護保険料の負担の増大につながる可能性も考えていかなくてはならないと考えております。

また、本事業以外にも多岐にわたる介護施策が求められておりまして、限られた財源を最大限に活用する必要があります。

今後、実情の把握を進める中で、制度の見直しについては、慎重に研究をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢崎雅也議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

前向きなご検討もあり、ありがとうございました。

ただいまのご答弁に関連して、再々質問をいたします。

第1に、市域の広い北杜市で活動する団体からは、ガソリン代や移動の負担が大きすぎるという声を、私は数多く伺っております。現行の1日500円、1カ月2千円という補助額では、燃料費にすら手が届かないケースも珍しくありません。利用団体がごくわずかにとどまっている

る現実こそ、制度が実情に合っていない証拠ではないでしょうか。

そこで伺います。

移動コストを反映した補助額の見直しについて、市として具体的にどのようにお考えか、お答えください。

第2に、申請や報告の手続きについてです。

現在は実施報告書、従事者名簿、収支決算書など数多くの書類が求められ、小さな団体ほど申請を断念せざるを得ない状況があります。他自治体では、入力様式の簡素化やオンライン化など負担を軽くする工夫が進められております。

北杜市でも、例えばデジタル申請や書類整理の工夫など、具体的にどのような点が検討できるのか、この点について市のご見解を伺います。

最後に、介護予防や費用対効果を含め、制度そのものを見直すべきであると考えます。市としての明確なご見解を改めて伺います。

○議長（大芝正和）

3問目については、質問が成立しておりませんので、1問目、2問目についての答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

4番、飛矢崎雅也議員の再々質問にお答えいたします。

補助が実情に合っていないのではないかという再々質問かと思います。

訪問型サービスBにつきましては、もともとが地域住民が主体となって高齢者や支援が必要な人に対して生活支援を行うということで、いわゆる共助の部分、ご近所ですとか、行政区ですとかを想定して定められている制度かと思います。

その中で、先ほど申し上げましたように、制度を説明しながら、今年になりまして、また新たにサービスを展開したいという団体の方々もいらっしゃいます。

市といたしましても、先ほども申し上げましたけれども、利用される方、また新しく活動を始める方のご意見等を踏まえました中で検討をする必要があるかなと考えております。

次に、簡略化ですけれども、このへんにつきましても、書類の必要性については、議員もご理解をしていただいていると思いますけれども、いわゆる公平性、万が一の不正受給等の防止等の観点からも必要であると考えます。

ただし、簡略化につきましては、先ほど議員おっしゃられたような、オンラインを活用したというような様々な方法があるかとは思います。先ほども再質問で答弁を申し上げましたが、これについては、また研究をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

以上で質問を打ち切ります。

これで、4番、飛矢崎雅也議員の一般質問を終わります。

最後に、無会派、5番、中村典子議員。

中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

2項について、一般質問をさせていただきます。

1項目め、誰もが使いやすい公共交通をめざして。

今回、大泉地区、小淵沢地区、白州武川地区の各地域公共交通運営委員会を傍聴させていただきました。各委員は日頃から地域の声を聞いて委員会に臨んでおられ、活発な意見交換がなされ、大変意義のある会議だと感じました。また、地域公共交通会議も傍聴し、運行を担う事業者との意思疎通の重要性を改めて認識いたしました。

さらに、武川の自宅から1日がかりでデマンドバスと幹線バス2本を乗り継ぎ、高根の保健センターのイベントに参加してみました。デマンドバスの予約は50代の私にとっても難しく、高齢者が使いこなせるようになるには、一緒に予約を体験してもらうなど寄り添ったサポートが必要だと実感いたしました。運転手さんは、認知症の心配がある乗客に親身に声掛けをするなど、温かい心遣いが見られました。実際に利用してみると不便さはあるものの楽しさもあり、時間に余裕のある免許返納後の高齢者にとっては、移動時間も含めて外出を楽しめる可能性があると感じました。

以下、質問いたします。

1. 現在の幹線・支線の運行について。

・市民からどのような要望がありますか。また、それについて市のお考えをお聞かせください。

2. デマンドバスの現状と改善について。

- ・現在の登録率はどの程度でしょうか。
- ・また、登録率向上のため、どのような対策を考えておられますか。

デマンドバスの運行を担うタクシー乗務員に対し、「なぜ予約した時刻通りに来ないのか」と乗客から苦情が寄せられることがあると聞いております。

本市の公共交通は、

- ・定時ルートで運行し、多少不便ではあるが低料金で利用できる幹線バス。
- ・割高ではあるが、利用者の要望に応えドア・ツー・ドアで利用できるタクシー。
- ・その中間で低料金だが、乗合のため予約時刻が変動する可能性のあるデマンドバス。

の3つであります。その違いを市民が理解し、使い分けられるようにすることが必要です。

- ・この周知について、市はどのように考えておられますか。

3. デマンドバスの予約の難しさ・不便さについて。

現在のデマンドバスは安価であり、かつほぼ予約通りに運行し、電車や幹線バスとの接続も良好であるため、利用できている人にとっては非常に便利であります。一方で、本来のデマンドバスの性質からは乖離しており、「乗合のため予約時刻より遅れることもある」という特性を理解してもらうことで、後からの予約や当日予約ができるようになる可能性もあり、利用者の幅が広がるのではないかでしょうか。

利用者アンケートや未利用者アンケートを行い、システム改善につなげる考えはおありますか。

運行事業者との協議の上、お帰り便デマンドバスをもう少し遅い時刻まで利用できるようになりますか。

4. 地域公共交通運営委員会（運営委員会）の位置付けについて。

運営委員会の正式な位置付けについて教えてください。

運営委員会では、企画課から示す議題とその他意見交換が行われていました。企画課から示

された議題は地域公共交通会議に上げられますが、その他意見交換で出された意見は地域公共交通会議には上げられず、議事録も公開されていない現状があります。これらの意見はどのように施策に活かされているのでしょうか。

各地域の運営委員会に代表が集まる全体会議の開催をしてはいかがでしょうか。

各地域の運営委員は当て職と関心の高い有志市民で構成されていますが、障がい者やそのサポート者、免許返納後の高齢者など、本当に困っている人にも委員になって議論に参加してもらう考えはありますか。

5. 公共交通のさらなる充実のために。

市民目線での改善を進めるためにも、幹部職員や企画課職員、地域交通運営委員、地域公共交通会議委員が、実際に自ら予約してデマンドバスを利用し、課題を体験的に把握してはいかがでしょうか。

本市の地域公共交通は、タクシー事業者をはじめとした道路運送事業者の協力なくしては成り立ちません。ともに考え、良好な関係を築けるよう、より密なコミュニケーションが必要ではないでしょうか。また、必要に応じて料金体系を見直し、事業者の経営を圧迫しないよう配慮するお考えはありますか。

北杜市の最大の課題である超少子高齢化問題。公共交通の充実なくして人口増はありません。企画課に公共交通のスペシャリストを配置することや、システム構築のためにさらなる予算を確保する考えはありますか。

2項目め、市民に情報が届き、相談しやすい福祉行政の実現に向けて。

令和4年度から8年度の5年間で取り組みが進められている「第4次北杜市地域福祉計画」には、「誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくり」を基本理念に、本市の目指す地域福祉計画の方向が幅広く描かれています。このようなまちづくりが実現できれば、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民が暮らしやすくなると感じています。

以下、質問いたします。

1. 第4次北杜市地域福祉計画の進捗と次期計画について。

この計画には、行政の取り組みのほか、「市民・家庭の取り組み」「地域の組織・団体の取り組み」が掲げられていますが、市としてこの計画をどのように市民へ周知しているのでしょうか。

計画の基本目標4「さまざまな支援につながるしくみづくり」の中で、

- ・「包括的な相談支援体制の充実」
- ・「アウトリーチ支援の促進」
- ・「多機関連携によるネットワークの強化」
- ・「地域福祉に関する情報の周知」

が掲げられています。これらについて、具体的な取り組み内容とその成果や課題はいかがでしょうか。

令和8年度が最終年である第4次計画には「重層的支援体制整備事業」の検討が盛り込まれています。次期第5次計画に位置づけられることが望まれますが、その方向性について教えてください。

2. 福祉専門職の配置と役割について。

福祉行政は市民と直接関わり、制度も複雑で専門的な知識が必要となります。将来を見据え

た制度設計を行うために、社会福祉士の専門性が重要と考えますが、市としてどのように位置づけていますか。

令和8年度の市職員採用選考において「社会福祉士」の募集がされていますが、その具体的な仕事内容、また期待される役割はどのようなものでしょうか。

3. 各福祉行政拠点間、また各総合支所の連携について。

本市の福祉行政の拠点は、市役所にある福祉課と介護支援課介護保険担当、高根支所内の介護支援課包括支援担当、保健センター内のネウボラ推進課、長坂の障害者総合支援センター・かざぐるまと、市内に分散しており、その連携の難しさと重要性を感じています。

介護支援課内の介護保険担当と包括支援担当の業務は密接に関連していますが、建物が離れている中で、現在どのように連携が図られているのでしょうか。

現在、地域包括支援センターには各地区担当の保健師、社会福祉士が配置されていますが、各総合支所に配置することで市民が相談しやすくなるとともに、地域の実情把握にもつながると考えます。市として、その可能性についてどのように考えておられますか。

各福祉行政拠点同士や各総合支所との情報共有や連携については、DXを活用することで可能になると考えますが、現状と今後の推進方針はいかがでしょうか。

4. I C Tの活用について。

以前、各総合支所から画面越しに本庁の担当職員に相談できるシステムが導入されていたと承知していますが、その現状と活用状況はいかがでしょうか。

広大な市域で安心して老後を迎えるためには、高齢の市民と市役所をいかにつなぐかが重要と考えます。市の施策の方向性はいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝政策秘書部長。

○政策秘書部長（大芝一）

5番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市民に情報が届き、相談しやすい福祉行政の実現に向けて、における、I C Tの活用についてであります。

市民が、総合支所において本庁の担当職員に相談できるシステムは、専用のパソコンを介して、来庁者が本庁の担当職員と画面上で会話ができるもので、令和4年12月に試験的に導入したものであります。

しかしながら、総合支所の来庁者本人が本庁の担当者に直接オンラインで相談したいといった需要もわずかであったことから、昨年度に運用を廃止したところであります。

一方、本市は、広大なエリアに集落が点在し、特に、高齢者の方々は、直接窓口に足を運ぶのが難しい場合もあるため、地域の特性に応じた施策が必要であると承知しております。

このため、例えば、デジタル機器を備えた車両で地域を巡回するサービスなども、その一例でありますので、引き続き、先進事例を調査、研究してまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

5番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市民に情報が届き、相談しやすい福祉行政の実現に向けてについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、社会福祉士の位置付けについてであります。

「社会福祉士」は、福祉施策のほか、障害、介護、子育て支援施策において、ソーシャルワークを中心に適切な福祉サービスを提案、調整する専門職として重要な役割を担っていただいております。

次に、社会福祉士の仕事内容及び期待される役割についてであります。

仕事内容としては、権利擁護の支援に主眼をおいた相談業務、福祉サービスの必要性や程度の評価、医療機関などの外部組織との連携などがあります。

また、期待される役割としては、専門知識と技術を活かして、市民が抱えている困りごとを解決できるよう支援することであります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

5番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

誰もが使いやすい公共交通を目指してについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の幹線・支線の運行についてであります。

広大な面積を有し、かつ居住域も点在する本市においては、市民の移動を確保するため、市民の移動動態に合わせた4つのエリアを設定し、「路線バス」による幹線と「小型路線バス」および「デマンドバス」による支線を組み合わせることで、できるだけ多くの居住地をカバーできるよう、運行しているところであります。

その中で、特に高齢者の皆さまから「停留所までの移動ができない」、「重い荷物があると乗り降りが大変」といったご意見やご要望を耳にしております。

高齢化が進んでいる本市においては、生活交通である「市民バス」ではカバーしきれない、いわゆる「交通弱者」と呼ばれる方々の日常の足の確保が重要であり、今後は、ボランティアの方々やNPOなどのご協力による支援が、大きな役割を担ってくるものと考えております。

「北杜市社会福祉協議会」をはじめ、「民生委員児童委員」や関係団体等、地域の皆さまなどの連携も図りながら、必要な対策を講じてまいります。

次に、デマンドバスの登録率及び登録率向上の対策についてであります。

デマンドバスの登録率につきましては、先月末現在、「明野エリア」が2.6%、「高根・長坂・大泉エリア」が14.3%、「小淵沢エリア」が10.2%、「白州・武川エリア」が6.4%であります。

今後も市の広報紙やホームページ、「出前講座」、「イベント会場でのPR活動」などを通じて周知に努めてまいります。

次に、デマンドバスの特徴や性質の周知についてであります。

デマンドバスについては、使用している車両や運行形態から、一般の「タクシー」と混同されている利用者も少なくないとの報告を受けています。

これについては、「北杜市地域公共交通会議」においても、一層の周知が必要とのご意見をいただいており、市としても周知に努めてまいります。

次に、デマンドバスに関する利用者アンケートの実施についてあります。

デマンドバスに限定したアンケートの実施は考えておりませんが、令和9年度中を予定している「第2次北杜市地域公共交通計画」の策定に伴い、路線バスも含めた「市民バス利用者アンケート」を実施することとしております。

次に、デマンドバスの運行時刻の延長についてあります。

デマンドバスの運行については、担い手である「タクシー事業者」本来の事業の妨げにならないよう、稼働台数や運行時間など、必要なすみ分けを行っているところであります。

運行時刻の延長については事業者の総合的な対応が必要であり、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、地域公共交通運営委員会の正式な位置付け、並びに各地域の運営委員会の代表者による全体会議の開催についてあります。

「地域公共交通運営委員会」については、「北杜市地域公共交通活性化協議会」における審議を経て設置されたものであり、「活性化協議会」の下部組織と位置付けられているところであります。

広大な面積を有し、「地域ごとに移動動態や課題も異なる本市においては、各エリア単位の「運営委員会」が必要」との審議を経て設置されたものであり、全体会議については考えておりません。

次に、地域公共交通運営委員会で出された意見の反映についてあります。

「地域公共交通会議」は、「道路運送法」に基づき設置したものであり、「路線バス」の改廃や料金改定など、国への届け出に必要な事項のみを審議する場であります。

各エリアの「運営委員会」において出された意見で、審議に関係するものについては、「地域公共交通会議」における協議資料へ反映し、議題として取り上げております。

次に、運営委員会への障がい者やサポート者、免許返納後の高齢者などの参加についてであります。

「運営委員会」については、市ではなく、「地域公共交通活性化協議会」が自ら審議の中で設置することとしたもので、委員については、各エリアにおける団体の代表のほか、地域住民や交通事業者などから「協議会」が委嘱することとされております。

次に、職員や委員がデマンドバスを実際に利用し、課題を体験的に把握することについてであります。

市として、個人の「デマンドバス」の利用について、特段の指示や要請を行うといったことは考えておりません。

次に、地域公共交通の料金体系の見直しについてであります。

本市の「市民バス」運賃については、市内の交通事業者を交えた「北杜市運賃協議ワーキンググループ」ならびに「地域公共交通会議」において十分な審議を重ねた上で、高齢者などいわゆる「交通弱者」が利用しやすいよう、「路線バス」1乗車200円、「デマンドバス」1乗車300円とし、さらに高校生以下や障がいをお持ちの方はその半額と、非常に低廉な料金設

定としているものであります。

また、「市民バス」の運賃は全額市の収入であり、運行事業者へは、別途委託料として年額を支払っているため、料金収入が事業者の経営に影響を及ぼすことはないものと考えております。

次に、公共交通のスペシャリストの配置やシステム構築のための予算の確保についてであります。

公共交通のスペシャリストについては、「地域公共交通会議」において、「関東運輸局山梨運輸支局長」またはその指名する者、「一般旅客自動車運送事業者」の事業用自動車の運転手が組織する団体関係者、道路管理者、都道府県警察、および学識経験者といった、公共交通の専門家を構成員として委嘱しておりますので、職員としての配置は考えておりません。

また、システム構築に限らず、必要な予算については適時適切に確保してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福保健部長（小尾正人）

5番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市民に情報が届き、相談しやすい福祉行政の実現に向けて、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民への第4次北杜市地域福祉計画の周知についてであります。

「第4次北杜市地域福祉計画」においては、策定時に市内全戸に計画概要版の配布を行ったほか、現在も市ホームページに計画書、および概要版と、計画に基づく各年度の取り組み状況について掲載を行っているところであります。

次に、基本目標4「さまざまな支援に繋がるしくみづくり」に関する具体的な取組内容、成果及び課題についてであります。

各基本目標の取り組みとしては、関係職員が連携して支援を行っており、また、母子保健や子育て支援においては、包括的に対応するため、専門職、関係機関、地域組織との連携を図れるよう体制づくりに取り組んでいるほか、「あんきじゃんネットワーク事業」などを通じて市内事業者とも連携した見守りを実施しております。

なお、こうした取り組みにおける全体的な課題としては、行政区への未加入者や一人暮らしの高齢者などへの情報の周知であると考えております。

次に、「重層的支援体制整備事業」の次期第5次計画への位置付けについてであります。

「第4次北杜市地域福祉計画」は、来年度に次期計画を策定する予定であることから、その際には、「重層的支援体制」の整備について、これまでの取り組みを検証し、他市町村の取り組み事例等も参考にしながら、検討を進めてまいります。

次に、介護保険担当と包括支援担当の連携についてであります。

「介護支援課」の組織体制における日常業務については、市役所本庁舎と、「地域包括支援センター」の双方に窓口を設置し、連携を図っており、迅速かつ的確な業務を行っております。

次に、保健師、社会福祉士の総合支所への配置についてであります。

市民の介護に関する問い合わせに対しては、申請手続きのほか、初期段階の相談については、「地域包括支援センター」の地区担当者へ電話をつなぐなど、実態把握を行う中で、保健・医

療・福祉サービス、または介護サービスの利用につなげる支援を、迅速かつ適切に行っておりますので、現時点では、各総合支所に「保健師」や「社会福祉士」を配置する計画は考えておりません。

次に、各福祉行政拠点同士や各総合支所との情報共有や連携に関するDXの活用についてであります。

例えば、「地域包括支援センター」が導入している「介護予防ケアマネジメント」や相談支援などを総合的に管理するシステムについては、「保健師」等が訪問先への移動に時間要する小淵沢地区および白州地区担当者の業務負担を軽減するため、それぞれの総合支所に同システムを配備し、業務の効率化をサポートしております。

以上です。

○議長（大芝正和）

当局の答弁が終わりました。

中村典子議員の再質問を許します。

中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

2項、両方について再質問をさせていただきます。

1項目めについてです。デマンドバスの登録率と登録率向上の対策について教えていただき、ありがとうございます。やはりデマンドバスの導入が始まったばかりの明野エリアと白州・武川エリアの登録率が低いと感じました。

ご紹介にありましたイベント会場でのPR活動として、夏のお祭りへのブースの出展があつたとお聞きしているんですけども、その実績について教えてください。

また、出前講座は各地区の住民の皆さんから出前の依頼があった場合に対応していると承知しておりますけれども、その周知の方法について教えてください。

2点目に、デマンドバスの特徴や性質の周知について。

この周知がとても大事だと、今回、私も勉強させていただいて感じました。例えばすけれども、登録画面に「デマンドバスは遅れることがあります」という表示をしっかりと大きく目立つようにするとか、または予約画面に「デマンドバスの特徴を理解した」というチェックボックスを作つて、そのチェックをしないと先に進めないような仕組みなど考えられないでしょうか。

それから、3番目に、地域公共交通運営委員会で出された意見の反映ですけれども、せつかく市民から声を拾つて、地域公共交通運営委員会に出席していただいておりますので、よりよい公共交通のあり方を探っていく機会を今後、市民と事業者と市の3者でしっかりと話し合つて、よりよい公共交通をつくっていくような会議の設置は考えられないでしょうか。

以上、1項目めの再質問をさせていただきます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

5番、中村典子議員の再質問にお答えいたします。

まず、イベントでのPRの成果についてでございます。

今年度、行いました各地区のイベント会場で実施しましたPR活動の成果につきましては、本年8月3日開催の北杜ふるさと祭りにおいて15件、8月11日開催の大泉ふるさと夏祭りにおいて1件、8月14日開催の明野ふるさと納涼まつりにおいて11件、計27件のデマンドバス新規申し込みがありました。

次に、出前講座の周知の方法についてということですけども、出前講座につきましては、市の広報紙や市ホームページなどで周知しているほか、各地域の民生委員児童委員の皆さんに対して周知の依頼を行ったところであります。

今後も様々な手段を通じて周知を図ってまいります。

次に、デマンドバスとタクシーの違いの周知と、またデマンドバスの特徴を知っていただくという取り組みについてでございます。

その違いにつきましては、引き続き市の広報紙や市のホームページなどを通して周知を図ってまいります。

また、デマンドバスの特徴につきましては、次期システムの見直しの際に、併せて検討してまいりたいと考えております。

また、地域公共交通運営委員会等で出た市民からの要望についての対応というご質問ですけれども、いろいろな運行を行っていく中で、利用者からの要望等につきましては、各エリアの地域公共交通運営委員会などで課題の整理を行いながら、また、各エリア間で出た課題についても、担当職員がそれぞれの会議に出席をしておりますので、情報共有をしながら課題解決に向けた改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

ご答弁ありがとうございます。

夏のお祭りでの実績、合わせて27件が多いのか少ないのかはあれなんですか、私、実は武川のお祭りに行ったときに、どこにブースがあるのか探したんですけど、見つけられなかつたんですね。もっと積極的に、目立つところにブースを置いていただくなどして、またほかのイベントとかでも登録を呼びかけていただけるようにお願いいたします。

また、私、今回、実際に乗ってみて、課題をたくさん体感することができましたので、ぜひ市幹部の皆さんや委員の方にも積極的に、強要するというわけではなくて、自主的に利用していただいて、ぜひ市長にも乗っていただいて、課題の解決を体感していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、2項目めの再質問をさせていただきます。

通告をさせていただきました包括的な相談支援体制の充実、以下4項目について、具体的に取り組み内容と、その成果や課題について教えてください。

次に、各福祉行政拠点間、また総合支所の連携についてです。

市役所の本庁舎と地域包括支援センターそれぞれに窓口を設置して連携を図っているというご答弁でしたが、縦割りになっている現場で情報の共有を求める声を聞いております。

相談者ご本人に同意を得るなどして、情報の共有が進められないか、お聞かせください。

以上です。お願ひします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

5番、中村典子議員の再質問にお答えいたします。

福祉計画の取り組みのそれぞれの内容ということでございます。

まず、包括的な相談体制の充実では、多様な、複雑な課題を抱える高齢者の方に対して包括的に対応するため、専門職、関係機関、地域組織と連携しながら、相談者に寄り添った支援が図れる体制づくりということでございます。

次に、アウトリーチ、支援の促進では、ひきこもり状態にある方への訪問支援の検討を隨時行うほか、民生委員児童委員の方たちによる一人暮らしの高齢者に対する見守りや地域の住民同士の見守り、また事業者との連携に取り組むという内容です。

次に、多機関連携によるネットワークの強化であります。

民生委員児童委員と隨時、情報交換などを連携して速やかな対応を図っております。

次に、地域福祉に関する情報の周知でありますが、先ほどの答弁のとおり計画作成時に市内全戸に配布するとともに、必要な情報媒体を使いまして今日現在も情報発信をしており、併せて、福祉に関する各種支援制度や福祉サービスなどの内容についても掲載して、情報発信もしております。

次に、介護の支援担当との連携ということですけれども、連携につきましては、当然、現在でも行っております。急ぎの件につきましては、職員が直接来てという場合もありますし、また、定期的に電話やメール等において対応をしているなど、その適時に応じた方法によって連携を図っており、特に支障はないと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○5番議員（中村典子）

ご答弁ありがとうございました。

再々質問をさせていただきます。

社会福祉士の専門性なんですけれども、社会福祉士が直接、市民一人ひとりの生活に寄り添い、支援していることが分かりました。ただ、それだけではもったいないと私は感じています。福祉行政は大変幅広く複雑でありますので、福祉に関する専門性を生かして、福祉政策全般を総合的に考える立場になっていただきたいと希望しております。そのことについて考えをお聞かせください。

また、DXが情報共有に万能だと思われるがちなんですけれども、実際に導入してみて、その難しさもあることが分かってきたと私も感じています。特に高齢者との相性があまりよくないことが実感できます。本市に適したサービスの研究をさらに進めてください。お願ひします。

○議長（大芝正和）

2点目は要望ですか。

○5番議員（中村典子）

そうです。すみません。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井総務部長。

○総務部長（三井喜巳）

5番、中村典子議員の再々質問にお答えをいたします。

社会福祉士において、地域といいますか、全体の福祉の向上というご質問であります。

社会福祉士は、日々の相談業務を通じて、市民のニーズを直接把握していただいている業務に携わっています。そんなことから、現場で直面している課題から生まれる意見を広く福祉施策に反映ができるものと認識しております。

また、社会福祉士もキャリアがございまして、新任期から中堅期から管理期ということで、長く社会福祉士を続けていただきますと、当然、組織のマネジメントということになってくると思います。人材育成を指導していただくことも大事になってまいります。

そんな中で、市の福祉施策全般に関わっていただいて、市域全体の福祉を向上させていただく、今後、そんな活動をしていただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、5番、中村典子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月30日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時27分

令和 7 年

第 3 回北杜市議会定例会會議録

9 月 30 日

令和7年第3回北杜市議会定例会（4日目）

令和7年9月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
日程第2 認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第3 認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第4 認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第5 認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第6 認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第7 認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第8 認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第9 認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第10 認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
日程第11 認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定
日程第12 認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定
日程第13 議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第56号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第57号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第58号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第59号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第18 議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第64号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例について
日程第20 議案第65号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第67号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第68号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第24 請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書
- 日程第25 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第26 議案第62号 北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第63号 北杜市ほくともりっこパーク条例の制定について
- 日程第28 議案第69号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第70号 令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第71号 令和7年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第72号 令和7年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第76号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第33 発議第4号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出について
- 日程第34 発議第5号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第35 発議第6号 水道管路更新・耐震化に関わる国の更なる財政支援を求める意見書の提出について
- 日程第36 議員派遣の件
- 日程第37 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (20人)

1番	浅川 勝正	2番	大塚 愛
3番	輿石 知宏	4番	飛矢崎雅也
5番	中村 典子	6番	山崎 君江
7番	高見澤伸光	8番	輿水 崇
9番	中山 喜夫	10番	神田 正人
11番	大芝 正和	12番	秋山 真一
13番	進藤 正文	14番	志村 清
15番	齊藤 功文	16番	加藤 紀雄
17番	清水 進	18番	保坂多枝子
19番	内田 俊彦	20番	秋山 俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（37人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
政策秘書部長	大芝一	総務部長	三井喜巳
企画部長	功刀智之	市民環境部長	平井ひろ江
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	加藤郷志	建設部長	齊藤乙巳士
教育育長	清水徳生	教育部長	加藤寿
上下水道局長	田中伸	会計管理者	河手貴
監査委員事務局長	小澤永和	農業委員会事務局長	坂本賢吾
明野総合支所長	皆川賢也	須玉総合支所長	花輪孝
高根総合支所長	白倉充久	長坂総合支所長	日向勝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	渡辺美津穂
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	小林晋
政策推進課長	進藤修一	総務課長	津金胤寛
財政課長	城戸潤子	介護支援課長	松野純一郎
国保年金課長	小泉直紀	こども保育課長	三井智昭
ネウボラ推進課長	坂口美穂	観光課長	山田真二
生涯学習課長	田丸敬一	上下水道総務課長	坂本幹雄
上下水道施設課長	鈴木敏仁	上下水道維持課長	有賀英敏
上下水道総務課長補佐	原和也		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 進藤聰
議会書記跡部秀之
議会書記鳥原弘達

開議 午前10時00分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元にある議事日程のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第1 認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第12 認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○決算特別委員長（進藤正文）

朗読をもって報告させていただきます。

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

決算特別委員会委員長 進藤正文

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月2日の令和7年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を、9月8日、9日、10日、11日、19日に議場において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定

認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定

以上、12件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、「財政力指数を上げ、財政の自主性という点で事業のスクラップ・アンド・ビルトなどを行うことへの見解は。」との質疑に対し、「本市の財政力指数は県内市でも下位であり、税収が少ないため、県内でも地方交付税構成比が30%を超えて唯一の市である。交付税も減少していく状況であり、重要な施策を見極めながら事業の取捨選択を行い、財政運営を進めていく。」との答弁がありました。

次に、「デマンドバスの利用者数が少ないエリアの数を増やす対策と当日予約システムについての地域公共交通会議での対応などへの考えは。」との質疑に対し、「ホームページや広報での周知や出前講座を開催し地域での周知を図っており、これからも努めていく。令和6年度は地域公共交通会議を開催していないが、別途、各エリアで地域公共交通運営委員会を開催し、デマンドバスなどに対する意見聴取を行っている。また、現在の当日予約システムは5年が経過していることから、次世代の予約システムについて検討を始める時期に来ている。」との答弁がありました。

次に、「デモ活動などの用途での庁舎利用に関する市の考えは。」との質疑に対し、「庁舎管理規則を制定し、許可を必要とする行為と禁止行為などを規定した。多数での練り歩きや座り込みといった一般の利用者が市役所を利用する上で妨げとなる行為、デモ活動や大声を出す行為は禁止としている。本規則の認知のため周知をしていく。」との答弁がありました。

次に、「企業版ふるさと納税を行った企業数とどのような業種の企業が納税をしており、本市を選んだ要因をどう考えるか。」との質疑に対し、「通信、福祉、芸能および観光事業など22社からの寄附があった。また、市長のトップセールスが大きく、ほかに職員が企業や経営者へ積極的なアプローチを行ったことと本市の地域再生計画への賛同などが選ばれた理由である。」との答弁がありました。

次に、「広報ほくとの印刷部数は。また、その部数で足りているのか。」との質疑に対し、「1万8,300部印刷している。また、ホームページから電子版を見ることができ、部数は足りていると認識している。」との答弁がありました。

次に、「小淵沢エリア振興ビジョン策定負担金は県が策定した費用の一部または全額を負担したものか。」との質疑に対し、「県が策定したビジョンの委託費用に対し、その4分の1を市が負担したものである。」との答弁がありました。

次に、「コワーキングスペースの利用状況と月額利用の契約数は。」との質疑に対し、「毎月5名から6名の月額契約がある。」との答弁がありました。

次に、「消費生活相談員の年間相談件数と主な相談の内容は。」との質疑に対し、「消費生活相談員の相談実績は31件であり、主にインターネット関係で、詐欺や商品購入に関するトラブル相談が多い。」との答弁がありました。

次に、「職員提案報奨金の提案内容は。」との質疑に対し、「庁内で完結できることを省力化し、証明書等の添付を廃止するものや窓口受付時間を繰り上げ、ワークライフバランスの確保と時間外勤務を削減するものなど5件の提案が採用された。」との答弁がありました。

次に、「防災行政無線屋外拡声子局増設工事について、防災行政無線1棟で、設置後の地区からの声と事業効果はどうか。」との質疑に対し、「子局1棟の設置で、難聴地域からの要望に基

づき場所を選定したものであり、設置後は騒音などの苦情はなく、防災行政無線が聞こえる状況となつた。」との答弁がありました。

次に、「中越大震災ネットワークおぢや会費の実績と効果は。」との質疑に対し、「毎年住家の被害認定調査実地研修に参加し、災害時の罹災証明書の発行に必要な調査方法等を学んだ。」との答弁がありました。

次に、「住民票等の証明書にかかるコンビニ交付について、近くにコンビニがない地域もあるが、今後、郵便局での交付の実施について検討は。」との質疑に対し、「現状はコンビニと総合支所での交付になるが、今後のコンビニの店舗数や立地等を踏まえて検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「不納欠損額について、本市で多く見られるケースと件数は。」との質疑に対し、「不納欠損に至る理由で多いものは、財産なし、所在不明、生活困窮などで、不能欠損となった件数は、令和6年度は493件、令和5年度は401件である。」との答弁がありました。

次に、「ゴミ処理特別会計民生費組合費建設費負担金と後期高齢者世帯電気料金の高騰対策支援金の内容は。」との質疑に対し、「負担金は峡北広域行政事務組合のエコパークたつおかの運営に係る構成市の負担金である。支援金は夏季分と冬季分で各6千円を交付し、延べ世帯数は8,930世帯である。」との答弁がありました。

次に、「障害者自立支援給付費負担金と障害者自立支援給付事業福祉サービス費との増に差が見られるが。また、障がい者の総数に対する事業費の増の内容は。」との質疑に対し、「自立支援事業に対して国から2分の1、県から4分の1の割合に応じて財源が充当されているが、基準額があり割合どおりにならないこともある。また、1人当たりが受ける障害福祉サービスの量と重度医療の対象者が増加傾向にあり事業費が増加している。」との答弁がありました。

次に、「介護支援課所管施設の水道料金は。」との質疑に対し、「指定管理施設のデイサービスセンターの水道料金として、2カ月平均で高根町が約25万円、大泉町が約9万6千円、小淵沢町が約18万円、武川町が約3万7千円である。」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金について、厚生労働省が予防接種後の健康被害の認定をしているが本市での対象者は。」との質疑に対し、「対象者は1名で、死亡であるため金額が大きくなっている。」との答弁がありました。

次に、「結婚相談員について、年齢が上の方でも結婚相手を探したい人はいると思うが、年齢制限で参加が難しいイベントもある。結婚相談員はそのような人たちが気軽に相談できる大事な存在だと思うが市の考えは。」との質疑に対し、「結婚を希望する人は20代、30代ばかりでなく、それよりも上の年齢の登録者もおり、相談員は登録者の一人ひとりに寄り添い、相談や相手探しを行う重要な人材であり、今後も継続していきたい。」との答弁がありました。

次に、「私立保育園運営委託費の算定基準は。」との質疑に対し、「預かる園児の年齢や職員の待遇改善等の加算などに基づき給付費として国で定めた公定価格により算定される。0歳から2歳の未満児ほど委託料の金額が上がる仕組みとなっている。」との答弁がありました。

次に、「ヤングケアラー講習会の内容と窓口での相談事例の有無は。また、ひよこルームの運営業務費が上がった要因は。」との質疑に対し、「実際にヤングケアラーだった方を招き、言葉の周知とどのような支援が必要であるかの講習会を開催した。これまで窓口での相談事例はない。運営業務費の増は、支援員を1名増員し3名体制としたほか、日曜日の隔週開所を実施したためである。」との答弁がありました。

次に、「地域課題早期対応事業について、決算書では不用額が出ているが内容は。」との質疑に対し、「施工に向けて準備を進めていたが、事業者との調整がつかず年度内に執行することが困難となったものであり、当該箇所については令和7年度に執行を予定している。」との答弁がありました。

次に、「地域おこし協力隊支援事業の支援機関事業対象経費補助金の使途は限定されるのか。また、支援機関が会計報告をする必要はあるか。」との質疑に対し、「支援機関への経費は住居費や農機具、燃料代など隊員が労働する上での経費に充てている。また、支援機関からは毎月の業務内容や支出項目について報告を受けている。」との答弁がありました。

次に、「青年小屋バイオトイレシステム点検業務について、年間利用者数と毎年必要な経費であるのか。」との質疑に対し、「青年小屋トイレの令和6年度の利用者数は3,533人で、毎年必要な経費である。」との答弁がありました。

次に、「食杜北杜事業で開発された商品は、ふるさと納税の返礼品として活用されているのか。また、商店街コミュニティ活性化事業費補助金の内容は。」との質疑に対し、「開発商品は返礼品となった実績もあることから、事業者とも検討していきたい。また、補助金は北杜市商工会のほか、商店街活性化イベント支援事業として長坂町で2つ、小淵沢町で1つの祭りの支援に支出している。」との答弁がありました。

次に、「木のおもちゃについて、案内を出した対象者数と申込者数は。また、申込者数に対する市の考えは。」との質疑に対し、「令和5年度中に生まれた対象者は155名で、うち、受け取り希望者は105名で実際の受領者は98名。令和6年度中に生まれた対象者は157名で、うち、受け取り希望者は97名で現在配布中である。また、即時性がなくお祝い感がないという意見があり、これを教訓に新たな事業の在り方を考えていく。」との答弁がありました。

次に、「耕作放棄地意向調査の結果は。」との質疑に対し、「毎年約6%程度が農地への回復や保全管理が行われる状況である。」との答弁がありました。

次に、「特定空き家に認定されている件数と代執行となる判断は。」との質疑に対し、「9件あり、周辺状況の危険度や所有者とのコンタクトの可否、資力など様々な状況があるが安全の確保を第一に総合的に判断を行っている。」との答弁がありました。

次に、「住宅残置物処理業務と市営住宅残置物廃棄処理業務の内容は。」との質疑に対し、「住宅残置物処理業務は、市営住宅で死亡された単身の方で、相続人がなく連絡も取れない場合に、中の残置物を処理したもので、残置物廃棄処理業務は、管理困難住宅委託補償により用途廃止予定の団地から退去された6軒の方の移転の際に発生した残置物を処理したものである。」との答弁がありました。

次に、原材料費の敷砂利の内容と未舗装道路の舗装要望への対応は。」との質疑に対し、「地元に配布して対応していただく場合や総合支所から業者に依頼して砂利を搬入して敷きならず、もしくは総合支所職員が直接砂利を搬入して敷きならず場合がある。未舗装道路の舗装化は、10路線ほど案件があるが住居の数や路面排水などを検討した上で優先順位をつけて予算化し、1路線ずつ実施することとしている。」との答弁がありました。

次に、「用途廃止による不動産売払収入の内容は。」との質疑に対し、「道水路としての形態や機能がない用地を払い下げたものである。将来的に公共用地としての必要性はなく、目的を喪失している状態の用地について、近隣の地権者や区長にも同意を得て一體的な土地利用を行うため用途廃止を行った。」との答弁がありました。

次に、「芸術鑑賞会は情操教育として大事だがどのように企画しているのか。」との質疑に対し、「各学校で工夫しており、PTAでの協議や市のほかに国県の補助金を活用する学校もある。1校約20万円の予算で劇や音楽鑑賞、太鼓演奏など見たいもの、鑑賞したいものを企画して実施している。」との答弁がありました。

次に、「八ヶ岳スケートセンターの指定管理料と人件費相当の経費負担はどうか。また、昨年11月から指定管理が始まったが指定管理者との間でトラブルはなかったか。」との質疑に対し、「指定管理料は7,400万円であり、これにより運営を行い、それ以外は指定管理者でかかる経費や自主事業等で会社側が負担する形で対応している。また、引き継ぎの際は特段大きな問題なく行うことができ、昨年11月以降、指定管理者との関連で大きなトラブルはなかった。」との答弁がありました。

次に、「学校給食代替弁当補助金の小中学校での1食当たりの補助額と補助の方法は。」との質疑に対し、「額は小学生が1食310円、中学生が1食360円でお弁当を持参した回数に乗じて前期と後期の年2回に分けて交付している。」との答弁がありました。

次に、「郷土資料館などのPRが薄いと思うが問題意識はあるか。」との質疑に対し、「数年前と比べ、郷土資料館、平田家住宅および浅川兄弟資料館の入館者数が減少していることは認識しており、入館者数を増やす取り組みは行っている。その一つとして企画展の内容は重要であるので今後も集客できるテーマを選び企画運営を行う。」との答弁がありました。

次に、「SSH事業支援費が令和5年度に比べ増額した理由は。」との質疑に対し、「科学技術振興機構からの支援費の充当先を人件費に変更した結果、支援費の増額となった。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「令和6年度予算は可決後に附帯決議が採決されており、その理由は、指摘された7つの事業費について、説明が不十分で市民に混乱と不安を招くとして、予算執行に当たっては市民や議会への説明と理解が得られた後に実施することとされた。予算に附帯決議が付されるというのは異例なことであり、そのような経過を経て執行された予算である。予算執行に当たり、市長は議会や住民への説明を十分尽くしたと言えるか。この点だけでも予算の執行に同意することはできないものである。

事業の中で、保育料の第2子以降の無料化や小・中学校の給食費の完全無償化、暮らし応援商品券発行などは市民生活応援の立場から市民の強い要望に応えた施策であり、これらは高く評価することができる。

一方で、市民や事業者は今も続く物価高騰に苦しんでおり、先に紹介した物価高騰対策は独自に打たれたものの、不十分だったといえる。また、市長の公約であった保育料第1子無料化と人間ドック補助は令和8年度以降に先送りされている。

財政全体を見ても、年間の黒字分の多くを「新庁舎建設基金」や「公共施設整備基金」に積み増しをしているが、余裕が出た予算は物価高騰に苦しむ市民の生活などに最優先に活用すべきである。

最後に市民の中にも異論がある中部横断自動車道計画の促進同盟会などへの歳出や自衛官の募集事務に協力する姿勢などにも同意しかねることを付け加え、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」との討論がありました。

一方、「令和6年度の決算は、普通建設事業費、人件費および物価高騰の影響を受けて増額した歳出に対し、基金を取り崩し、繰入金や市債の借り入れが増加となる歳入で対応した決算と

なった。特に市の貯金といえる基金は、過去3年間に積み上げた約24億円が減少し、市の借金とも言える市債は、懸命な努力で町村合併後、削減し続けてきたが初めて約14億円の増加となっている。

この1年間で将来負担は約38億円の増となり、必要な事業とはいえ、持続可能な北杜市を後世に残すためにも大いに反省すべき点であり、今後は時期や方法など、より適切に対応するべきであると考える。新規事業に関しては、市制施行記念20周年事業、書かない窓口の設置、保育園の副食費無料化の拡充、くらし応援商品券事業など社会情勢に合わせた事業が適切に実行されている。

また、従来からの市民サービスなどの施策も、外国人への窓口対応の充実、税の収納率の向上、高齢者や障がい者へのサポートの充実、健康診断受診率の向上、耕作放棄地の解消、外国人観光客の誘客の推進、既存施設や新規工事の適切な管理、学習環境の充実など、工夫や改良を加え市民の利便性向上や市の活性化に向け確実に実行されており、決算としては十分評価に当たる内容であることから、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論がありました。

また、「反対の理由は主に北杜市くらし応援商品券事業の政策目的と費用対効果の検証が不十分であること、受益の偏りと対象の公平性に疑義があること、物価上昇の性質に照らした政策集団の適合性が疑われることである。

新規事業は必要性、緊急性、費用対効果を十分に精査すべきで、実績も限定的であった。北杜市の未来を考えると、財政資源には限りがあり、先ほど挙げた問題点が是正されないまま決算の認定を与えることは、将来の財政運営と市民の信頼に責任を尽くすことにはならないと判断する。

今後は、政策目的の整理と効果検証を徹底し、消費刺激と福祉支援のバランスを見失うことなく、必要な支援が確実に届く制度設計を強く求め、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」との討論がありました。

一方、「令和6年度は新たな体制となる中で、市税の安定的な確保やふるさと納税の増額に努めるとともに、市民の安全・安心と市民生活の安定を目指して各種事業に前向きに取り組んだ決算であった。

また、基金残高が令和5年度末の194億円から196億円に増加し、北杜市誕生から間もなく19.1%あつた実質公債費比率が5.3%となったことは、財政健全化にも努めた成果であった。

今後ますます深刻化する人口減少と高齢化への対応や、合併特例債の令和7年度での終了などもあり、将来に負担を残さない持続可能な財政運営が必要であることを申し述べ、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「予算と決算の乖離の分析は、また、新型コロナに係る影響と疾病的傾向を踏まえた今後の事業への考えは。」との質疑に対し、「特定検査等により市民の健康に取り組むことで医療費の減少につながった。また、新型コロナの影響は大きくなく、糖尿病や高血圧症、がんなどが割合を占めている傾向であり、今後も保健事業や予防事業、感染対策の充実を図り、備える。」と

の答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護予防生活支援サービス事業および一般介護予防事業費はともに前年度比10%ほど増加しているがこの結果をどう評価するか。」との質疑に対し、「2030年頃から2035年頃にかけて高齢者数はピークを迎える、認定率と給付費は上昇していく。介護保険料の上昇を受け入れて運営をしていく必要があり、国の制度改革を見極め、地域の実情に応じた運営となるよう対応していく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「北杜サイトの借地契約の期間はいつまでか。また、今後の施設活用の方向性は。」との質疑に対し、「借地契約は令和9年3月31日まで、市としては引き続き再エネを推進していくことから、引き続き施設を維持していく考えであるが、売電価格も下がる中で有効な施設の活用方法を幅広く検討しているところであり、その状況については地権者にも速やかに相談していきたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「診療件数は令和2年度以降、落ち込んでいるがその理由は。」との質疑に対し、「新型コロナウイルスの影響による診療控えであり、薬の処方を長期間出したことや高齢の受診者の減少という傾向があった。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「医師住宅光熱水費の医師住宅とは。」との質疑に対し、「医師住宅は診療所に併設されている医師住宅でその分の光熱水費をいただいている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定についてであります。

「耐震化を進めるため、料金収入だけでなく国から更なる交付金や補助金を求めるべきでは。また、水道企業団との責任水量制を見直す時期ではないか。」との質疑に対し、「国ほうでも本市のような管路に地理的特徴があるところに対しては、補助率のかさ上げなど財政措置を検討いただけないとありがたいと考えている。また、現状は、1日の最大給水量と、1日当たりの契約水量の均衡がとれていると考えており、直ちに見直すことは考えていない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定についてであります。

「市税などの一般会計から基準外として使用料よりも多い金額を繰り入れていることを市民に知らせていく考えは。」との質疑に対し、「今後5年に一度行われる上下水道経営基本計画の

見直しに合わせて点検を行い、検討していく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の4件については、質疑、討論ともなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありますか。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、志村議員。

○14番議員（志村清）

認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算書に対し、決算特別委員会に続き、反対の立場で討論します。

まず、この令和6年度予算には、令和6年3月議会で採決後に「附帯決議」が付けられたことを思い起こす必要があるということです。新庁舎建設事業費とか行革推進事業費、アウトレットモール跡地活用事業費、中学校適正規模推進事業費など、7つの事業費予算について「説明が不十分であり、市民に混乱と不安を招くもの」で「その予算執行にあたっては住民、議会への説明・理解が得られたあとに実施すること」という「附帯決議」です。予算書に附帯決議が付くということは異例なことだと思います。私たち日本共産党市議団は、「もし説明が不十分というのなら、その予算に反対すればいいのでは」と主張して、予算にもこの「附帯決議」にも2人だけで反対した、そういう経過があります。

それでは、「附帯決議」に沿った「説明」や「理解を得て」という姿勢が前上村市政にあったでしょうか。また、年度途中で引き継いだ大柴市政も、議会や住民への説明は十分とは言えないと思います。この1点だけでも、令和6年度決算には同意できません。「附帯決議」の重みを軽んじていないでしょうか。もちろん、中学校統合など地域ごとの説明会などを開いて理解を求める努力中だとは承知していますが、市民や議会の同意を得ないまま、一路、8つの中学校を2つの新設校へと統合する計画とか、40億円も積み立てる新庁舎建設、こういう予算執行を続けた令和6年度予算の認定には反対です。

次に、令和6年度の予算活用には、もちろん評価できる事業もあります。例えば、保育料の第2子以降の無料化、小中学校給食費の完全無償化、それから消防団員の皆さんへの活動推進

事業の充実、くらし応援商品券事業など、市民生活応援の立場から市民の強い要求に応えた施策であり、それは評価するものです。また、細かいことですが、アレルギーがあり弁当を持参しなければならない児童や生徒にその費用を補助するという、きめ細やかな対応もされました。物価高騰対策として「介護・障害者施設」とか畜産農家の皆さんへの資金を直接支援するなど、県内他市でもあまりやっていない応援策も歓迎されたと思います。

しかし、一方で、市民の生活や営業にとっては、令和6年度というのは、今も続いている食料品を中心とした物価高騰に苦しみ、事業者の皆さんは、「コロナ時の緊急小口資金」を返すことに苦慮した時期でもありました。「物価高騰対策」は独自にも打たれたものの、まだまだ不十分だったといえます。また、新市長の公約だった「保育料第1子無料化」とか「75歳以上の人間ドック補助」などは、年度途中の実施は困難とはいえ、令和8年度以降に先送りされています。また、会計はまたがるんですが、市民から「最も負担を感じる」との声が絶えないのが国保税、介護保険料ありますが、一般会計からの繰り入れなど、その引き下げへの努力や検討もされてきました。行政経費を5%切り詰めるというシーリングも続けられています。

また、財政全体の使い方で見ても、毎年指摘するんですが、年間の黒字分の多くを「新庁舎建設基金」とか「公共施設整備基金」に積み増すなどしていますが、余裕が出た財政は物価高騰に苦しむ市民のための生活応援などに優先的に活用すべきだったと思います。

最後に、これも毎年指摘しますが、市民の間に異論もある、中部横断自動車道計画の「促進同盟会」など5件、総額約53万円の支出、自衛官募集事務に協力する姿勢などにも同意しかねることを付け加え、認定第1号への反対討論とします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

20番、秋山議員。

○20番議員（秋山俊和）

認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度の決算は、白州保育園大規模改修などの普通建設事業費が大幅に増額し、職員給与や消防団員報酬などの人件費や物価高騰の影響を受けた物件費も増額した歳出を、基金を大幅に取り崩した繰り入れや市債の借り入れを増加させた決算となってしまいました。

北杜市誕生以降、財政健全化を一丁目一番地に掲げ、基金の積み増し、市債の繰上償還を様々な工夫と努力で推進してきましたが、令和6年度は市の貯金ともいえる基金は、過去3年間に積み上げた約24億円が減少し、市の借金ともいえる市債は町村合併後、削減し続けてきましたが、初めて約14億円も増加させてしまいました。

この1年で子どもたちに託す将来負担を約38億円も追加したことになり、大いに反省すべき点と考えます。

この件に関しては、必要な事業であったとはいえ、行政を監視する責務を担っているわれわれ議会にも責任があり、深く反省し、より研鑽を積み、今後は時期や方法など、より適切に対応するべきであると考えます。

しかし、事業内容を見れば、新規事業の市制20周年事業、「書かない窓口」の設置、保育料の副食費無料化の拡充、くらし応援商品券事業など、社会情勢に合わせた事業が適切に実行さ

れています。

また、従来からの市民サービスなどの施策の外国人への窓口対応の充実、税収納率の向上、高齢者や障がい者へのサポートの充実、健康診断受診率の向上、耕作放棄地の解消、外国人観光客の誘客の推進、既存施設や新規工事の適切な管理、学習環境の整備など、工夫や改良を加えながら、市民の利便性向上や市の活性化に向け、確実に実行されています。

のことから、決算としては十分評価できる内容であることから、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、飛矢崎議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

議長、同僚議員の皆さま、私は、本日、令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論いたします。

反対の理由は大きく3点です。

第1に、政策目的と費用対効果の検証が不十分であること。

第2に、給付の受益の偏りと公平性に疑義があること。

第3に、物価上昇の性質に照らした政策手段の適合性が疑わされることです。

まず、事業目的と費用対効果について申し上げます。

北杜市が行った、くらし応援商品券事業、第1弾で約2億2,600万円、第2弾で約4億5,300万円、合わせておよそ6億8千万円もの巨額な予算が投入されました。

しかしながら、市民の生活支援や地域経済の活性化という成果に対し、どの程度の効果を上げたのか、十分な検証は示されておりません。

監査意見書も、新規事業は必要性、緊急性、費用対効果を精査すべきと述べています。効果測定が不十分なまま、巨額の支出を行ったことは議会として看過できない、大きな問題です。

次に、利用実績と公平性について申し上げます。

第1弾では、取り扱い店舗858店のうち利用されたのは570店、利用率は66%。第2弾でも取り扱い870店のうち612店、利用率70%にとどまりました。全ての店舗に効果が及んだわけではありません。

また、換金率は98%前後と高いものの、実際の利用は大型店やガソリンスタンドなどに偏り、零細事業者や地域の小規模店舗には、十分な波及効果があったとは言えません。

つまり、市内事業者全体を支援するという目的は、公平性の観点からも十分に達成されたとは言い難いのです。

第3に、政策の適合性です。

今回の物価上昇は、エネルギーや食料品の高騰によるコストパッケージ型インフレです。これは需要過多によるインフレではありません。にもかかわらず、一律の商品券給付で消費を刺激する手法は、政策手段として的外れです。専門家も国民が疲弊しているのは、コストパッケージ型インフレの影響であると指摘しています。この点からも施策の方向性は疑問と言わざるを得ません。

さらに、第2弾の商品券配布期間は令和6年10月から12月、この時期には市長選挙が行われていました。選挙と重なったことで、市民の間に政治的公平性への疑惑を抱かせる結果と

なったことも看過できない問題です。

以上を踏まえ、本来であれば生活困窮世帯には、現金給付や公共料金の減免など直接的な生活支援を、中小事業者には販路開拓や資金繰りの支援など目的別に分けて施策を講じるべきでした。一律の商品券配布では富裕層にも援助が及び、本当に支援が必要な層への効果は薄れてしまします。

今後は、最少の経費で最大の効果を原則に政策目的を明確化し、成果を検証した上で事業選択を行うことを強く求めます。

北杜市の財政資源は限られています。決算意見書が求めているのは、まさに事業の優先度を厳しく精査し、効率的かつ効果的に財源を配分することです。

以上の理由から、私は令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

今後は、政策目的を整理し、消費刺激と福祉資源のバランスを見失わず、市民の信頼に応える制度設計を強く求めて、反対討論といたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、神田議員。

○10番議員（神田正人）

認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論いたします。

令和6年度は急激な物価上昇への対応、能登半島地震への支援や気候変動による大雨被害、また市長・市議会議員選挙において新たな体制となる中で、職員は市税の安定的な確保や、ふるさと納税の増額に努めるとともに、市民の安全・安心と市民生活の安定を目指して、生活困窮世帯緊急生活支援事業や大型複合遊具のある子どもたちのための公園整備事業、増富の湯解体工事、畜産振興事業の畜産飼料価格高騰対策事業補助金、インバウンド対応の多言語看板改修、中学校再編の検討、また各総合支所での地域課題早期対応事業の速やかな実施、地域要望による市道改良や農業用水路改修、また市民の健康維持のための総合健診をはじめとする各種検診事業、農業や商工業、観光事業者への支援など、昼夜を問わず、また土日もなく疲弊したと思いますが、職員が一体となって積極的に各種事業に前向きに取り組んだ成果である決算であります。

結果として、基金残高が令和5年度末の194億円から196億円に増加し、その中で北杜市誕生してまもなく19.1%あった実質公債費比率が5.3%になるなど、財政健全化にも努めてきた成果であります。

しかしながら、今後のますます深刻化する人口減少と高齢化への対応や、合併特例債の令和7年度の終了、水道事業、下水道事業会計の基準外繰出金や山梨県西部広域環境組合への負担金、公共施設の維持管理増などが見込まれることから、将来に負担を残さない持続可能な財政運営が必要であることを申し述べ、認定第1号 令和6年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

ほかに討論はありますか。

（なし）

以上で、討論を終結します。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(起 立 多 数)

賛成多数です。

したがって、認定第1号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和6年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和6年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和6年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和6年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和6年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和6年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和6年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 令和6年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 令和6年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 令和6年度北杜市水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 令和6年度北杜市下水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は、決算特別委員会委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時19分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

日程第13 議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本件につきましては、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会に付託しておりますので、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長から審査の経過と結果について報告

を求めます。

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長、秋山俊和議員。

秋山俊和議員。

○北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員長（秋山俊和）

朗読をもって報告をさせていただきます。

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長 秋山俊和

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長報告書

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会は、去る9月2日、令和7年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を、9月5日、22日、24日に議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

「大門ダムと塩川ダムの給水開始時期はいつからか。大門ダムと塩川ダムを建設した経緯、必要性は。簡易水道事業と上水道事業の区分け違いは。北杜市の簡易水道事業と上水道事業の条例施行の時期については。」との質疑に対し、「給水開始時期は、大門ダムが昭和63年、塩川ダムが平成10年。ダムの必要性は水資源の確保のほか、洪水の調節治水としての役割と塩川ダムは茅ヶ岳山麓の農地への灌漑用水の供給である。簡易水道と上水道事業の違いは給水人口の違いであり、給水人口が5千人以下の場合は簡易水道、給水人口が5,001人以上は上水道事業となる。北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行時期は、令和2年4月からの施行である。」との答弁がありました。

次に、「令和14年時点で予想される料金収入はどれくらいになるのか。また、管路の耐震化率について、全国および県内の平均は現在40%台で、本市は約13%であるがどうか。」との質疑に対し、「現行8億円程度であるが、10億円程度とし、単年度当たりで約2億円強、増加する見込みである。また、料金改定後の令和14年の耐震化率については、北杜市上下水道事業経営基本計画において、令和14年度時点の試算では、36.3%を目指している。」との答弁がありました。

次に、「市民説明会やパブリックコメントでは、市の方針を補強するための形式的なプロセスに過ぎなかつたのではないかとの市民意見もあるが、住民の理解と納得を伴う説明責任を果たせたか。」との質疑に対し、「北杜市上下水道事業審議会において、3年間の議論を行った中で出された答申を、市では尊重して市民説明会を行ってきた。また、代表区長会、地域委員会連絡協議会、市ホームページ、CATV、市民説明会、パブリックコメント、そして市長への手紙などで回答を一つひとつ丁寧に行ったものであり、一連のプロセスに問題はなかつたと考えている。」との答弁がありました。

次に、「巨額の更新費用を料金収入で賄っていくとなると今後も料金の値上げの心配がある。管路更新の資本的支出を水道料金だけで賄う方針か。それとも起債、一般会計の活用を検討し

ていくのか。」との質疑に対し、「本来は、3条予算の純利益を4条予算の原資に回していくものであるが、3条予算は、一般会計からの繰入金でようやく純利益を出している状況にあり、4条予算もお金が足りずに、一般会計からの基準外繰入金を投入している状況である。なお、今後も起債と補助金を活用しながら更新工事を行っていく。」との答弁がありました。

次に、「ダムがあるがゆえの問題点や経営的な指標、こうしたものは一切審議会に出されていない。ダムがあることからの問題点や責任水量制について改めて答弁をお願いしたい。」との質疑に対し、「大泉地区は非常に人口が増えている。これは紛れもなく、ダムからの受水による恩恵であると考えている。また、長坂町は当時大規模な開発が予定されており、それぞれの町がそれぞれの事情でこの責任水量制を申し込んだものであり、当時の自治体が申し込んで成立した事業であるため、今の時点でダムの水を見直すことはできないということである。」との答弁がありました。

次に、「焦点になっている給水原価と供給単価。やはりどこに公平性があるのかというと、給水原価をまず明らかにすること。これが必要ではないかと思うがその点への見解は。」との質疑に対し、「リース料やシステム使用料をどうしても分けることができない。町ごとの給水原価には、そもそもの考え方として、一つの事業で行っていることから、出すことはできない。技術的にも不可能であるため理解をお願いしたい。」との答弁がありました。

次に、「水道局でも人件費の削減などには取り組んできたと思うが、今後も継続していかないと市民の理解は得られない。今後の削減は。」との質疑に対し、「組織体制の見直し、お客様センターへの委託によって人件費等を1,600万円削減したほか、より経営を効率化するために、固定資産台帳を整備し、官庁会計から企業会計へ移行してきたことから、すでにやり尽くしたというのが現状である。」との答弁がありました。

次に、「自治体に水道事業が複数あることも含めて、市の見解は。」との質疑に対し、「同一の給水主体のもと、1事業1会計としており、料金を統一すべきという説明をしている。根拠は水道法第14条第2項第4号である。複数の事業がある場合に複数の原価を算出すべきであるが、北杜市水道事業は一本化されており、複数の事業はない。」との答弁がありました。

次に、「漏水事故への対応や夜間の職員の勤務実態は。」との質疑に対し、「漏水事故は、2日に一度の頻度で対応をしており、職員が24時間体制で修繕に努めている。また、漏水事故を防ぐために、深夜の水の動きが少ない時間帯に音聴器で道路を歩いて漏水事故がないか調査をしている。今後は、こういった地道な活動について広報、CATV、またホームページ等で周知を行う。深夜の事故対応は、テレメーター等が整備されており、各職員のところにメールが届くため、その職員が出動して配水系統を調査の上、漏水箇所を特定し修繕に当たっている。また7月の大東豊第1配水池の水源ポンプが落雷で壊れ、配水池の水が足りなかつた際、甲府市から給水車1台を借り、職員一丸となって緊急対応をした。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「令和2年の簡易水道事業の統合をきっかけに1事業1会計、イコール市内統一料金と市民と議会に対して法的強制力が存在するかのように説明を繰り返してきた。

また、水道法の法解釈に大きな疑義があり、法律が掲げる公平性、平等性とは画一的ではなく実態を踏まえた適正な差異の尊重を意味するものであり、今回の市内同一料金化への妥当性の根拠として掲げている同法の規定する公正な料金とは、利用実態やコスト構造を無視して全てを均一にするのではなく、それぞれの水源や供給条件に基づき、住民の納得と持続可能性を両立させるものであり、地域の実情に即した各自治体の裁量に委ねられているものである。

子々孫々まで市民が互いに立場を尊重し合い、眞の公平性と各地域の実情と特性を重んじ合う、水の山、水のまち北杜市が、県内他市に先駆けて1事業のもと複数料金体系の合理性と妥当性を地域の実情から認め、全国にも本市の特性と先進性を照らしていく自治体となる期待を込め、「議案第66号に反対する。」との討論がありました。

一方、「今回の改正で最も重要な点は料金体系の見直しで、相談窓口、水量検査、料金徴収など、一律にかかる事務的経費は1戸1請求あたり1千円近くかかっているのが現状であるが、現状の一般家庭の基本料金は6地域は950円、2地域は600円と契約者が増えるほど収支は悪化し、足りない部分は他の財源から補填されている状況がある。公営事業とはいえ、このような経営の圧迫や補填金額の不公平は是正されるべきものと考える。

一般会計からの約9億円もの繰入金を削減するためにも、経営体制の改善、対象人数や水量の影響を加味した工事優先度、ダム受水量の協議なども併せて改善することを希望する。そのためにもスケールメリットを生かし健全化を進め、地域格差を解消しつつ、脆弱な部分を助け合い、均一な受益者負担のもと運営していくべきと考え、「議案第66号に賛成する。」との討論がありました。

また、「料金の給水原価について、先ほど資料が提出され、出せるものは出していく、市民に良い説明をしていく。それは反省しているということありました。

まず、料金を改定する上で市民の理解を得るということが、まず第一前提だと考える。それは水道法第14条の中に、適正な原価に照らし公正妥当なものであるという一文があることから、市民に寄り添った説明をするべきであった。市民への説明、理解があった上で料金を改定していく。

先ほど上下水道維持課から説明があったが2日に一度の漏水対応、本当に大変な中で水道を維持している。また、将来にわたって現在年間2キロメートルであるが、長く、延長して管理する必要があることは理解する。

それゆえ根拠をしっかりと説明できる体制を作る。審議会も3年間あり、そのような中で市民に十分な説明をするということが料金を改定する上で一番大事なことではないかと考え、「議案第66号に反対する。」との討論がありました。

一方、「本条例案は、料金の市内統一と料金の値上げの2点が重要なポイントである。

1つ目の料金の市内統一であるが、令和2年4月に46の簡易水道が統合、北杜市水道事業が創設され、事業統合を行い将来にわたる水道事業の安定経営のため効率性や受益者負担を抑制している。

これまでダムの受水の有無を主な理由として料金に格差があったが、将来にわたりこれを継続していくことの是非が今回の議論の争点であり、様々な水源、それぞれの特徴や関連施設も違い、それら全てを活用し、全ての受益者、住民の負担軽減に繋げていくことが重要である。

2つ目の市内料金値上げについてであるが、約2年後には水道事業に関わる資金が枯渇する見込みであり、約1,353キロメートルにわたる水道管路、現在でも老朽化に伴う多くの漏水とそれに伴う一時的な修繕に莫大な費用と人員が投じられており、このままのペースでは老朽化した水道管の更新に600年以上かかるという非現実的な想定を回避することも目的である。

このような課題をクリアするため、現状の課題解決のためには、まずこの料金改定に着手することが最善と考える。以上の意見を述べ、「議案第66号に賛成する。」との討論がありました。

また、「反対の理由の第1に市では2020年4月から上水道事業とし、企業会計へと移行したことである。簡易水道の統合は、第1段階は経営統合、第2段階は財布が一つの会計統合、第3段階で管を結ぶ施設統合がある。この3つの段階がそろうことが必要であるが、会計を統合しても簡易水道と簡易水道が離れている、ダム受水地域と武川、白州地域で財政的な格差が大きい、水利権が設定されている水源を使っているなどの理由から、施設統合することは不可能であり、実態は簡易水道がそのまま残っている。

日本水道協会作成の水道料金算定要領には、水道事業が複数あれば個別の水道事業の総括原価を算出し、水道料金を決めることが規定されており、個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するがゆえに、客観的に公平が確保できるという内容である。料金の2体系を1体系にすることはこの規定に反している。

理由の第2に、3年を超えて水道審議会が開催をされてきたが、委員の多くは元市役所職員で提案された事項にほとんど意見を述べておらず、逆に市の提案をほとんど異議なく認めていた。

第3の理由は責任水量買い取り制であり、人口減少でも運営開始から水量の変更が現在まで一度もされていないことである。解決には直ちに減量の交渉をすべきである。

ダム水受水のため、多額の施設建設、施設整備が行われ、2つのダムがある本市、これを認めた国、そして県の責任があることは明らかではないか。本市の水道会計の赤字、その分は国や県に応分の負担を求めるべきであり、こうした課題を温存したまま水道料金を引き上げる条例改正をすべきではない。特に武川、白州地域は今回の値上げが2.26倍との痛みを伴う改革である。以上の理由により、議案第66号に反対する。」との討論がありました。

一方、「今回の条例の一部改正の内容は水道料金の値上げであり、市民の皆さまの生活面での負担を考えると、もう手を挙げて賛成ではない。また、現在の水道事業会計の経営状況は一般会計からの基準外繰入金が1年間に約5億円、この金額は県内各市と比較すると最大の金額である。また、令和7年度にはこのまま値上げをしないと、6千万円を超える赤字となる見込みであり、さらに令和9年度には資金残高が枯渇してしまうという危機的状況にある。

今回の水道料金の値上げについても、審議会で3年間に渡り色々な視点から検討した内容を基にしての料金体系である。水道事業も非常に厳しい状況下にあり、これを改善、維持し、将来までも安心して水が飲める生活を維持するためには、今回の水道料金の値上げ、そしてまた2体系料金の統一はやるべきである。以上の理由で、議案第66号に賛成する。」との討論がありました。

また、「市は市内同一料金の正当化の理由として審議会での答申を盾に強引に推し進めようとしており、2体系料金に合理性があるものとされてきた合併合意の経緯や地域の実情をよく知る市民の理解が置き去りにされ、1体系料金にすることがまるで法的拘束力があるかのような説明をしている。

水道法第2条の2第3項の規定や国土交通省が作成した第7回水道ビジョン検討会追加資料などを考慮すれば、水道料金は2体系であるべきであり、白州、武川、そして湧水を使用している4,566世帯についても、料金を別にすることは当然の主張であると考える。

市の維持費の割合、これまでの歴史、地域の実情といった、いかなる理由や背景があろうとも、答申内容を尊重し、料金の統一を図るべきであるという考え方は、水道法とは異なる内容であり賛成することはできない。人口減少と高齢化社会という未来に、これらの管路と施設を

抱え、住民負担で全てを修繕することは到底難しいと考える。北杜市のふるさと納税の基金などを投入して、将来世代への負担を抑えることも考えていただきたい。以上の見解から、議案第66号に反対する。」との討論がありました。

一方、「本市では水を作る金額と売る金額が逆転しており、水を使えば使うほど赤字、赤字のため漏水率が多くても、売上から管路の更新を行うことすらできないという状態である。さらには水道事業の資金は令和9年度には枯渇するという現実が示されている。

また、管路の更新が年間2キロメートル程度しか施工できず、衛星やAIを使った調査により管路を更新しても、また別の場所で新たな漏水箇所が発生し有収率も上がらないのが現状であり、職員数や人件費の削減などの対策を尽くしたが、今回の値上げに至ったことが委員会の中で理解できた。

この問題を先延ばししても、赤字や漏水率が多いという現実は変わらず、解決にはならないと考える。

平成27年の追加資料が出されたが、原価の取り扱いはとてもデリケートな資料である。データ自体は最新の数字ではなく、かなり前の数字であるため、それが独り歩きすることも不安材料であるが、原価や供給される水源などが分断を招く可能性もゼロではないと考える。

料金を統一し、皆が生きていく上で必要な水を相互に助け合い、支え合っていく。水が豊かな水の山北杜ではあるが、水に不便な地域もあり、みんなで心を一つにして、本市の水道のことを考えていくことが大切である。議決後、どのような結果であっても、市はより一層、現状の説明に努力し、今後水道料金がどうすれば負担軽減できるのかを模索し続けてほしいという意見を申し上げ、議案第66号に賛成する。」との討論がありました。

また「反対理由は次の5点で、第1に説明責任の未履行である。料金統一と平均25.3%の改定を前提としているが、条例審議に不可欠な給水原価、地区別収支、ダム取水地の内訳といった根拠資料が市民にも議会にも開示されなかった。

第2に無駄の放置による利用者負担の先取りである。ダム受水契約による毎年2億円もの負担、そして、40%の漏水という全国最低水準、これを改善せずに市民に一律負担を押し付けるのは不公正である。市民はまず無駄を削れと訴えている。

第3に法的整合性が欠如である。水道法第14条は適正な原価、不当な差別の禁止を規定しており、地域ごとの原価差を示さず、いかなる背景があろうとも統一を進めようとする市の答弁は地域ごとの自然的社会的条件を踏まえるという法の趣旨に逸脱している。

第4に公共性の軽視である。水道は日本国憲法第25条に基づく生命の基盤である。独立採算制に固執し、市民に過大な負担を課すことは、公共インフラとしての理念を損なうものである。水道法は管の劣化など高額な事業費については、国に資金提供の義務があることを記しており、国の支援の機運も高まっていることから、国の補助が増えるタイミングを捉え、老朽管更新や耐震化などの将来投資は、国庫補助や市債を活用し、世代間で負担を分かち合うべきであり、本市としても有効に活用できるよう要請することは極めて合理的である。

第5に、市民参加と合意形成の欠如である。市民が求めているのは、値上げ反対ではなく説明と納得であり、市は原価を隠し、不透明なまま採決に持ち込もうとした。このやり方に対して騙されると市民が怒っている現状を私たちは重く受け止めなければならない。

結論として、本条例案は、無駄削減も漏水対策もなく原価を公開せず、市民合意を欠いたまま値上げありきで拙速に進められており、行政が市民を欺いているとの疑惑を残したまま進め

れば、市民と行政の信頼関係を壊し、将来に禍根を残すことになる。水道料金を改定するか、しないかということに限定されず、市民レベルでの地域それぞれの声をこの検討に反映させることができると、北杜市の民主主義が問われている。よって議案第66号に反対する。」との討論がありました。

一方、「本市の水道事業は、料金の長期据え置きや人口減少の影響により、経営の持続可能性が大きく損なわれつつある。特に水道管の老朽化は深刻で、法定耐用年数も超えた管路が多数存在し、漏水事故も2日に1件のペースで発生しているという報告を受けており、このままでは必要な修繕や更新が進まず、令和9年度には事業資金が枯渇する見通しである。水道は命を支えるインフラであり、安全安定した供給を守るために一定の料金改定は避けられない。今回の改定では平均25%前後の料金引き上げが提案されており、審議会でもその必要性と妥当性が認められている。もちろん市民の負担が増えることへの配慮も欠かすこととはできない。

今後は、低所得者への減免措置料金の使途の透明性明確化、広報が必要と考え、行政にはより一層の丁寧な説明と、情報公開が求められる。将来世代にツケを回すのではなく、今できる備えを進めるためにも、議案第66号に賛成する。」との討論がありました。

また、「委員会審議でも何人かが紹介した2010年の大泉町の裁判でも水道料金を決める際には総括原価を算出して決めるべきである。これは裁判で勝ち負けは別にして総括原価の大しさは指摘されているところである。

またパブリックコメントにも多くの疑問や反対の声が寄せられ、パブリックコメント総数の9割近くに上っている。市民から十分な納得が得られていない状況での条例改正には反対である。

もう一つの理由は、3年以上続いているこの物価高騰の中で、全体では1.25倍、武川、白州の皆さんには2.26倍もの値上げを強行することである。市民の物価高騰に直面している下の水道料金の大幅な引き上げとなる条例改正に重ねて反対する。

また、この後提案されることになっている、国や県に財政支援を強く求めるとか、毎年2億円もの責任買い取り制の是非を真剣に検討する努力をその間、続けるなどとした上で、物価の動向や市民生活、経済状況を見極めてから実行する、そういう選択もあり得るということも付け加え、議案第66号への反対討論とする。」との討論がありました。

一方、「まず、健全経営を図るために、有収率が向上することが重要である。現状は料金収入にかかわらず、漏水箇所が多発している白州、武川地区に対する修繕費は、他地区の2.1倍、建設改良費は2.5倍を投じて漏水等の対策など有収率の改善に努めている。また、この9水源について、武川、白州地区以外でも、水源としてダム水を使用していないところもあり、現状の水道料金に疑問も発生している。

本市は、一般会計の繰出金は県下でも最大で、4億9千万円であり、水道料金は県下でも最も安価に近いが、このままでは資金が令和9年度には枯渇する懸念があり、市全体の水道事業を考慮する必要がある。

こうした現状を踏まえ、何よりもスケールメリットを活用し、簡易水道ではできなかった事業を遂行し、安全な水を供給するため、値上げをすることにより、ご負担の増えるご家庭にはご理解を賜り、また市でもこうした方たちに理解を求める努力を行うことを強く申し上げ、議案第66号に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

令和7年9月22日に、輿石知宏委員ほか3名から「発議第1号 水道管路更新・耐震化に関する国の更なる財政支援を求める意見書の提出について」が提出され、神田正人副委員長と私が確認し、受理しました。

提案理由説明後の審査において、「地方公営企業繰出金の繰出基準の見直しとは。」との質疑に対し、「一般会計から水道事業に移すお金というのが地方公営企業繰出金となる。人口減少で収入が減るという状況や管路の維持などについては、基準外となって国の方で認められていない状況であるため、この基準を見直してほしいという意味合いである。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「本市は標高500メートルから1,400メートルに及ぶ603平方キロメートルの広大な地域に人口約4万5千人が存在しており、総延長約1,353キロメートルに及ぶ長大な上水道管路を運用している。

近年は能登半島地震などで上下水道管路の耐震化の重要性が再認識されているが、本市の耐震化率は約13%と依然低い状況である。国は防災・安全交付金などを拡充し、本市の管路耐震化にも一定の助力が得られているが、現状では安定したインフラを確保するには、ほど遠いのが実情である。

よって、本意見書（案）に掲げる要望事項は極めて妥当かつ緊要である。

まず、中山間地域を多く抱える実情を踏まえた管路更新の補助制度創設は、過疎傾斜地を多く抱える本市にとって喫緊の課題である。

また、水道事業の安定的経営を支えるためには、起債枠の拡大や、償還条件の緩和による資金調達支援、さらに地方公営企業繰出金の基準見直しなど地方の実情に応じた財政措置の見直しが必要である。

以上の理由から、本意見書（案）の採択に賛成する。本市の水道事業を将来にわたり安定的に継続し、安全な水を住民に提供し続けるためにも、国に対するこれら要望を強く訴えることが必要であるため、賛成する。」との討論があり、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定し、併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開を1時30分といたします。

休憩 午前1時57分

再開 午後 1時29分

○議長（大芝正和）

それでは、再開をいたします。

次に、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、中山議員。

○9番議員（中山喜夫）

私からは、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

はじめに、このたび市が最終の方針として示した市内同一水道料金の方針に関する市の説明と法解釈には大きな疑義があります。

本市は、旧町村単位で構築された簡易水道事業が令和2年度に統合され、現在は1会計1事業で運営されております。そこで、市は料金体系も一本化することが合理的であり、法的にも当然の流れと主張しておりますが、この解釈にはいくつもの問題があると考えます。

まず大前提として、地方公営企業法および水道法の趣旨に鑑みると、現行の2体系料金を維持することは法に反するものではなく、むしろ自治体の判断による合理的措置であるということです。

前回6月定例会での水道に関する、われわれ会派の代表質問に対する答弁において、市は以下のように複数回にわたり答弁されていました。

令和2年度の公営企業法の適用以降は、同一の給水主体のもと、1つの会計で1つの事業を行っていることから、2つの料金体系が存在することは合理性がないと考えるため、料金統一とすべきである。

しかし、公営企業法は料金体系の統一を義務付けておりません。公営企業法とは、地方公営企業の運営において、経営の独立性や会計の適正性を担保するための法律であり、水道料金の具体的設定方法まで定めるものではありません。

公営企業法第17条には、経営の能率化や資産及び費用の適正な管理等、公営企業法第21条では料金は公正妥当であり、能率的運営のもと適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保できるものでなければならぬと記されております。料金体系の統一を求める規定は存在しません。

水道料金の設定は、地方自治法第223条に基づき、議会の議決を経て自治体が定める供給規定によるものであり、これはあくまで自治体の裁量です。

それにもかかわらず、なぜ法的強制力があるかのような答弁を市はされたのか。

市の主張は、事業が一本化されたから料金も一本化すべきという経営上の都合を、あたかも法の縛りによる必然であるかのように正当化する姿勢であり、これは住民の納得を得る上で極めて不誠実であると言わざるを得ません。

また、6月定例会の会派代表質問で、2体系の料金設定を統一しなければならないような法的効力を持つ根拠があるのかと問うた際、市は水道法第14条第2項により差別的取扱いを禁止し、公平なサービスの提供が義務付けられており、法律上にも根拠があるとの答弁をされました。

しかし、この解釈は水道法14条の平等原則の誤用です。この条文は同一のサービスに対し

て不当な差別的取扱いをしてはならないという趣旨であり、全ての料金を一律にしなければならないという意味ではありません。

ここで言う差別的取扱いとは、例えばこの住民、この企業にはこの料金、あの住民、あの企業にはあの料金のような同一地域同一条件の利用者に対して、恣意的な、いわば市の都合的な差別を行うことを禁じたものであり、歴史的経緯、地理的条件、水源の違い、維持費、実コストの差異など、合理的理由があれば料金差を設けることは認められるというのが法の建付けであります。

この点を認識した上で、説明会や答弁が行われていたのでしょうか。実際、総務省の通知やガイドラインでも、水道料金における地域差は、歴史的経緯、地理的条件、水源の違い、施設の維持費、コストなど一定の合理性があれば容認されると明記されており、国の水道政策においても画一的な料金体系を強制するものではないとされています。

にもかかわらず、市は広報や説明会、答弁で繰り返し水道法第14条第2項の平等原則により差別的取扱いを禁止し、公平なサービスの提供が義務付けられており、法律上に根拠があるとの説明を続けており、これは明らかに法の恣意的、市の都合的解釈であり、平等原則の誤用です。これでは市民へのまつとうな説明責任が果たされているとは言えません。

武川・白州2町の多くの住民は、歴史的に納得と合意の上で築かれた2体系水道料金体制の堅持を強く願っております。

市民説明会を終えた今でも、理解と納得が伴わない住民の方々からは、市の都合による一方的な法解釈や合理化によって、市民の生活基盤を揺るがすような変更がなされてよいはずがない。行政として市民へのまつとうな説明責任が果たされていないなど、数々のお声をいただいております。市長は、このような市民の声をどのように受け止めておられるのか。

何度も言いますが、私たちは値上げそのものに理解を示していないではありません。一方的な市内同一料金化ではなく、2体系の料金格差は、本市のこれまでの実情からも、一般的な法解釈からも総じて尊重されるべきと言っているのです。

また、現在の2体系水道料金体制は、合併当時、町単位でのダム受水の有無による実コストの差を背景に、各町の合意形成のもと、合併協定に基づいた町単位での地域的な統一により成立したのですが、現在、市は市内全域の料金統一方針を住民の理解と納得を置き去りに推し進めております。その理由の一つとして、公平性の確保を挙げています。

そこで次は、市が言う公平性の定義とその根拠の明確性についての疑義であります。

市は同一サービスを提供しているから料金格差に合理性はないと説明していますが、これは給水結果にのみ注目した考えに過ぎません。水道料金とは、使用者が負担するインフラ維持の対価であり、給水原価や設備投資額なども価格形成に影響するのは当然です。

現時点では、武川・白州2町とダム受水地域とで、この給水原価や水道維持にかかる実コストにどれほどの差があるのでしょうか。仮にその差が現状の2体系料金の差額を打ち消すほど小さいという事実があるのであれば、武川・白州2町の住民に今回の約2.26倍の値上げを課す料金統一方針にも理解の余地はあるのかもしれません。

しかし、先の6月議会での私の代表質問に対し、市は明確に今後51年間にかかる水管路や施設などを含めた市内全体の維持費総額1,073億円のうち、町単位で自己水源のみの武川・白州2町の維持費の割合は、2町合計で約9% (=1割未満) である。ダム水の恩恵を受けているその他6町の割合は合計約91% (=9割以上)との答弁をされました。

このように、自己水源のみの武川・白州2町の今後の維持コストとダム水受水の6町の維持コストの間に9倍以上の差があるのであれば、水道料金に差があるのは、当然と考えるのが妥当です。

また、先日9月24日の水道事業給水条例にかかる特別委員会最終日の採決前の質疑が終結される直前になって、市からようやく、現在の2体系料金体制の妥当性を証明する一番の肝となる当時の町ごとの給水原価の資料が提示され、やはり特段に安価だったのが市内自己水源地域の武川であり、現在の給水原価も金額的に大きな乖離はないであろうことを、市はようやく議場で明言し、お認めになりました。

しかし、この事実については、市民説明会でも開示要求が多く上がっていましたが、いまだ大多数の市民には知らされぬまま、周知の観点からも説明責任が果たされているとは言い難い状況下、本日9月30日の定例会最終日にて最終議決を迎えようとしています。

以上、述べてきた今までの経緯と合わせて、実際の国の方針でも、総務省の通知やガイドラインでは、水道料金における地域差は、歴史的経緯、地理的条件、水源の違い、施設の維持費、コストなど一定の合理性があれば容認されるとされており、本市にとっては料金統一ではなく、市内自己水源エリアとダム水の2体系料金こそ最も妥当性と公平性が高い、るべき体系と考えます。

最終的な執行権をお持ちである大柴市長は、いかがお考えなのでしょうか。私たちは、到底納得がいきません。

次の疑惑についてですが、7月に行われた武川町・白州町での計3回の市民説明会では、市内同一料金に対し、多くの市民から明確な反対意見が寄せられていました。また、7月末まで実施されたパブリックコメントについては、多くの市民から様々なご意見が寄せられ、全体の88%（約9割）は市の方針に理解と納得がいかないとの驚くべき、看過できない集計結果が先の特別委員会での質疑や会派代表質問にて初めて示されました。

本来であれば、このように市民説明会やパブリックコメントに寄せられた多くの市民の声はもちろん、前回までの議会の議論なども精査・検討した上で、市の方針を決定し、議会に上程するのが望ましいと考えます。

しかし、説明会やパブリックコメントの実施前である6月議会の段階で、維持費の割合、これまでの歴史、水源の違い、地域の実情等、いかなる理由があっても答申内容を尊重し、料金の統一を図るべきという市からは強硬姿勢の答弁がなされており、すでに市の方針が決定づけられていました。これは、9月2日の本定例会初日、市長自らが所信表明にて以下のように述べていたことが全てを表しています。

所信表明書、6ページ記載の内容を読みます。

第2回（6月）定例会において、審議会からの答申内容を市の方針とすることをご説明申し上げました。

その後、6月27日から市内8地区においての市民説明会とパブリックコメントを通じて、市民の皆さんにはおおむねご理解をいただいたものと受け止めていると、市長ご自身がきっぱりと明言されており、審議会の答申を尊重し、市の方針を市民説明会やパブリックコメント後に決めていく方針ではなかったことを明確に明言しております。

私たちも、今までの議場における数々の多くの市の発言の節からも、市長所信の言葉どおり、すでに結論ありきの崩さぬ市の方針の説明と、誰もが今まで当然感じていたことでしょう。

私たちも、その認識を前提として今に至っております。そして、パブリックコメントで88%もの理解と納得がいかない声が上がっていながらも、市長はなぜ、市民説明会、パブリックコメントを通じて、市民の皆さんにはおおむねご理解をいただいたものと受け止めていると、何をもって言っているのか。もちろん、結果、審議会の答申はまったくそのまま市の方針として本9月定例会に上程されておりました。

また、このたびの市の推し進め方、市の方針決定のプロセスの疑義に対する先日の私の一般質問にて、担当部局からは、6月時点では審議会の答申を尊重するという方針で、最終方針ではなかったと議場で答弁されていましたが、先ほど申し上げたとおり、9月2日の本定例会初日の市長所信表明では、「第2回定例会において、審議会の答申内容を市の方針とすることをご説明申し上げました」と市長自らが明確に明言しており、一連の市の方針決定のプロセスについて、この点においても市長発言と部局の答弁に明らかな食い違いが見られ、その矛盾に大きな疑惑と疑義を抱いております。

以上、述べてきた市のこれまでの推し進め方について、市民から寄せられてきた数々の具体的な切実なお声を、この場で一部読み上げます。

1つ目、他の意見を一切受け付けない姿勢と受け取られる、この市長の所信や市の強行的答弁は、パブコメや市民説明会が開かれる前にもかかわらず、市民に対し最初から聞く耳持たない、あまりに不誠実な行政対応ではないか。

2つ目、順序としては、1番、審議会の答申、2番、市民説明会（答申の説明）と市民からの意見聴取、3番目、パブリックコメント実施（市民からの意見聴取）、そして最後4番目、市の方針決定、このようなプロセスが本来あるべき姿ではないのか。今回の市の進め方は、明らかに手続き的民主主義の逸脱である。

3つ目の言葉。審議会の答申は、あくまで政策決定の材料の一つに過ぎないのに、市長の所信表明のとおり、市民説明会やパブリックコメントで住民の声を聞く前に、事実上の市の方針とされており、市民との信頼関係や説明責任は崩壊したものと同然と感じる。

4つ目、審議会の答申が出る前は、複数の市議から住民の声に耳を傾ける丁寧な事前対応を求める要望書にも市は応じず、審議会の答申後には、先ほど述べたような結論ありきの一方的対応で、これでは市民の声を反映する機会は一体どこにあったのか。

5つ目、市がすでに結論ありきの状態で説明会やパブリックコメントを行っても、市の見解を押し付ける場に過ぎず、市民の声は届かない。結果、何も変わらないと感じた。

6つ目、初めてパブリックコメントを出そうとしたが、用紙には市の説明資料の該当ページと、その内容への意見しか記入欄がなく、その他も存在しない。市民の声や意見を聞く姿勢が見えず、非常に残念だった。

7つ目、パブリックコメントは7月末に締め切られたが、生活に直結する重要な問題にもかかわらず、意見内容も9月5日まで公開されず、市民間でもどんな意見があったのか、何が反映されたのかも分からぬまま、結果、9月5日のパブコメ内容の公開前の9月2日の本定例会初日には、市の最終的方針として議案が提出されていた。

少なくともパブリックコメントの集計を終え、結果を市民に公開し、一定期間を設けてから市の最終方針として議会に正式に上げるべきではないのか。

最後8つ目、説明会後もなお納得していない、あるいは逆に不信を強めている住民が多くいる。これで説明責任は果たせたと言えるのか。

このような状況下において、議会での数の理論、その重責なる結果を全て委ねるという市の方針の推し進め方は、武川・白州の多くの住民に対し、理解と納得性を欠いた制度改変ではないか。

このまま多くの住民の理解と納得を置き去りに、市から説明責任が果たせたとは客観的にも言い難い状況下、このまま市内同一料金を一方的、拙速に推し進めていけば、本市には以前にも水道問題で最高裁まで行った係争例がありますが、水問題は根深いです。市民間にはもちろん、議会間においても、より深い、根深い禍根は今後必ず残ることになるでしょう。私はその状況を心から危惧しております。

最後に、いにしえから「無理が通れば道理引っ込む」という、ことわざがあります。北杜市合併当初の故初代白倉市長がよくおっしゃっていたというお言葉の一つ。煮詰まったときこそ、原点に立ち返ることイコール原点回帰の精神、この言葉にこそ、今まさに肝要、最善の方針と言えるのではないでしょうか。

8町の市民全体の多くの理解と納得が伴う今後の市政を願い、後世に深い禍根を残さないよう、今後の方針をいま一度踏み止まり、再考していただきたい。

最終的な執行権をお持ちであるのは、もちろん大柴市長です。市長が掲げ重んじる絆の名の下、市民の理解と納得と共に歩む今後の市政を私は心から願い、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての私からの反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、輿水議員。

○8番議員（輿水崇）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、大前提として、私は、資金が枯渇する見込み、長大な管路更新の進捗が悪いこと、また、この管路の老朽化による漏水が2日に一度のペースで起きてしまっている本市の水道事業、これらの課題に対応する案として、これまでの審議会や地域説明会、議会での特別委員会を経て今日に至ります。子どもや孫世代にも大きく影響するであろうこの課題、本議案。皆さまには様々なお考えがあろうかと思います。様々な案もあったかと思います。しかし、本日、この時刻には賛成か反対かの2択を採決する期限が迫っております。ゆえに、現在、また将来への議論、不安や課題を何一つ解決することを許さない、「反対」をすることに私は断じて反対であります。

本条例案は、大きく2つの点において非常に重要な件であると私は考えております。

1つは料金の市内統一。1つは料金値上げであります。

まず、料金の統一について。合併以来、この料金に関しては様々な議論や考えがあることを承知しております。しかし、令和2年4月に46の簡易水道が統合され、北杜市水道事業が創設され今に至ります。これら全ては、将来にわたる水道事業の安定経営のために効率性や、それによる受益者負担を抑制するためでもあります。

ここで私が考える重要な点は、市民の平等な負担とは何かであります。北杜市は2つのダム水や湧水、深井戸、河川の表面水等多くの水源を活用し、住民の生活必需品でもある水の確保

と供給を行っております。これまで、ダム受水の有無を主な理由として料金に差がありました。しかし、先のとおり様々な水源それぞれに特徴や関連施設も違います。一つの事業として、それら全てを活用しながら、全ての受益者、住民の負担軽減につなげることが重要だと考えます。新料金体系においては、将来にわたる料金収入、また建設改良に関わる負担割合、これは白州・武川地区、その他6地区においてもおおむね均衡がとれております。要するに、この改正により、市民にとって真に平等な水道料金となるわけです。

加えて、住民の皆さん多くの方は市内での料金統一は当然であるとの考えであります。これは値上げ幅が大きい白州・武川地域の方も同様の意見をいただいております。

よって、市内の料金を統一にしていくことには賛成であります。

次に、新料金（料金値上げ）についてであります。

約2年後には水道事業に関わる資金が枯渇する見込み、このままのペースでは、この老朽化した長大な水管路の更新には600年以上かかると非現実的な未来の予想を受けて、これらを回避することが背景だと承知しております。

市としては、現在の基準外繰入金の規模はおおむね維持し、料金収入と供給原価の均衡により、3条予算料金収入の赤字部分の補填のために投じられている繰入金は4条予算に回し、水管路の更新などに充てることにより、長大な管路の更新を加速させるとの方針を聞いております。これは、水道事業の本質をしっかりと堅持し、課題を解決していく一歩となります。

料金値上げ、受益者の負担増は非常に厳しいものではありますが、料金の段階的な値上げ、激変緩和措置を講じることも、非常に評価できる点でもあります。

もちろん、これだけでは、現状の課題の根本解決や将来にわたる課題解決には及びません。新たな手法や考え方、計画策定、交渉や研究をしていくことも重要であり、取り組むべきだと考えます。そのためにも、私は会派の皆さんとともに発議案を提出させていただきました。そういった現状の課題解決のためには、まずこの料金改定に着手すべきが最善と言わざるを得ないことが、私としては委員会を通じて確認できました。

生きていく上で必要不可欠な安心で安全な水。当たり前のように蛇口をひねると出てきていますが、それには多くの関係者の皆さんや職員の方々、先人たちの努力と知恵によって今まで紡がれてきました。料金統一、値上げには反対の声があることは十分承知しております。そして、住民、受益者の負担増につながることで、市民生活に少なからず影響が出ることも承知であります。

しかし、将来にわたる禍根を残さず、これからを生きる子どもたちや未来に、この水を紡いでいくための一つである今条例改正案が、法令順守・市民への平等性が担保されることを確認し、現時点での最適解と捉え、賛成することを申し述べ、討論とさせていただきます。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、進藤議員。

○13番議員（進藤正文）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例内容は、料金を改定するという住民の皆さんの生活に直結することから、住民の関心も高く、公益性の高い条例ですので、丁寧な説明が求められます。

議案第66号において、北杜市は、水道料金を統一することにより、使用者間の負担の公平性を確保し、将来にわたり安定した水道事業の運営を行うとしております。

令和9年には、資金が枯渇する、また管路の修繕などが必要となること、現状は2日に一度漏水し対応されています。

小淵沢町で起きた雷により施設が止まり、給水ができなくなり、全庁を挙げて対応してくださいました。現場は、私と内田議員とで状況を見てきました。

水道水は365日24時間止めることのできないことから、住民の生活に欠かせない事業ですので、料金を改定することについては、水道事業者、つまり北杜市は住民説明会でコスト構想を示せないことに対して、水道法第14条では適正な原価に照らし、公正妥当なものでなければならぬとされています。

住民説明会は8地区で9回行われ、3日間の北杜市水道事業条例にかかる特別委員会で質疑し、答弁を求めました。

私は、2015年までの原価について示していただきたいとの質疑をしました。市は、今お配りした資料は、決算審査の追加説明資料として作成されたものとの答弁でした。ここで初めて給水原価の資料を出していただきました。こういう説明を丁寧にしていただき、料金改定に進んでいく。水道法14条に原価を説明すると書いてある。ここまで出せますということでご理解をいただく説明が必要ではなかったか。その点、どのように思っているのかと質疑もしました。

市は、令和2年4月1日に設置条例が施行され、それ以前のことは、これまで市民説明会の中ではなかったというふうに、これまで説明を繰り返しました。しかしながら、「今、進藤委員から改めてご指摘を受けまして、どこまで出せるかということです。やはりもう少し謙虚に説明に立って、そうしなければいけなかったというふうに反省をしているところでございます。」との答弁でした。この答弁を踏まえ、説明は十分ではなかったと考えます。

料金を改定する上で、住民の理解を得るということがまず第一前提だと考え、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秋山議員。

○12番議員（秋山真一）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正で最も重要な点は、料金体系の見直しです。

現状、相談窓口、水量検査、料金徴収など、どの地域でも一律にかかる事務的経費は、1戸1請求あたり1千円近くかかっています。しかし、一般家庭の基本料金を見ても、6地域は950円、2地域は600円と、契約者が増えれば増えるほど収支は悪化し、足りない部分は、ほかの財源から補填されている状況です。

公共事業とはいえ、このような経営の圧迫や補填額の不公平は是正されるべきで、今回の改正は妥当と判断いたします。

そして、この改正は6年かけて段階的に統一することになっており、生活に急激な影響がないよう配慮されていることは、十分評価できると考えます。

今回、特別委員会の審議中に、平成27年度の各地区の給水原価、供給単価の資料提出がありました。10年前と現状は様々な点で違いがありますので、参考レベルで見ないと危険です。もし提出資料を基準とし、給水原価を重視するべきと考えるなら、契約者は水源の選択などできないのでですから、現状の区分ではなく、各地域別に計算しなければ不公平と考えます。

一人暮らしの2ヶ月の平均使用料16.4立方メートルを、平成27年の一番給水原価が安い武川に当てはめると、給水原価68.8円掛ける16.4立方メートルは1,128.32円となり、現在の請求金額とほぼ同じです。

各地域の給水原価の差は386.36円もあり、一番高い地域で計算すると給水原価455.16円掛ける16.4立方メートルで、7,464.62円を請求することになります。

安い地域だけ給水原価を基準と考え、高い地域は基準としないのはダブルスタンダードであり、条件の良い理由を条件の良い地域だけ適用することなどあってはなりません。

高い地域の4人暮らしの家庭の請求額は一人暮らしの2倍以上となりますので、1万5千円を超える家庭も出てくることでしょう。私は、このような高額な水道料金など市民にお願いすることはできません。なぜなら高額な水道料金を理由に移住は減少し、企業は撤退し、地域崩壊につながる地域が出てくるからです。

少子高齢化、人口減少を考慮すれば、給水原価が減少することではなく、請求金額の差を2倍以内と考慮しても、武川以外の地域は全て今回の改正以上の金額を市民にお願いすることになることを理解するべきです。

給水原価は料金設定の一例になるとは思いますが、地形、地質、水源、住民分布など安くしようとしてもできない地域があるにもかかわらず、給水原価を根拠とすることは別の視点で考えれば弱者の切り捨てをしていると思います。

今回、北杜市全域を一つの地域と捉え、算出提示された給水原価は上位法に照らしても適正であると考えます。

しかし、これまでの議論にも上がっているように、管路の改修工事や漏水対策にかかる経費は膨大であり、今回の料金改定だけでは到底足りません。これまででも事務の効率化や民間委託の推進を進め、年間1億円もの削減をしてきたことは評価いたしますが、県下最大の約9億円もの繰り入れを削減させるためにも、更なる経営や体制の改善、対象人数や水量の影響を加味した工事の優先度、ダム受水量の協議など合わせて改善していただけるよう希望いたします。

また、今回の改正に伴い、特に武川・白州地域には、料金変動などへの対応など、ご迷惑をかけて申し訳ないと思います。この地域は、過去に大きな災害を経験したエリアでもありますので、統合のスケールメリットを生かし、耐震改修など災害に強い設備をいち早く推進していただくとともに、近年問題となっている環境ホルモンへの対策にもしっかりと対応していただきたいと思います。

北杜市のどこに住んでも安全でおいしい水道水が利用できることは変わりありません。一つの市、一つの地域、一つの事業、同じサービス、同じ料金こそ公平であると考えます。問題を先延ばしにしても何も解決はできません。

子どもたちに託せる持続可能な市をつくるためには、市民が力を合わせ、支え合っていかなくてはなりません。そのためにも、目先の課題だけではなく、事業全体を見て、将来負担を縮小させ、スケールメリットを生かした健全化を進め、地域格差を解消しつつ、脆弱な部分をしっかりと助け合い、均一な受益者負担のもと運営していくべきと考えます。

以上の理由により、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

17番、清水議員。

○17番議員（清水進）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対理由の第1に、市は2020年4月から1個の上水道化とし、企業会計へと移行しました。簡易水道の統合には3つの段階があります。第1段階は経営母体の統合、いわゆる経営統合。第2段階は財布が一つになる会計統合。そして第3段階は管で結ぶ、施設統合となります。

しかし、市の場合、会計を統合しても簡易水道と簡易水道が離れている、ダム受水地域と武川・白州地区で財政的な格差が大きい、水利権が設定されている水源を使っているなどの理由から施設統合することは不可能であります。現在も簡易水道区域が残っています。

水道法では、「清浄にして豊富低廉な水の提供を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」という目的があります。市が運営する水道事業は、水道法により日本水道協会作成の水道料金算定要領に基づき、水道事業が複数あれば個別の水道事業の「総括原価」を算出して水道料金を決めることが規定をされています。

水道料金は、使用者間に不当な差別的扱いをするものであってはならない。このため、料金は個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に客観的に公平が確保できるものである。

大泉町住民が起こした水道判決で総括原価を出して水道料金を決めること、このことを市は必要だと認めた上で、当時は町ごとの施設台帳がなく、総括原価が算出できない、このように主張をいたしました。資産台帳が整備された今、旧町の総括原価を算出することは可能ですが、市は一貫してダムの上水を利用する6町と2町、武川・白州のデータ、数字を明らかにしていません。原価を明らかにし、水道料金を決めることが規定をされています。料金の2体系を1体系にすることは、この規定に反しています。

理由の第2に、確かに3年を超えて水道審議会が開催をされてまいりました。私も多く、この委員会の傍聴を行いました。委員の多くは元市役所職員でありました。提案された事項にはほとんど意見を述べておりません。市の提案が、ほとんど異議なく認められております。

北杜市となって、合併時、水道料金と施設の利用料が統一できておりませんでした。これは全会一致が原則で、水道料金は町ごとに大きな違いがあつたためであります。また、今回もダム受水を行っているからの課題は、ほとんど議題に上がりませんでした。また、地区ごとの最新の給水原価も公開されませんでした。市が示した平成27年のダム受水の6町の入件費+事務所費+施設維持費+償還金利子の総費用の合計は、12億4,600万円であります。武川・白州地区の総費用の合計は7,700万円で、16倍の差があります。こうした違いを認め、市民にデータを公開し、合意を求める過程が必要であります。

しかし、各町での地域委員会での審議を行わず、市民説明会の開催を求めて、市の結論を出してからの開催であります。市民との民主的な話し合いを行わない、こうした問題点があります。

理由の第3に、ダムからの受水、責任水量買い取り制は、人口減になっても運用開始から水量の変更が現在まで一度もされておりません。水道会計の赤字の原因、市に2つあるダムから受水しているからであります。この問題について対策が取られておりません。使われていない水に毎年約2億円も払い続けております。赤字の解決には、直ちに減量の交渉をすべきではありませんか。

人口50万人に1カ所のダムが国の基準であります。県は机上でダム計画をつくり、北巨摩地域が将来、水の不足になるからと多目的ダムに変え、水道水に活用するよう求めて責任水量制を割り当ててまいりました。ダム水受水のため、多額の施設建設・施設整備が行われてまいりました。2つのダムがある北杜市、これを認めた国・県の責任があることは明らかであります。水道会計の赤字分は、国・県に負担を求めるべきではありませんか。こうした課題を温存したまま、水道料金を引き上げる条例改正はすべきではありません。特に武川・白州地区は痛みを伴う2.26倍と高価になってしまいます。

以上の理由により、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、加藤議員。

○16番議員（加藤紀雄）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

条例の一部改正は、水道料金の値上げであり、市民の皆さまの生活面での負担を考えると、もう手を挙げての賛成はできませんが、今の水道事業会計の経営状況は、一般会計からの基準外繰入金が約5億円と、県内の各市と比較しても最大の金額を市の一般会計から補助を受けている状況であります。今ここで値上げをしないと、令和9年度には資金残高が枯渇してしまうなど危機的状況にあります。

また、施設面から見ますと、8町の合併により多くの施設が継承されております。水道管においては、総延長が1,353キロと相当長い管が市内に敷設されているわけであります。それ以外に取水や上水や配水等の施設を合わせると270カ所を超え、その多くが老朽化しており、施設の更新には多額の費用が必要となっております。

このような経営状況から見ると、水道事業の使命である市民の皆さまが安心して生活できるように、安全な水を継続的に給水すること、このことを将来へ向かって維持していくためには、料金改定はやむを得ないと判断せざるを得ません。

次に、水道料金の現在の2料金制の統一についてであります、水道料金の値上げについては、多くの市民の皆さまの生活に直接影響ある問題であるため、市民の皆さまの関心は高く、いろいろな場でこの問題が話題になり、議論をされております。私も多くの方で、多くの皆さん方から意見を聞き、説明をしてまいりました。

その中で、多くの市民の皆さまから、合併後20年も経っているのに、なぜ水道料金を統一できないのか。白州町と武川町は他の6町と比べ、どうして料金が安いのか、このような疑問を多く投げかけられます。

白州町と武川町以外の6町の皆さん方から見ると、白州町と武川町の水道料金が安い現在の2料金体制は不公平と思っている人が多くいると思います。合併の基本である公平性、平等性、統一性に考慮すると、過去の経過等はいろいろあったかと思いますが、合併後20年を経過した今、北杜市は一つ、この考えのもとに料金の統一が必要なことであると私は思います。また、多くの市民の皆さん方が思っていると思います。

以上の理由で、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の討論といたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の意見を許します。

6番、山崎議員。

○6番議員（山崎君江）

私からは、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

市は、「市内同一料金の正当化」の理由として「審議会での答申」を盾に強引に推し進めようとしています。つまり、2体系料金に合理性があるものとされてきた合併合意の経緯や地域の実情をよく知る住民の理解が置き去りにされ、1体系料金にすることが、まるで法的拘束力があるかのような説明がされています。

水道法第2条の2の3には、「市町村は、自然的・社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と書かれています。そして、国土交通省の作成した第7回水道ビジョン検討会追加説明会資料には、水源の種類やその取得条件の違い、あるいは水道施設年次、水道建設費の多寡など、給水地域における地理的歴史的要因をはじめ、人口密度、生活様式等による需要構造等の社会的要因の違いにより、内々価格格差が大きいと書かれています。

これらのこと考慮すれば、水道料金は2体系であるべきであり、白州・武川、そして湧水を使用している4、566世帯についても、料金を別にすることは当然の主張であると考えます。

私は、前回、6月の質問の関連質問において、歴史や水源、地域の特色を活かした料金体系導入をしていただきたいことを述べましたが、6月議会での市の答弁では「維持費の割合」、「これまでの歴史」、「地域の実情」といった、いかなる理由や背景があろうとも答申内容を尊重し、料金の統一を図るべきだと考えておりますという市の回答は、水道法とは異なる内容であり、賛成することはできません。

ただ、人口減少と高齢化社会という未来に、これらの管路の施設を抱え、住民負担で全て修繕することは、到底難しいと考えます。北杜市のふるさと納税の基金などを投入して、将来世代への負担を抑えることも考えていただきたい。

そして、埼玉県八潮市の陥没事故を受けて、國の方針にも変化が見られます。國への補助制度も活用できるよう、国にも積極的に働きかけていただきたい。

以上の見解から議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての、私からの反対討論とさせていただきます。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、高見澤議員。

○7番議員（高見澤伸光）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今、北杜市では、水を作る金額と売る金額が逆転をしていますので、水を使えば使うほど赤字であり、2日に1回のペースで漏水をしていて、資金も令和9年度には枯渇してしまい、今、管路の更新が年間約2キロ程度しかできておらず、衛星やAIを使った調査を行い、管路を更新しても、別の場所でまた新たな漏水箇所が出来てしまうので、有効率も上がらないというのが現状であり、人件費の削減など削るところもやり尽くし、今回の値上がりに至ったという、この問題を先延ばしにしても、何の解決にもならないというのが現実であります。

市民への説明や周知は、本来であればもっと早い時期、前の市政のときや審議会が立ち上がる前後とかで、市民に対して現状をまず周知、説明するということを行うべきであったとは思いますが、その出遅れた中であっても、管路の漏水の多さと資金が枯渇するという現実の危機感を踏まえて、いち早く周知や説明会を行ったのが今の大柴市政ではないかと思います。

水道料金の値上がりは、北杜市だけでなく全国の自治体でも課題となっていて、10月から水道料金の値上がりが行われる自治体がある旨のニュースの記事も見ました。

ダムを使っている、使っていないとか、個々の原価、給水される水源で金額を分けるなど、もしそうなったときに、今の現状から派生して、全てのエリアで原価が違うので金額がバラバラになるとか、上から下に流れている水とポンプで上まであげている水とではコストが違うとか、ダムを使っている、使っていないなど、のちのちそういう分断を生むということにもなりかねないと思いますし、そういう未来は避けるべきだと私は思います。

生きていく上で必要な水をお互いがお互いに支え合い、助け合っていく。水が豊かな地域もあれば、水が不便の地域もある。だけど、北杜は一つとして、市民全員が同じ北杜市で生きる人間であり、生きていくには水が必要であるという助け合いの精神と水の大切さを再認識して、心を一つにするというのが今、大切ではないかなと思います。

値上げ幅が一番大きい地域の皆さまのお気持ちは、伝わっております。市は今議会が閉会したあとも、より一層、現状の説明と周知を努力していただき、今後、水道料金がどうすれば負担軽減できるのか、どうすれば管路の整備の拡大と湧水率を上げることができるかを模索し続けてほしいということをお願い申し上げるとともに、私も、どうすれば水道料金の負担が軽減できるか、管路の更新が持続可能になり、湧水率を上げることができるかを、私も模索しながら、良い施策があれば市に提案していく、そのために努力をしていくということをお誓い申し上げ、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論し賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、飛矢崎議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討

論いたします。

反対理由は5点です。

①説明責任の未履行、②無駄の放置による不当な負担、③法的整合性の欠如、④公共性の軽視、⑤市民参加と合意形成の欠如。

第1に、説明責任の未履行です。

料金統一と平均25.3%の改定を前提としています。しかし、給水原価、地区別収支、ダム受水費の内訳、こうした根拠資料は、市民にも議会にも開示されていませんでした。

「原価が分からぬまま赤字48円と言えるのか」、市民の疑問は当然であります。

第2に、無駄の放置による不当な負担です。

ダム受水契約による毎年2億円の支出、全国最低水準、有効率58%、およそ40%が漏水。これを改善せず、市民に一律の負担を押し付けるのは不公正です。市民の声は明確です。「まず無駄を削れ」。

第3に、法的整合性の欠如です。

水道法第14条は定めています。適正な原価に照らし、公正妥当であること。不当な差別的取扱いをしないこと。しかし、市は地域ごとの原価差は示さず、「いかなる背景があろうとも統一を進める」と答弁しました。これは、法の趣旨を逸脱しています。

過去の裁判例、高根別荘水道、大泉住民裁判、いずれも「原価の開示」「水源差の扱い」を重視しました。市の対応はこれに背馳しています。

第4に、公共性の軽視です。

古来より、水を治めることは、国を治めることと同義がありました。

古代中国の禹は、治水を成して王となり、中世日本の武田信玄は、信玄堤を築き、水害から地域を守りました。水をめぐる争いを公正に治めた為政者こそ、名君と称えられてきました。

現代において水道事業を担う市政もまた、市民に無理を強いることなく、公平と納得を得て進める責務を負っています。

水道は、憲法25条に基づく生命の基盤です。大柴市長は所信表明で、老朽化対策と耐震化のため料金見直しを表明しました。しかし独立採算制に固執し、市民に過大な負担を課すのは公共インフラの理念を損ないます。

追加説明会資料では、収益的収支における純利益はわずか4%、資本的収支への利益充当は0.006%。料金引き上げで賄うのは現実的ではありません。高額な事業費は、国の補助や市債で世代間負担を分から合うべきです。

国はすでに老朽管更新の補助拡充を打ち出しています。本市の負担軽減につながる動きを活用すべきです。

第5に、市民参加と合意形成の欠如です。

合併協定にある「地域的統一」を「全市一律統一」に転換したにもかかわらず、市民の同意を経ていません。説明会も不十分。市民からは「騙されている」との不信が噴出しています。

過去、大泉町では料金統一をめぐり裁判闘争にまで発展しました。その経過をまとめた「住民主権を貫いて」には、こう記されています。

「水道料金の『地域的統一』の解釈に反し、市長の独断による『料金統一』計画が押しつけられた。その結果、市民は『こんなことなら合併しないほうがよかった』とまで言うに至った。」、また「私たちは『値上げ反対』ではなく、『改定過程への納得』を求めてきた。」、この歴史が示

す教訓は明白です。

市民合意を欠いた公共事業は、必ず対立を生み、信頼を壊す。さらに、大柴市長は施政方針で述べました。「市民の意見を政策に反映する」「市民参加型の市政への転換」を図る。「糸を基盤とした市政運営」。しかし、市民の納得を置き去りにする本条例案は、市長自身の理念とも矛盾するものです。

結論として、本条例案は、無駄削減も漏水対策もなく、原価の公開もなく、市民合意も欠いたまま、「値上げありき」で拙速に進められています。

公平性の名目で進められる「統一料金」、しかし実際には地域差や原価を無視した画一化に過ぎません。このままでは更なる値上げが続き、市民理解を得られないまま、公共インフラへの信頼を損ないます。

水は公共財であり、料金決定には透明性と納得性が不可欠です。市民の声を反映させることこそ民主主義の基盤であります。

よって、私は議案第66号に反対いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、浅川議員。

○1番議員（浅川勝正）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本市の水道設備は老朽化が進み、特に漏水問題は深刻です。現在、市内では平均して2日に1回のペースで漏水が発生しており、このまま放置すると断水や大規模事故のリスクが高まります。多くの水道管は築40年以上で、更新や修繕にかかる費用は非常に大きいものがあります。

一方で、人口減少等の影響により水道事業の収入が減少し、令和9年度には資金の枯渇が想定されており、現行の料金では将来的な維持が難しい状況にあります。

こうした課題を受けて、市は有識者や市民代表による審議会を21回にわたり開催し、慎重かつ透明な検討を進め、今回の答申が示されました。

今後の課題として、有収率の上昇、責任水量制の見直しを含めた企業団との交渉が必要不可欠であります。

持続可能な水道事業の運営を目指すために、課題から目を背けることなく、今後について対策をすることが重要です。

水道は、市民生活には欠かせないライフラインであり、水道インフラの維持は市民の安全と安心を守る上で極めて重要な課題です。

以上の理由から、今回の料金改定案は、持続可能で安定した水道事業を支えるために必要な措置であると確信し、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

14番、志村議員。

○14番議員（志村清）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道事業給水条例にかかる特別委員会に続いて反対討論します。

先に3つの理由を先に述べると、1つは市民から十分な納得が得られていないという問題。それから2つ目は、この物価高騰の嵐の中で市が決める公共料金を今上げるべきではないという点。3つ目は、武川・白州の地域の皆さんには、代々おいしくて安い水を飲んできている。公平というので、これをやめさせてということは、逆にそういうことは全国に誇れる、北杜市にはそういう地域もあるんだということを全国にアピールできる材料として、今回の引き上げを行わない、こういうことが必要ではないかという点です。

総括的に述べますが、第1に、今言ったように、一口で言うと、この改正案は「1つの事業、1つの会計、1つの料金体系」が原則だといって、水道料金を統一して、その結果、武川・白州地域の皆さんには、大幅な水道料金の引き上げが押し付けられるというものです。

「一つの事業だから」と繰り返し言いましたが、違う水を飲んでいるのに、なぜ値段が同じになってしまふのと、こういう子どもからの根本的な疑問にも分かりやすく答えられていません。

審議の中では、執行側から「1事業だけ料金は複数でやっている市と町が、全国には北杜市を含めた7市町ある」という答弁もあったわけあります。私には「1つの事業だから」とか「独立採算制だから」とだけ「言い張っている」だけのように感じてきました。

委員会審議の中では、言葉が適當か分かりませんが、水戸黄門の印籠のように、これが見えないのかといって、1事業は1体系と言い張ってきたように思っていました。

大泉町の裁判でも「水道料金を決める際は、総括原価を算出して決めるべきだ」とされました。これも頑なに「原価は示せません」、この繰り返しでした。

パブコメには、多くの疑問や反対の声が寄せられ、それは寄せられたコメントの9割近くに上っています。市民から十分な納得が得られていない状況での条例改正には反対です。

2つ目の理由は、3年以上続く物価高騰の中で、1.25倍、武川・白州の皆さんには2.26倍、ほかの6町は1.15倍ですが、こういう値上げを強行することについてです。

ご存じのとおり、物価値上げの波は収まらない。昼休みのテレビニュースでも、明日からは3千品目がまた上がる。11月までには、2万品目もの値上げが続くと言われています。働く人の賃金も物価上昇に追いつかず、年金も下がっています。こんなときに、市が市民に公共料金の一つ、水道料の値上げを求めていいのでしょうか。水道というのは誰もが利用を避けられないもので、事業者も直撃を受けます。しかも水道料金はご存じのとおり、収入が多い人も低収入の人も、使った水量で料金を支払う仕組みで、国保税とか介護保険料のように5割軽減とか2割軽減とかの、低所得者を救う仕組みもない公共料金です。

そして、6回に分けて値上げの「経過措置」というのが計画されていますが、これは負担を和らげるのではなくて、負担感、負担が増える感じを和らげるためだけのやり方です。

また、そもそも料金の統一、そして法定外繰入の減額というのは、上村市政が決めた第3次総合計画と一緒につくられました新・行革大綱、中学校2校、図書館3つなどと一緒に明記されたものです。

大柴市長は、新市長として、上村市政が進めてきた「水道方針」をそのまま引き継ぐのではなくて、くらし応援の立場で、大きく見直す方向に新市長として舵をきるべきではないでしょ

うか。市民が物価高騰に直面しているもとでの水道料金の大幅引き上げとなる条例改正に反対です。

3点目に、先日のテレビで、北杜市を全国に「ミネラルウォーター生産量日本一」と紹介していました。武川・白州の皆さんは、そのおいしい水を安全に、しかも県内でも安く飲んできているわけです。水源も先祖代々、守ってきたわけです。不公平だから統一するなどと言わずに、全国に自慢できる地域だと宣伝し、水の山・北杜市の自慢として守っていくべきではないでしょうか。

最後に、あえて言うなら、いったん立ち止まって、段階上に上げていくこのやり方、そっくりこの階段を2年、3年、先に延ばす。そしてその間に知恵を絞って、市予算からの法定外繰入を増やせないか。また、このあと、意見書も出されます、国や県に財政支援を求めるとか、毎年2億円もの「責任買い取り制」の是非を真剣に検討するなどの努力を続けて、物価の動向とか市民生活・経済状況を見極めてから、市長の判断で、何より市民の納得を得てから実行する。そういう選択もあり得るのではないかということも付け加えて反対討論とします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番、保坂議員。

○18番議員（保坂多枝子）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、2点の観点から賛成の立場で討論させていただきます。

まず、経営の健全化を図ることでありますが、料金収入は減少傾向にあり、費用は物価高騰などの影響により増加している中で、建設の更新や耐震化を進めていかなければなりません。

こうした中で、給水を効果的に行うために有収率の向上が重要であります。有収率が低い主な理由は漏水によるものであります。現状は、料金収入にかかわらず、漏水箇所が多発している武川・白州地区に対する修繕費は、他地区の2.1倍。建設改良費は、他地区の2.5倍を投じて有収率改善に努めています。

また、経費削減策の一つとして、組織体制を見直してセンターへの委託等を行い、人件費も1,600万円ほど削減する努力もしておりますが、北杜市は一般会計の水道事業会計への繰出金は県下でも最大で、特出しており、約4億9千万円であります。このままでは、資金が令和9年に枯渇する懸念があり、市全体の水道事業について考慮する必要があります。

次に、給水源についてであります。

ダム水を使用しているか否かでは、武川・白州以外の6地区において4,566戸がダム水の供給を受けていないにもかかわらず、ダム水を使用しているところと同じ料金を支払っています。現状の水道料金に対して問い合わせもあり、6町の住民の中からも疑問の声が発生しています。

また、いつ何が起きるか分からない、非常時の水を確保しておかなければならぬ必要もあり、安定した水の供給を計画しておかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、スケールメリットを生かして、何よりも必要な箇所に、必要な投資ができるよう、今までの簡易水道ではできなかった事業を遂行し、北杜市民に安心・安全な水を供給することであると考えます。

日常生活では、物価高騰が続いている中で、ご負担の増えるご家庭には、市としても経過措置も取られるようですが、十分配慮していく努力を強く求めて、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成討論といたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番、中村議員。

○5番議員（中村典子）

議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

私は、この条例案について、初めは賛成の立場でした。なぜなら、市の水道事業を赤字のままにせず、将来の世代に安心して水を引き継ぐためには、市民全員で負担を分かち合うべきと考えていたからです。

けれども、議論を重ね、自分でも勉強し、考えが変わりました。水道施設の更新にかかる費用は、本来は企業債や国からの補助金など資本的収入で賄うべきものです。そこに白州・武川と、ほかの料金収入の差を持ち込む必要はないと思ったからです。

私は当初、統一が公平だと信じていました。しかし、実際には白州・武川地域の皆さんには、一滴もダム水を使っていないにもかかわらず、その高いダム水の受水費と一緒に負担しなければならないことになります。

本市の水道事業は赤字で、独立採算を原則とする公営企業のルールからも料金の見直しは必要です。一般会計からの繰り入れも、できるだけ抑えるべきだと考えます。

ただし、その際には地域ごとの給水原価を示していただければ、ダム水を使うかどうかで料金を分けることが妥当かどうか、もっと深い議論ができたはずです。

実際、収益的支出の中で、ダム水の費用はおよそ3割を占めています。そのことからも、平成22年に導入されたダム水を使うかどうかで料金を分ける仕組みは、筋が通ったものだと思います。

さらに、ダム水は責任水量の8割程度しか使われておらず、その割合は年々下がる見込みです。それなのに、10年後まで受水量を見直す予定がなく、市民の負担を軽くする努力が感じられません。

こうした理由から、私は賛成から反対へと立場を変えました。

この条例案を否定することは、水道事業の持続を否定することではありません。むしろ、市民にきちんと見える形でコストを示し、本当に納得できる制度をつくるための一歩にしたいと考えます。

以上の理由で、議案第66号 北杜市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（なし）

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第 66 号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長の報告のとおり、決定するこ
とに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長報告の
とおり、可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を 3 時 5 分といたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 04 分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

日程第 14 議案第 56 号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてから日程第
24 請願第 3 号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書ま
での 11 件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員会委員長から審査
の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第 56 号から議案第 58 号および請願第 3 号の 4 件につ
いて報告を求めます。

総務常任委員会委員長、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○総務常任委員長（進藤正文）

令和 7 年 9 月 30 日

北杜市議会議長 大芝正和様

総務常任委員会委員長 進藤正文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9 月 2 日の本会議において付託されました事件を 9 月 16 日に全員協議
会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたし
ます。

付託された事件

議案第 56 号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について

議案第 57 号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例について

議案第58号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書
以上、4件であります。

審査結果

議案と請願の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑等について申し上げます。

はじめに、議案第56号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

「ダイヤの改正にあたり、駅へ接続する場合は通勤や通学利用者のニーズに合わせた接続時間への配慮が必要だと思うが。」との質疑に対し、「JRと主要幹線との接続は、利用者にとって非常に重要であるため、総合的に判断し、利用者にとって使い勝手の良いダイヤ改正したい。」との答弁がありました。

また、「改正により、通らなくなるエリアに関しては、デマンドバスを利用する案内や周知についての丁寧な対応は。」との質疑に対し、「市民の皆さまへ十分な周知期間が必要であると判断しており、半年前という今回のタイミングで議会へ上程しているところである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「ポスターとビラの公費負担額を引き上げる要因は、昨今の物価高騰に対応する配慮と思うがどうか。また、選挙運動用自動車関係の公費負担額の引き上げは。」との質疑に対し、「当改正は物価高騰等を鑑みたものである。また、選挙運動用自動車の公費負担については、今回の公職選挙法施行令では改正がなかったため、本市においても改正はしていない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書であります。

「日本国内で販売されている食品は。」との質疑に対し、「GABAトマト、可食部増量マダイ、高成長トラフグ、高成長ヒラメがある。」との答弁がありました。

また、「この表示により安全性を確保しているメーカーが風評被害などを受けてはならないと思うが考えは。」との質疑に対し、「ゲノム編集食品の表示により消費者が健康にいいものや安いものを選ぶことも考えられ、規制が流通の妨げになるとは考えていない。表示により消費者の食品に対する信頼を高めることができ、結果的に市場が健全になることも考えられる。」との答弁がありました。

また、「表示の義務化と同時に周知も国に求めるべきと思うが、請願の中に周知を入れなかつた理由は。また、今後の影響として懸念される点はあるか。」との質疑に対し、「国による周知は消費者庁などでの結果が出てから行うべきだと考えており、食品表示法や国民および市民の方が表示を求めているという観点に重きを置いている。今後の懸念点については、歴史の浅い技術であり、安全性の評価も十分されていないため、今後どのような懸念や問題が出てくるか

はよく分かっていない状況である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定し、併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第59号、議案第61号および請願第2号の3件について報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、神田正人議員。

神田正人議員。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

文教厚生常任委員会委員長 神田正人

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、9月2日の本会議において付託されました事件を、9月17日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第59号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上、3件であります。

審査結果

議案と請願の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の利用者数、現行の保護者の負担額および改正による負担額は。」との質疑に対し、「8月末時点での登録上は685人。保護者の負担額は、令和6年度の実績で保育料の収入全体の920万円、改正後の月の負担額は年間で合計3万6千円、これに夏休みと冬休みの利用を含めると合計4万円となる。」との答弁がありました。

また、「保育料の増額理由は。」との質疑に対し、「放課後児童クラブで3月に実施した満足度のアンケート調査で、Wi-Fiの設置やアプリの導入等、学習面や連絡方法などの環境整備への要望が多く見られたことから料金改定を行い、環境を整備するものである。」との答弁があ

りました。

また、「アンケート数とその内容は。また、年間運営費と減免措置は。」との質疑に対し、「対象の496世帯のうち、241世帯から回答があった。その中には値上げしても子どもの生活環境や夏休みの環境の充実を図ってほしいという声があった。年間運営費は、令和6年度実績で約1億5,500万円、これから国や県からの補助金や保護者の負担額を差し引いた市の負担は約6,100万円である。減免措置については同時利用の場合、2人目が半額、3人目が全額免除、生活保護世帯やひとり親等の非課税世帯も免除となっており、本年度の実績で約3割弱が免除の対象となっている。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論において、「現在、市民の暮らしは、食料品や水光熱費などの物価高騰により深刻であり、出生数の減少により少子化も深刻な状況である。今回の改正で影響を受ける世帯の増額は総額で約900万円を超えるとされている。

現在の放課後児童クラブの施設は、Wi-Fi環境や空調設備のほかアプリやメールなど情報手段などの改善が求められており、市の方針は、「経済的支援だけでなく、子育ても安心してできる環境を整えたい。」としている。

韮崎市では基本料金が2,500円で第2子は1,300円、長期休業時の加算がある。南アルプス市も同様に基本料金が2千円、第2子は1,500円で長期休業時の加算があるが、北杜市が極めて低いという実態ではない。

北杜市の昨年の決算では、庁舎建設基金に4億200万円。公共施設整備基金に2億2,700万円を超えて積み立てを行っている。

若い世代を応援する市政として、市長が発言している市民の暮らしを最優先することが求められていると考える。

先ほどの基金総額では昨年度10億3,600万円を超えて、積み立てがされており、その一部を措置することにより保護者負担の増額は避けられると考え、議案第61号に反対する。との討論がありました。

一方、「今回の改正は、料金の改定と長期休暇に30分前倒しで預かる、Wi-Fi環境などのサービスも充実するということが主な骨子である。

今回の改正は、利用者の約500世帯のうち、ほぼ半分の241世帯が積極的に満足度アンケート調査に答え、保護者の皆さま方の意見を子育て政策課がまとめ上げ、一つの形にしたことが大きな要因である。

また、国が推奨する利用者の負担割合は50%であるが、本市では現在6%、それが今回の改正により12%ほどになるとのことであるが、それを最初から全面に出した改正ではない。

利用者からの意見は貴重なものであり、それを尊重することは非常に大切なことである。また、料金を改定することについては、子育て政策課の満足度アンケート結果によりクリアしているという根拠があることから、議案第61号に賛成する。との討論があり、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度充実を図るための請願書であります。

「カリキュラム・オーバーロードの早期改善とは。」との質疑に対し、「詰め込み主義からゆとり教育に変わり、学力の低下が問題視されるようになった。また、これから時代に新たな学びが必要であるということとなり、今のグローバル化や情報化といった技術革新にかかることを授業の中に入れる必要性も議論となり、結果としてカリキュラムの内容が増えることになった。

しかし、授業内容が増えたにもかかわらず、授業時間は変わらないため、子どもたちにも教職員にも非常に負担がかかっているという状況がカリキュラム・オーバーロードで、それを何とか解消したいという内容の請願内容である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものとすることに決定し、併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第64号、議案第65号、議案第67号および議案第68号の4件について報告を求めます。

経済環境常任委員会委員長、中山喜夫議員。

中山喜夫議員。

○経済環境常任委員長（中山喜夫）

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

経済環境常任委員会委員長 中山喜夫

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月2日の本会議において付託されました事件を、9月18日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第64号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例について

議案第65号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第68号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

以上、4件あります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑等について申し上げます。

議案第64号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例についてであります。

「今後の活用方法と契約にあたっての考え方は。」との質疑に対し、「条例廃止後、プロポーザル方式で広く公募し、選考を行いたい。契約にあたっては年度当初の支払いを協議するほか、地域の方と意見交換をする機会や要望も事業に取り入れることなどを提案したい。」との答弁がありました。

また、「地元との協議や調査を行い、後々問題が発生することのないよう、方向性を定めてプロポーザルを行っていただきたいが。」との質疑に対し、「地域の方と協議を行い、最後に地域の意向を固めた上で年内にはプロポーザルによる公募に出したい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「改正に至る経緯は。」との質疑に対し、「県からほとんどの市町村で改正がされていない旨の連絡があったもので、根拠法令等の改正は合併前のことであるが、市としては知らせを受けたことから今回改正するものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第68号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての2件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

経済環境常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから経済環境常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第56号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第58号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてに対する

討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

17番、清水議員。

○17番議員（清水進）

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

現在、市民の暮らしは、食料品や水光熱費など物価高騰は深刻であります。また、年々子どもの出生も減少し、少子化も深刻であります。

今回の改正の主な理由は、現在の学童保育クラブの施設、Wi-Fi環境の改善、エアコンなど空調施設の改善、アプリやメールなど情報手段の改善などの要望に応えるためと説明されています。

しかし、保護者負担は現行の倍となります。韮崎市は基本料金が2,500円、第2子は1,300円、長期休業時の加算があります。南アルプス市は基本料金が2千円、第2子が1,500円、長期休業時の加算があります。こうした状況で、北杜市が極めて低い実態ではありません。

北杜市の昨年の決算では、庁舎建設基金に4億200万円、公共施設整備基金に2億2,700万円を超えて積み立てをしています。

今回の改正で影響を受ける世帯の増額、総額は約900万円を超える額であります。

若い世代応援の市政として、昨年12月の市長施政方針で「高齢者、障がい者、経済的に困窮している方々など、社会的に弱い立場にある方々に寄り添い、生活を守ることが、政治家として基本的な役割であり、誰もが安心して生活できる社会を実現することが、市政発展の基盤であると信じております。」、また3月の市長所信で「活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまち」の実現を目指してまいります。」、続けて「市民の暮らしを最優先とし、まずは市の基盤をしっかりと固めるとともに、未来を見据えた取り組みにも着手し、可能な限り迅速に、そして確実に、北杜市を前進させてまいります。」、このように発言をされています。

先ほどの基金総額では、昨年度10億3,600万円を超えた積み立てがされています。その一部を振り向ければ、保護者負担の増額は避けられると考え、議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番、内田議員。

○19番議員（内田俊彦）

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、今回の改正にあたりましては、料金の改定と長期休暇に30分前倒しで預けることができると。また、保護者の要望によりまして、Wi-Fi環境のサービスや、また連絡等のアプリを充実させるということが主な骨子でございます。

それでは、なぜ物価高騰が叫ばれる中、この値上げに踏み切った、その要因は何であるかと

いうことでございます。

子育て政策課としては、利用者アンケートを3月に行いまして、利用者の約500世帯のうち、ほぼ半分の241世帯が積極的に「満足」とアンケート調査に答えたところでございます。

保護者の意見を取り上げて、保護者の皆さまの値上げも含め、それらの調査もしっかりとまとめ上げ、今回の条例改正、値上げの改正、そして休暇等に、30分早く預かると、こういうことをされたわけでございます。

つまり、この政策立案は、利用者や、そこに来られる皆さん、そして市の担当課が一体となって今回はつくられたものであると、説明の中で聞いたところでございます。

また、国が推奨する利用者の負担割合というのは、本来は50%でありますから、本市では現在6%、それから今回の改正により12%ほどになることになりますが、わが市はそれを最初に、簡単に言うと、料金を取ろうという気持ちからそれを推し進めたものではございません。そういうことになると、利用者の貴重な意見を尊重し、それを政策に練り上げ、料金改定も含め、子どもの環境、今、タブレットを1台、皆さん持つておって、放課後児童クラブの皆さんには放課後に行かれるわけですから、宿題もタブレットがなければできないと、こういうことであるわけであります。それを保護者の皆さんのが訴えておったところ、実現していただいだということでございます。

この一連の流れを、庁舎の建設基金が云々とか、ほかのところへ財源を求めるべきであるとか、それは甚だ本末転倒であると考えるのが妥当かなと思います。

放課後児童クラブの歴史を紐解きますと、平成13年、北杜市においては、須玉町が初めて放課後児童クラブを開催いたしました。保護者の大きな期待に応えまして、今日まで多くの皆さま方が努力の末、子育てのトップランナーとして本市は走ってきたわけでございます。

その中でも、いろいろな皆さんに、私も利用者さんにも聞いたところでございますけれども、うちの子は夏休みにプールに入れないと、なぜかというと、保護者である私が一人親であるがゆえに働くなければならない。だから、子どもには暑い夏、プールに入れないけど我慢してくれという、そういう話をした。しかし、放課後児童クラブの運営に関わるボランティアの皆さんがある程度のプール当番を名乗って代わっていただき、その子は夏休みもプールに入れました。今、立派な社会人となって活躍をされています。

多くの皆さまからご意見を聞き、それを形にし、こういう結果を生み出したことを、私は高く評価したいと思っております。政策は、やはり現場にありだと思っております。

ぜひとも料金とサービス、非常に難しいものではありますけれども、このバランスをよく考えられて、今回の改正、料金の値上げをしても十分に満足していただける、こういう確信のもとに、私は本案に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

14番、志村議員。

○14番議員（志村清）

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

同意できないのは、月額1,500円を倍の3千円に、夏休み・冬休みなど、徴収していないかったのを2千円にするという部分です。

先日、テレビニュースで、17日だったと思いますが、北杜市が今年の「住み続けたい街ランキング」、こういうランキングがいっぱいあるんですが、山梨県内で2位から1位になったと伝えていました。「住み続けたい街」なんです。全国の人がよく「行ってみたい街」とか「住んでみたい街」とか、そういう調査、ランキングはよくあるんですが、「住み続けたい街」、つまりそこに住んでいる方々、北杜市民に聞いた結果なんですね。ちなみに。県内の2位になったのは市川三郷町、私の生まれたところです。3位が山梨市、4位は昭和町、5位が甲州市、隣の韮崎市は8位でした。甲斐市はランク外だったですね。

そのニュースでは、こう言っていました。北杜市が「住み続けたい街」の1位になった理由として、自然環境の良さに加えて、子育て政策が充実しているということが考えられますと、アナウンサーがコメントしていました。

私はよく、「子育て支援3つのゼロ」というふうに言いますが、1つは給食費無料、2つ目は18歳までの医療費無料、そして保育料です。保育料は来年度から第1子無料が実施されれば完全に子育て支援3つがゼロになる市になります。

マスコミのコメント、これはNHKだったと思いますが、子育て政策が「住み続けたい」という理由に表れていると言っていることを繰り返して紹介します。

もう1点、これも皆さん、読んだと思いますが、私は驚きました。一人親家庭で、県内だけではなく、全国です。この夏休み、子どもの4割が夏休み中、1日2食しかご飯を食べられない。4割に上っていました。コンビニなどがいっぱいあって、食べ物はお金さえあればすぐ手に入るように、朝、お母さんと一緒にどうか分かりませんが、どちらかと一緒にご飯を食べたあと、この夏休み、夜までご飯が食べられない。こういう境遇の子が実に半分近くいると。今、自民党総裁選をやっていますけど、「日本はどうなってしまったんだ」と皆さん思いませんか。

市長に言いたいわけですが、年間900万円あれば、今度の値上げは避けられます。Wi-Fiの環境を整えるとか、エアコンなどの整備にお金がかかるからという理由ですけども、小学校、中学校とか図書館にこれらを整備した際に、児童生徒や利用者に負担を求めるでしょうか。普通、こういう整備は大家さんが整備するのが普通だと思います。

実は、私の家から、川を挟んで反対側が須玉小学校の放課後児童クラブですが、朝夕、お母さんやお父さんが、一分一秒を争って迎えに来る。また、声もよく聞こえます。本当に必死の思いで、こういう事業に、預かってもらって本当に喜んでいただいていると思います。

先ほども、清水議員から紹介ありました。韮崎市は月2,500円で、夏休みに1,500円余計に取ると。南アルプス市は、毎月2千円取って、夏はプラス3千円。甲府市に限って言えば月5千円なんです。さらに夏休みは5千円。1万円取っている。

私が言いたいのは、しかも北杜市はおやつを無料で提供しているんですよね。これもあまり県内にない。部長に聞いたら、先生方はおやつの種類も非常に気を使って、アレルギーのものが入っていたら困るということで、おやつのパッケージを見て、そして安心なものを、しかも無料で提供していると。本当に大事な努力をされていると思います。

最後に言いたいのは、さっきの水道料と同じです。北杜市は安いし、サービス満点だと。こういう、ほかがたくさん取っているから、それに追いつくということでなくて、安いままに据え置いて、自慢の一つにすればいいんではないかと思うわけです。

市長、県内を回って褒められると思いますよ。しかも「住み続けたい街」1位になったということですから、ぜひこれを倍にするとか、夏休みだけ、また徴収するなどせずに、子育て支

援の努力に逆行する、こうしたことに同意できないということを述べて、この議案第61号の改正に反対討論とします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、輿水議員。

○8番議員（輿水崇）

議案第61号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

以前、私もこの議会を通して、放課後児童クラブのWi-Fiの必要性について質疑をしたことがあります。

保護者の皆さん、そして支援員の皆さんにとって、こういった放課後児童クラブの施設の改善、こういったものが非常に大きな声になっていると思っております。

やはり働き方ですか家庭環境も変わり、そもそも放課後児童クラブにお子さんを預けるという方の多くが就労を機に利用しているかと思います。そういった中で、連絡手段ですか、やはり預ける時間、朝、長期休暇の際の7時半から預けられることというのは、どれだけ保護者の方たちにとって負担の軽減になるのか。また、連絡手段が、ほかの保育園ですか小学校と変わりなくICT化されることによって、連絡忘れですかミスがなくなるということが、やはり家庭においてもどれだけ負担の軽減になるのか、子どもと向き合う時間が増えるのかということは、非常に重要な問題だと考えておりますので、ぜひこういった施策をより前に進めたいと思います。

改正の中で、料金値上げということでございます。先も内田議員がおっしゃっておりましたけれども、県内他市と比べるのもすけれども、やはり国内を見てみると、北杜市はまだまだ子育てに手厚いサービスをしながらも料金の低減というところを図っております。

今回の改正について、料金の値上げというものは、やはり利用者の負担になるところではございますけれども、その分、利用者、保護者の方にとって、非常に大きな改革になると私は確信しておりますので、本条例改正案について賛成として討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（大芝正和）

ほかに討論はございますか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

（起立多數）

起立多數です。

したがって、議案第61号は、文教厚生常任委員会委員長報告のとおり、可決することに決

定いたしました。

次に、議案第64号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例を廃止する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第65号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号 北杜市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、経済環境常任委員会委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

4番、飛矢崎議員、反対ですか。

○4番議員（飛矢崎雅也）

賛成です。

○議長（大芝正和）

反対の方はいらっしゃいますか。

(なし)

では、4番、飛矢崎議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

ただいま、議題となっておりますゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書提出に関する請願書に賛成の立場から討論いたします。

本請願の趣旨は、ゲノム編集技術によって作られた食品についても、消費者が分かるように表示を義務づけるよう国に求めていくべきだというものです。

現在、ゲノム編集食品については、従来の育種技術で起こりうる自然変異と区別できないことや、科学的に検出が困難であることなどを理由に、食品表示法上の義務表示の対象とはされていません。安全性のリスクも従来品種と同等であると判断されているため、表示は任意とされています。

しかしながら、消費者や消費者団体からは、自分が口にする食品がどのような技術によって生まれたのかを知りたい、主体的に選びたいという強い要望が寄せられています。これはまさに憲法にも通じる知る権利、選ぶ権利の実現に直結するものです。

一方で、義務表示には法的な裏づけや検査体制が必要であり、違反を検出する仕組みが十分に確立されていないという課題もあります。

そのため、現行制度では、表示を求める意気持と技術的・法的な制約との間にギャップが生じています。だからこそ、今必要なのは、国に対して技術的に検出可能とする研究開発の推進や制度整備を前提とした表示義務化の検討を求めていくことです。

欧洲連合では、すでに表示義務化の方向で議論が進んでおり、国際的にも透明性を重視する潮流が強まっています。輸出入業者にとっても表示の整合性が取れることは、長期的には有益と考えられます。

本市議会から国に意見を届けることは、地域の声を国政に反映させる大切な手段です。市民の安全・安心に直結する食に関わる問題であるからこそ、表示の義務化を国に求める意義は大きいと考えます。

以上の理由から、私は本請願に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

討論を終結いたします。

これから請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、総務常任委員会委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第25 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

概要書をお願いいたします。

改正趣旨につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用する条項を改めるため、北杜市病院事業の設置等に関する条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第1条から第4条における条例について引用する条項を改めるものであります。

施行予定日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日であります。

根拠法令等は、地方自治法の一部を改正する法律であります。

続きまして、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係、北杜市病院事業の設置等に関する条例は、第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め、次のページをお願いします。第2条関係、北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例は、第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め、次のページをお願いします。第3条関係、北杜市訪問看護ステーション条例は、第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め、次のページをお願いします。第4条関係、北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例は、第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものであります。

説明は、以上となります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第60号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第26 議案第62号 北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

議案第62号 北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

制定の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、新たに市町村の認可事業として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されたことから、同事業の設備及び運営の基準を定めるため、北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

施行予定日は、公布の日から施行します。

根拠法令等は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準であります。

制定内容につきましては、条例の骨子によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

1 乳児等通園支援事業の概要についてであります。

（1）背景です。

こども未来戦略において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。」とされました。

こうした中で、全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「乳児等通園支援事業」が創設されました。

（2）制度の概要です。

ア 利用対象は、0歳6ヶ月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、居住する市町村が認定します。

月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となります。

イ 事業者は、乳児等通園支援事業を行おうとする事業者は、市町村が認定し、基準は国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例で制定いたします。

各市町村が条例で定める基準は、内閣府令で定める基準に従い、または参照して定めることしております。

（3）「北杜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める施設及び運営に関する基準の基本的な考え方であります。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従うべき基準は、国基準に従った基準とする。

また、その他、国基準を参酌すべき基準は、国基準と同等の基準といたします。

2 趣旨ですが、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきましては、2ページをお願いいたします。

(1) 通則では、事業者が運営上行うべき事項として、一般原則、安全計画、虐待等の防止、衛生管理等、3ページに続きまして、食事の提供を行う場合に備える設備から苦情への対応までを定めております。

(2) 乳児等通園支援事業の区分では、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分すること等を規定しております。

(3) 一般型乳児等通園支援事業では、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および職員の基準等を規定しており、受け入れるために個別に保育士を配置する必要があります。

4ページをお願いいたします。

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準を規定しており、保育所の利用定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れが可能となるものです。

本条例の制定は、こども誰でも通園事業の実施を検討する民間事業者向けに認可の手続きや事業運営内容等について条例で定めるものであります。

施行後は、市内事業者へ周知を図り、事業導入の意向など確認をしてまいります。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第62号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第27 議案第63号 北杜市ほくともりっこパーク条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

議案第63号 北杜市ほくともりっこパーク条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

まず、制定の趣旨でございます。

子どもの居場所づくりとともに、多世代交流の場を確保することを目的として設置するほくともりっこパークについて、その設置及び管理について定めるため、北杜市ほくともりっこパーク条例を制定するものです。

施行予定日は、令和7年11月1日としております。

制定内容につきましては、条例の骨子によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

1の設置についてであります。

多世代が交流することにより、子どもの豊かな心を育み、健やかな成長に寄与するため、ほくともりっこパークを設置するとしております。

2の名称及び位置ですが、名称はほくともりっこパーク。位置は、北杜市高根町箕輪新町60番地となります。

なお、公園名称については、市内外の皆さまから公募を行い、応募をいただいた名称から候補を絞り、保育園に通う子どもや保護者からの投票で最も得票が多かった、ほくともりっこパークとさせていただきました。

3の管理ですが、公園は市長が管理することを規定しております。

4の行為の禁止につきましては、公園において禁止する行為を規定しております。

5のその他必要事項として、使用の禁止又は制限と損害賠償を規定しております。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第63号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時25分といたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時24分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

なお、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

日程第28 議案第69号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

功刀企画部長。

○企画部長（功刀智之）

議案第69号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第2号）をご覧ください。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,853万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を347億6,796万8千円とするものであります。

6ページをお開きください。

はじめに、第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、8款2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業4,785万円につきましては、市道大泉谷戸47号線における護岸工事、電柱の移設工事などについて、年度内の完成が困難であること。その下の防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）1億2,808万円につきましては、市道若神子・下黒澤線の法面の修繕・補強等について、交付金の追加交付によ

る事業執行であり、年度内の完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

次に、第3表 地方債補正であります。

追加といたしまして、デジタル活用推進事業債を計上することとし、その限度額を710万円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

変更といたしまして、合併特例事業債を470万円増額し限度額を10億9,290万円とし、過疎対策事業債を580万円増額し限度額を8億3,380万円とし、公共事業等債を5,420万円増額し限度額を4億840万円とし、地域活性化事業債を480万円増額し限度額を4,330万円とし、緊急自然災害防止対策事業債を6,110万円増額し限度額を2億9,380万円とし、変更後の額の計を35億7,410万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず、11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を666万6千円増額し、補正後の額を101億9,380万5千円とするものであります。

15款2項国庫補助金9,567万4千円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金および社会資本整備総合交付金であります。

16款2項県補助金1,067万3千円の増額は、やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金や林道の整備に係る地方創生道整備推進交付金などであります。

19款2項基金繰入金2,741万5千円の増額は、中山間地域等農業生産活動物価高騰支援給付金給付事業に充当する財政調整基金の増額、防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）などに充当する公共施設整備基金の増額、KAITEKI住宅普及促進事業費補助金などに充当する森林環境譲与税基金や、ふるさと応援基金の増額を合算したものであります。

22款1項市債1億3,770万円の増額は、小淵沢町デイサービスセンター空調設備改修工事に充当する合併特例事業債の増額、林道新設改良事業に充当する過疎対策事業債の増額、防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）などの国の補助事業に充当する公共事業等債の増額、県単特産農産物生産支援整備事業に充当する地域活性化事業債の増額、市単道路新設改良費に充当する緊急自然災害防止対策事業債の増額、当初予算で計上していた小学校電子黒板更新整備から合併特例事業債を減額し、デジタル活用推進事業債を増額したものを合算したものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

次に、歳出であります。

2款1項総務管理費942万円の増額は、市役所本庁舎の整備に関する今後の方針等を検討するにあたり、市民の意見やニーズを把握するための市民アンケート調査業務および本庁舎整備検討委員会に係る支援業務を委託する新庁舎建設推進事業や、KAITEKI住宅普及促進事業費補助金のうち、高断熱・高気密の住宅や一定の年齢要件を満たした子育て加算分の補助金であります。

3款1項社会福祉費2,520万4千円の増額は、介護予防のための補聴器購入費補助金や小淵沢町デイサービスセンター空調設備改修工事であります。

同款2項児童福祉費52万3千円の増額は、物価高騰の影響を受ける私立保育所等に、公立

保育園と同様に北杜市産の安全で良質な栄養価の高い米を提供することにより、郷土愛を育むとともに、健康な体づくりに取り組むための私立保育所等給食用特別栽培米購入費補助金であります。

4款1項保健衛生費80万円の増額は、KAITEKI住宅普及促進事業費補助金のうち、ゼロエネルギー性能の機能を持つ住宅への補助であります。

6款1項農業費3,854万5千円の増額は、燃料・資材等の高騰による影響を受けている中山間地域等農業生産活動の支援を行う中山間地域等農業生産活動物価高騰支援給付事業や国の地域活性化企業人制度を活用した民間企業等からの人材派遣を行う地域活性化企業人事業、農業用水路の改修を行う県単特産農産物生産支援整備事業であります。

同款2項林業費1,475万円の増額は、林道新設改良事業や、KAITEKI住宅普及促進事業費補助金のうち、県産材や木材を一定量使用する住宅への補助金であります。

8款2項道路橋梁費1億8,879万円の増額は、市単道路新設改良事業や防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）であります。

最後に、9款1項消防費50万円の増額は、居住する住宅の家具転倒防止器具の購入費に対する家具転倒防止器具購入費補助金であります。

以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第29 議案第70号 令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題
といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

議案第70号 令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説
明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ959万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億4,
631万8千円とするものであります。

内容をご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

3款1項国庫補助金809万6千円の増額につきましては、子ども・子育て支援事業費補助
金、7款1項繰越金150万3千円の増額につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります。

4ページ、5ページをお開きください。

1款2項徴税費809万6千円の増額は、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う国民健康
保険業務に係るシステム改修費であります。

9款1項償還金及び還付加算金150万3千円の増額は、令和6年度事業の確定に伴う国・
県等への返還金であります。

説明は、以上となります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委
員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第30 議案第71号 令和7年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

議案第71号 令和7年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ242万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億5,483万8千円とするものであります。

内容をご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

6款1項国庫補助金242万6千円の増額につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金であります。

次に、歳出であります。

4ページ、5ページをお開きください。

1款2項徴収費242万6千円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う後期高齢者医療業務に係るシステム改修費であります。

説明は、以上となります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第31 議案第72号 令和7年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

内容説明を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福保健部長（小尾正人）

議案第72号 令和7年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,339万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,498万7千円とするものであります。

内容をご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

8款1項繰越金2,339万6千円の増額につきましては、令和6年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります。

4ページ、5ページをお開きください。

9款1項償還金及び還付加算金2,339万6千円の増額につきましては、令和6年度介護保険給付費交付金、地域支援事業交付金の額の確定に伴う国・県等への返還金であります。

説明は、以上となります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第32 議案第76号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第76号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正予算は、ふるさと交流施設すたま自然健康村増富の湯整備事業について、一般競争入札に付したものとの不調となり、今後、建設コストの増額が想定されることから、当初予算において設定した継続費を変更する必要があること。また、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金が先月29日に交付決定されたことに伴い、白州体育館敷地内サンドグラウンド整備事業について、早期に執行が必要なことから事業費を計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は2,250万9千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ347億9,047万7千円となります。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願いを申し上げます。

○議長（大芝正和）

内容説明を担当部長に求めます。

刃刀企画部長。

○企画部長（刃刀智之）

議案第76号 令和7年度北杜市一般会計補正予算（第3号）をご覧ください。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,250万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を347億9,047万7千円とするものであります。

6ページをお開きください。

はじめに、第2表 継続費補正であります。

変更としまして、7款1項商工費、ふるさと交流施設すたま自然健康村増富の湯整備事業について、令和7年度当初予算で設定した補正前額、総額4億7,085万5千円を3,749万9千円増額し、補正後額、総額5億835万4千円とし、年割額については、令和7年度年割額に1,500万円増額し2億334万2千円に、令和8年度年割額に2,249万9千円増額し3億501万2千円とするものであります。

次に、第3表 地方債補正であります。

追加としまして、一般補助施設整備等事業債を計上することとし、その限度額を940万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正予算についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず、11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を185万5千円増額し、補正後の額を101億9,566万円とするものであります。

15款2項国庫補助金1,125万4千円の増額は、地方創生スポーツ・共生社会推進事業や白州体育館敷地内サンドグラウンド整備事業に充当する新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代）であります。

22款1項市債940万円の増額は、白州体育館敷地内サンドグラウンド整備事業に充当する一般補助施設整備等事業債であります。

次に、4ページ、5ページの歳出であります。

10款5項保健体育費2,250万9千円の増額は、スポーツ・パラスポーツの推進や周辺施設と連携した共生社会推進イベントなどを展開し、交流人口の拡大を図る地方創生スポーツ・共生社会推進事業や国民スポーツ大会などの大規模な公式大会の開催や合宿等の誘致などが行える施設として整備を行う白州体育館敷地内サンドグラウンド整備事業であります。

以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により、委

員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第33 発議第4号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員会委員長、進藤正文議員から提案理由の説明を求めます。
進藤正文議員。

○総務常任委員長（進藤正文）

発議第4号

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 進藤正文

ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

令和6年度の消費者庁による食品表示に関する消費者意向調査報告によると、ゲノム編集技術応用食品について、「どのようなものか知らない」と答えた人が93パーセントに上っている。また、ゲノム編集技術応用食品について、「表示はある方が望ましい」が14.1パーセント、「必ず表示してほしい」の44.3パーセントと合わせると58.4パーセントの人が表示を求めている。

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術であり、わが国においては、この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「遺伝子組み換え」となり、食品表示基準で表示が義務づけられている。

一方、外来遺伝子が残っていない場合は、自然界で起こる範囲内の変異を起こしたものであるとして「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はない。

日本では2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されており、そのうちのいくつかはすでに市場で流通している。

これらの食品は、内閣府食品安全委員会における安全性審査を不要として食品表示基準の表示対象外となっており、現在、流通等に先立って国への届出をした上で情報が公表されるが、法的規制がないため情報提供は事業者の任意となっている。

一方、消費者基本法第2条の基本理念には、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、また、第3条の国の責務には、基本理念にのっとり、消費者政策を推進するよう国の責務が定められている。

以上のことから、国においては消費者基本法の理念に沿って、更なる流通実態や諸外国の表示制度の研究等の情報収集を積み重ねること、健康への影響や生態系・環境面への懸念に対し、消費者に必要な情報の提供が望まれる。

消費者がゲノム編集食品と認識し自ら消費を選択できるよう、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示の義務化が必要と考え意見書を提出するものである。

ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書（案）

令和6年度の消費者庁による食品表示に関する消費者意向調査報告によると、ゲノム編集技術応用食品について、「どのようなものか知らない」と答えた人が93パーセントに上っています。また、ゲノム編集技術応用食品について、「表示はある方が望ましい」が14.1パーセント、「必ず表示してほしい」の44.3パーセントと合わせると58.4パーセントの人が表示を求めています。

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術であり、わが国においては、この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「遺伝子組み換え」となり、食品表示基準での表示が義務づけられています。

一方、外来遺伝子が残っていない場合は、自然界で起こる範囲内の変異を起こしたものであるとして「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はありません。

国内では2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されており、そのうちのいくつかはすでに市場に流通しています。

これらの食品は、内閣府食品安全委員会における安全性審査を不要として食品表示基準の表示対象外となっており、現在、流通等に先立って国への届出をした上で情報が公表されますが、法的規制がないため情報提供は事業者の任意となっています。

一方、消費者基本法第2条の基本理念には、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、また、第3条の国の責務には、基本理念にのっとり、消費者政策を推進するよう国の責務が定められています。

以上のことから、国においては消費者基本法の理念に沿って、更なる流通実態や諸外国の表示制度の研究等の情報収集を積み重ねること、健康への影響や生態系・環境面への懸念に対し、消費者に必要な情報が提供されるようにしていただきたい。

消費者がゲノム編集食品と認識し、自ら消費を選択できるよう、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示の義務化が必要と考えこれを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北杜市議会議長 大芝正和

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

農林水産大臣

消費者庁長官

以上であります。

○議長（大芝正和）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに反対の発言を許します。

（なし）

次に、賛成の発言を許します。

12番、秋山議員。

○12番議員（秋山真一）

発議第4号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出に賛成の立場から討論いたします。

平穏な生活が過ごせている日本においても賃金格差は広がり、食料自給率は低く、農水産関連の労働人口は減り、物価高騰はスピードを増し、必要な物を買いそろえることが困難な方がいます。

世界を見れば、急激な気候変動、多発する自然災害、社会情勢の不安定化、無秩序な破壊と殺戮が繰り返され、食料難、栄養失調など、今このときも多くの命が失われています。

このような痛ましい状況を開拓するためにも、今回、議題に上がっているゲノム編集技術を活用すべきと考えます。

これまで品種改良と称し、人為的に長い年月をかけ遺伝子操作を行ってきましたが、それでは間に合わぬほど状況変化のスピードは加速しています。

現在、私たちが食べているお米のルーツが、約100年前の冷害の年、たった3本だけ実った突然変異種であるとも言われますが、そのような偶然や奇跡を待っている時間はありません。

時間をかけず意図する効果を出せるゲノム編集技術により、高栄養価で均一な品種、様々な環境に適合できる品種、病気や害虫に強い品種、収穫量が多く安価な品種などがいち早く開発されることによって、多くの命や難しい課題を克服することができます。

あと数年でゲノム編集された食材が数多く店先に並び、その技術は食材だけではなくバイオ

プラスチックなどの生活物資、植物性油を原料としたエネルギー、医薬品やサプリメントなどにも活用されていくでしょう。

しかし、このような新しい技術に懐疑的・否定的な方がいることは当然のことと思います。食生の多様化、安全性の追求など、個々の考えは尊重されるべきなので、選択できるよう表示を記すことは推進すべきものと考えます。

これまで新しい技術を自ら受け入れ体験することで、安全性、機能性、効果を検証し、スタンダード化させてきた先駆者がいたからこそ、われわれの生活レベルは向上し、経済も発展し、裕福な時代に変わったことを忘れてはなりません。

この先駆者たちの新たな指標として、今回の表示が確立されることを期待し、発議第4号 ゲノム編集食品の表示の義務化を国に求める意見書の提出に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

討論を終結いたします。

これから発議第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第34 発議第5号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります文教厚生常任委員会委員長、神田正人議員から提案理由の説明を求めます。
神田正人議員。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

発議第5号

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 神田正人

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や人材不足など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

また、2021年の法改正により学級編制標準は、小学校では2025年度までに35人に引き下げる、中学校では2026年度から引き下げる方針が示されているが、きめ細かい教

育活動を進めるためには、さらなる学級編制基準の引き下げや少人数学級の実現が必要であり、子どもたちのゆたかな学びの保障や教職員の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善とともに、次期学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減による「カリキュラム・オーバーロード」の改善が不可欠である。

本市では、特色である「原っぱ教育」の推進により、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に据え、主体的な学び、豊かな感性、思いやりの心、郷土を愛する心を育む教育を積極的に展開しているところである。

また、障がいや外国にルーツがあるほか、不登校及び不登校傾向にある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちが増えている中、様々な任用形態による人材確保は、教職員の働き方改革や子どもたちの豊かな教育の実現に大きく寄与するものである。

一方、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を講じている地方公共団体（以下「自治体」という。）も多く、自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

子どもたちのゆたかな学びを保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも国庫負担割合を2分の1へ復元することが必要である。

こうした観点から、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分認識され、自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう強く要請するため意見書を提出するものである。

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や人材不足など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、2021年の法改正により、学級編制標準は、小学校では2025年度までに35人に引き下げられ、中学校では2026年度から引き下げられる方針が示されており、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制基準の引き下げや少人数学級の実現が必要であり、子どもたちのゆたかな学びの保障や教職員の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善とともに、次期学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減による「カリキュラム・オーバーロード」の改善が不可欠であります。

本市では、特色である「原っぱ教育」の推進により、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に据え、主体的な学び、豊かな感性、思いやりの心、郷土を愛する心を育む教育を積極的に展開しているところであります。

また、障がいや外国にルーツがあるほか、不登校及び不登校傾向にある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちが増えている中、様々な任用形態による人材確保は、教職員の働き方改革や子どもたちの豊かな教育の実現に大きく寄与するものであります。

一方、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を講じている地方公共団体（以下「自治体」という。）も多く、自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。

子どもたちのゆたかな学びを保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも国庫負担割合を2分の1へ復元することが必要であります。

こうした観点から、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分認識され、自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられることを強く要請いたします。

1. 中学校の学級編制基準の引き下げに当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質な増員で行うこと。
 1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。
 1. 教職員の働き方改革はもとより、子どもたちのゆたかな学びの保障のために、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選を行うこと。
 1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北杜市議会議長 大芝正和

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上であります。

○議長（大芝正和）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第35 発議第6号 水道管路更新・耐震化に関する国との更なる財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長、秋山俊和議員から提案理由の説明を求めます。

秋山俊和議員。

○北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員長（秋山俊和）

発議第6号

令和7年9月30日

北杜市議会議長 大芝正和様

北杜市水道事業給水条例にかかる特別委員会委員長 秋山俊和
水道管路更新・耐震化に関する国との更なる財政支援を求める意見書の提出について
地方自治法第109条第7項及び北杜市議会議規則第14条第2項の規定により別紙のと
おり提出する。

提案理由

北杜市は約603km²という広大な面積の中、標高約500mから1,400mに至るまでの広く集落が散在し、そこに人口約45,000人を抱えるという行政効率の悪い自治体である。水道事業に関しては、河川をはじめ湧水や深井戸、大門・塩川という2つのダムを水源とし、約1,353kmの長大な上水管路を効率的に運用しながら、住民の福祉維持に努めてきた。しかし、管路を現状のペースで更新した場合、全ての整備に数百年を要するという深刻な状況下におかれている。今後も人口減少が予測される中、受益者負担は増加の一途を辿り、住民生活に多大な影響を与えることが予想される。

このような中で、水道事業の安定的経営を確保し、住民に安全な水を将来にわたって供給し続けるため、水道管路更新に対する国による強力な財政支援を求めるものである。

水道管路更新・耐震化に関する国との更なる財政支援を求める意見書（案）

安全で良質な水道水を安定的に供給することは、住民福祉の増進を担う地方自治体において極めて重要な責務であり、日常生活や企業活動に不可欠な基盤となります。北杜市はこれまで水道事業の一本化をはじめ、外部委託や効率的な事業推進のための計画策定などにより、住民に過度な負担を強いることなく水道事業の効率化に努め、経営健全化に向けて最大限の努力を重ねてきました。しかしながら、近年の人口減少に伴う給水収益の減少や、施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大により、水道事業を取り巻く経営環境は極めて厳しいものとなっています。

北杜市は約603km²という広大な面積の中、標高約500mから1,400mに至るまで広く集落が散在し、そこに人口約45,000人を抱えるという行政効率の悪い自治体であります。水道事業に関しては、河川をはじめ湧水や深井戸、大門・塩川という2つのダムを水源とし、約1,353kmの長大な上水管路を効率的に運用しながら、住民の福祉維持に努めてきました。しかしその管路を現状のペースで更新した場合、全ての整備に数百年を要するという深

刻な状況下におかれています。今後も人口減少が予測される中、受益者負担は増加の一途を辿り、住民生活に多大な影響を与え続けることが予想されます。

全国の自治体で、水道管の老朽化による破損や漏水が多発しており、また、能登半島地震においては、水道管路の早期耐震化の重要性が再認識されました。それを起因とする国による防災・安全交付金の拡充は、本市の管路の耐震化加速の一助となっております。しかし、それをしてても現在の耐震化率は約13パーセントであり、安定したインフラ確保には程遠い現実となっています。

このような中で水道事業の安定的経営を確保し、住民に安全な水を将来にわたって供給し続けるためには、水道管路更新に対する国による強力な財政支援が不可欠であります。

よって、国においては水道事業の健全な経営を実現するため、次の事項を強く要望いたします。

1. 中山間地域における実情を加味した、管路更新に関わる補助制度を創設すること。
2. 水道事業の安定的経営のため、起債に係る公的資金枠の拡充や償還条件の緩和を行うとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を見直し、地方の実情に応じた新たな財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

北杜市議会議長 大芝正和

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

○議長（大芝正和）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対ですか。

○4番議員（飛矢崎雅也）

賛成です。

○議長（大芝正和）

ほかにいらっしゃいますか。

（なし）

4番、飛矢崎議員。

○4番議員（飛矢崎雅也）

本日は、水道管路更新・耐震化に関わる国の更なる財政支援を求める意見書（案）について、賛成の立場から採択を訴えます。

まず、結論を申し上げます。

私たちの毎日の暮らしに欠かせない水道を将来にわたって安全に使い続けるためには、北杜市一自治体だけの努力では限界があり、国の大いな支援がどうしても必要です。

本意見書は、その要請を国に行うものであり、私は強く賛成します。なぜなら、次の3つの理由があるからです。

第1に、費用負担の仕組みの公平性です。

水道管の交換・耐震化は、将来の世代も使うインフラへの投資であり、本来は長期の公債や資本的支出で負担を分散していくのが公平です。

上下水道局は、老朽化対策を理由に料金の一斉引き上げを提案しましたが、これを全て現在の利用者の料金で賄うと負担が一度に集中してしまいます。これは、水道料金収入で老朽管路更新費用を賄う仕組みの構造的問題を浮き彫りにしています。

将来にわたる便益を現在だけの料金で賄うのではなく、起債や国の補助を活用して世代間の負担を平準化すべきです。

地方公営企業では、老朽管等、将来世代も使う施設の整備費は、公債発行による資本的収支で負担するのが一般的です。

作新学院大学名誉教授の太田正氏も「水がない場所に人は住めない。将来世代も利用する施設の更新費を現在の利用者だけに負わせていいのか。自治体任せにせず、国の責任として基礎インフラは支えるべきだ。」と指摘しています。

第2に、管路の老朽化と更新の遅れが全国的な問題であることです。

全国では、法定耐用年数40年を超えた水道管が増加しており、近年の統計でも約2割前後の管路が寿命を超えています。

また、更新の進み具合は非常に遅く、現状のままでは全ての管を更新するのに長い年数かかると試算されています。

こうした全国的な事情は、北杜市のような広域で山間地の多い自治体にとっても人ごとではありません。国の支援を得て更新を加速しなければ、漏水や断水、災害時の被害が拡大するおそれがあります。

第3に、国の支援の機運が高まっていることです。

実際、国土交通省は令和7年度当初予算の概算要求において、上下水道管路の老朽化対策を重点的に支援すると明示し、大口径管路の更新や多重化工事などを推進する方針を打ち出しました。

また、8月25日付け山梨日日新聞でも報道されたとおり、国土交通省は、老朽化した上下水道管の更新工事を行う自治体への補助金を2026年度に拡充する方針を固めています。これら国の取り組みは、本市が求める支援の方向性とも合致しており、国の補助が増えるタイミングを捉え、本市としても有効に活用できるよう要請することは極めて合理的です。

よって、本意見書（案）に掲げる要望事項は妥当かつ緊要です。

まず、中山間地域を多く抱える実情を踏まえた管路更新の補助制度創設は、過疎傾斜地を多く抱える北杜市にとって喫緊の課題です。また、水道事業の安定的経営を支えるためには、起

債権の拡大や償還条件の緩和による資金調達支援、さらに地方公営企業繰出金の基準見直しなど、地方の実情に応じた財政措置の見直しが必要です。

国の補助充実と地方負担軽減措置が実現すれば、更新加速と財政健全化の両立が可能となり、住民生活への過度な負担増加を抑制できます。

水道インフラは、現代だけでなく未来も恩恵を受ける公共財である以上、その更新費用を次代にも引き継がせる仕組みづくりは欠かせません。

以上の理由から、私は本意見書（案）に賛成し、採択を強く求めます。

○議長（大芝正和）

討論を終結いたします。

これから発議第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第36 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元にあるとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は、議長に一任をお願いしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生じる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第37 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元にあります申出書のとおり、所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおり決定することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は全て終了いたしました。

9月2日に開会された本定例会は、決算特別委員会および水道事業給水条例にかかる特別委員会におきましても、議員各位には丁寧なご審議をいただき、また市当局の皆さんには丁寧なご回答、ご説明をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

令和　年　月　日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長　　進　藤　　聰
議　会　書　記　　跡　部　秀　之